

日本財団助成 自治体との連携による障害者・認知症高齢者等の
意思決定支援モデル事業（略称：意思決定支援モデルプロジェクト）

令和6年度 第2回全体委員会

日時：令和7年3月25日（火）13：00～15：00

会場：豊田市福祉センター ※オンライン（zoom）併用

議 事 次 第

1. 開会

- 資料確認
 - 熊田委員長あいさつ
 - 本日の出欠状況
- } 5分（13:00～13:05）

2. 議事

（1）令和6年度のプロジェクト進捗状況等

- 「豊田市地域生活意思決定支援事業」 の進捗（報告）
- 各ワーキング・グループの進捗（報告）
- 意見交換

} 30分
（13:05～13:35）

（2）令和6年度のシンポジウムの実施結果

- 報告
- 意見交換

} 20分
（13:35～13:55）

（3）3年間の取組成果報告及び今後の展開

- 説明
- 意見交換

} 60分
（13:55～14:55）

3. その他

資 料

- 1-1 全体委員会名簿
- 1-2 座席表
- 2 説明資料
- 3 令和6年度第1回全体委員会議事録

参考資料

- 1 アドボケイト WG 提供資料
- 2 評価 WG 提供資料
- 3 令和6年度シンポジウム資料
- 4 フォロワーブックサンプル

2024年度 日本財団助成 自治体との連携による障害者・認知症高齢者等の
意思決定支援モデル事業（略称：意思決定支援モデルプロジェクト）

意思決定支援モデルプロジェクト全体委員会

全体委員会 委員名簿

氏名	所属
大地 裕介	豊田市成年後見支援センター長／豊田市社会福祉協議会くらし応援副課長
木本 光宜	特定非営利活動法人ユートピア若宮 理事長
◎熊田 均	愛知県弁護士会／熊田法律事務所弁護士
阪田 征彦	障がい者支援施設むもん 施設長
中根 成寿	株式会社SMIRING 代表取締役
長坂 俊成	立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科教授
長澤 幸祐	愛知県弁護士会／長澤幸祐法律事務所 所長
永田 祐	同志社大学 社会学部 教授
○名川 勝	一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク 代表理事
三井 克哉	特別養護老人ホームくらがいけ 施設長
水谷 晶子	市民代表
枡方 瑞恵	日本財団公益事業部国内事業開発チーム・チームリーダー
山下 陽子	愛知県弁護士会／今池法律事務所弁護士

（50音順、敬称略。◎は委員長、○は委員長代理。）

事務局兼委員

氏名	所属
畠中 尚範	豊田市 よりそい支援課 総合調整担当長
水島 俊彦	一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク 副代表理事
森地 徹	一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク 理事・事務局長

（50音順、敬称略。）

オブザーバー（予定）

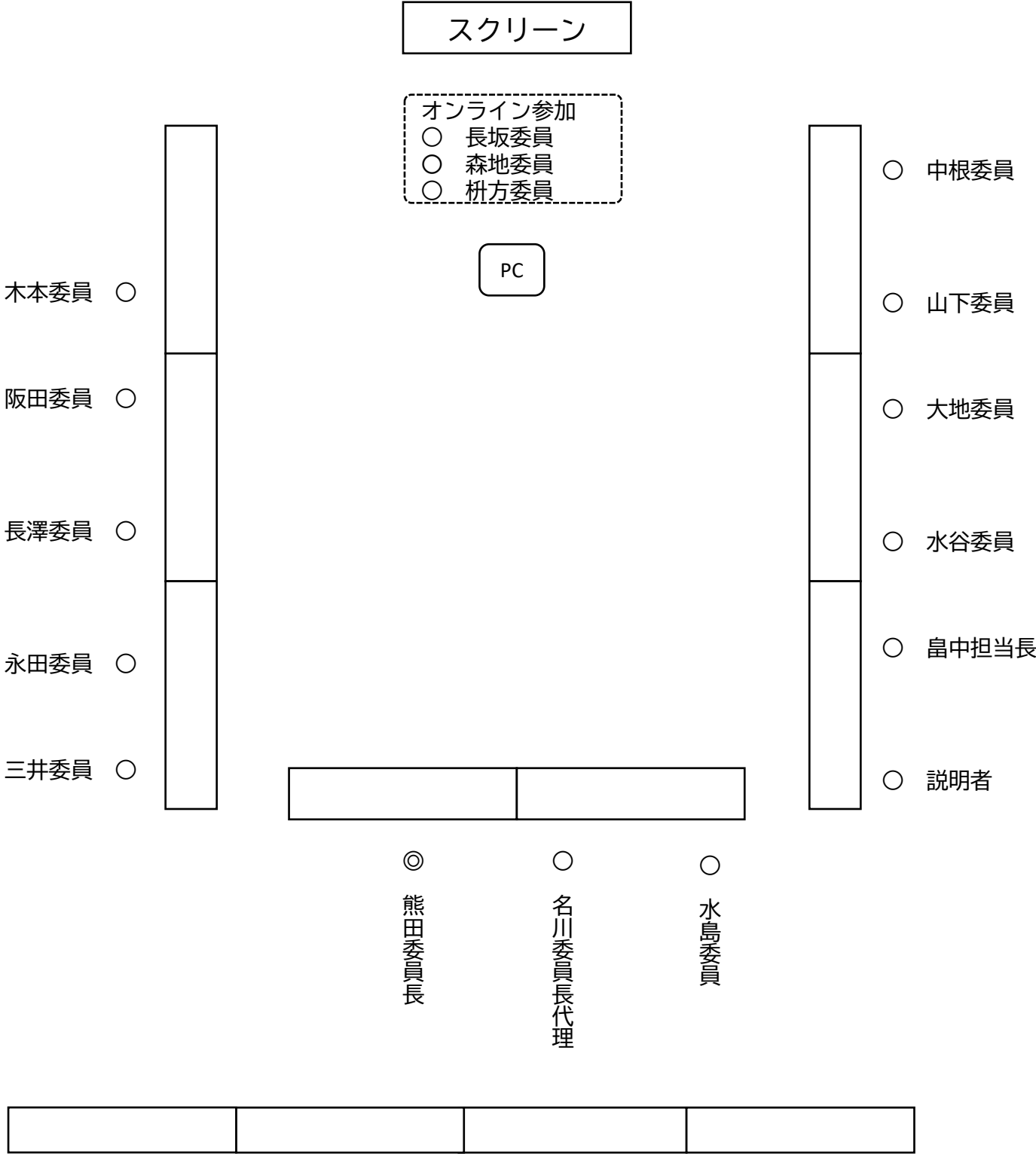
公益財団法人日本財団

一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク（SDM-Japan）

文京区社会福祉協議会

意思決定支援モデルプロジェクト 令和6年度第2回全体委員会
座席図

日時：令和7年3月25日（火）13時～
場所：豊田市福祉センター 介護予防室



傍聴席

第2回 意思決定支援モデルプロジェクト 全体委員会 会議資料

令和7年3月25日
意思決定支援モデルプロジェクトチーム

- 会議では「〇〇さん」と呼び合いましょう（「先生」等は禁止です）。
- 「ご本人」中心で考えましょう。
- 「専門用語」は、わかりやすく言い換えましょう。
 - ・ 分かりにくい用語は、いつでも何度でも確認、質問してください。
 - ・ わかりやすさの標準レベルは、「中学生が聞いてもわかるくらい」とします。
- 1回につき3分以内で発言するようにしましょう。
 - ・ 時間を超えた場合には委員長より調整させていただくことがあります。
- 委員全員が発言できるようにお互いに考えましょう。
 - ・ 合理的配慮が必要な場合にはお申し出ください。
 - ・ 記録用にZoomで録画しますので、予め御了承ください。

- 1 令和6年度のプロジェクト進捗状況等
- 2 令和6年度のシンポジウムの実施結果
- 3 3年間の取組成果報告及び今後の展開

1 令和6年度のプロジェクト進捗状況等について

（１）「豊田市地域生活意思決定支援事業」の進捗状況について

令和4（2022）年度

試行の枠組みづくり

- 意思決定フォロワー、生活基盤サービス事業者、権利擁護支援委員会の役割整理
- 試行要綱、様式等の作成

試行（モデルケース）の開始

- 高齢者＋特別養護老人ホームのモデルケース
- 障がい者＋共同生活援助のモデルケース
- 2件ともフォロワーは市民後見人養成講座修了生

令和5（2023）年度

仕組みの成熟化

- 意思決定フォロワーの育成・活動支援の定例化
- 日常的な金銭管理の範囲及び透明性が確保できる管理の仕方の検討継続
- 利用増にも対応できる事務フローの整理

試行パターンの増加

- モデルケースのパターン増を進める。
- これにより、本事業を利用することで、地域生活課題の解決や、生活の質の向上が可能となる対象者像の整理を進める。

令和6（2024）年度

事業の継続

- 意思決定フォロワーの育成・活動支援の継続
- 生活基盤サービス事業者にもフォロワー活動の理解を深めるための講座の実施
- 本人の意思に基づいた金銭管理がなされているかの金銭管理監督と監督様式の見直し。
- 事業継続のための仕組みづくり

試行パターンの増加

- 引続きモデルケースのパターン増を進める。
(生活基盤サービス事業者による金銭管理の行われていない困窮ケースの試行を検討。)
- 事業対象者像の整理を進める。

※参考 令和7年3月末時点のモデルケース分類

【開始時期】	生活基盤サービス事業者	年齢	障がい等			居所の状況		環境変化あり	後見制度利用あり
			高齢者	知的障がい	精神障がい	在宅	施設等		
ケース① 【R4.12～】	特別養護老人ホーム	70代	○				○		
ケース② 【R4.12～】	本人が元々利用していたグループホーム	50代		○		○		○ グループホームから一人暮らしへの移行	
ケース③ 【R6.1～】	特別養護老人ホーム	80代	○				○	○ 在宅から施設入所への移行	
ケース④ 【R6.9～】	生活介護	60代	○	○		○		○ 障がい福祉サービスから介護保険サービスへの移行	○ 保佐人
ケース⑤ 【R6.1～】	小規模多機能型居宅介護	70代	○		○	○			○ 後見人
ケース⑥ 【R6.3～】	グループホーム	30代		○			○		○ 親族後見人
ケース⑦ 【R6.6～】	小規模多機能型居宅介護	40代		○			○		○ 親族保佐人 専門職保佐人

	ケース①：身寄りなし高齢者の入所調整ケース	ケース②：グループホームから1人暮らしへの移行後も障がいサービス事業所が金銭管理支援に関わるケース
本人の概要・支援体制	 70代女性・入所要介護5	 50代女性・在宅知的障がい(療育B) 障がい支援区分2
事業導入のきっかけ	○ 収入が少なく本人の自由になるお金が少ない方。本人も自由になるお金が少ないことを自覚しており、ほしいものなどがあっても遠慮してしまい自分からの意思表示は難しい状況。事業を利用することで本人の意思を知ることができるとよいと思い利用に至った。	○ グループホームから1人暮らしとなることが決まっていた方。自立度は高かったが環境の変化により本人がストレスを抱えるのではないかと考えられた。本事業を利用することで支援者でない立場の人が話を聞いてくれることで本人の負担軽減等になるのではないかと考え事業利用に至った。
経過概要	○ 「お団子が好きで食べたい」との会話をし、その後フォロワーが後押しすることで、本人が事業者に「お団子を食べたい」と伝えることができた。 ○ はじめはお祭りを見に行くのを諦めていた本人が、フォロワーと買い物の外出を経験をすることで、「お祭りに行きたい」と事業者に伝えることができた。 ○ 翌年のお祭りの時期には、即、事業者に思いを伝えることができた。	○ 以前から頭痛に悩んでいた本人が、フォロワーと悩みを共有して、フォロワーが後押しをすることで、本人が手術することを医師に伝えることができた。 ○ 事業者への思いを、本人(フォロワー同席)、事業者、施設長との話し合いの中で、事業者に直接伝えることができた。友人との関係に悩んだときは自ら友人に伝えることができた。(フォロワー同席なし)
事業導入での変化	○ フォロワー訪問がきっかけであるという自覚は持てないまでも、意思を伝えることをあきらめていた本人が支援者(事業者)に意思を伝えることができるようになった。	○ 自分の思いを他者に伝えることができるようになり、本人の自信につながった。自分自身のことを自分で決めることができるようになった。事業終了を考える対象者の整理。
次年度以降	○ フォロワーによるコミュニティフレンド訪問(不定期)の予定	○ フォロワーによるコミュニティフレンド訪問(月1回程度) ○ フォロワー卒業後5カ月経過。思いの表出はできている。本人の思いを受け止めようとする周囲の環境も継続。

ケース③：身寄りなし高齢者の入所調整ケース

本人の概要・支援体制



事業導入のきっかけ

- 夫との2人暮らしであったが、夫が自宅で急死。本人も弱った状況であった。判断能力が不安定であった本人へ事業者、行政が立ち合い、丁寧な説明を実施したことで本人の理解が得られ、介護保険サービス契約を開始。
- 遠慮がちな性格に加え環境の変化もあり他者に意思を伝えることが難かった。本人らしい生活ができるよう本事業の利用に至った。

経過概要

- 長野に行きたいことや、お墓参りの話題など何気ない話をするようになったところで、入退院を繰り返してしまい、フォロワーとの関係が築きにくい。

事業導入での変化

- 病状の不安定さがあることで意思表示ができるまでに時間がかかったが、少しずつ意思表示ができるようになった。

次年度以降

-

ケース④：「障がいから介護保険サービス移行問題」への対応＋保佐人の役割検討ケース

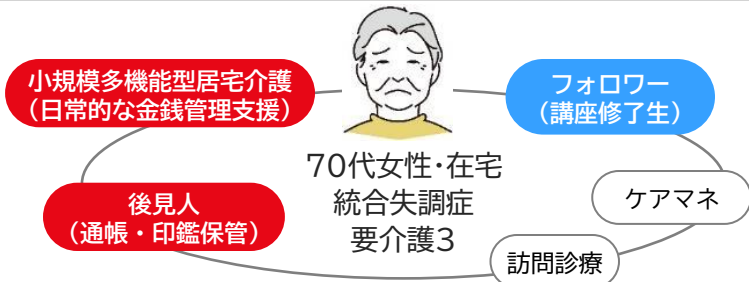


- 65歳となり介護保険サービスに移行となるという説明を受けた際、本人は今の障がいサービスを利用し続けたいとの気持ちを周囲へ伝えることができなかった。のちに障がいサービス事業所へは気持ちを伝えしたが、支援者ではない立場の人に気持ちを伝えることができるとよいのではないかとわれ、本事業利用に至った。

- フォロワーの受け入れよく会話はされている。

- 大きな変化なし。

- 豊田市社会福祉協議会 結(ゆい)サポート～くらし安心事業～への引継ぎ

	ケース⑤：本人の希望に基づく生活の充実検討 ＋成年後見人の役割検討ケース	ケース⑥：将来身寄りを頼ることができなくなる 「親亡き後」への準備検討ケース
本人の概要・支援体制	 70代女性・在宅 統合失調症 要介護3	 30代男性・グループホーム 知的障がい(療育A) 障がい支援区分6
事業導入のきっかけ	○ ゴミ出しもせず不衛生な環境・身なりで生活をしていた人。これまで一般的に必要なことであっても本人は受け入れることができていなかった。本人の価値観を尊重することができるよう本事業の利用に至った。	○ 現在は、親が生活用品を購入し届けている。親が元気なうちから、意思決定フォロワーが関わることで、これまで親が確認してきた本人の希望や価値、選好などを引き継ぐことができることを期待。親の意向により本事業利用に至った。
経過概要	○ 現在は、金銭管理を成年後見人、生活全般の支援を小規模多機能型居宅介護を利用して、在宅で生活している。 ○ お金の使い道にこだわりがあり、栄養バランスの高い配食サービスや夏季や冬季に冷暖房設備がある施設へのショートステイを勧めるが、「お金がかかるからいらない」と言って拒否。また、新しいものは受け入れられない性格で、自宅に布団は無く、お気に入りの介護用品以外は使わない。 ○ 令和6年1月フォロワー面談開始するが、3月頃からは本人の拒絶が見られていた。	○ 現在は、グループホームに入居し、日中は同社会福祉法人が経営する生活介護を利用して過ごしている。 ○ ジュースやお菓子を買うためのお小遣いは、社会福祉法人に預けている。 ○ 一方で、歯ブラシ・歯磨き粉、髭剃り、下着、靴下、洋服などの生活用品は、不足が生じた場合、グループホームから親に連絡が入り、親が購入したりして届けている。
事業導入での変化	○ 一部不適切と思われるケアが見受けられたが、関係性の乱用への牽制ができていた。 ○ 拒絶的な本人であるが、赤の事業所とは異なるフォロワーの存在を少しずつ受け入れ始めていた。	○ フォロワーの存在を認識し、名前を呼ぶまでになった。
次年度以降	○ フォロワーによるコミュニティフレンド訪問(月1回程度)の予定	○ フォロワーによるコミュニティフレンド訪問(月1回程度)の予定

	ケース⑦：本人の希望に基づく生活の充実検討+保佐人の役割検討ケース
本人の概要・支援体制	 小規模多機能型居宅介護 (日常的な金銭管理支援) 40代男性・在宅 身体障がい・知的障がい(療育C) 要介護5(2号認定) 保佐人 (通帳・印鑑保管) フォロワー (講座修了生) 叔父 (保佐人)
事業導入のきっかけ	○ これまで一緒に暮らしていた兄と別々で暮らすことになり、本人の意欲の低下が見られたことや、本人のお金の使い道や住まいなどこの先を自分で考えていくことができるよう、本事業の利用に至った。
経過概要	○ 父と兄(療育B)で自宅で3人暮らしであったが、父の他界により相続が発生し、成年後見制度(保佐・司法書士と叔父の複数受任)を利用。 ○ その後、兄と2人暮らしであったが、自宅で弱った状況であったため、ショートステイで安定を図ることに。 ○ 現在、体調は回復したが、日常生活全般に介助が必要なことから、ショートステイを継続し、小規模多機能居宅介護で日常生活全般を支援。
事業導入での変化	○ 本人の意思をフォロワーに伝えることができつつある。具体的には「携帯電話が欲しい。」など。
次年度以降	○ フォロワーによるコミュニティフレンド訪問(月1回程度)の予定



	年齢	本人					フォロワー
		高齢者	知的障がい	精神障がい	定期的な面会者の有無 と面会者は誰か	面会への思い	今後の本人との 関わり
ケース① 【R4. 12～】	70代	○			わからない	話しに来てほしい	コミュニティ フレンド
ケース② 【R4. 12～R6. 10】	50代		○		未確認	未確認	コミュニティ フレンド
ケース③ 【R6. 1～】	80代	○			あり 見えていないけど女の 人が来てくれている。	楽しみ	未回答
ケース④ 【R6. 9～】	60代	○	○		フォロワー	楽しい・楽しみ	次年度事業での 継続
ケース⑤ 【R6. 1～】	70代	○		○	わからない	話しに来けると嬉しい	コミュニティ フレンド
ケース⑥ 【R6. 3～】	30代		○		本人と直接話はできな かった。	—	コミュニティ フレンド
ケース⑦ 【R6. 6～】	40代		○		フォロワー	楽しい・楽しみ	コミュニティ フレンド

（２）「各WG」の進捗状況について

検討スケジュールについて（令和6年度実施分）

委員会・WGの名称	日程（候補日）
権利擁護支援委員会 （120分／回を想定・豊田市主催）	毎月第3火曜日 10時～12時 4月16日、5月21日、6月18日、7月16日、8月20日、9月17日、10月15日、 11月19日、12月17日、1月21日、2月18日、3月18日
全体委員会 （120分／回を想定・SDM-J主催）	年間2回を予定 10月15日13時30分～15時30分、 3月25日13時～15時
アドボケイトWG （120分／回を想定・SDM-J主催）	年間6回程度を予定 土曜日10時～12時 5月25日、7月13日、9月23日、 11月16日、1月11日、3月1日
評価WG （120分／回を想定・SDM-J主催）	年間6回程度を予定 原則として土曜日午後 5月11日、7月28日、9月22日、 11月17日、1月26日、3月15日

<各種イベント（予定）>

- ①事前説明会（6月29日）
- ②フォロー導入講座（10月27日（休日コース）・11月6日・11月8日（平日コース））
- ③フォロー実践講座（8月29日午後（現任者）・11月20日午後（初任者））
- ④支援者向け意思決定支援研修、スキルアップ研修（9月16日・10月19日TM、11月4日・5日PRT・PREF、**3月3日・4日オンデマンド研修収録**）
- ⑤**アドボケイト養成研修（3月2日）**
- ⑥**政策的シンポジウム（2月23日）**、権利擁護支援専門員（アドボケイト）活動等を展開

※その他、各自治体におけるフォロー制度・権利擁護支援専門員（アドボケイト担当）等派遣制度（通称：フォローシステム）の導入を進めるための検討を行う。

①アドボケイト養成カリキュラムとキャリアフローづくり【①～④】

フォロワーシステムを構築するための共通基盤である「アドボカシー」「支援付き意思決定」についての理解を図り、必要な支援スキルを身につけられるカリキュラムを想定。特にフォロワー経験者が次の段階のアドボケイトとして活動できるようなキャリア展開のイメージ形成を図る。

②セーフガードの確保及びアドボケイト機能の重要性について普及啓発するための方法の検討【③・④・⑤】

「フォロワーの立ち位置や役割、アドボケイト機能を維持するための体制の重要性を適切に伝えられる人」について、これまでの意思決定支援講座を踏まえながら、講師養成（Lv.1A）を図る方法について検討する。

③養成後のアドボケイトへの継続的支援体制に関する検討【⑤・⑥】

②①の養成カリキュラムに基づくモデル研修の実施と改善【⑥】

今後、フォロワーが増えてくる中で必要とされる、「フォロワー面談支援を効果的に行うことのできるアドボケイト（Lv.1B）」の養成研修を試行し、改善策を検討する。

アドボケイトLv.1養成カリキュラム（素案） ver.1

レベル	申込条件 ◎必須／○選択／	内容 ○既存 ☆新規	修了後にできること
レベル1A: フォロワーシステム推進員 養成講座	◎フォロワー導入・実践講座参加 ○フォロワー経験（6か月以上） ○権利擁護支援委員会での活動経験	○☆障害者権利条約と支援付き意思決定 ○意思決定支援の基礎 ○意思決定支援の入門スキル ☆フォロワーシステムの意義 ☆フォロワーブックの活用方法 ☆フォロワーシステム推進員実地研修	<u>フォロワーの役割、フォロワーシステムの機能、意思決定支援の意義を効果的に伝えるスキルが身につきます。</u>SDM-Japanが行うフォロワーシステムに関する勉強会の派遣講師等として登録し、活動に関与できます。

独立アドボケイトLv.1B フォロワー支援専門員養成カリキュラム（案）ver. 5

レベル	申込条件 ◎必須／○選択／	内容 ○既存 ☆新規	修了後にできること
レベル1B: 意思決定フォロワー支援 専門員養成講座	◎フォロワー導入・実践講座参加 ○フォロワー経験（6か月以上） ○権利擁護支援委員会での活動経験 ○障害当事者団体の活動経験等その他当事者活動従事経験	○☆障害者権利条約と支援付き意思決定 ☆フォロワーの行動指針と実践 ☆アドボカシー論（基礎） ☆フォロワーシステムの意義 ☆フォロワー支援専門員の役割と実践 ☆フォロワー支援専門員実地研修	フォロワーとの面談支援を効果的に行うためのマインドとスキルが身につきます。SDM-Japanが認定する「フォロワー支援専門員（Lv.1アドボケイト）」として登録し、専門員活動に関与することができます。

レベル1B到達までの研修イメージ（仮） ※A→Fまで3年以内（C→Fまで1年以内）に終わることを目安とする。

A	B	C	D	E	F
フォロワー導入研修	→ フォロワー実践研修	→ 専門員募集→	アドボケイト基礎研修	→ 実地基礎研修	→ 専門員登録
- 半日2日 又は - 1日研修 例：10/27 or 11/6,8	- 半日研修 例：11/20		- 1日研修	- 半年程度 ※各種研修と並行して実施することも可能とする。	

※他の地域での研修実施・単位互換も検討

- | | | | | |
|--|--|---|--|-----------|
| ①フォロワーの活動と期待される役割
②当事者の思いの疑似体験（しがらみの糸）
③研修サポーター（当事者）との協働ワーク
④障害の社会モデル | ⑤フォロワー経験交流
⑥事業者（赤）・権利擁護支援委員会（緑）との意見交換 | ⑦障害者権利条約と支援付き意思決定
⑧フォロワーの行動指針と実践
⑨アドボカシー論(基礎)
⑩フォロワーシステムの意義
⑪フォロワー支援専門員の役割と実践 | ⑫実地研修：フォロワー支援の経験者とともに、フォロワー面談・報告書作成・権利擁護支援委員会での報告等の一連の流れを理解する（OJT） | ⑮個別面談等の実施 |
|--|--|---|--|-----------|

時間	テーマ	概要	講師
9:30～ 9:40	オリエンテーション		本間
9:40～ 10:10 (30分)	フォロワーシステムが 目指すもの	・支援付き意思決定の保障とは ・支援者と支持者を分けることの重要性 （なぜ併存できないのか？） ・フォロワー活動の効果 ・支持者であり続けることの難しさとアドボケイト によるサポートの必要性	水島
10:10～ 10:30 (20分)	フォロワー支援専門員の 活動について	・フォロワー支援専門員の登録手続 ・一連の活動の流れ(フォロワー報告書の受領から 面談、報告書作成、権利擁護支援委員会での報告	水島
10分	休憩		
10:40～ 11:50 (70分)	アドボカシーの基礎	・アドボカシー／アドボケイトとは ・アドボカシーの歴史 ・アドボカシー活動の広がり ・アドボカシーの必要性、メリット ・アドボカシーの原則、行動指針 ・「やってあげる」ではいけない理由は？ ：専門職の帽子を脱ぐこと、自己覚知の重要性	堀

アドボケイト基礎研修（案ver.2） 3月2日（日）午後0時50分～4時40分

開始時間	テーマ	概要	講師
12:50～ 14:30 (100分)	障害者権利条約の基本理念と必要性について考える(チョイス&コントロール)	・「障害」って何？ ・平等、差別禁止、インクルージョン ・当事者が求めてきたこと＝経験談 ・障害者権利条約、基本法などによる裏付け(理念中心)	当事者 木本・大瀧 × 専門職 長澤・山下
	ワークショップ	上記の点について、受講者同士でディスカッションを行う(グループ分け) ・これまで行ってきたフォロワー活動、当事者活動経験などの共有	ファシリテーター、講師がグループに入る
10分	休憩		
14:40～ 16:20 (100分)	フォロワー面談の在り方(メンタリング・スーパービジョンの手法を学ぶ)	・フォロワー面談とは ・面談の流れ ・面談時の姿勢 ・面談手法	名川
	ケース検討	※これまでのフォロワー面談、権利擁護支援委員会における議論を踏まえて、具体的な論点についてグループで検討	ファシリテーター、講師がグループに入る
16:20～ 16:40	モデル研修アンケート・ヒアリング等		本間

※司会進行：本間

実地基礎研修（案）

1 専門員の標準スケジュール

- 【第1週】意思決定フォローが権利擁護支援委員会（事務局）に前月分の活動報告書を提出する。
事務局がフォロー支援専門員（専門員）に活動報告書を共有する。
- 【第2週】専門員がフォローと個別面談を行う。
面談報告書を作成し、事務局に提出
- 【第3週】権利擁護支援委員会の開催。必要に応じて専門員が出席し、委員に報告する。

2 実地基礎のイメージ（標準）

①フォローとの顔合わせ

専門員経験者とアドボケイト研修生が、フォローと顔合わせをし、専門員の役割等の説明を行うと共に今後の面談予定、方法等について協議する。

②初回フォロー面談月

- ・専門員経験者と研修生が、フォロー面談に臨む。まずは専門員経験者が主として面談を行い、研修生は補足的に質問する。また、研修生は面談記録を取る。
- ・フォロー面談終了後、専門員経験者は研修生と本日のポイントについて協議する。
- ・面談報告書については専門員経験者が主として作成し、研修生も意見を述べる。
- ・権利擁護支援委員会において、専門員経験者が報告する様子を傍聴し、事後に振り返る。

③2回目～4回目フォロー面談月

個別面談、報告書作成、権利擁護支援委員会での報告について、専門員経験者と研修生が協議しながら、少しずつ役割を研修生にシフトしていく。特に報告書については、専門員経験者が必ず研修生の起案した報告書の添削を行う。

④5回目、6回目フォロー面談月

個別面談、報告書作成、権利擁護支援委員会での報告を研修生が主として行う。

専門員経験者は、研修生の習熟状況を確認し、専門員としての基礎的なマインドとスキルが確保されていると判断した場合には、研修生に専門員記録を促し、以後は新専門員が単独で活動する。 30

- 2024年1月

たたき台を踏まえて本事業のロジックモデルの検討を行った

- 2024年3月

検討内容を踏まえて本事業のロジックモデルの確定を図った

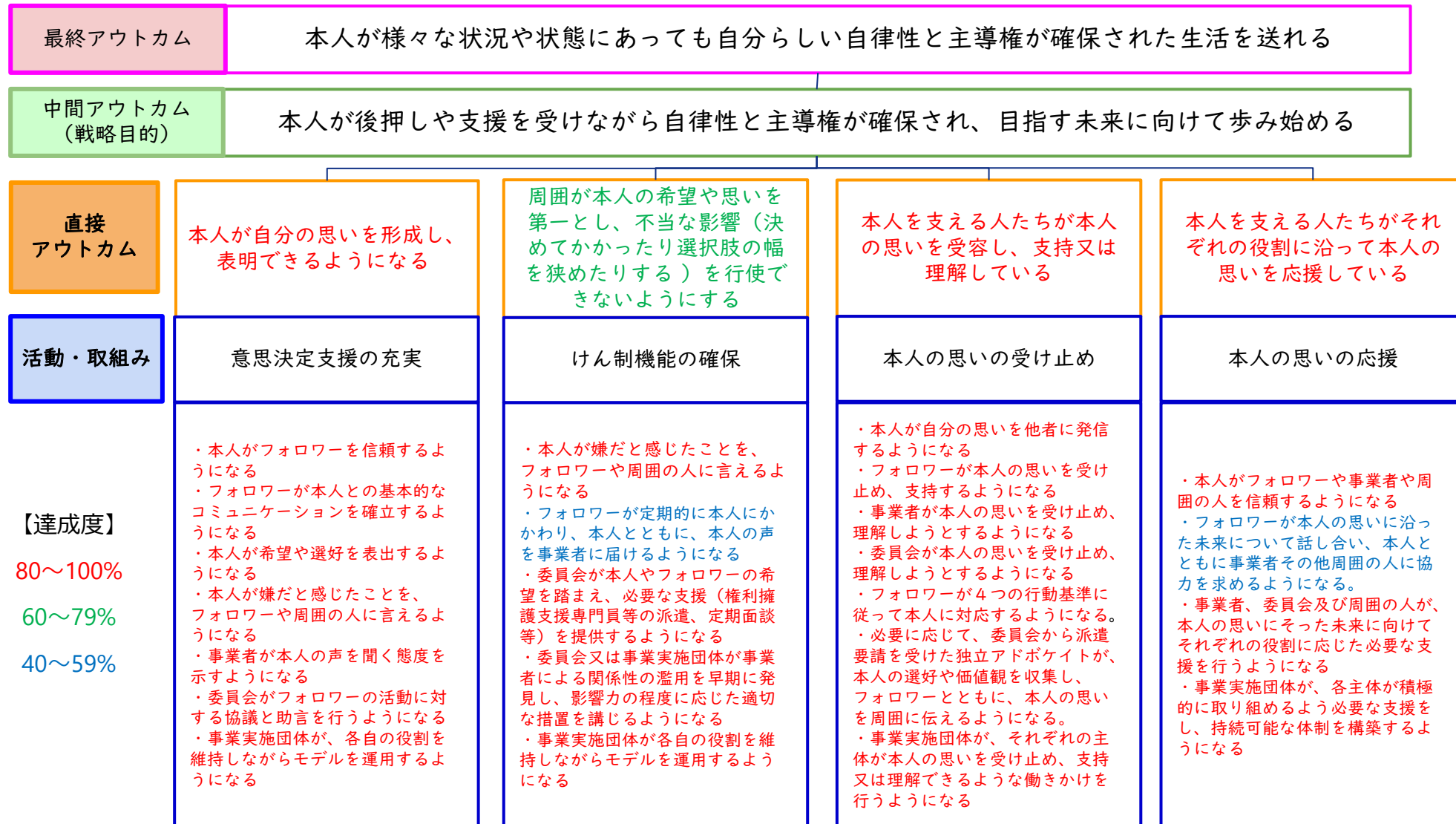
- 2024年5月

作成したロジックモデルを基にニーズ評価、プロセス評価、アウトカム評価の各項目を検討した

- 2024年7月
ニーズ評価、プロセス評価、アウトカム評価の各項目を確定した
- 設定した項目を用いてプロセス評価とアウトカム評価を以下の日程で実施した

2024年11月15日、16日、17日、25日
12月19日、20日

豊田市地域生活意思決定支援事業のロジックモデル



思いを周りの人に 伝えられるように なったか	なった	どちらともいえ ない/わからない	ならなかった
ケース 1	フォロワー 事業者	本人	
ケース 2	本人 フォロワー 事業者		
ケース 3		本人	フォロワー 事業者
ケース 4	本人 フォロワー 事業者		
ケース 5	本人	フォロワー	事業者
ケース 6		事業者	フォロワー
ケース 7	本人 事業者		フォロワー

- ケース２：施設の職員に相談するようフォロワーから助言を受けたことで職員に相談することができるようになった。【本人】
- ケース４：周りの人に写真やパンフレットを見せて話せるようになった。【本人】
- ケース７：自分の思いを伝えることができている。【本人】

- ケース 1：お祭りを見に行きたいなどと言っても仕方ないから言っても良いというようになっていった。
【フォロワー】
- ケース 2：仕事の内容が変化した際に体調を崩したが、その際に話し合いを行うことができるようになった。【フォロワー】
- ケース 4：お小遣いをあげてほしいということを職員に伝えることができるようになった。【フォロワー】

- ケース１：お祭りに参加したいなど本人の思いが伝えられるようになってきた。【事業者】
- ケース２：できないことをできないと気を遣わずに言えるようになってきた。【事業者】
- ケース４：お小遣いをあげてほしいなどのことが言えるようになってきた。【事業者】
- 今まではやりたいことについての訴えがなかったが、塗り絵がやりたいという訴えが本人から出るようになった。【事業者】

周りの人が決めて かかることがなくな ったか	なった	どちらともいえ ない/わからない	ならなかった
ケース 1	事業者	フォロワー	本人
ケース 2	本人 フォロワー 事業者		
ケース 3	本人		フォロワー 事業者
ケース 4	フォロワー 事業者	本人	
ケース 5	本人		フォロワー 事業者
ケース 6	事業者		フォロワー
ケース 7	事業者		本人 フォロワー

- ケース 2：今まで自分でできなかったことができるようになってきて決めてかかられることがなくなってきた。【本人】
- ケース 2：今までは決めつけられていたが、通院などフォロワーが入って本人が一人でやれることはやれるようになっていった。【フォロワー】
- ケース 4：本人と話をしているうちに本人の行動の理由がわかるようになってきた。【フォロワー】

- ケース 1：本人が意思表示をするようになってきたため、本人に説明をして待っていただけようになってきた。【事業者】
- ケース 2：本人が自分で話をするのが前提になってきた。【事業者】
- ケース 4：今まで決めつけていたことを本人に聞くようになってきた。【事業者】
- ケース 6：本人が変わることによりその成長を職員が感じられるようになり、本人とのやり取りができるようになってきた。【事業者】
- ケース 7：フォロワーが来るようになって本人の意思がはっきりしてきたので、決めつけをしなくなってきた。【事業者】

周りの人が思いを 聞いて理解して くれるように なったか	なった	どちらともいえ ない/わからない	ならなかった
ケース1	事業者	本人 フォロワー	
ケース2	本人 フォロワー 事業者		
ケース3	本人	フォロワー	
ケース4	本人		フォロワー 事業者
ケース5	フォロワー 事業者	本人	
ケース6		事業者	フォロワー
ケース7	本人 フォロワー 事業者		

- ケース 2：自分の気持ちを聞いてもらえるようになった。【本人】
- ケース 2：今までは信じてもらえなかったこともフォロワーが入ることで支援者に考えてもらえるようになった。【フォロワー】
- ケース 5：本人が塗り絵が好きで色使いなどに言及されるようになってきた中で、何色が好きですよねというような話になってきた。【フォロワー】

- ケース 1：本人の意思が明確になってきたため本人の思いを聞くことが増えてきた。【事業者】
- ケース 5：今までは本人に確認をせずに買い物をしていたが、今ではその日に何を食べたいのかを本人に確認するようになってきた。【事業者】
- ケース 7：本人の思いを聞こうという思いが職員間で高まり、記録に本人の訴えを書き留めるようになってきた。【事業者】

思いを応援して くれる人ができた か	できた	どちらともいえ ない/わからない	できなかった
ケース1	事業者	フォロワー	本人
ケース2	本人 事業者	フォロワー	
ケース3	本人 事業者		フォロワー
ケース4	事業者	本人 フォロワー	
ケース5	本人 フォロワー	事業者	
ケース6	事業者	フォロワー	
ケース7	本人 事業者	フォロワー	

- ケース 2：職員が自分のことを聞いてくれて頑張っていると言ってくれる。【本人】
- ケース 3：色々なことを助けてくれる。【本人】
- ケース 2：買い物など周囲の方々に協力を得ることができるようになってきた。【フォロワー】
- ケース 5：フォロワーや職員が応援するようになった。【フォロワー】

- ケース 1：本人が食べたいものや飲みたいものを選ぶことのお手伝いを周囲の人ができるようになってきた。【事業者】
- ケース 2：お店や病院で応援してくれる人ができた。【事業者】
- ケース 3：職員ではできないことにフォロワーが向き合ってくれた。【事業者】
- 出かけたときに本人がしたいことをフォロワーが応援してくれるようになった。【事業者】

2 令和6年度のシンポジウムの実施結果

2024年度シンポジウム：フォロワーシステムが目指す法改正後の未来 ～「支援者」ではなく「支持者」であり続けることの意味とは？～

2025年2月23日（日・祝）
13時～17時半

※現在、見逃し配信をご視聴
いただけます。

視聴料 無料



申込先

SDM-Japan特設Webサイト
（右記QRコード）から申込み
を行ってください。申込み
後にURLが表示されます。

【第一部】持続可能な権利擁護支援モデルのゆくえ

～意思決定支援モデルプロジェクトの成果を踏まえた社会福祉法制の改革とは～

13:15～13:55(40分)

基調報告

山野目 章夫（早稲田大学大学院法務研究科教授）
「地域社会福祉と民事法制との一体的な改革について」

13:55～15:25(90分)

意思決定支援モデルプロジェクト（豊田市地域生活意思決定支援モデル事業）について

1)事業成果報告(30分)

- 1:モデルプロジェクトの全体像
水島 俊彦（SDM-Japan副代表）
- 2:豊田市における実施ケースの概要
畠中 尚範（豊田市よりそい支援課総合調整担当長）

2)それぞれの視点からの事業評価(60分)

コーディネーター
名川 勝（SDM-Japan代表）
コメンテーター
大地 裕介（豊田市社会福祉協議会くらし応援副課長/豊田市成年後見センター長）
木本 光宣（特定非営利活動法人ユートピア若宮理事長）
永田 祐（同志社大学社会学部教授）
枡方 瑞枝（日本財団公益事業部）
森地 徹（SDM-Japan 事務局長・評価WG委員長）
山野目 章夫（早稲田大学大学院法務研究科教授）

【第二部】フォロワーシステムが目指す法改正後の未来

15:40～15:50(10分)

フォロワーシステムの開発と提案

水島 俊彦（SDM-Japan副代表）

15:50～17:20(90分)

パネルディスカッション

～フォロワーが「支持者」であり続けること、市民がフォロワーとなることの意義とは？～

- 1.趣旨説明・映像で見るフォロワー活動の実際
水島 俊彦（SDM-Japan副代表）

2. ディスカッション

コーディネーター

永田 祐（同志社大学社会学部教授）

パネリスト(50音順)

大地 裕介（豊田市社会福祉協議会くらし応援副課長/豊田市成年後見センター長）
木本 光宣（特定非営利活動法人ユートピア若宮 理事長）
立花 さおり（津別町社会福祉協議会地域福祉係係長/津別町あんしん生活サポートセンターほっと）
名川 勝（SDM-Japan 代表）
牧野 郁子（鶴ヶ島市社会福祉協議会主幹/鶴ヶ島市権利擁護支援センター）
枡方 瑞枝（日本財団公益事業部）



前回のパネルディスカッションの様子

第3回 意思決定支援実践シンポジウム



見逃配信
用URL
<https://sdm-japan.net/what-we-do/local-government-projects/symposium2024/missed-program-webcast3>

令和6年度意思決定支援実践シンポジウム 実施結果

豊田市・日本財団と弊法人の三者連携により実施された試行事業は3カ年計画の最終年度を迎え、これを踏まえて3回目となる「実践シンポジウム」を実施した。期日は2月23日（日）、YouTubeを介して全国中継するオンライン形式を用いた。参加者は当日561名の申し込みを得て、盛況のうちに行うことが出来た。引き続き見逃し配信も実施している。

基調報告（山野目章夫早稲田大学教授）は、2024年度現在で行われている成年後見制度改革の論点を示するとともに、社会福祉法制との関連を分かりやすく提示いただいた。一般的に知られる、いわゆる「終わる後見」や類型の見直しをとっても多くの論点があり、また他にもどのような議論が行われているか紹介された。またフォロワーへの期待も述べられた。

これを受けて第一部では、自治体との連携による障害者・認知症高齢者等の意思決定支援モデル事業（豊田市においては豊田市地域生活意思決定支援事業）の振り返りが行われた。弊法人水島副代表からは事業の概要について、また畠中豊田市よりそい支援課総合調整担当長からは試行事例の紹介があった。これを受けて関係各領域からの評価が述べられた。

第二部では、2025年度より展開する「フォロワーシステム」をテーマとして進められた。SDM-Japanの提唱する「フォロワーシステム」について概要が説明された後、豊田市で制度を利用する本人とフォロワーの活動や関わりの様子が動画として紹介された。また本人、フォロワー、事業者、アドボケイト、それぞれの立場からのコメントがインタビューによって語られた。この動画により実際の活動の様子や受け止めがさらに具体的に理解されることとなった。

その後のパネルディスカッションでは、永田祐同志社大学教授をコーディネータとして迎え、またこれからフォロワーシステムに取り組もうとする各社協も参加し、今後のあり方について議論された。津別町社会福祉協議会、鶴ヶ島市社会福祉協議会からは、それぞれの地域特性を踏まえた実践を行うことが紹介された。また「積極的権利擁護」の考え方になりうるとの指摘もあった。別事業として再始動しようとする豊田市社会福祉協議会からは、参加が生む好循環を本事業の特徴として今後も進める必要性が述べられた。

企画全体を要約するのは困難ながら、幾つかの象徴的な指摘も見出された。「専門性より関係性」「問題解決しようとする問題」「弱さの強み」などがその代表例だろう。

実施後のアンケート（151名分）の一部を右記に示す。満足度としてはかなり高く、自身の地域活動への刺激となった等のコメントが集まった。また今後のフォローシステムの広がりについての勉強会に対する関心も高く、これを踏まえて次年度はより多くの方や組織に周知と関心を促す手立てを検討する。

（コメント抜粋）

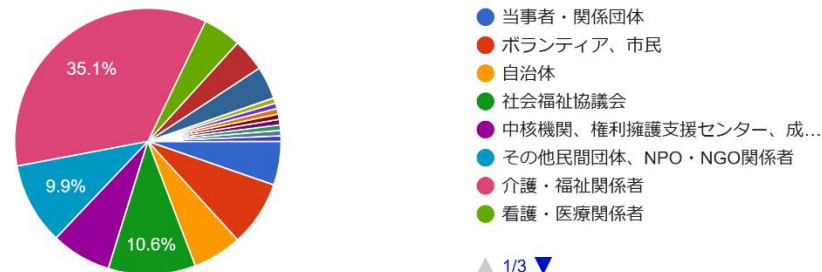
・たくさんの気づきがありました。これから始める2か所の実践報告もお聴きしたいです。後見制度の法改正の試案がでたら、その説明も聴いて、パブコメを書きたいです。よろしくお願いします。

・同じ社協マンとして、共感する部分が多かったです。

・先駆的な取り組みはエネルギーが必要な作業だと思います。当事者の意思決定がより図れるような人材育成、地域や事業所の理解、法の整備等の一体化が進み、全国的に展開されることを期待します。冷静な評価も重要だと学ばせていただきました。

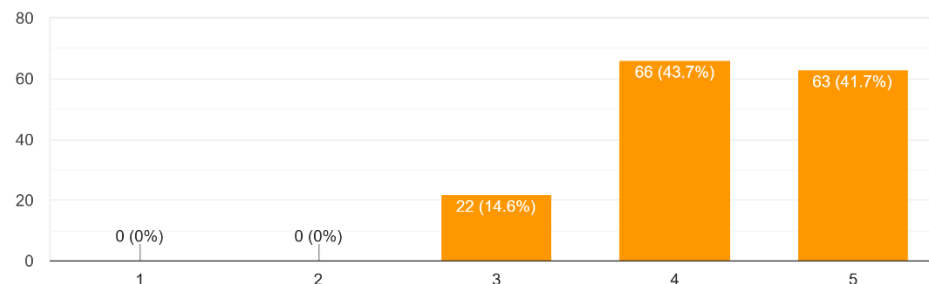
1. ご所属（主たるものを1つ選択してください）

151件の回答



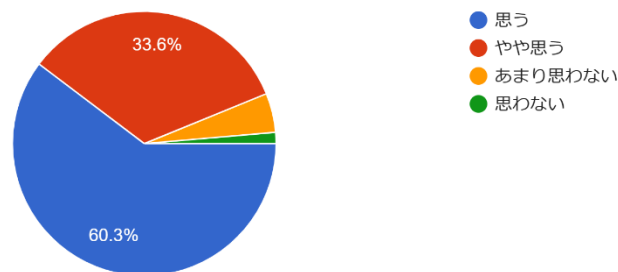
3-1. このシンポジウム全体を通じての満足度について教えてください

151件の回答



もしご自分の地域で、今回ご紹介した取り組みがあったら、関わってみたいと思いますか？

146件の回答



3 3年間のプロジェクトに係る取組成果と今後の展望

「豊田市地域生活意思決定支援事業」の試行実施時における3つの共通理念

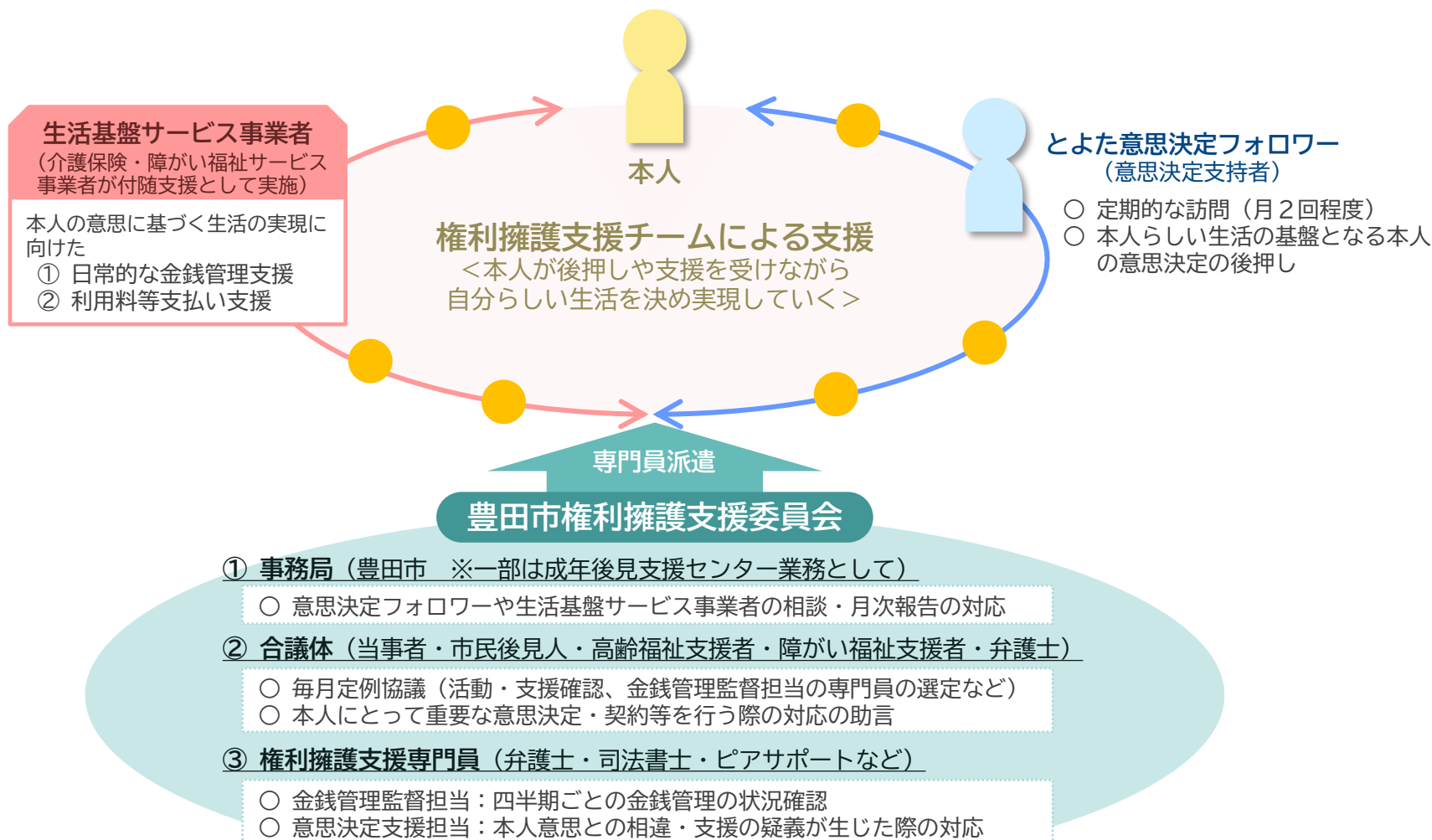
- 【十人十色】本人にとっての彩（いろどり）ある暮らしを一緒に描きます。
- 【尊厳】周りの価値観ではなく、本人の価値観を基準に考えます。
- 【共働】お互いの立場を尊重しながら、それぞれの役割を全うします。

プロジェクト概要

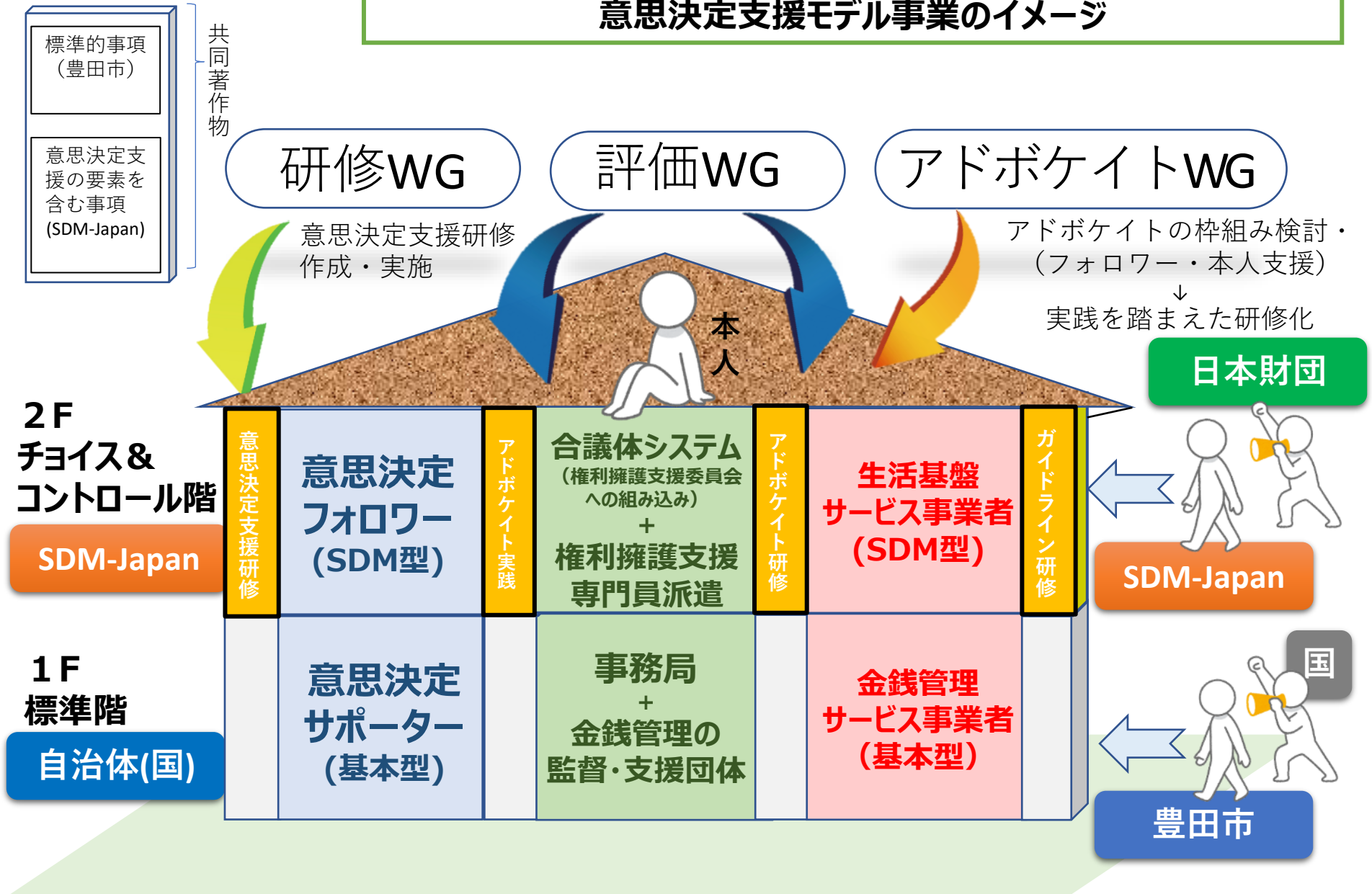


豊田市地域生活意思決定支援事業の実践について (試行的運用スキーム)

- 豊田市では、増大・多様化する権利擁護支援ニーズに対し、これまで家族や成年後見制度等に求められてきた「①金銭管理・②意思決定支援・③活動支援と適切な支援の確認・監督」を活動・支援の性質ごとに分解した上で、多様な主体がそれぞれの特性を活かして各活動・支援を分担し連携する仕組み（＝豊田市地域生活意思決定支援事業）を試行。



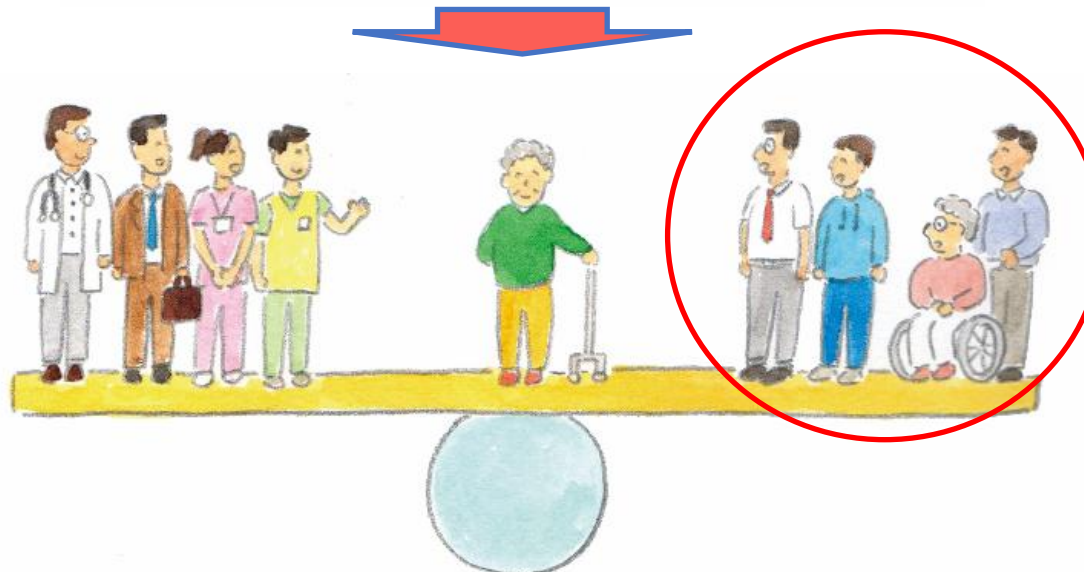
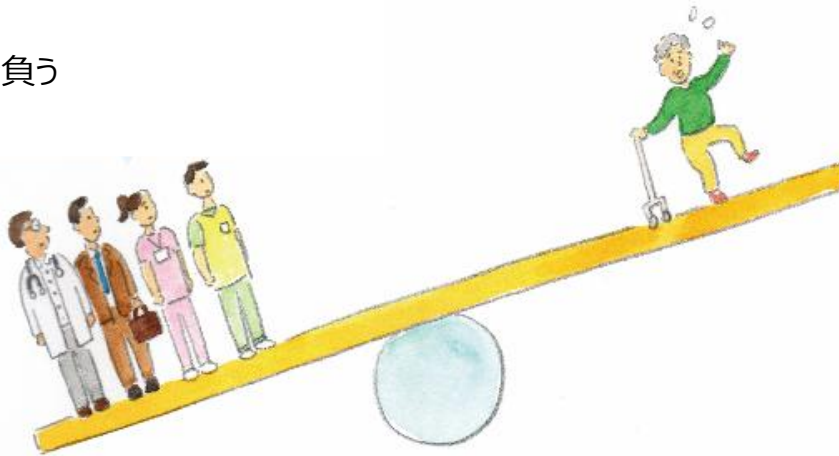
日本財団助成 自治体との連携による障害者・認知症高齢者等の 意思決定支援モデル事業のイメージ



意思決定フォロワー（サポーター）は、 「本人の側」から本人の意思決定を下支えする人たちです。

何らかの権限を有する又は義務を負う
「支援者」の価値観

- ・最善の利益の追求
（よかれと思って・・・）
- ・保護重視
- ・安全重視



本人の意思決定を応援する
「支持者」& アドボケートの価値観

- ・心からの希望の探求
（あなたの本当の思いは？）
- ・チョイス&コントロールの保障のため
のマイク&スピーカー
- ・リスクを負うことの尊厳

意思決定フォロワーの行動指針と活動記録

① 本人のwish（希望・願い）やコミュニケーションを、広げる・深める

② wish（希望・願い）や主張を
本人が言う・主張するのを手伝う

③ 本人のwish（希望・願い）や主張をマイクやスピーカとして伝える

④ 本人のwish（希望・願い）・主張や困りごとを、委員会・専門員に相談する

本人の好き嫌い、信条、価値観で今月気づいたことがあれば記載してください。

項目	気づき	そのように感じた理由は？
人		
住まい		
もの		
お金の使い方		
コミュニケーションの取り方		
自宅での過ごし方		
外での過ごし方		
余暇		
仕事		
教育・学び		
健康		
こだわり・ゆずれないこと		
夢		
生きがい		
してもらいたくないこと		
その他		

今月もお疲れ様でした。

プロジェクトの成果と課題

成果として考えられるもの

- ◆ **市民感覚・当事者目線に基づき本人の意向、選好及び価値観に根差した意思決定支援(支援付き意思決定)の仕組みの確立**
地域住民が**緩やかなアドボケイト＝フォロワー(支持者)**として意思決定支援に参画。
障害当事者が研修講師、独立アドボケイト、権利擁護支援委員会などの各分野に参画。
- ◆ **意思決定支援の確保に関して協働しつつ相互に牽制し合う支援チームの形成**
共通の理念を掲げ、生活基盤サービス事業者(赤)、意思決定フォロワー(青)、権利擁護支援委員会(緑)がそれぞれの立場を意識しながら相互にチェック、評価し合うことにより、**透明性のある意思決定支援体制**を構築。特に、関係性の濫用や不当な影響力の行使等が懸念される場合に、委員会(緑)が、事業実施主体(豊田市)を介して、適時・適切に調査・介入することにより、本人が安心して事業の利用ができる仕組みとした。
- ◆ **チョイス(自己選択)&コントロール(主導権)が継続して保障される体制の構築**
フォロワーと独立アドボケイトによる協働を通じて、日常的な場面から社会生活上の場面に至るまで、本人の自己選択と主導権が継続的に確保される仕組みとした。
- ◆ **意思決定支援に係る評価枠組みの策定**
国際人権基準(障害者権利条約)を基盤とする意思決定支援の評価枠組みを策定。

プロジェクトの成果 ～ヒアリング結果から～

本人ヒアリング

- フォロワーと相談して、自分の思いを伝えることができた。(複数ケース)
- 今まで自分でできなかったことができるようになってきた。(複数ケース)
- 写真やパンフレットを見せて話せるようになった。
- 決めてかかれることがなくなってきた。
- 自分の気持ちを聞いてもらえるようになった。
- 職員が自分のことを聞いてくれて、頑張っていると言ってくれている。
- 色々なことをみんなが助けてくれる。

※思い出せない、話したくない、というコメントもあった。

フォロワーヒアリング

- 本人が「言っても良いんだ」と思えるようになった。
- 本人が「お小遣いを上げてほしい」と職員に伝えられるようになった。
- 本人が一人でやれることはやれるようになっていった。
- 本人と話をしているうちに本人の行動の理由がわかるようになった。
- 今までは信じてもらえなかったこともフォロワーが入ることで考えてもらえるようになった。
- 買い物など周囲の方々に協力を得ることができるようになってきた。
- 担当者が本人のことについて今まで把握していなかったことを、把握しようとするようになってきた。

プロジェクトの成果 ～ヒアリング結果から～

事業者ヒアリング

- 本人が自分で話をするようになってきた。
- 今まではやりたいことについての訴えがなかったが、塗り絵がやりたいという訴えが本人から出るようになった。
- 本人が意思表示をするようになってきたため、本人に説明をして待っていただけるようになってきた。
- できないことはできないと気を遣わずに本人に言えるようになってきた。
- 本人の意思がはっきりしてきたので、決めつけをしなくなってきた。
- 本人が変わることにより成長を職員が感じられるようになり、やり取りができるようになった。
- 今までは本人に確認をせずに買い物をしていたが、今ではその日に何を食べたいのか本人に確認するようになってきた。
- 本人の思いを聞こうという思いが職員間で高まり、記録に本人の訴えを書き留めるようになってきた。
- 本人が食べたいものや飲みたいものを選ぶことのお手伝いを周囲の人ができるようになってきた。
- お店や病院で応援してくれる人ができた。
- 職員ではできないことにフォローが向き合ってくれた。
- 職員では引き出せなかった思いが、フォローなら引き出せていることに驚いた。

プロジェクトの成果と課題

- モデル事業の全国展開に当たっての汎用可能性の検討

豊田市だけではなく、他自治体(特に小規模自治体)での運用可能なフレームワークの作成が必要。

- フォロワーへの継続的な活動支援を行うための財源確保

権利擁護支援委員会(事務局・合議体・専門員)機能を強化し、かつ、独立アドボケイトによるフォロワーへの継続的な活動支援を図るためには、安定した資金調達の仕組みの確立が必要。

- 生活基盤サービス提供事業者の確保と事業者へのフォロワー活動に対する理解促進

本人の生活基盤を支える多様な担い手(赤)の創出が必要。その際、フォロワー活動の意義や役割、事業者にとってのメリット等を理解いただくことが重要。

- 国の権利擁護支援政策としての位置づけの明確化

意思決定支援に係る各種ガイドラインを踏まえた意思決定支援法の制定。
民法改正及びモデル事業化のための社会福祉法改正の実現。

- ・ 意思決定支援事業は、「関係性の濫用防止」という観点から、意思決定と金銭管理の役割を分解し、意思決定フォロー、生活基盤サービス、権利擁護支援委員会の三者が連携しながら、本人の自分らしい生活を支援している。
- ・ モデル事業を実施してから、2年半経過。効果と課題が出てきている。

令和6年9月20日

厚生労働省「持続可能な権利擁護支援モデル事業」令和6年度モデル事業実施自治体等連絡会 第一回連絡会

モデル事業 テーマ2 実施の豊田市、八尾市（大阪府）、藤沢市（神奈川県）、黒潮町（高知県）、古賀市（福岡県）京極町（北海道）、山口市（山口県）、大川市（福岡県）が参加。

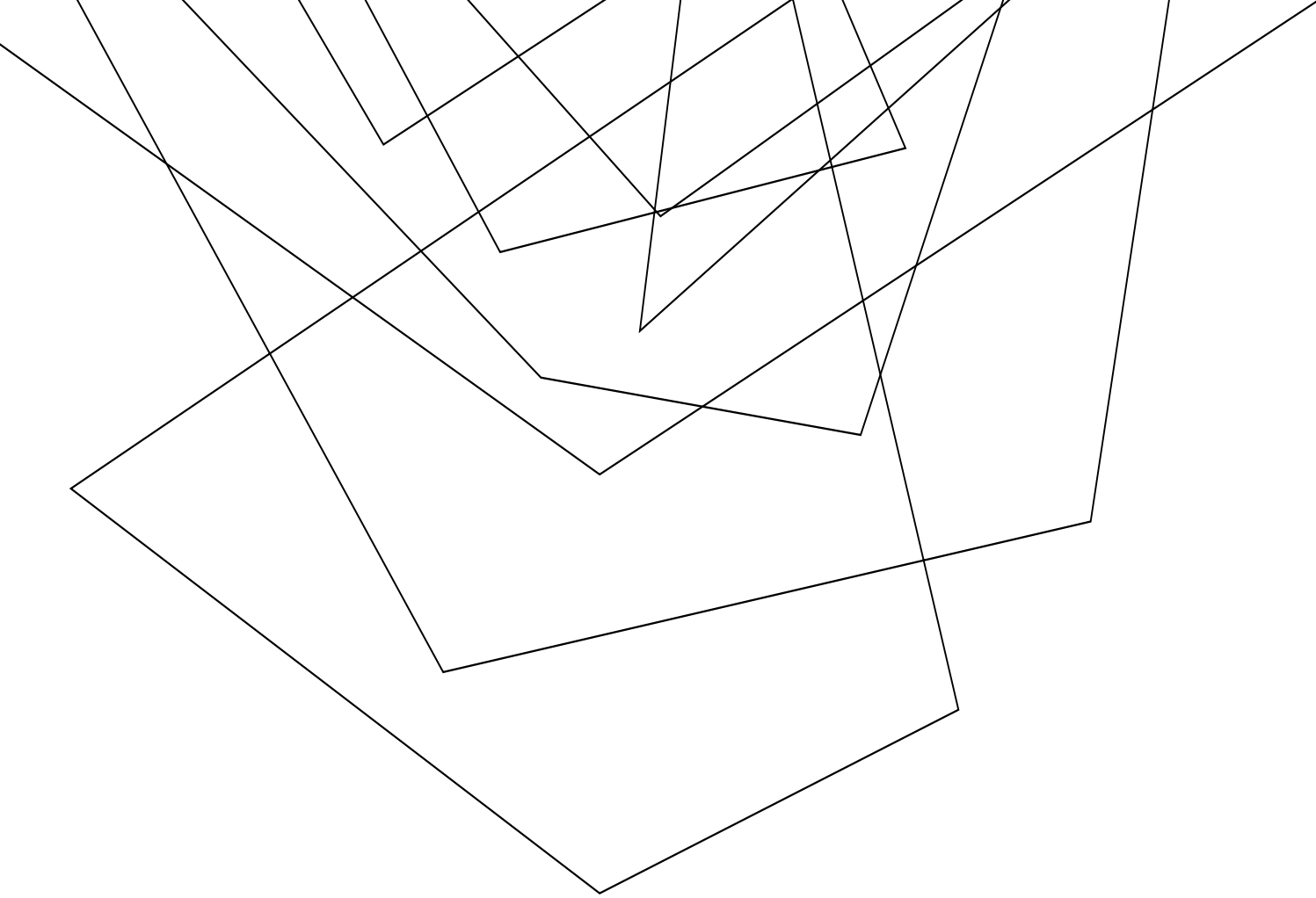
効果

- ・ 本人の意思決定がなされ、本人のよりよい生活につながっている。
- ・ 関係機関をはじめ、金融機関や企業など、多様な主体・ 団体との地域連携ネットワークに寄与している。
など

課題

- ・ 金融機関との連携の課題(事業の円滑化の為、金融庁から金融機関への通達が必要)が、複数のモデル実施自治体から上がった。
- ※ 一部の自治体では、社協が事業を委託として実施しており、金銭管理を日常生活支援事業で実施しているとの報告あり。

豊田市においても、金融機関との連携は課題の一つ



フォロワーシステムの開発と提案

一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク

副代表 水 島 俊 彦

「フォロワーシステム」ってなんだろう？

フォロワーシステムとは・・・、”自分の人生を決める力”を支える仕組み
自分の人生を“自分で選び、動かす”ための応援団



いっしょに困ってもいい、怒ってもいい
そして、いっしょに笑ってほしい

本人らしい意思決定につなぐ地域づくりの第一歩

「フォロワー」という つながりを始めませんか？



意思決定フォロワーって何？
私たちが考えているひとつの形をご説明します！

皆さんの地域に役立つヒントを見つけてください！

フォロワーは支援者の代わりに何かをする人？ 答えは、NO！ P.03
フォロワーの役割についてお話しします

フォロワーは他の支援者と何が違うの？ P.04
支援者と支持者の立ち位置の違いについてお話しします

フォロワーはどんなところで活動するの？ P.05
フォロワーの導入検討事例をお話しします

フォロワーが入ると何が変わるの？ P.06
フォロワーシステムが目指す世界観をお話しします

フォロワーを始めるにはどうすればいいの？ P.07
導入研修から活動開始までの流れをお話しします

でも、人と人、相性が大事なのでは？ P.08
本人とフォロワーとのマッチングとその後の活動についてお話しします

フォロワーは一人で頑張らなければいけないの？ P.09
本人・フォロワーを支える体制づくり(フォロワーシステム)についてお話しします

フォロワーシステムを体験してみようでしたか？ P.10
(本人・フォロワーの皆さん)

フォロワーシステムを体験してみようでしたか？ P.11
(フォロワーを支える皆さん)

このフォロワーシステム事業の強みは？ P.12
この事業に関わる皆さんからお話しいただきました

私たちと一緒に取り組んでみませんか？ P.13
連絡先と事業開始までのステップ等をお伝えします

フォロワーは支援者の代わりに何かをする人？ 答えは、NO！

何に困っているのか決めるのは本人。
何を望むのか、何を困っているのか、何に怒っているのか。
本人と同じ生活者の目線や気持ちで考え、
本人が伝えにくいところを補いながら
本人が周りにいる人たちと話すのを後押しするだけ。

フォロワーの行動指針

(豊田市での意思決定支援モデルプロジェクトにおける意思決定フォロワーの活動の際の心がけから引用)

- ①本人の wish(希望・願い)やコミュニケーションを広げる・深める
- ②本人が wish や主張を言う・主張するのを手伝う
- ③本人の wish や主張をマイクやスピーカーとして伝える
- ④本人の wish・主張や困りごとを、事務局や専門員に相談する

※マイク・スピーカーの原則
言い換えたりしない、そのまま言う／小さな声を大きくする／言う・言わないのスイッチは、本人がもつ

フォロワーの活動で心がけること

豊田市での意思決定支援モデルプロジェクトにおける
意思決定フォロワーの活動の際の心がけから引用

- 本人のお金を直接取り扱わない
- 本人のために良かれと思って口出ししない
- 本人のお話を途中でさえぎらない
- 本人の好き嫌い・信条・価値観・希望を踏まえて選択肢を提案する
- 言葉以外のコミュニケーションにも着目する
- 本人が自らの希望を他の人に伝えられる方法を一緒に考える
- 支援者等とは本人がいらないところでは話を進めない



本人といっしょに意思決定支援の ボタン(きっかけ)を押していく

人は、話せることしか話さないし、話したいことしか話せません。「聞き出す、真実を突き止める」という姿勢ではなく、話せる(伝えられる)、話したくなる(伝えたい)環境と関係性をいかにつくれるか。のんびりとした間の抜けた話に思えるかもしれませんが、話す側(伝える側)の視点で見たら、**その間こそが大切です**。さまざまな事柄について自己選択を積み重ねることによって、支援を受けながらも自分自身の人生に主導権を持って生きた、その時にいつもそばにいるのがフォロワーです。



フォロワーが入ると何が変わるの？

本人が積極的に社会参加しながら、目指す未来に向けて歩み始められます！

○意思決定支援の充実に向けた「牽引役」になります

本人がフォロワーを信頼して、希望や選好、嫌だと感じたことなどをフォロワーや周囲の人に言えるようになります。

○本人の周囲の人たちへの「牽制役」になります

本人がフォロワーとともに自分の声を事業者に届けられるようになり、事業者や周囲の人が本人の希望やフォロワーの気づきを踏まえて必要な支援を提供するようになります。

○本人の思いを受け止められる環境が整います

本人が発信した声を、事業者や周囲の人が受け止め、理解できるようになります。

○本人の思いをしっかりと応援できます

本人が自分の思いに沿った未来についてフォロワーと話し合い、周囲の人に協力を求められるようになり、周囲の人は、本人の思いに沿った未来に向けて、それぞれの役割に応じた支援を行えるようになります。



フォロワーが入ることによって、支援者側にも変化が！

これまで本人の訴えに対して回答を曖昧にしてでも安心感を提供することを優先し、その場をやり過ごすようなことがケアの手法としてあったように思います。これは本人の意思表示に対してきちんと向き合っていなかったと反省せずにはいられません。身寄りのない方にとって、施設職員が身近な専門家であるように、**フォロワーさんは身近な友人のような存在なのでしょう。毎回、フォロワーさんの気づきには感服させられます**。ソーシャルチェンジでしょうか、私も含め本人の思いに対する職員の感度が上がったように思います。

(生活基盤サービス事業者)

フォロワーは月2回程度、本人への定期訪問をしますが、本人の同意や意思があれば、一緒に外出したり、買い物したりすることもできます。地元で開催されるお祭りに一緒に参加したり、一緒にコンビニに行って店員さんとスムーズなやり取りができたという動的で親密な関係づくりが増えています。



フォロワーは一人で頑張らなければいけないの？

フォロワーの姿勢を維持するには武器と防具が必要です！

私たちが必要と考える本人とフォロワーのサポート体制（赤・青・緑の相互牽制機能）

- 本人、フォロワー（青）をサポートする役割として、事務局・合議体・専門員で構成される権利擁護支援委員会（緑）を設けます。
- 本人の意思決定支援をより充実させる、及び事業者（赤）による関係性の濫用を抑止するため、必要に応じて権限を持たないフォロワーに代わって委員会が介入します。（本人・フォロワーの武器）
- また、事業者（赤）による、本人の意思決定に対する不当な影響力の行使がなされないよう、フォロワー活動を通じて、日常的な場面から支援者の行動を牽制します。（本人・フォロワーの防具）

※こうした機能をそれぞれの地域の実情や赤の影響力に合わせて組み入れていきましょう。



障害者権利条約の理念を踏まえ、意思決定における本人の自律性と主導権を保障するために

フォロワーが本人の嗜好や価値観に寄り添い、アドボケイトや委員会が独立した立場で見守る仕組みを整え、本人に対する影響力の強い主体による不当な影響や関係性の濫用を防ぐ「相互牽制機能」を備えた持続可能な権利擁護支援の仕組みの構築が求められます。

権利擁護支援委員会

- 事務局（実施主体：自治体、社会福祉法人など）
 - フォロワーや事業者（赤）からの相談・月次報告の対応
- 合議体（障害当事者、市民、高齢福祉／障害福祉事業者、実施主体、司法専門職、福祉専門職など）
 - 定例会議（フォロワー活動と支援検討、権利擁護支援専門員による報告など）
 - 本人にとって重要な意思決定・契約等を行う際の対応の助言
- 権利擁護支援専門員（当事者団体構成員、司法専門職、福祉専門職など）
 - 金銭管理監督担当：四半期ごとの金銭管理の状況確認
 - アドボケイト担当：フォロワーとの面談サポート、委員会からの派遣要請による独立調査・代弁活動

フォロワーシステムを体験してみようでしたか？

（本人・フォロワーの皆さん）

知的障害のある古川さんとフォロワーの倉田さん

古川さん：以前は買い物する時も、診察を受けるにも、施設からの引越しを考えた時も、「どうしよう、やっていいのかな、やっちゃいけないのかな」って迷っていました。そんな時に倉田さんは、「古川さんならできるよ、やってみない？」「施設の職員さんに相談してみたら？」って言うてくれて、できるようになりました。職員さんも、「何でも自分で言えるようになったね」って喜んでくれて、「こうしたらいいよ」ってアドバイスももらいました。倉田さんのおかげで、言わなければならないことは言わないといけなくなるようになりました。



いっしょに買い物を楽しむ古川さんと倉田さん

倉田さん：訪問して何回も何回もお話をさせていただいて、古川さんの話をよく聞いていくうちに、古川さんがどう思われているかということがだんだんわかってきました。そこで、「やはりこれは古川さん自身の言葉で言わないとわからないこともたくさんあるので、お話しをされたらどうですか？」ということをお伝えしたところ、私と一緒に施設の人とお話をしたり、外出したりしながら、自分の言葉でいろいろ発信したりできるようになりました。今後、古川さんとはフォロワーとしての関係だけではなく、いろいろな形で施設にもお世話になりながら、自分にできることを進めていけたらなと思っています。

認知症のチエさんとフォロワーの小川さん

チエさん：あちこち行けたらいいなという話をしています。一緒にいろんなところに行ってみたいです。もっとたくさん来てもらって、もっと話をしたいです。

小川さん：チエさんとお会いしてまだ3回目です。最初は緊張もしましたし、好きになってもらえるか不安でしたが、少しずつ笑顔を見せてくれるようになり、緊張だけではない時間になってきています。今日も「また来てね」と言うてくれて、嬉しかったです。これから普通の話がたくさんしたいですね。いろいろなところに出かけられたらいいと思います。プライベートな話にこちらからずけずけと入っていくのは良くないと思いますが、チエさんから話してくれるようになると思います。いずれなんとなくでも小さな希望みたいなものが吸収できて、それをチエさんから発信してもらえるように自分がお手伝いできるのであれば、力になりたいと思っています。



少しずつ会話が進むようになったチエさんと小川さん

インタビューの全文を動画で視聴できます
<https://sdm-japan.net/what-we-do/follower-system/follower-system-video>





2024年度 事業報告書分冊

意思決定フォローシステム 運用マニュアル

～豊田市モデル事業での実践を踏まえて～

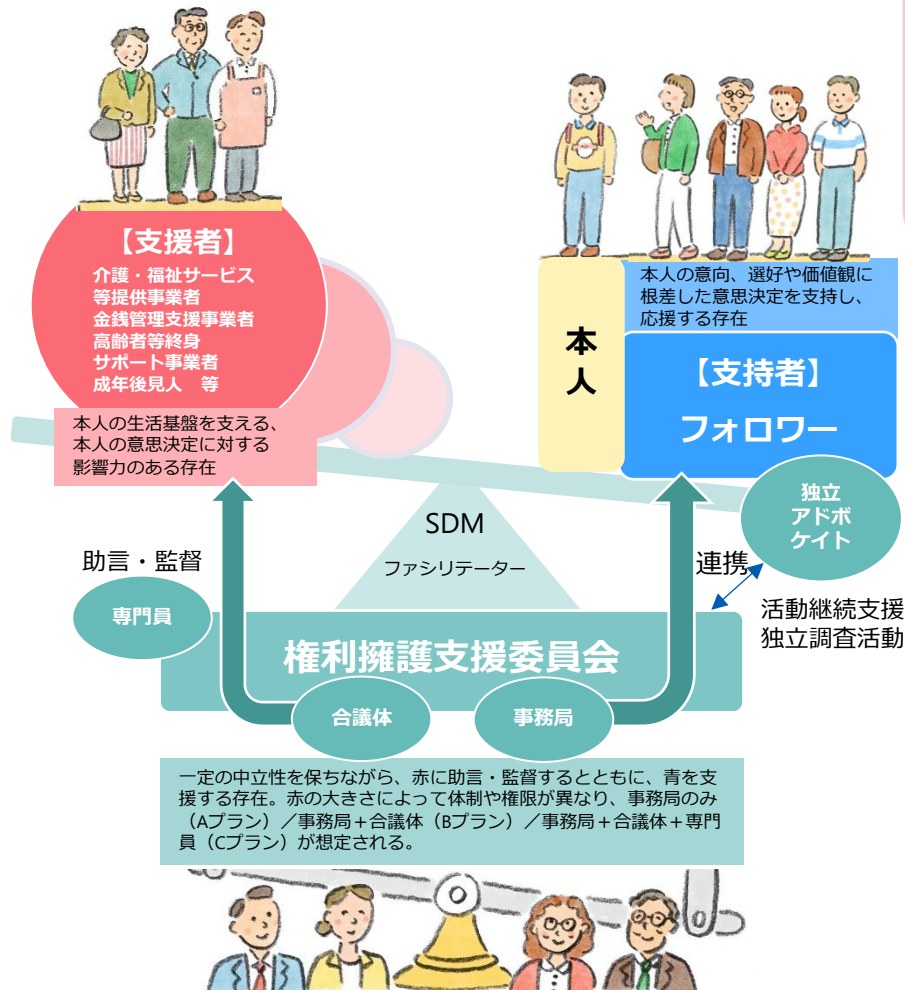


目次

I はじめに	～本マニュアルの使い方について～	P 4
	～表記について～	P 5
II エピソード		P 7
III 事例紹介		P 16
	豊田市意思決定支援モデルプロジェクトにおける実施フロー	
1	利用相談【安藤・竹下】	P 17
2	事前説明【安藤・竹下】	P 18
3	受付／登録【安藤・竹下】	P 19
4	マッチング【大地・八木】	P 20
5	契約（赤の事業所が本人の金銭管理等を行う場合）【安藤・竹下】	P 21
6	フォロー活動開始前説明【安藤・竹下】	P 22
	＜コラム＞各主体への協力をお願いする場合の留意点について	
7	赤・青・緑の各主体の活動について	P 23
(1)	生活基盤サービス事業者（赤）【安藤・竹下】	
	＜コラム＞事業者の立場から ～フォローさんの気づきで職員も感度アップ～	P 25
	【三井・阪田】	
(2)	意思決定フォロー（青）【大地・名川】	P 26
(3)	権利擁護支援委員会（緑）	P 28
ア	事務局【豊田市：安藤・竹下、社協：大地・八木】	P 29
イ	権利擁護支援専門員（金銭管理担当）【長澤】	P 30
ウ	権利擁護支援専門員（アドボケイト担当）【水島】	P 33
	＜コラム＞当事者と共に歩む意思決定支援 ～当事者目線で感じたこと～【大瀧】	
エ	合議体【安藤・竹下、水島】	P 35
	＜コラム＞権利意識を持った当事者に	P 37
	権利擁護支援委員会の委員として参加してほしい【木本】	
IV	フォローシステムを地域で構築するための5つのステップ	P 38
ステップ1	地域の実情を把握する（ニーズアセスメント）	p 39
ステップ2	事業の目的と目標（目指す効果）を明確にする	p 40
ステップ3	事業の目的と目標を立てる	p 42
ステップ4	フォローシステムを機能させるために必要な各主体への研修・活動継続支援等を実施する	
	(1) フォロー導入講座	p 42
	(2) フォロー実践講座	p 44
	(3) フォロー面談	p 44
	(4) 支援者向け意思決定支援研修	p 46
	(5) 意思決定支援スキルアップ研修	p 47
	(6) 独立アドボケイト養成講座	p 48
ステップ5	フォローシステムの実践に係る評価を行う（効果検証と改善策の検討）	p 52
V	資料集	p 55

小さく産んで大きく育てる「フォロワーシステム」の段階的发展イメージ ver.3

自治体の規模、地域連携ネットワークの構築状況、権利擁護支援への取組状況によって、幾つかのパターンが考えられる。



Aプラン 「意思決定支援充実モデル」

・認知症サポーター講座・傾聴ボランティア講座等修了者
・市民後見人養成講座修了者(活躍支援の観点)
・障害のある当事者、当事者との協働経験のある者 など } **フォロワー候補者**

※事業実施主体(事務局)がフォロワーを育成し、フォロワーが独立アドボケイトによる活動継続支援を受けて、**支持者の立場を維持しながら活動する**。主として**意思決定支援の充実機能に重点を置く**。特定の「赤」は想定しない。

Bプラン 「権利擁護支援モデル(標準型)」

※本人の意思決定に対する一定の影響力のある支援者を「赤」と想定し、独立アドボケイトによるフォロワー活動継続支援に加えて、権利擁護支援委員会(合議体)が「赤」へ助言・監督する。**意思決定支援の充実機能+相互牽制機能の確立をもって支援付き意思決定(意思決定支援)を確保することに重点を置く**(主として**日常生活上の意思決定支援に対応**)

Cプラン 「相互牽制機能強化モデル」

※金銭管理に関わる事業者、高齢者終身サポート事業者等、**本人の意思決定に対する影響力が大きい支援者を「赤」と想定し**、独立アドボケイトによるフォロワー活動継続支援に加えて、権利擁護支援委員会(合議体+専門員)が「赤」へ助言・監督する。**合議体には法的介入・ADR機能を、専門員には調査権限を付加し、相互牽制機能を強化することをもって支援付き意思決定(意思決定支援)を確保することに重点を置く**(**日常生活上の意思決定支援に加えて、社会生活上の意思決定支援に対応**)

第二期成年後見制度利用促進専門家会議(2025年2月12日)における中間検証報告書(案)に盛り込まれた「相互牽制機能」とは？

生活支援等のサービスが本人の権利擁護支援として展開されるための意思決定支援の在り方について検討を行うに当たっては、

- ・ 市民感覚・当事者目線に基づき本人の意向、選好及び価値観に根ざした本人の意思決定に寄り添う、権利擁護支援における役割を考慮した市民・ピアサポートの参画や、
- ・ 意思決定支援の確保に関して協働しつつ相互に牽制し合う支援チームの形成、
- ・ 関係性の濫用等が生じた場合に適時・適切に調査・介入できる権限を有する機関の存在等を十分考慮し、

意思決定支援の確保を目的とした相互牽制機能(※)の確立が十分に図られる必要がある。併せて、市町村の関与がある場合の市町村への財政支援も検討が必要である。

相互牽制機能

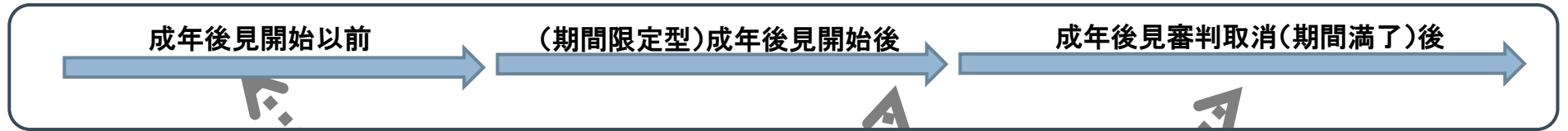
- ① 意思決定における本人の自律性と主導権を確保するため、
- ② 意思決定支援に関わる複数の主体がそれぞれ独立した立場から確認、評価し合うことにより、
- ③ 本人の意思決定を支援する枠組みの透明性を確保し、もって
- ④ 本人の意思決定に対する関係性の濫用及び不当な影響力の行使を抑制する機能

意思決定支援(支援付き意思決定)の確保 のために必要な要素とは？

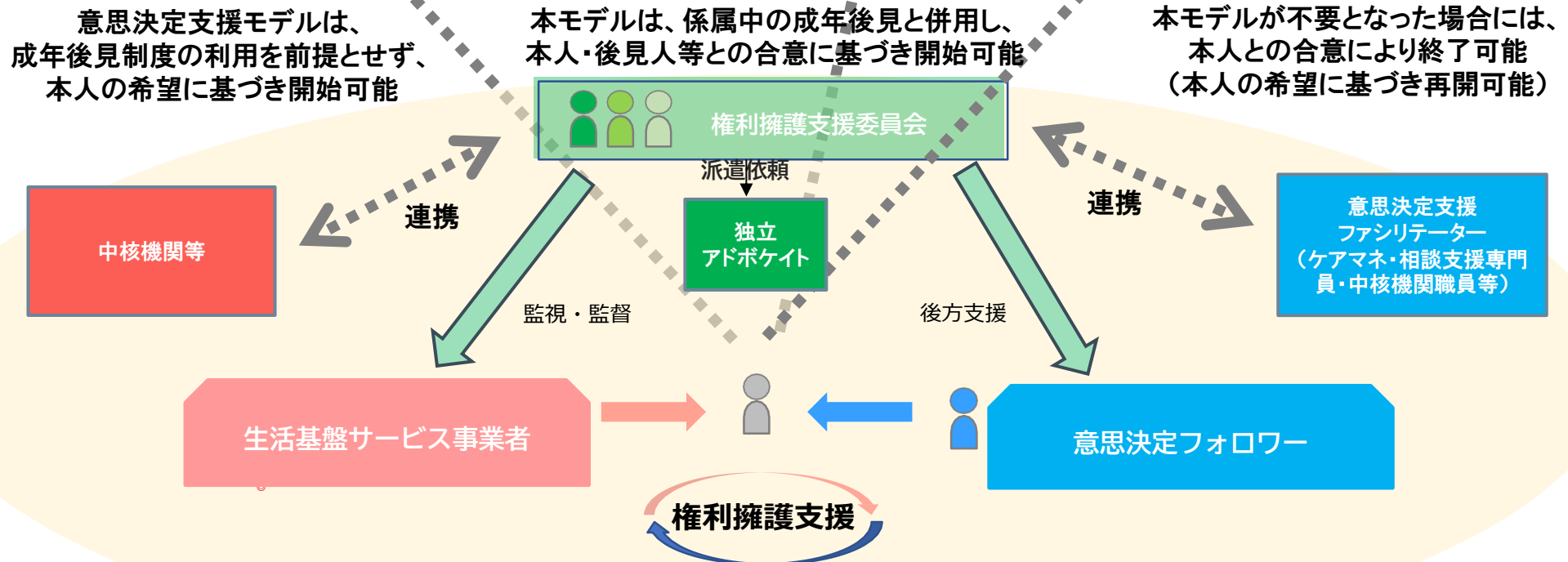
第16回成年後見制度利用促進専門家会議 水島委員コメントを一部修正

- 改めて意思決定支援とは何なのかということを問う必要がある。どうしても意思決定ばかりに目が向けられていく傾向があり、結局、本人から発出するというよりは、周りの都合で決めてしまいがちである。意思決定支援の究極の目標は意思決定そのものにあるのではなく、その先にある本人のチョイス&コントロールの保障である。そのためにも、意思決定サポーター（フォロワー）とそれらを支える仕組みを強化していく必要がある。
- 障害者権利条約第12条第4項が求めている支援付き意思決定の仕組みの構築に当たっては、濫用を防止するための適切かつ効果的な保障、セーフガードとしてのアドボケイト機能（マイク&スピーカー）が不可欠である。
- 今後の需要に応えるには、日常生活自立支援事業を含む本人の生活基盤を支える事業の拡充が望まれる。しかし、拡充に当たっては、本事業においても意思決定支援が適切に確保される仕組みを実装することが必要で、持続可能な権利擁護支援モデル事業における青・緑の役割・機能を備えていくべき。すなわち、フォロワー（青）は本人の立ち位置に100%立って本人の意思及び選好、価値観を支持する立場で活動し、かつ、その活動を独立した立場で支える権利擁護支援委員会（緑）や独立アドボケイトとの協働により事業者（赤）への相互牽制機能が発揮されることによって、支援付き意思決定を全うできるような仕組みに変えていくことが、新しい事業の前提条件になるのではないか。

支援付き意思決定制度への転換を図るための制度設計（案）



民事法制の改革：行為能力制限を廃止し、期間・対象限定型の新・成年後見制度を構築する



社会福祉法制の改革：フォロワーシステムを実装した新たな権利擁護支援事業を第二種社会福祉事業へと位置付け、支援付き意思決定（意思決定支援）を確保する

わたしたちSDM-Japanと一緒に、
誰もが人生の主人公になることができるような
フォロワーシステムが当たり前に存在する地域・社会を
目指してみませんか？



フォロワーシステムに関心がある自治体、社協、市民、関係機関の皆様はこちらの
アンケートフォームにご記入ください。今後、勉強会等を実施する際にご案内します。



令和6年度
豊田市地域生活意思決定支援プロジェクト
第1回全体委員会議事録

令和6年度 第1回 全体委員会議事次第

日時：令和6年10月15日（火）13：00～15：00

会場：豊田市役所東 65 会議室

※オンライン（zoom）併用

1. 開 会

- 資料確認
- 熊田委員長あいさつ
- 本日の出欠状況

2. 議 事

（1）令和6年度のプロジェクト進捗状況等

- 各ワーキング・グループの今年度の取り組み予定と進捗（報告）
- 「豊田市地域生活意思決定支援事業」進捗（報告）
- 質疑

（2）役割分担表の再整理

- 改訂案
- 令和4年度からの変更点
- 意見交換

（3）本事業の意義

- 国の議論状況と課題
- 意思決定フォロワーの意義と効果
- 意見交換

（4）令和6年度シンポジウム素案

- 令和6年度シンポジウムにおけるテーマ・論点案
- 意見交換

3. その他

○熊田委員長 ごあいさつ

それでは、事務局のほうにお戻しいたします。

○畠中委員 ありがとうございます。

続きまして、本日の出欠状況と委員紹介に移ります。

委員の皆様につきましては、次第のついでにある資料を1枚はねていただきまして、資料1-1と記載があるところが委員名簿になっております。

今年度、委員の交代がございます。豊田市社会福祉協議会の八木委員が退任されまして、後任として大地裕介委員が就任されました。また、豊田市の安藤委員が退任されて、私、畠中が後任として就任いたしました。そのほかの皆様には昨年度から留任いただいております。引き続きよろしくお願いいたします。

それから、本日、木本委員が欠席となっております。御了承ください。

それから、Zoomで参加いただいている委員の皆様の発言についてですけれども、御発言される場合は、挙手か手を挙げるボタンなどで意思表示をお願いいたします。

発言者は、委員長からの指名に基づいて御発言いただくようお願いいたします。

それでは、ここからは熊田委員長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○熊田委員長 それでは、私のほうでこの会の取り回しをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに、会議運営ルールの確認を行います。

事務局のほう、お願いいたします。

○説明者（竹下） 事務局の竹下と申します。

本会議の会議運営ルールについて御説明いたします。

会議では「〇〇さん」と呼び合ひましょう。先生等は禁止です。

御本人中心で考えましょう。

専門用語は、分かりやすく言い換えましょう。分かりやすい用語は、いつでも何度でも確認、質問してください。分かりやすさの標準レベルは、中学生が聞いても分かるくらいとします。

1回につき3分以内で発言するようにしましょう。時間を超えた場合は委員長より調整させていただくことがあります。

委員全員が発言できるようにお互いに考えましょう。合理的配慮が必要な場合にはお申し出ください。記録用にZoomで録画をしますので、あらかじめ御了承ください。

○熊田委員長 では、議事次第に従いまして、順次議事を進めてまいります。

「2. 議事」の「（1）令和6年度のプロジェクト進捗状況等について」、事務局より御説明をお願いいたします。

○水島委員 事務局から御説明をさせていただきます。

お手元の資料を御参照ください。Zoomの方はこちらでお示ししますので、今しばらくお待ちください。

画面共有をさせていただきます。Zoomの皆様、画面映っておりますでしょうか。では、進めさせていただきます。

こちらの令和6年度のプロジェクト進捗状況ということで、4ページ目以降の御説明をさせていただきます。

まず、令和6年度のプロジェクトに関する検討スケジュールはこのとおりでございます。

権利擁護支援委員会は、本日も午前中に行われておりましたが、こちらは豊田市主催のものでございます。SDM-Japan主催である全体委員会については、本日午後1時から3時まで開かせていただいております。アドボケイトワーキング、評価ワーキング、それぞれの報告をこれからさせていただきたいと存じます。

各種イベントということで、昨年度も行っていた研修、さらにそれに加えてアドボケイト養成モデル研修も行われる予定となっているところです。

こちらのアドボケイトワーキングについては、私が座長でございますので、この座長として少し御説明をさせていただきたいと思います。こちらのワーキングは、今年度に関しては、特にフォロワーを支援することを中心として現在も活動しており、アドボケイト自体が適切にフォロワーの支援ができるように、そして、必要に応じて独立したアドボケイトとして活動ができるように、アドボケイトの養成カリキュラム、キャリアフローづくりを行っております。その上で、様々な養成後のアドボケイトに関しての継続的支援体制であるとか、モデル研修の試行実施なども行っていく予定です。

現状はこのようなカリキュラムを議論しておりまして、例えば申込み段階では、フォロワーの経験が本当はあったほうがいい。なくても当事者の方と一緒に活動する、こういう従事経験がある、このようなところなどを条件としつつ、アドボケイトにとって必要な基礎的な内容について、こちらは子どもアドボケイトなど日本国内で先行して走っているアドボカシー講座等もございますので、そちらなどを参考にしながらつくっているところでございます。理想的には、フォロワーからアドボケイトが生まれ、新しいフォロワーを支援していく。このような体制なども模索しているところでございまして、現在検討中のものをお示しさせていただきました。

では、評価ワーキングについては森地さんからお願いできますでしょうか。

○森地委員 よろしくお願ひいたします。評価ワーキング、お手元の資料でいきますと8ページ、9ページになります。そちらを御覧ください。

評価ワーキングにつきましては、昨年度まで3つの段階の評価ということで評価の枠組みをつくってまいりました。ニーズ評価、プロセス評価、アウトカム評価ということで、実際にこの事業を行うニーズがあるのかということから始まり、それぞれの果たす役割が果たされているかということ、それと、当初確認をしたニーズがこの事業で満たされて

いるかという、この3点について確認をすることとなっております。

ただ、評価に関しまして、ロジックモデルというものが欠けておりましたので、そちらを作成しております。このロジックモデルですが、こちらを御覧いただくとお分かりのように、この事業の最終的なゴールがどこかと。その中間的なゴールがどこかと。そこに至るためにどういうことをするかと。どういうことを達成する必要があるかと。そのために具体的に何をするかということで、段階的にまとめたものになってございます。

こちらを基にしまして、現行版のプロセス評価とアウトカム評価、あとニーズ評価もですが、評価の項目をつくっております。

それが次の9ページ目になります。プロセス評価につきましては、8ページ目にございますロジックモデルの活動・取組をそれぞれの役割ごとに設問化したものになってございます。項目自体はかなり多いので、9ページ目には一部参考までに載せさせていただいておりますが、ここで主語となっているものですね。例えば、本人がとか、フォロワーがとかということでありまして、その主語になっているそれぞれの人たちが想定される役割を達成しているかどうかを評価するというのがプロセス評価の項目になります。

それに対しましてアウトカム評価の項目になりますが、こちらは先ほどの8ページ目にございますロジックモデルの直接アウトカムについて、達成できたかどうかというのを確認しております。これがそもそも、こちらには書いておりませんが、ニーズ評価の項目にもなっておりまして、つまり、この事業を行うに当たって、直接アウトカムとなる4つのポイントを達成することが必要だという前提に基づいて構成されております。そういったニーズが確認されたものに関して達成できたかどうかを確認するというのが1点。

そのことについて誰のおかげか、何のおかげかを確認することにしております。これは、本事業で当初出されたニーズが充足されたのか、それとも何らか別の要因によって充足されたのかというのが、単純にニーズが充足されたか否かというのを確認するだけでは分かりにくいので、ニーズが充足されたか否かということを確認するとともに、その充足されたニーズというのは、どこからもたらされたものなのかというのを確認するために、このような項目立てをしております。

ひとまずここまでとなっておりますが、この後で、これは項目としては確定しておりますので、現在実施されている取組のアウトカムの評価、プロセスの評価を行い、あわせてこちらにつきましては、今年度の第2回全体委員会になろうかと思いますが、報告させていただければと考えております。

私のほうからは以上となります。

○説明者（竹下） 12ページには今年度の取組予定等を載せております。

13ページを御覧ください。現在のモデルケースについて、7ケースにつきまして、生活基盤サービス事業者、年齢、障害、居所の状況等を載せさせていただいております。

続いてのページからが、モデルケースの現在の御様子等、事業を導入したきっかけ、経過、事業導入による変化、私どもが感じている課題というふうに記載させていただいてお

ります。簡単にケースの振り返りをしてみたいと思います。

ケース①は、特別養護老人ホームに入所されている方であります。現在、豊田市の中では介護サービス相談員という事業もありまして、2か月に1回訪問を受ける、話を聞く機会のある施設というふうになっております。そこにフォロワーさんとして入っていただいておりますので、まずはほかの事業との類似性ですとか、事業の整理が必要になってくる方かなと感じているものになります。

また、括弧書きで載せさせていただいているのは、フォロワーさんのほうから事業の自己負担の部分について、お金の負担をしてもらっているのだから結果を残したいという言動を受けまして、事業化する上では、このお金の部分というのも再度検討が必要であろうというところで、ここに載せさせていただきました。

ケース②につきましては、事業開始時と現在の様子としまして、難しいことは分からないと答えてしまう方だったのですけれども、事業を導入することで、何が分かって、何が分からないかというのを他者に伝えることができるようになったケースになります。今後、フォロワーとしては事業終了を考えているケースになりますが、終了後にはこの方の中でこういった課題が出てくるのかということも見ていく必要があると感じております。

ケース③につきましては、今年1月から開始になっているのですが、この期間の中でも入退院が2回ほどあったというところで、フォロワーさんとの関係構築に非常に課題を感じた部分ではあります。入退院というのは先に分からない事象ではありますけれども、対象者像を考えたときに検討は必要になってくるのではないかと考えております。

ケース④につきましては、導入直後であるというところで、導入のきっかけと期待される効果を記載しております。

次のページになります。ケース⑤につきましては、今年の1月から開始されておりますけれども、なかなか御本人さんとフォロワーさんの関係の構築が難しいケースとなっております。今、こちらとしては、事業の継続の意向があるかというところの確認を双方に行う段階になってきております。再マッチングの検討等、事業内容、こうなったときにこうするというフロー図等を今後検討していく必要があるのではないかなと考えております。

ケース⑥につきましては、今年の3月から開始になっております。本事業は、フォロワーさんがずっと永続的に続くというものではなく、どこかのタイミングで担当の交代等を考えるという事業でありますので、言葉による意思表示が難しい方に、交代という時間軸が多少ほかの方と違ってくるのではないかとこのところを考えております。今後の経過を見て検証していくことが必要だと感じております。

ケース⑦につきましても、導入がまだ最近だというところがありますので、今後の経過を見ていくというケースになります。

18ページでは、モデル事業から見えた課題というものをまとめてみました。対象者のことですか、フォロワーさんのことですか、事業の内容、フロー図等について、先ほど申しましたところをまとめたものになります。

そして、この表の一番下の話題提起のところは、社会福祉協議会の方との相談もしております。豊田市に限らず他の自治体の中でも話題となっている権利擁護支援委員会を社協、金銭管理を社協、意思決定フォロワー養成を社協とした場合の関係性の濫用から懸念する部分は何かというところを載せさせていただいております。

次のページには、このスキームについて、国で行われました連絡協議会でもそういった話題が出ていたというところで載せさせていただきました。

以上になります。

○熊田委員長 ただいま事務局のほうから御報告がありました。

今現在、7つのモデルケースを通じていろいろな課題が整理されているということの御報告だったかと思います。それから、今後のこととモデル事業から見えた課題ということで、幾つかの観点から課題が整理されているということかなと思います。

この辺りの具体的な質疑は後でさせていただくとして、続いて、報告を示させていただきます。意思決定フォロワーの養成講座が予定されているということなので、その点について、大地さんのほうから委員の皆様と共有していただければと思います。

○大地委員 失礼いたします。資料は20ページになります。

意思決定フォロワーの育成等についてというところで、豊田市と社会福祉協議会のほうで意思決定フォロワーの方々の育成だとかフォローをしているという状況でございます。記載は2つさせていただいているのですが、主には3つ実施をしているところになります。1つ目が記載のあるようにフォローアップ講座ということで、こちらは今年度の8月29日に開催をしました。写真があるように、現在フォロワーとして活動をしている人を中心に、またこれから活動される方も参加いただいて、日々活動する中の振り返りですとか悩みといったものを共有したとともに、いわゆる赤の事業所、生活基盤サービスの担当する職員さんにも来ていただいて、フォロワーのイメージ像みたいなところをお互い確認し合ったというような内容で開催をいたしました。

続いて、今年度の状況でございますが、意思決定フォロワー導入講座を昨年度から実施しております。昨年は平日コースと休日コースということで47名の参加をいただいたところになりますが、今年度は、ちょっと別の事業になりますが、市民後見人の養成講座が通常だと20名ぐらいなのですが、81名の申込みをいただいたということで、市民の権利擁護に関わる意識の高揚みたいなのところを感じたので、急遽平日コースを1日増やして、記載のあるように10月27日日曜日、こちらは休日コースです。平日コースを2回、11月6日、それから11月8日ということで、同じ内容になりますが、3回予定しております。こちらは10月5日から申込みを開始して、会場の都合もございますので定員を各回20名としておるのですが、既に全ての会が20名定員に達しているような状況でございます。

最後、資料にはございませんが、実践講座ということで、11月20日にこの導入講座を終えられた方々に対して実際の活動がどうかということ、活動しているフォロワーの方々と交えながら、活動につなげるための実践の講座を予定している状況で、今年度は、重複

しますが、フォローアップ講座、導入講座を3回、そして実践講座ということでやる予定をしておるところでございます。

以上です。

○熊田委員長　ありがとうございました。

それでは、ここまでのところ、事務局の報告に対して、最後のフォローの育成についても含めてですが、御意見を伺いたいと思います。全体委員会は、基本的に事業全体の方向性のためにいろいろな委員の方の意見をお伺いして、それを取り入れていくということを考えていますので、どうかよろしくお願いいたします。

では、確認したい点がございましたら、また御質問等がございましたら、挙手なりしていただければと思いますが、特に現段階ではいいですかね。

では、水島さん。

○水島委員　後でまた意見交換の段階でお話ができればよいかと思うのですが、少し気になる点としましては、今表示しております18ページの事業の見直しについてという点でございます。事業の見直しについての2ポツ目ですが、特に括弧のところが気になっておりまして、「事業目的である本人の意思決定支援と支援者の意識変容という点において、事業の進め方等見直す必要がある」と、このような記述がございます。

まず確認したいのは、事業目的との記述です。この事業目的がどの事業の目的のことをおっしゃっているのかということが1点。

それから、意思決定支援と支援者の意識変容の点について、どのような問題があるから事業の進め方等を見直す必要があるのか。この点について確認をしておきたいと思います。お願いいたします。

○熊田委員長　それでは、お願いします。

○畠中委員　豊田市のほうから回答いたします。

事業目的のところについては、本モデル事業というよりは、豊田市における意思決定支援事業という意味での事業目的としてのことを表しています。意思決定支援と支援者の意識変容というところについては、もともとの国が示しているガイドラインによって支援者側の意識改革というのが意思決定支援の始まりだったと認識しておりますので、そこに向けて、行政としては直接支援も大事だと思うのですが、支援者側の意識変容というのを環境整備で変えていくということが本来の国からの始まりなのかなというところに立ち返って、そこについても併せてやっていくことが必要かなと思っていますので、改めてこのモデル事業と併せて環境整備をどのようにやっていったらいいのかというのを一緒に考えていけたらなという意味で見直すというのを書いております。

○熊田委員長　名川さん、どうぞ。

○名川委員長代理　ガイドラインが幾つも出ていますけれども、事業者の意識変容が目的なのでしたっけ。あれは事業者等が意思決定支援をやらなければならない場合のすべきことについて書かれていると思いますけれども、結果としてそこで目指さなければならない

のは、本人の意思をちゃんと表明できることだったりとか、ここに出てくる言い方ですと形成ができたりということが、どこまでできるかということが目的なのであって、そういう意味では、それこそどの事業でもそうですけれども、事業目的なり何なりというのが書いてあったとして、事業者がそれを行うのは当然のことなものですけれども、それをなぜやるのかといえ、そこでサービス利用が行われることによるサービスの結果としての利用者の福利厚生向上が目指されるというところかと思うのですが、何かよく分からなかったもので、そこだけ確認させてください。

○畠中委員 答えになっているか分からないですけれども、事業者の支援者の方が国の意思決定支援ガイドラインの考えを基に支援に当たることによって、サービスの質も向上するし、本人の意思決定の表出にも寄与するということで、行政としてはそういった支援者側の意識変容を環境整備で進めていくことでそれが達成されるというようなロジックで考えているということなものですけれども。

○名川委員長代理 そのときに関わらなければいけない人が事業者だけであるということは、どこにも特に書かれていないと思いますし、意思決定支援ということを考えていった場合には、意思決定支援は基本的にはいろいろなサービスの中でそれが実現されるべきですし、それから、例えば市民が社会参加をしていくときに、必要なことが必要なだけちゃんとと言えるという環境を整備していくことは非常に重要なことかと思います。その場合に、いわゆる福祉サービス提供事業者のみがそれに関わっているというふうに考えること自体が、今の共生社会を形成していくという際に不十分だなと思います。

今、共生社会を形成していく主体というのは、もちろん事業者は重要ですが、それ以外の市民の方々がどのように活躍するかということについても重点が置かれているはずであり、そこら辺も含めた高揚がどうできるかということが重要だと思うので、ガイドラインの解釈は、そこは書いていないのですけれども、何で書いていないかといえ、それをどのように行うかということについて事業者のみに規定しているわけではないと理解しているのですけれども、どうなのでしょうね。

○畠中委員 そういう意味では、意思決定フォロワーモデル事業について何か否定しているということは申し上げていなくて、やっていく中で、このモデル事業の今後の取り組み方もそうですし、行政としての役割である環境整備というところも併せて考えていく必要があるというのを先ほどお伝えしたつもりだったのですけれども。

○名川委員長代理 一旦了解しておきます。

○熊田委員長 ほかに何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

では、永田さん。

○永田委員 ありがとうございます。

これは単純な質問なのですが、ケース①の身寄りなし高齢者の入所調整のケースのところ、課題のところ、御説明にあった、1つは介護サービス相談員と本事業の類似部分の整理。これは結構重要なことかなと思うので、今の時点でどんな知見というか見解

があるのかということをご教示をいただきたいと思いますことと、もしかしたら議論のところだったら申し訳ないのですが、2点目のところは御説明を私が聞き漏らしてしまったのか、フォロワーの方の費用弁償について検討が必要であるということについて御説明されたときに、フォロワーさんがお金をもらっているから何とかとおっしゃったというような御説明をされたなかなと思ったのですが、ここの部分がどういうところで今課題になっているのかというのを、私の聞き漏らしなのですが、改めて教えていただければということです。

○説明者（竹下） 御説明いたします。

介護サービス相談員は、本市では、2か月に1回各施設に回るようになっています。泊まりの施設のみですが、そちらの中で御本人さんの御意向の聞き取りというのを一応施設の中で全部に回っていただいています。ただ、それが全ての人から本当にその方の御意見を聞いているかどうかというのは疑問が出る部分だと思っています。もう少し深い関係性を持たないと、御本人さんとの関係が築けない方というのは中にいらっしゃると思いますので、そういった方のところに手が届くような形を取れたらなということを考えております。2か月に1回のところでいい方は、もうそれでいいのではないかと考えます。

○永田委員 つまり、御趣旨としては、介護サービス相談員の方はどちらかというと施設の中で幅広く意思決定支援のようなことをされているけれども、このフォロワーさんについては、もっと1人の方にぐっと寄り添いながらしていくというような整理の仕方で今は考えているという理解でよろしいでしょうか。

○説明者（竹下） おっしゃるとおりです。

○熊田委員長 ありがとうございます。

すみません。2点目のほうも教えてください。

○説明者（竹下） 2点目のほうは、まずフォロワーさんに、御本人さんにお金が発生しているけれども、これについて含めてですが、フォロワーさんに対する報酬ということではなくて、実費の部分の交通費ですとかそういったところの弁償の部分というふうに動いていただいているものになっているのですけれども、最初の1点目としては、最初の段階でその説明を十分にフォロワーさんにできていたかどうかということになります。それがフォロワーさんの心理的負担になっているようであれば、だから聞かなきゃいけないとなったときに、聞き過ぎてしまうというのもどうかと思って、それは必ずしもそうなるとは限りませんが、本当に寄り添ってもらって、言葉を酌んでもらうという作業の中で、何かしなければならぬというふうに感じられないだろうかというところを考えているということになってきます。

○永田委員 ありがとうございます。

それは、だから、費用弁償であっても、お金を頂いていることで、そういうことになっているのではないかと問題意識が書いてあるということによろしいですね。承知しました。ありがとうございます。

○熊田委員長 それでは、ほかにここで確認しておきたいことはございますか。

大地さん、どうぞ。

○大地委員 質問ではないですし、後ほど本事業の意義がありますので、多分その辺りで御議論されると思うのですが、三井さんだとか阪田さんだとか長澤さんも権利擁護支援委員会をやっている中で、先ほど出てきた意識変容というところをちょっと確認しておきたいのですが、今はモデルケースが7ケースございます。その中で、御本人さんの意思が表出されて、意思決定がされるというような効果も実に出てきていますけれども、この意識変容というのが、赤の事業所側の意識変容にもつながっていたり、さらには、モデルケース②でございますけれども、スーパーだとかそういった地域の意識変容にもつながっているというところがすごくこの事業の効果になってきていると思うので、ガイドラインがどうこうという話はともかくとして、環境整備というところで、これが全てではないと思いますけれども、一定の意識変容につながっているというようなところは確認ができていますかなと思いますので、この辺りは本事業の意義のところで、三井委員だとか阪田委員のほうからも御意見いただけるとありがたいなということで発言させていただきました。

○熊田委員長 ありがとうございます。

では、取りあえず一回、時間の限りもあるので、ここで議題（１）は止めさせていただいて、また後で特に（３）の辺りで関係してくると思いますので、そこで議論していただくとして、続いて「（２）役割分担表の再整理」について、これも事務局のほうから御説明をお願いします。

○水島委員 資料の21ページをご覧ください。資料3で黄色、青色、赤色、緑色、このような形で表現されている表がございます。適宜拡大をしながら御説明させていただきます。

こちらは2年前に全体委員会の皆様からも一定の御承認をいただいた上で、本人、フォロワー、生活基盤サービス事業者、権利擁護支援委員会、それぞれの役割について、一定の役割を持って臨んでいこうということで、対象者であるとか、あるいは本人との関係性の担保、さらにはやることですか、活動支援時における留意事項ですとか、こういったことなどを整理した表でございます。

資料3は改定案でございますので、事務局の意見としては、2枚めくっていただいた赤字になっている見え消し部分等を御確認いただければと思います。

また、「豊田市地域生活意思決定支援事業（意思決定支援モデルプロジェクト）における役割分担と現時点での取組状況等（2024.10）」を御確認いただければと存じます。赤字や取消し線が引いてあるのは、新しく盛り込む、あるいは削除を検討すべきではないかというところがございます。基本的には、追記している部分は、現状の実態を踏まえているところです。例えば権利擁護支援専門員に関しても、いわゆる独立アドボケイトが関与しているという実態を反映しています。さらに取消し線などを引いている部分を少し見ていきますと、赤の事業者すなわち生活基盤サービス事業者について、元の記述では「本人との面談やフォロワーからの情報提供を踏まえ、個別支援計画を作成する」となっていた

のですが、これまでのアドボケイト・ワーキングや権利擁護支援委員会での議論を踏まえると、本人がいない場で、事業者等に本人の情報をなんでも伝えたり、聞いたりすることが出来てしまうのは本人の支持者であるフォロワーの姿勢としてどうなのか、という指摘もあり、そのような誤解が生じないように、この点の記述については「本人との面談を踏まえ、個別支援計画を作成する」としてはどうかとのことで改定案を検討しているところです。

また、実際には行われていないような活動に関して、例えば金銭管理等の部分についての本人同行は、現状においては行われていないことなども踏まえ、こちらを削除しています。フォロワーはお金の部分のみならず、より広い意思決定の分野に幅広く関わっていらっしゃるもので、それに応じた書きぶりとするべきではないかといった点などをこちらの表のほうに記載しています。大変細かい表であり、全てを御説明していくことは難しいため、1～2分程度よろしければお時間を取って御覧いただけると幸いです。そして、御質問、御意見等がございましたらいただければと考えております。

右側の欄の評価というところは、評価ワーキングにおける評価とは異なり、事務局内、つまり、豊田市、豊田市社協及びSDM-Japanの事務局から、お互いに意見交換をし合って、それをまとめたものになっております。それぞれの現状について見解が分かれる部分もあるかとは思いますが、これも併せて御覧いただければと考えております。

説明としては言葉足らずの部分があるのですが、要するに今の取消し線であるとかを削除し、あるいは赤字部分を新たに盛り込む、こういった点について委員の皆様の御意見をいただければと考えております。

以上です。

○熊田委員長 では、今、水島さんのほうから御説明を受けましたけれども、役割について変更という形での赤い文字ですかね。そういう記載がしてあるということで、順次何か御意見等があれば、いかがですか。役割分担表の再整理ということなのですか。

ちょっと先に進めましょうか。これはまた後で戻るかもしれませんが、すみません。

では、取りあえず議事の（２）まで一応御説明があったということで、（３）に入る前に、今までのところで何かお気づきの点とか御意見等がありましたら、いかがでしょうか。

○名川委員長代理 後で議論になるのかもしれませんが、課題として1つ提示されていた、社協さんが幾つかの事業を今後併せ持つ形になるのではないかと議論が国でも行われているという部分がありました。よろしかったら簡単にそれについての方向性だとか何とかを少しコメントというか説明を、永田委員からですかね。どなたがいいのかよく分からないのですが、お教えいただくとありがたいと思います。

国のほうで例えば新しく事業が展開される際に、その辺の課題が整理された上で私どもに返ってくるということなのであれば、それを踏まえた上ででも大丈夫ということになるかもしれませんが、であれば、私どものところでどう整理しなければならないかという整理には

必ずしもならないのだろうかちょっと思ったもので。

○永田委員 先ほど御紹介があったモデル事業の検討状況のほうですね。私はそれには出ていないので分からないのですけれども、恐らくやっているところの中でそういったような課題意識が共有されたということだと思えるのですけれども、日常生活実践事業がいわゆる生活支援員の方と専門員の方が同じ社協の中にあることで、意思決定支援の仕組みとしては若干問題があるのではないかということが言われてきていますので、ここで。

○○○ 参考資料。

○永田委員 参考資料ですね。

○名川委員長代理 3とか4とか。ただ、在り方検討会議においては、若干そのような方向性がありますが、具体的にどのような議論があったのかということの概要をもし御紹介いただければということでございます。

○永田委員 今の名川さんからの御質問は、社協の中でみたいな同じ組織の中で、今で言う赤とか青が同じ機能として一つの組織で持つようになった場合についての議論がどういうふうに進められているかという。

○名川委員長代理 そうですね。事務局の資料の中にそのような懸念が訴えられており、それについてはたしか国でも検討していたから、そこで今後整理するのだったら、それを待つしかないのかなとちょっと思ったのですが、勉強不足で分からないので。

○永田委員 とんでもないです。ありがとうございます。

具体的に今その中で、それをどうしようかということが進んでいるわけではないと思うのですけれども、これは逆に、水島さんとかが、同じ組織の中にそういった機能が入った場合に、例えば組織の中でどういうふうにそれを、法人後見なんかもそうですよね。利益相反なんかがある場合に、同じ組織の中でどう整合性をつけるかみたいなことについては、こういうことが必要なのではないかというのが多分今後されていく議論だと思いますので、それと同じような形で議論していくことで、一定程度はクリアできるのではないかな。例えば中核機関を社協がやりながら法人後見を受けていることについて、何らかの規制を設けてそれをクリアしようとされていると思いますので、そのときに何が必要なのか、どうすればそれはお互いの牽制機能をちゃんと持ったままでできるのかというような議論が恐らくこれからされることになるのかなと。

逆に、水島さんから、そういうときにどういう手立てがあれば、それがクリアできたと言えるのかなみたいな意見がもしあれば、私も教えていただきたい。

○水島委員 私が成年後見制度利用促進専門家会議の委員としていつも言っていることとしては、やはり牽制機能をしっかりと確保することが重要であるということです。国では、いわゆる意思決定支援の確保を今後のキーワードとして厚労省も認識しているところではございまして、その「確保」というのはどのようにして図られるのかということに着目しています。例えば、日自を想定した場合、赤・青・緑全てを社協で行うという話になってしまうと、はたして牽制機能は十分に働くのだろうかという懸念もあります。

日常生活自立支援事業については、監督の仕組みはもちろんあります。確かに、お金の管理という意味では監督がされるかもしれませんが。しかし、意思決定支援の確保といった点には、本人が本当に望むような形で支援を受けられているのだろうかというようなことを、内部的なチェックだけで本当に確認できるのかが課題だろうと思います。その意味では、このようなモデル事業等をやっておりますけれども、このような仕組みを参考に、社協とは異なる立場での青や緑を設けていくということも必要ではないでしょうか。

具体的に言うと、例えば、日自では支援員は市民が担っています。しかしながら、市民は市民でも、日自の専門員、つまり金銭管理等を現に行っている社協の指揮を受けて動くという立場であって、今、モデル事業をやっているフォロワーの立ち位置とは全く違う立ち位置になっているわけですね。つまり、同じ市民でも、それが赤の補助者なのか、青のフォロワーなのかというのはやはり根本的に立ち位置が違うわけです。そうすると、見えてくる景色も違ってくるということです。したがって、まずは本モデルのような牽制の仕組みを設けたうえで、本当に本人の思いに沿ってなされているのかをチェックしていくことが必要だと考えます。そのためには、フォロワーの立ち位置をしっかりと維持していくことが必要ですし、言うまでもなく、フォロワーは権限もあるわけではなく、何でも解決できるわけではないし、それを求められているわけでもありませんから、本人の思いを受け止め必要に応じて事業者に介入する権利擁護支援委員会の存在が重要かと思われます。以上のことから、フォロワーやアドボケイト、権利擁護支援委員会は、社協から独立した立場で確保されることが重要ではないかと思っております。

○熊田委員長　ありがとうございました。

私どもは法律家なので、先ほど永田さんがおっしゃった、同じところが牽制関係がなくでやるのはどうなんですかと言われると、法的にはやはり利益相反の問題が起こったり、それから、監督ができないという問題が起こったりして、やはり望ましくない。別に金銭管理に限定したわけではないですけれども、その辺のところ、意思決定支援ももちろん大事ですけれども、金銭管理に限って見ても、自分と一对一の関係で一定の利用料を社協が頂いて、それでサービスを提供するというのが日常生活自立支援事業のパターンなので、それを同じところが全部やるのはやはりまずいので、取りあえず県社協で監督をつけているということで、最低限、今回、先ほど水島さんがおっしゃったように、権利擁護支援委員会というのは外で関係のないところに置かないと、そこはあまり望ましくないというか、制度としてやはり濫用の問題。起こるとは言いませんけれども、濫用が起こる形になってしまっているという、その危険性は払拭できないので、制度として構築するためには、やはりそこは分けないと無理があるのかなと、それが法律家の感覚なのです。

それと、先ほど名川さんがおっしゃった、ちょっと今のに続けて、イメージだけで永田さんのほうに聞きたいのですけれども、今、在り方検で議論をされて、今回の課題でも日常生活自立支援事業でやれないのかみたいなイメージがちょっと見えてきているような気がするのですけれども、その辺のところも、今まで恐らく議論なされてきたと思うのです

けれども、こういう意見とこういう意見があるみたいな感じで御紹介いただけるとありがたいかなと思います。

○永田委員　ありがとうございます。

私も知らなかったのですけれども、参考資料で今日つけていただいている、多分御存じない方もいらっしゃると思うのですが、簡単に言うと、熊田さんがおっしゃってくださったように、今、社会福祉法の改正に向けた議論というのがされていて、このモデル事業とか、それから、成年後見が終わる成年後見になっていくというのを見据えながら、地域でどんな権利擁護の支援が必要かということを地域共生社会の在り方に関する検討会議というところの中で議論しています。

ただ、議論のテーマというのはいろいろほかにもあって、大きな柱の内のもちろん一つではあるのですけれども、そう長い時間をかけてまだ議論が進んでいるわけではないのですが、やはり成年後見制度が終わる後見になっていくということは、当然、それと対になっている地域で支えていくための権利擁護支援というのが同時に必要になってきます。それについて、現行の日常生活自立支援事業だけでは非常に弱いので、そのほかに何か拡充していく手立てがないだろうか、こういったことが検討課題になっていて、1つはやはり日常生活自立支援事業の拡大をどう図るかということになるかと思います。

ただ、先ほど来議論に出ているように、日常生活自立支援事業は、本人が自分の意思で契約をしてやめることができる。そういった意味では、非常に支援付き意思決定の仕組みと言えるかもしれないけれども、先ほど水島さんがおっしゃったように、金銭管理と意思決定支援を同じ組織の指揮系統の中でやるという仕組みなので、そこら辺はどうなんだろうかという意見が当然ございます。なので、単純に拡大をしていくということではなくて、モデル事業の知見なんかも得ながら、どういうふうに見直していったらいいのかということが検討されていくことになるかと思います。

とはいえ、実際に5万人ぐらいしか全国で使っていないということなので、現状では非常に弱過ぎるというのが問題意識としては共有されていると思います。ではどうやって拡大していけばいいのかというのがこれからの議論かなと思います。

それから、もう一つは、今、豊田市さんでやっていたらいいこのモデル事業です。そのためにモデルとしてやっているわけですので、これを事業化できないだろうか検討するのが当然検討課題の一つだと思います。ただ、これは全く私見なのですけれども、何となく手応えとしては、これをこのまま事業にするということはちょっと難しそうじゃないかと国は考えているのではないかと私は推測しているのです。

水島さんがいつも示してくださっているように、段階的にこの事業を少しばらして、社会福祉法の中に事業として位置づけるというようなことは十分可能ではないかなと思っていて、例えば今回の意思決定フォロワーのような仕組みです。先ほども出ましたが、介護サービス相談員という先行例もあって、そういったようなものを社会福祉法の中で事業として位置づけるとか、例えば介護保険や障害福祉サービスの中から費用を出すとかと

いうことは十分可能なのではないかな。そういうふうにもデル事業でやってきたことの一部を事業化して行って、市町村がそれぞれの必要性とか選択に応じて実施できるような形というのが現実的なのではないかなと私は思っています。そんなことを今日つけていただいた意見書にも書いているのです。

ただ、同時に、ちょっと話が長くなって恐縮なのですが、市民の皆さんが参加するという観点をそこで重視していかないといけないなと思っていまして、単に事業をつくるというだけではなくて、それを市民参加でどうやって支えていくとか、また、あわせて身寄りのない方の問題というのが大きな柱として議論されて行って、そことも関連させて考えると、単にあらゆることを役所で見えていきますということではなくて、そこは周囲の方が参加をして、同じ地域に住んでいる市民としてそこに寄り添っていくとか、伴走していくとか、意思決定支援していくとか、それがフォロワーの仕組みの一つかなと思うのですけれども、位置づけていけたらいいかなと思っています。

一方で、法制審のほうの議論とも連動しながら進んでいく議論だと思いますので、そういったことを注視しながらこれから議論が進められていくのではないかなというのが今のところの現状でございます。

○熊田委員長 急にお話を求めまして、ちゃんと説明をしていただきましてありがとうございます。

では、今までのところを踏まえまして、先ほどこれは名川さんの御質問から始まった意見ですが、ほかにどなたか御質問とか御意見はございますでしょうか。（２）の役割分担のところまでで、もう事実上（３）に入ってしまったかな。

どうぞ。

○大地委員 今御議論いただきましたところ、資料の18ページの話題提起（議論）、それから19ページに私のほうで書かせていただきました。今、国のモデル事業をやっている9自治体の中からも、金銭管理が代理権等の問題で厚労省から金融庁に通達がないとなかなか難しいみたいな話はどの自治体も出ていて、スキームとしては、今出ています日自でやっているよというような報告もありました。ですので、今御議論いただいたので、やはり関係性の濫用の防止から分解していくということは必要かなと感じた次第でございますが、1つ、先ほど熊田さんからもお話があった緑の委員会を、社協もしくは市ではなくて独立したというお話もありましたけれども、例えば今の緑の委員会、権利擁護支援委員会だと、障害のある方ですとか事業所、それから弁護士の方等々、いろいろな方が参画していて、透明性の担保がかなり図られているのかなと思うのですけれども、そうした場合には別のほうがいいのか、そういったような透明性の担保ができていれば、それはそれでクリアできるのかみたいところがもし分かれば、委員に弁護士の方が3名いるので、ちょっと教えていただけると幸いです。よろしくお願いします。

○熊田委員長 ありがとうございます。

では、山下さん、今のところで何か意見はありますか。お願いします。

○山下委員 いろいろな職種の人がいたほうが透明性が担保できるのではないかと。

○大地委員 いろいろな方がいるので、仮に今、市がやっていますけれども、社協にしても、やっぱり別のほうが見ればみたいところで教えていただけると。

○山下委員 私もさっきのお話を聞いて、今全く同じことを考えて、外出しをするのか、あるいは社協の中で設置した委員会なり何なりにいろいろな要素を持った人が入るのかというところは2パターンあるかなと思ったのですけれども、まずは運用の仕方として、例えば委員構成が様々だったとしても、どういう情報がその委員の中に提供されるかということによっては、どこまで関与できるかというところが制限されかねないという問題も出てくると思うので、仕組みの問題と運用の問題の相関関係かなというふうに思いました。

○熊田委員長 長澤さんはいかがですか。

○長澤委員 私個人的な意見だと、外に出したほうがいいのかと思っています。今は権利擁護支援委員会がやっていますが、フォロワーの話であるとか、各委員の話以外のいろいろな話が入ってきてしまうところがあって、それはもちろん社協の中にあっても情報を遮断して、独立してということは可能かもしれないのですけれども、可能性としていろいろなほかの情報が入ってきてしまう。判断を誤らせるような情報が入ってしまう場合であるとか、あとは独立性を疑われるというところが懸念されるので、実際には独立している、判断としてはそれぞれ個人が自分の責任でやっているとしても、そういった懸念が生じてしまうことがちょっと心配かなと思っています。

○熊田委員長 ありがとうございます。

そのような御意見があります。基本的には私もそのような感じは持ちます。

ほかに御質問ございますか。

あと、金融機関との関係ということで御質問が出たのですけれども、水島さんのほうで何かありますか。連携を互いに持つという部分。

○水島委員 私がどうこう申し上げられるわけでもないのですが、あくまでも国の持続可能な権利擁護支援モデルというところにおける議論の一つというところに留保した上で申し上げますと、やはりこの事業がなかなか進んでいくことが難しい原因の一つに、赤の事業者の確保が難しい点が挙げられます。特に金融と関係している主体については、やはり金融庁が…という理由で、金銭管理を積極的に担うことが難しいと回答されることが多いという印象です。このような実態も背景にあり、実践例がなかなか積み上がっていきづらいところであり、今後、金融庁等も当然交えながら話をしていくことが必要であると思われるます。

日常生活自立支援事業がどうして急に出てきたのか、あえて私見を申し上げますれば、社会福祉協議会等をはじめとする日常生活自立支援事業に関しては、既に社会福祉事業の1つになっており、かつ、金融機関も社協であれば一定の金銭を下ろすことが利用代理人の設定により可能としている実情もあって、赤の事業者候補の1つとして日自が出てきたのではないかと予測しています。あくまでも推測ですが。ただ、お金の部分だけ管理でき

れば良いというわけではありませんし、日自自体も福祉サービス利用援助も含むわけで、単に金銭管理だけを担うものでもありません。この辺りの関係性をどのように整理、調整していくのが現状の課題と認識しています。

○熊田委員長 ありがとうございます。

引き続いて、何か御質問ございますでしょうか。

どうぞ、水谷さん。

○水谷委員 モデルケースのところで、ケース②で意思決定ができるようになり、フォロワー活動としては一旦終了を検討中。これはフォロワー活動を終了で、そうすると日常的な金銭管理支援はどういうふうになるのでしょうかと疑問に思ったので。

○説明者（竹下） ありがとうございます。

このケース②につきましては、もともとの金銭管理の在り方が、本人さんが主体になり、相談員さんからこれに使おうね、こういうことがあるからこれだけにしておこうねというようなアドバイスを受けながら御自身で金融機関に行ってお金を下ろすという形を取っておりましたので、このケースに限りましては、金銭管理というところが外れたとしても、アドバイスというか御助言は継続していただけるという確認を取りましたので、金銭管理としては一応ストップとなりますが、事業化のところでは課題だと感じています。

○熊田委員長 ほかに御質問ございますでしょうか。

それでは、取りあえず2つ終わったとして、「（3）本事業の意義」ということで、国の議論状況と課題は、今まで永田さんにお話ししていただいた辺りでいいわけですね。

それでは、次の意思決定フォロワーの意義と効果です。その辺のところの議論をお願いします。これは水島さんのほうでいいですかね。お願いします。

○水島委員 資料としては「3 本事業の意義」以降の資料を御覧ください。

一通りの資料を用意させていただきましたけれども、改めて皆様が今議論をしていたように、この事業は結局どういう意味があるのかとか、さらにこのフォロワーという人が、支持者の立ち位置を維持することによってどのような効果が得られるのかということ。先ほどの牽制機能の話もありましたし、意思決定支援の充実というような観点もありましたので、改めて今回の事業のスタートラインに立ち返りながら、皆様の意見交換ができればということで資料を用意させていただきました。

今表示しております本人と支援者の本質的な関係。こちらはいわゆる意思決定支援の、先ほどガイドラインのお話もありましたけれども、後見人等への意思決定支援研修に限らず、認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインや障害福祉サービス等の提供に係る意思決定ガイドライン、こういったところなどでも触れられていますが、本人といわゆる支援者の関係性は、残念ながら、対等と言いながらも本人からしてみると「おそれ」「自己抑制」「あきらめ」といったような感情が出てきて、構造的に支援者の「最善の利益」の考え方に引っ張られやすい状況になってしまうということは、まず認識をしておく必要があります。

こちらは豊田市のモデル事業における初期段階で出てきたスライドだったかと思いますが、けれども、赤の事業者がいないと透明性のない支援を受けることになってしまうし、赤の事業者さえいればいいのか、金銭管理だけ本人との契約の中でできていけばいいのかという、結局のところ、本当は言いたいんだけども言えないことがやはり出てくる。その結果として、もう言うのをやめようとか、諦めてしまって、もうこの生活で仕方ないんだということにつながりかねない。このような形では、本来我々が目指していくような、本人さんの望むような形で、本人らしく生活をしていく、そちらの方向にはなかなか行かない。なので、まずフォロワーという本人さんの立ち位置にしっかりと支持者として立つ人の存在が必要だという話が出てきたと思います。

ただし、先ほど申し上げたように、フォロワーというのは、緩やかなアドボケイトであり、何か権限を持っている人ではありませんから、そのフォロワーも支えていく支援体制がなければ、結局のところフォロワー任せになってしまう。そうするとフォロワーが抱え切れなくなって、この仕組み自体が崩壊してしまうことになるので、右側のような権利擁護支援委員会や独立アドボケイトによるアドボカシー機能をしっかりと確保する必要があるということでございます。

こちらのシーソー、よくこれも研修等では出てくるのですが、これは意思決定支援ガイドラインもそうなのですが、別に特定の支援者だけを対象としない、認知症の人の日常生活・社会生活のガイドラインもありますから、国民全体がもちろん関わっていく話ではあるのですが、同時に今までの支援といいますと、左側に立つようなプロフェッショナルの方々が中心に関わっていくことが多いわけです。そうしますと、その人たちも意思決定支援をちゃんと意識しながらやっていくべきではあるものの、どうしても支援者の目線からしますと、本人の思いが場合によっては見えなくなってしまう。支援者の安心のために動こうとしてしまうことが実態としてもやはりあるということでございます。

ですので、だからこそというのか、このシーソーの右側に立てる人をしっかりと育成していくことが、この意思決定支援の確保にもつながるのではないかとということで、本人の意思決定を応援する支持者、アドボケイトというような価値観を持った人たちをこの地域の中に生み出していこうというところが重要なのかなと思われまます。

その次のほうでは、既に意思決定フォロワーとして豊田の中で動いている皆さんにおいては、この①から④、特に、もちろん言うことを手伝うというのは、それはそれで大事なのですが、その前の段階として、意思決定に必ずしもつながらないものであっても、本人の好き、嫌い、価値観、あるいはそれに関連する話題で一緒になって話をしていく。あるいは言葉でのやりとりが難しい方であっても、態度だとかそういったことで本人の思いということをくみ取り、右側の表のようなところで気づきを得ていく。こういったことの積み重ねによって、本人自身が、こういうことを言ってもいいんだとか、言ってみないとか、あるいは伝えてみたいなど、このような思いにもなっていくのではないかと考えられます。

そして、いざ本人の思いがあったとしても、先ほどのもやもやのスライドで言うと、なかなか思ったことを言えないと、そういった立場の人には特に言いづらいということであれば、フォロワーも一緒になって、まずは本人がそれを言うことを後押しつつ、本人だけで難しければフォロワーも一緒になって声を上げていく。このようなことが②として重要であると思われます。

さらに③においては、本人がいない場でフォロワーが勝手に何でもかんでも本人の情報をやり取りしていくというのではなく、やはりここも本人主体であり、本人の思いをきちんと伝わりやすくお伝えしていくためには、本人がいない場であれこれ動くのではなく、本人さんがいる場でしっかりと相手に伝え、相対していくことが重要ということです。

そして、④では、やはり困り事が当然発生しますので、そこは委員会だとか専門員がしっかり支えることによって、木本委員は本日御欠席ですけれども、木本さんの言葉を借りれば、本人、フォロワーにとっての武器だとか防具、このようなところをしっかりと備えていくことが重要だと、このような指針に基づいて動いているところでございます。

今日は時間の関係で、皆さんとのディスカッションを大事にしたいと思いますので、こういう動画も、私、豊田市のホームページのほうでこういうのが流れていて分かりやすいなと思って発見しているところですけども、5分ほどの動画で、ちょっと長いので、またの機会に見てみてください。特に市民後見人さんとフォロワーさんの違いだとか、フォロワーさんが関与することによって、お団子を食べたいというところが、もともとずっと言えなかったところが出てくるだけではなく、挙母祭りに行きたいとか、あるいはある人に会いたいとか、様々な思いが今まで言えていなかったことが表現されています。本当は支援者も関わっているはずですから、本来的にはそういった支援者の方の努力ももちろん必要なかもしれませんが、でも、それだけではなかなか難しい。立場が違うことによって本人さんが言いやすくなっていく、こういったところなどもフォロワーとしてはとても重要な機能であろうと思われます。

こちらはまとめとなりますけれども、権限がない弱い立場だからこそ、本人の立ち位置に100%立つ、立とうとすることができると。どうしても支援者というふうになりますと、いわゆるケアの義務であるとか、様々な周りからの要求だとか、そういったところの板挟みになって、結局御本人のところに立つと言いつつも立てないよねというような形になってしまう。でも、そこは権限がないからこそ、逆に義務もないわけですから、本人と一緒に思いをお伝えしていく、深めていくということにもなりますし、その人がいることによって、実はいろいろな気づきがあるわけですね。これまでの様々な実践の中でも、とても優良な事業者においたとしても、本人に対する職員の接し方ということにおいては、フォロワーから見たときに、あれっというふうに課題が出てきます。そういったものが小さな芽から発見されていくことによって、例えば虐待に至る前の未然の防止につながったり、職員が日々の支援の中での気づきを得ることにより、つまり、「そうか、そういうことを言えていなかったんだ、じゃあ今度私たちはご本人に対してこんなふうにアプローチ

をしてみよう」というような様々な気づきを本人やフォロワーがもたらしてくれることにより、支援それ自体の充実にもつながっていったのではないかと思います。

こちらは永田委員に御説明いただいたほうがいいのかもしれませんが、勝手に拝借をして、フォロワーが力を発揮できる基盤というようにところを改めて御紹介いたします。この赤、青、緑という部分に関して、特にやはりフォロワーは権限がない。だからこそ、ある意味で、あえて言えば弱い存在かもしれません。だけれども、強いアドボケイトだけあればいいかというと、そうではないのです。これは海外の実践でもそうなのですけれども、当然専門性のあるアドボケイト、人も限られるし予算も限られる。そういった人たちが毎回出ていくということは、やはり持続可能性という観点からはなかなか課題があるわけです。ですので、ふだんの日常の場面においては、意思決定フォロワーをはじめとした緩やかなアドボケイトが本人の思いを探求しつつ、かつ本人と一緒に声を上げていく。それがどうしてもなかなか難しい場面、本人と事業者との意見の相違があるだとか、本人の意思確認がどうしても難しいような場面においては、より専門性のある強いアドボケイトが出ていく。このような両者のアドボケイトがいることによって、様々な本人自身の力が発揮できる。さらにフォロワー自身も動きやすくなる環境が整われていくのではないかと思います。

ということで、私のほうからは、このような素材を出させていただいて、改めて本事業及び意思決定フォロワーはどういう意義があるのか、あるいはどういう効果があったのだろうかということを、皆様の感覚等も含めて教えていただきたいということで話題提供させていただきました。

以上です。

○熊田委員長　ありがとうございました。

今に対して御質問等ございますか。現実に関わっていただいています三井さんとか阪田さんのほうで御意見いただければと思います。

では、三井さんのほうからお願いします。

○三井委員　モデル事業に関わらせていただいております三井でございます。

話が戻ってしまうのですが、先ほど来触れていた18ページの事業の見直しについてのところなのですが、責任を感じているところも実は若干ありまして、新たな事業への手挙げが同一業者、いわゆる特養で挙がってきていない現状がありまして、これは様々な見方はあると思うのですが、今、25市内に特養がありますが、身寄りのない方の受入れをしている法人は、うちともう一法人だけ。そのまま受け入れているのは、その2法人だけというのが現状です。これは社会課題でもあると思います。介護保険上は、身寄りのないことだけを理由に入居を断ってはならないとなっていますので、恐らくほかの事情があるということを私は推測いたしますが、結果的に2法人。

では、ほかのところはどうしているのかといったときに、いわゆる身元保証団体、家族代行サービスなりを利用することが事業所にとっては、言葉を選ばず言うと楽です。全て

お任せですからね。ですが、それが介護サービスを利用される方にとっていいことかどうか、これはかなり私としては疑問が残るところであります。

今このモデル事業をやる中で、正直、事業所としては苦しんでいます。悩むこともあります。ですが、それは本人の思いと向き合っているから事業所は悩むのです。いわゆる身元保証団体さんに丸投げして、下請のように事業所の言うことを聞いて、身元保証団体は本人を説得したり、本人の意思を確認したと言いながら進めていくわけですがけれども、本当にそこに本人の意思があるかという、恐らく違うんだろうなと思っています。

私たちも、今偉そうなことを言っていますけれども、以前はやはりそうでした。本人の最善の利益を考えると言いながらも、本人をある程度説得して、本人にとって不利益はないよということを言いながらも、思いの表出ではなくて、私たちの言っていることの妥当性、正当性を本人に説得しているだけであったということで、本当に向き合っていなかったなと反省をさせられています。

ただ、思いを実現するスキームプロジェクトではないというふうに感じていて、いわゆるハピネスをかなえるというよりは、長くウェルビーイングを実現していくための仕組みかなという捉え方をしています。なぜならば、本人の思いを聞く、ここを多分スタート地点に置いているから、この事業は意義があるのだろうなと思っています。もちろんできること、できないことはありますが、そこはやはり大切にしていくなのだろうなと思っています。

先ほども水島さんが使っちゃったのですけれども、永田さんの資料はとてもよいなと思っています。エンパワメントという言葉を使っているのですけれども、本人のエンパワメント。本人は本当にパワーレスになっているので、水島さんも言っていましたが、どこかで諦めて施設に入ってきているので、もうパワーレスなのですよ。その状態からもう一度パワーを得るというのはなかなか難しいですけれども、ここへフォロワーさんが来てくれて、あなたは思うことを言っていんですよ、あなたの気持ちを伝えていいんですよという肯定をしてくれることによって、本人は本当にエンパワメントができて、それが私たち事業者側を突き動かすとか、場合によっては事業所にとって反省を生むのですね。本人の声を聞いていなかったという反省すらさせていただく。もちろん私たちは利用者本位、本人の自己選択、決定、自立支援というのを大前提にやっていますが、そこに陥っているのですね。それを気づかせてくれた、私にとっては非常に有意義なモデル事業だったなと感じております。

前回もこの会議で私は発言したと思うのですけれども、もちろんこの事業だけで全てが解決できるとは思っていないくて、身上監護の問題ですとか様々な課題は残っていますが、今向き合うべきところは、本人の思いをしっかり受け止めること、表出させてあげることができる事業があるというのはすばらしいなと思って事業に関わっておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○熊田委員長　ありがとうございました。

では、阪田さん。

○阪田委員 何から話せばいいのでしょうかという話なのですが、僕は今日初めて資料を拝見して、熊田先生がおっしゃったように第3回が年度末にあったんですね。僕は何を言ったかなと思って、ぱらぱらとめくったら、僕の名前がないんですよ。もう一回見たら参加していないんですよ。申し訳なかったです。

私もこの事業に関わってもう何年かたつのですけれども、本当に今日も水島さんとか永田さんとか名川さんの話を聞いていて、意義が物すごくあるなと思っていて、何に意義があるかという、僕は相談支援もずっとやっていて、事業所もずっと運営しているのですが、意思決定は大事だよ、本人のために寄り添わなあかんよと。でも、事業所だけではないんですよ。結論を言います。ならない。絶対にならない。三井さんはもっと分かっていると思うけれども、絶対にならないよね。

そうすると、やはり仕組みが要るのですよ。さっき言われていましたけれども、牽制する仕組みというのが物すごく大事なのです。それは事業所とやる話でなくて、全体、ここで言うと豊田市がそういう仕組みをやっていかないと絶対無理だなというのはすごく思います。

実際このモデルケースに参加していて物すごく勉強になったのです。僕らは利用者さんの意向をちゃんと聞いてやっていますよと自信を持って思っていた。それが、これをすることによって気づかされた。多分そういうことはずっと続くと思うのです。だからこそ、牽制する仕組みというのは物すごく大事なかなというのと、あと、よく僕らもずっと何十年前から、連携せなあかんとか、問題共有せなあかんとかずっとやってきてもなかなか、昔に比べたら大分連携しましたよ。それでも思った以上に連携していないんですね。お互いの立場を分からなあかんと言いながらも、相手の立場を分からなあかんと言いながらも、結局自分ごとなのですよ。自分ごとというのは、例えば自分の事業所の都合であったりとか、そういうところを優先するのです。これは仕方ないです。それでいいという話ではないですよ。

僕らも、僕らの仕事というと、相手の立場に立って、我がことになってやるのですね。相手の立場が抜けてしまうと単なる自己満足ということになってしまうので、相手のことを考えるのが僕らの仕事だとすると、大事なのはやはり参加支援というか、今、重層でもやっている、要するに市民全体がこのことを知ることなのです。

本当に僕がうれしかったのは、さっき大地さんも言ったけれども、市民後見人の養成講座、今年になって爆上がりじゃないですか。それまで20名前後で、ちょっと大丈夫かなと思っていただけでも、ぼーんと上がったのですよ。世の中って動くときはぼーんと変わるので、でも、それはいきなりぼーんと変わるのではなくて、やはり土台の蓄積があってぼーんと変わるので、今その波かなと僕は思っていて、だからこそ、この意思決定支援、モデルの仕組みは物すごく大事だと思っています。これが変なことにならないことだけを僕は祈ってしまして、これが持続可能になる一つの大きな武器というかツールだと

思うので、そのためには全然、事業所としては惜しまないし、僕はどちらかというと事業所の主体なので、ソーシャルワーカーをどれだけ増やすか。これは福祉の意義とか価値を上げる仕事が僕は大事なかなと思っていて、価値を上げようと思うと、まさしく今やっていることを十二分に理解しないと価値なんか上がらないですよ。事業所の都合ばかり言っていたら全然価値は上がりません。むしろそういうところは淘汰されていくよという警鐘の意味でも、こういう仕組みがすごく大事なかなと思っています。

先ほどもおっしゃいましたけれども、透明性の担保というところも、だから、いろいろな立場の人が入ることに意義があると思います。それを、ちゃんとお互いの立場を認識して、敬意を払わないと透明性の担保なんてできないわけですので、そのためにもこういう仕組みは物すごく大事なので、これからもっともっと進化していかないといけないと思うのです。進化するためには当然、そのやり方みたいなものは変わってくると思うので、それはそれで議論して進めていけばいいのですけれども、この事業というのはすごく意義があることだと思うので、これを一つ、本当になくさないようにしてほしいというのが僕の思いというか、自分の赤の事業者の立場の思いでもあるし、一ソーシャルワーカーとしての思いでもあるし、そういうところですね。

○熊田委員長　ありがとうございました。

直接担当していただいている三井さん、阪田さんから御意見を伺いました。

ほかにどうでしょうか。もうこの辺りで、何かほかに御意見ございますでしょうか。

水谷さん、どうぞ。

○水谷委員　私はモデルケースになっているのですが、私が所属している社会福祉法人の親の勉強会というのにも参加していて、そこでもフォロワーというのがあって、私は参加しているんですということで少し説明はしたのですが、自分の子が重度なので、やはりみんなぴんとこない。そんなの分かんないじゃんみたいな、そういうふうに捉えてしまって、将来的に親がいなくなったときに、全部生活支援事業、社会福祉法人に丸投げみたいなふうに思っている感じがあるので、すごく残念で、一応モデルケースになって、私もうちの子大丈夫かなと思ったのですが、マッチングというのがやはりすごくよくて、知らない人に慣れないだろうと思ったら、意外にそうでもなくて、受け入れているような感じで、発音しやすい音だと名前も言うのですね。なので、フォロワーさんの写真を見て名前を言うというふうに聞いたし、だから、本人が必要としているかどうかはちょっと分からないのですが、意味が分からないと思うのであれなんです、そういう方が入ってくださる。間に法人の職員も入ってくださるので、逆に本人も安心して一緒に過ごしたりができるのかなということで、お団子を食べたい、お団子を食べられたという、そういう結果はきつとなかなかないと思うのですが、法人とは違う方が入るというのはすごく意義があって、いいんだなというのはすごく感じました。

重度の子たちは、日用品、生活用品をそろえるのも、やはりみんな法人に頼らなくてはいけなくなってしまうので、こっちの金銭管理はぜひ利用したいんだけどというところ

ろで、フォロワーも併せて利用できればとは思いますが、なかなかどうしたらいいんだろうみたいな、生活基盤というか、金銭管理のところはぜひ利用したい。きっとみんなほかのお母さんも言うと思うのですけれども、フォロワーとセットというところを。

でも、今日の皆さんの話もお伺いして、やはりフォロワーってあったほうがいいよなと今思っているの、重度の者たちにも浸透してほしい。どうやって必要性というのを聞いてもらえたらいいのかなというのは今思っているところです。

以上です。

○熊田委員長　ありがとうございます。

事務局、特にコメントはいいですか。

では、事業の関係で関わっていただいているのかと思いますが、中根さんのほうから今のお話を聞いて何かございますかね。意思決定フォロワーの辺りとか何かで。

○中根委員　めちゃくちゃ難しいなと思って、僕らだと、高齢者の部分でいくと、認知症の人の意思ってその瞬間瞬間で変わってしまうというのが実情の中で、お団子が食べたいということ自体はすごくよかったと思うのですけれども、次の瞬間、お団子じゃなくなっていることも多々ある中で、どこをどうしていったらいいんだろうということをずっとぐるぐる回りながら今考えていました。

これは高齢者だけではなくて、障害を持っている方もそうだと思うのですけれども、今おっしゃられたように、意思なんて分かるのみたいなところも含めてなのですから、とにかく何かやっていかなきゃいけないし、透明性が高い中でこれを続けていかなきゃいけないという中でいくと、1つ僕の中では、とにかくこれを繰り返していくしかないんじゃないかなということしか今は言えなくて、それをずっと続けていった先に何かが見えるんだろうなと思って、ずっと今日は聞かせていただいていた。ありがとうございます。

○熊田委員長　ありがとうございます。

あと、Zoomですずとお付き合いいただきましてありがとうございます。Zoomのほうで関係していただいています方で何か御質問とか御意見、特に全体委員会はいろいろな意見をお聞きして今後の事業にと考えていますので、どなたかお見えになりますでしょうか。お手を挙げていただければと思います。

特に今の段階でなければ、何か気がついたことがあればお話ししていただくとして、あと、会場のほうに出ておられる方、今の一連の発言に関して、あるいは全体を通して何か御意見ございますでしょうか。

では、三井さん、どうぞ。

○三井委員　三井です。

全体の場で確認することではないかもしれませんが、先ほど大地さんから60人のフォロワーをまた新たに養成していくということで、フォロワーをやりたいという人が今どんどん増えているじゃないですか。この先どうしていくかというのをある程度考えていかなければいけないかな。この受講した人たちをどう生かしていくのか、何かお考えがあれば

ひお聞かせいただきたいなど。

○大地委員 今実施をしているのが豊田市になるので、私が発言していいのかどうかというのがそもそもあるのですが、先ほど来出ているような市民がいろいろな活動に参加していく、そのうねりというのをすごく今肌で感じているので、豊田市もそうだと思いますけれども、社会福祉協議会としてこれをしっかりと受け止めて、しっかりとつなげていく必要があるのだろうな。これには丁寧なコーディネートが必要だと思っています。

ただ、御存じのように、この事業はまだまだモデルというところで、先ほども話がありましたように、赤の事業所もしかり、市民に対してもそうですし、御本人さんにもどう浸透させていくのかというところは一つの課題になるかと思っていますので、一つとしては、この事業をどう進めていくかというのを市と社協のほうでもっと議論していかなければいけないだろうなというのは感じています。

ただ、そればかりをしていると、三井さんの懸念のように、活躍したい、活動したいという人たちが待機の状態になりますので、社協としてはいろいろなボランティア活動もありますので、その辺りをしっかりとつなげていきたいですし、まだまだ検討段階ではございますが、先ほど議論がありました身寄りのない方の支援というものを今、社会福祉協議会と市で検討しております。その中にも、やはり意思決定をしっかりとしていくみたいな形で、訪問型のサポーターといいますか、フォロワーみたいな形で、金銭管理とセットではないのですけれども、フォロワー単体で見守りだとか意思決定をしていく、そういったような仕組みも今検討中でございますので、そういったような形で、あくまでも60人の活動者の意向に沿いながら、丁寧なコーディネートをしながら、そういった活動も踏まえて活躍支援していきたいと考えています。

○熊田委員長 ありがとうございます。

ほかに。

では、長澤さん。

○長澤委員 先ほど中根さんが、本人の意思が本当に分かるのかとか、私も重度の息子がいるので、自分の息子の意思とかやりたいことってなかなか分からないところがあるのですけれども、ただ、権利擁護支援委員会の中に入っていて、フォロワーの報告書を見ると、どなたのケースもやはり意思表示というか、意思とかやりたいこと、嫌なことが出てきているのですね。当初はフォロワーとの関係がそんなによくななくても、でも、やはり時間を追うごとに関係が改善されていったりとか、改善はされなくても本人がいろいろな意思表示をし始めたりとか、すごく変化があることが分かります。私も最初、この事業をやるときは、とても意義があると思っていたのですけれども、本人もいろいろいるし、フォロワーさんもいろいろな方がいるので、なかなか成果というか、目に見えた変化というのは難しいのではないかなと思っていたのですけれども、全てのケースでこういった変化が見られるというのは本当に驚いています。

私も弁護士として成年後見人をやっていますし、あと事業者の方もいますので、一応私

も支援者の立場があるという前提で話をすると、どうしても支援とかは正解を求めたがるのですね。正しい答え。それは後ろに監督者がいたりとか、やはり本人に損をさせたくない、不利益を被らせたくないというところがあるので、どうしても正解というところを重視してしまうのですが、やはりこの制度があることによって、正解よりも自分の意思を重視してもらえる。結果として実現しない、これは本来、本当は無駄なことなのかもしれないのだけれども、本人として意思が出せる。チャレンジする機会が与えられるというのは、やはり今までにない部分かなというふうに思っています。

ただ、一方で、豊田市さんの支援者の意識変容というところは、私もここは問題だと思っていて、もっともっと周知。これは事業者のみならず、市民もそうだし、こういった方に意思決定支援ということの重要性とか、この制度自体の意義、意味というものは、もっともっと伝えていく必要があるかなと思うので、その部分はこのモデル実証に付け加えて同時にやっていく必要があるのではないかなと思っています。

○熊田委員長 ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。もうそろそろ時間の関係もありますので。

では、次に4つ目が残っておりますので、「（4）令和6年度シンポジウム素案」について、事務局のほうから御説明いただけますでしょうか。

○水島委員 ありがとうございます。

この辺りの資料は、本当にまだアイデアベースでございます。今年は3年目の集大成というところもございますし、一定の成果報告というのもあるのですが、令和5年度の実践シンポジウムの資料で、特にこれからみんながフォローになれる可能性を感じたとか、こういったご感想をいただいたこと、かつ、自分の地域で今回紹介したような取組があったら関わってみたいという声も踏まえ、令和6年度には、今後の法改正をにらみつつ、フォローシステムが目指す法改正後の未来、「支援者」ではなく「支持者」であり続けることの意味とはどういったことなのだろうかをテーマとして開催できればと考えております。まさに今日皆さんが話しいただいたような内容について、もう少し外部の方などもお招きしながら検討してみてもどうかということで考えています。皆様からの御意見等をいただければ、今日この場でなくても結構なのですが、また2月頃、恐らくですが、2月下旬の連休があるところで22か23か24のどこかの午後に開催できればなと思っております。また、もし皆様が、ここはどうしても都合が合わないというところがありましたら、おっしゃっていただければと思います。

事務局からは以上でございます。

○熊田委員長 ありがとうございます。

今、水島さんのほうから、今回の令和6年度のシンポについてのこんなことを考えているという御報告がありました。

何か意見がございましたら、ここでお伺いしてもよろしいですか。何かありますか。いいですか。では、またおいおい事務局のほうに何か御提案がありましたら言っていた

だいてというふうにさせていただければと思います。

それでは、最後に「3. その他」ということですが、何か今の段階で御意見とか御発言等はございますでしょうか。

では、永田委員。

○永田委員 今日はどうもありがとうございました。たまたま御指名で機会をいただいて発言をさせていただいたのですけれども、やはり今日皆さんの話を聞いて、この事業の柱は意思決定支援の確保と地域福祉の推進というところにあるなというのを改めて感じました。意思決定支援の確保というところに関して言うと、事業者の皆さんからお話があったように、なかなか事業者だけでは難しいところを、そこに市民という方に立っていただくことでシーソーのバランスを変えていくんだという辺りですね。そこがまた市民であることで、それが地域に広がっていく可能性があって、事業者の皆さんの変化であるとか、それから、それが地域に広がっていく。もちろん御自身の変化ということも今日お話の中に出てきたかなと思います。

なので、ぜひ、今実際にこのモデル事業でフォロワーさんのシステムがうまく回っているのは豊田市さんだけなのですよね。事実上、豊田のモデル事業だけで、先ほど申し上げたように、これから事業化を考えていく中で、豊田での取組とか知見というのが物すごく重要なのですよね。そのためにやっているわけではないのですけれども、横展開というのが今後の重要な課題になってくるかと思いますので、ぜひそういう観点でも、どういうふうにすればこれが事業として成り立つのかとか、ほかの地域で横展開していくときに何が重要な要素になってくるのかとか、それから、やはりさっきからちょっと出てきているように、ニーズとしては金銭管理にばかり目が行ってしまうのですよね。金銭管理というのは事業者さんにとっても、御本人にとっても困ることなので、そこに目が行きがちなのですけれども、やはり意思決定支援の確保というところをポイントとしてやってきたと思いますので、そこを落とさずに横展開していくにはどうしたらいいかとか、さっき水谷さんからもありましたけれども、それを知っていただくにはどうしたらいいかとか、その辺りをぜひ豊田市さん、それから社協さん、皆さんで考えていけるといいなというふうに思ったことをお伝えできればということです。ありがとうございました。

○熊田委員長 ありがとうございます。何か本当にきれいにまとめていただいて。

では、名川さん、どうぞ。

○名川委員長代理 1つだけ付け加えるというだけなのですが、意思決定支援ということはずっと考えたりやっていたりすると、結局これって権利擁護の話なんだなというのをすごく思うところで、そこで何が決定されたかとか、何が言えたかというのを求めるのですけれども、ラストのところでその人から出てくるものを周りの人間がどういうふうにして受け止めて、ちゃんとお返しできるかという柱が立っていないと、結局言わせるだけで終わるなという感じがいたしますので、意思決定支援というふうに言う場合には、やはりそこに権利擁護支援が同時に並立しているんだということを確認しておきたいと思います。

○熊田委員長 ありがとうございました。

それでは、一応３番まで到達いたしましたので、この議事次第は全部終了したということにします。

では、進行を事務局のほうにお戻しいたします。

○畠中委員 熊田委員長、ありがとうございました。

それでは、議事が全て終了しましたので、以上をもちまして、「意思決定支援モデルプロジェクト 令和６年度第１回全体委員会」を閉会といたします。

第２回の全体委員会は、令和７年３月２５日を予定しております。

では、以上になります。本日はありがとうございました。

＜参考資料＞

自治体との連携による障害者・認知症高齢者等の意思決定支援モデル事業

アドボケイト基礎研修（試行版）

2025年3月2日（日）
9:30～16:40



オリエンテーション

本間 奈美 Homma Nami

一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク（SDM-Japan）理事

フォロワーシステムにおける独立アドボケイト養成カリキュラム

- アドボケイトとして求められる役割（Lv.1A普及啓発、Lv.1Bフォロワー支援、Lv.2独立アドボケイト）に応じた段階的な研修とする。
- 以下の研修及び実践経験を一定期間中に経ることにより修了。（★共通、□Lv.1A、○Lv.1B、☆Lv.2）
- 既存の研修や他の機関が実施する研修との一部組み合わせによる実施も可とする。
- アドボケイトは、必ず当該事業実施自治体内部で養成しなければならないものではなく、全国を対象とした研修実施機関による実施なども考えられる。

①本人中心	★ 障害の理解を深める研修	【例：フォロワー導入講座】
	★ 支援付き意思決定の理解を深める研修	
②エンパワメント	□ 意思決定支援の理解を深める研修	【例：SDM基礎研修】
	○ フォロワーの行動指針と実践に関する研修	
③独立性・守秘義務	☆ FSアドボケイトの行動指針と実践に関する研修	
	○ ☆ アドボカシーへの理解を深める研修	
④フォロワーシステム実践	★ フォロワーシステムへの理解を深める研修	
	□ フォロワーシステム推進員実地研修	【例：SDMスキルアップ研修】
	○ フォロワー支援専門員実地研修	【例：PSF・TM・PREF・PRT】
	☆ フォロワーシステムに係る独立アドボケイト実地研修	

3

独立アドボケイトLv.1B フォロワー支援専門員養成カリキュラム

レベル	申込条件	◎必須／○選択／	内容	◎既存 ☆新規	修了後にできること
レベル1B: 意思決定フォロワー支援 専門員養成講座	○ フォロワー導入・実践講座参加 ○ フォロワー経験（6か月以上） ○ 権利擁護支援委員会での活動経験 ○ 障害当事者団体の活動経験等その他当事者活動従事経験		○ ☆ 障害者権利条約と支援付き意思決定 ☆ フォロワーの行動指針と実践 ☆ アドボカシー論（基礎） ☆ フォロワーシステムの意義 ☆ フォロワー支援専門員の役割と実践 ☆ フォロワー支援専門員実地研修		フォロワーとの面談支援を効果的に行うためのマインドとスキルが身に付き、SDM-Japanが認定する「フォロワー支援専門員（Lv.1アドボケイト）」として登録し、専門員活動に関与することができます。

レベル1B到達までの研修イメージ（仮） ※A～Fまで3年以内（C～Fまで1年以内）に終わることを目指すとする。

A	B	C	D	E	F
フォロワー導入研修 - 半日2日 又は - 1日研修 例：10/27 or 11/6,8	フォロワー実践研修 - 半日研修 例：11/20	→専門員募集→	アドボケイト基礎研修 - 1日研修	実地基礎研修 - 半年程度 ※各種研修と並行して実施することも可能とする。	→ 専門員登録

※他の地域での研修実施・単位互換も検討

①フォロワーの活動と期待される役割 ②当事者の思いの疑似体験（しがらみの糸） ③研修サポーター（当事者）との協働ワーク ④障害の社会モデル	⑤フォロワー経験交流 ⑥事業者（赤）・権利擁護支援委員会（緑）との意見交換	⑦障害者権利条約と支援付き意思決定 ⑧フォロワーの行動指針と実践 ⑨アドボカシー論（基礎） ⑩フォロワーシステムの意義 ⑪フォロワー支援専門員の役割と実践	⑫実地研修：フォロワー支援の経験者とともに、フォロワー面談・報告書作成・権利擁護支援委員会での報告等の一連の流れを理解する（OJT）	⑬個別面談等の実施
--	--	---	--	-----------

4

アドボケイト基礎研修 3月2日（日）午前9時30分～11時50分

時間	テーマ	概要	講師
9:30～9:40	オリエンテーション		本間
9:40～10:10 (30分)	フォローシステムが目指すもの	・支援付き意思決定の保障とは ・支援者と支持者を分けることの重要性 （なぜ併存できないのか？） ・フォロー活動の効果 ・支持者であり続けることの難しさとアドボケイトによるサポートの必要性	水島
10:10～10:30 (20分)	フォロー支援専門員の活動について	・フォロー支援専門員の登録手続 ・一連の活動の流れ（フォロー報告書の受領から面談、報告書作成、権利擁護支援委員会での報告	水島
10分	休憩		
10:40～11:50 (70分)	アドボカシーの基礎	・アドボカシー／アドボケイトとは ・アドボカシーの歴史 ・アドボカシー活動の広がり ・アドボカシーの必要性、メリット ・アドボカシーの原則、行動指針 ・「やってあげる」ではいけない理由は？ ・専門職の帽子を脱ぐこと、自己覚知の重要性	堀

※司会進行：本間

アドボケイト基礎研修 3月2日（日）午後0時50分～4時40分

開始時間	テーマ	概要	講師
12:50～14:30 (100分)	障害者権利条約の基本理念と必要性について考える（チョイス&コントロール）	・「障害」って何？ ・平等、差別禁止、インクルージョン ・当事者が求めてきたこと＝経験談 ・障害者権利条約、基本法などによる裏付け（理念中心）	当事者 木本・大瀧 × 専門職 長澤・山下 （コーディネート 水島）
	ワークショップ	上記の点について、受講者同士でディスカッションを行う（グループ分け） ・これまで行ってきたフォロー活動、当事者活動経験などの共有	ファシリテーター、講師がグループに入る
10分	休憩		
14:40～16:20 (100分)	フォロー面談の在り方（メンタリング・スーパービジョンの手法を学ぶ）	・フォロー面談とは ・面談の流れ ・面談時の姿勢 ・面談手法	名川
	ケース検討	※これまでのフォロー面談、権利擁護支援委員会における議論を踏まえて、具体的な論点についてグループで検討	ファシリテーター、講師がグループに入る
16:20～16:40	モデル研修アンケート・ヒアリング等		本間

※司会進行：本間

フォローシステムが目指すもの

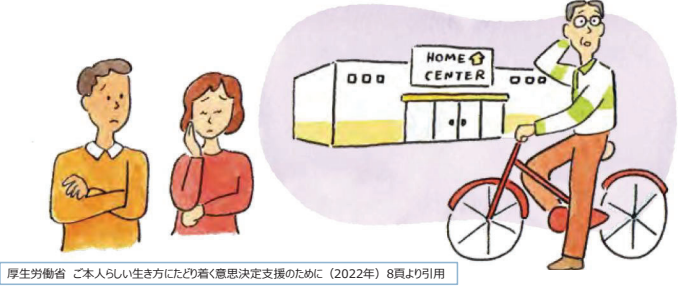
水島 俊彦 Mizushima Toshihiko
一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク（SDM-Japan）副代表理事

こんなことがありました

認知症があり、要介護1のBさん。日曜大工が趣味で、自転車に乗ってよく近所のホームセンターに買い物に行っていました。

しかし、事故や途中で道に迷うことを心配した家族は、ケアマネジャーに鍵を取り上げて自転車を処分したいと相談。「必要なものは買ってきてあげるから、もうやめて」と、Bさんに詰め寄ると、「もういい、分かった」と言い残して、Bさんは部屋を出て行ってしまいました。

家族はBさんが納得してくれたと喜んでいましたが、ケアマネジャーには、Bさんがとても元気がないように見えました。



厚生労働省 ご本人らしい生き方にたどり着く意思決定支援のために（2022年）8頁より引用

客観的な最善の利益型視点に基づく

…意思決定支援？あるある

- ホームセンターに行きたいんだ。
⇒ 途中で道に迷っちゃうと心配だから…やめてね？
- 自転車を使いたいんだよ。
⇒ 私たちが車で連れて行ってあげるからいいでしょ？
- ゆっくりと材料を選びたいんだ。
⇒ 必要なものは私たちが買ってきてあげるからね。
- ホームセンターの隣のコーヒー店で一服…
⇒ コーヒーならヘルパーさんに入れてもらえばいいじゃない？



…「心配」だから、私たちに任せてね！
= 最善の利益(良かれと思って…)？



表出された意思・心からの希望 型視点に基づく

本来の意思決定支援とは？

- ホームセンターに行きたいんだ。
⇒ ホームセンターでどんなことをしているの？
- 自転車を使いたいんだよ。
⇒ ホームセンターと自宅の間にはどんな楽しみがあるの？
- ゆっくりと材料を選びたいんだ。
⇒ 材料を選ぶときにどんなことを考えているの？
- ホームセンターの隣のコーヒー店で一服…
⇒ あなたにとって落ち着ける場所はどんなところ？



**本当は何を望んでいるの？
思いを実現するための工夫も一緒に考えよう！**

◆ 本人の奥底にある希望(感情)を引き出すためには
「最善の利益」の発想から離れる必要あり。



本人と支援者の本質的な関係 ①

本人(支援の受け手)は、支援者との関係において、
対等な立場に立ちにくい心理的制約を抱えている。

「おそれ」

こんなこと言ったら、
〇〇してもらえなく
なるかも…。

「あきらめ」

言っても
しょうがない…。

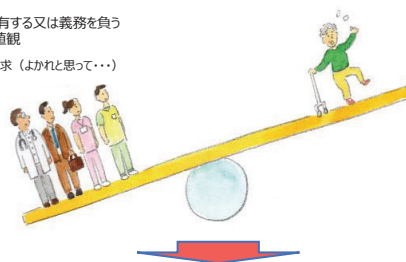
「自己抑制」

お世話になっているのに、
わがまま言えない…。

意思決定サポーター(フォロワー)は、「本人の側」から本人の意思決定を下支えする人たちです。

何らかの権限を有する又は義務を負う
「支援者」の価値観

- ・最善の利益の追求(よかれと思って…)
- ・保護重視
- ・安全重視



本人の意思決定を応援する
「支持者」の価値観

- ・心からの希望の探求
(あなたの本当の思いは？)
- ・チョイス&コントロールの保障
- ・リスクを負うことの尊厳

意思決定フォロワーの行動指針と活動記録

- ① 本人のwish（希望・願い）やコミュニケーションを、広げる・深める
- ② wish（希望・願い）や主張を 本人が言う・主張するのを手伝う
- ③ 本人のwish（希望・願い）や主張を マイクやスピーカーとして伝える
- ④ 本人のwish（希望・願い）・主張や困りごとを、委員会・専門員に相談する

本人の好き嫌い・得意・不得意で今月気づいたことがあれば記載してください		
項目	気づき	そのように感じた理由は？
人		
住まい		
もの		
お金の使い方		
コミュニケーションの取り方		
自宅での過ごし方		
外での過ごし方		
食生活		
仕事		
教育・学び		
健康		
こだわりのやめないこと		
夢		
生きがい		
してもらいたくないこと		
その他		

今月もお疲れ様でした！

とよた意思決定フォロワー活動実施記録票

- <とよた意思決定フォロワーの活動の際に心がけていただくこと>
- 本人のお金を直接取り扱ってはけません。
 - 本人のために良かれと思って口出ししないようにしましょう。
 - 本人のお話を途中でさえぎらないようにしましょう。
 - 本人が考えるために必要な情報の取得を試みましょう。
 - 本人にとって理解しやすい方法で情報を提供しましょう。
 - 言葉以外のコミュニケーションに着目しましょう。
 - 本人の好き嫌い・信条・価値観・希望を踏まえて選択肢を提案しましょう。
 - 本人が自らの希望を他の人に伝えられる方法を一緒に考えましょう。
- <以下に当てはまった場合には、事務局に相談してください>
- 本人が不在のところで、事業所の職員等からの相談を受けて対応した。
 - 本人が不在のところで、本人に代わって支援者の会議に参加した。
 - 本人が不在のところで、事業所職員又は他の人に本人の意図を伝えた。
 - 本人の様子で気になること、おかしいと感じたことがあった。
 - 生活基盤サービス事業者の様子で気になること、おかしいと感じたことがあった。

それぞれの留意点について、どのような意味があるかを考えてみましょう。

※参考 令和6年12月末時点のモデルケース分類									
【開始時期】	生活基盤サービス事業者	年齢	障がい等			居所の状況		環境変化あり	後見制度利用あり
			高齢者	知的障がい	精神障がい	在宅	施設等		
ケース① 【R4.12～】	特別養護老人ホーム	70代	○				○		
ケース② 【R4.12～】	本人が元々利用していたグループホーム	50代		○		○		○ グループホームから一人暮らしへの移行	
ケース③ 【R6.1～】	特別養護老人ホーム	80代	○				○	○ 在宅から施設入所への移行	
ケース④ 【R6.9～】	生活介護	60代	○	○		○		○ 障がい福祉サービスから介護保険サービスへの移行	○ 保佐人
ケース⑤ 【R6.1～】	小規模多機能型居宅介護	70代	○		○	○			○ 後見人
ケース⑥ 【R6.3～】	グループホーム	30代		○			○		○ 親族後見人
ケース⑦ 【R6.6～】	小規模多機能型居宅介護	40代		○			○		○ 親族保佐人 専門職保佐人

第3回意思決定支援実践シンポジウム
豊田市事業報告から引用



豊田市HP「特集」2024年5月20日放送
「とよた意思決定フォロワー」動画から引用

独立アドボケイトに関する 運用上の課題とは？

- 専門性の高いアドボケイト（IMCA等）は、人数も派遣のための財源も限られる。1 事例当たりの対応時間にも限界があるため、短期的な介入にとどまらざるを得ない。
- 専門性が高いとは必ずしもいえないアドボケイト（フォロワー等）は、アドボケイトの立ち位置にブレが生じやすいため、一定期間、伴走的な支援が必要となる。

持続可能な権利擁護支援の実現のためには、双方の良さを活かした仕組みの構築が不可欠

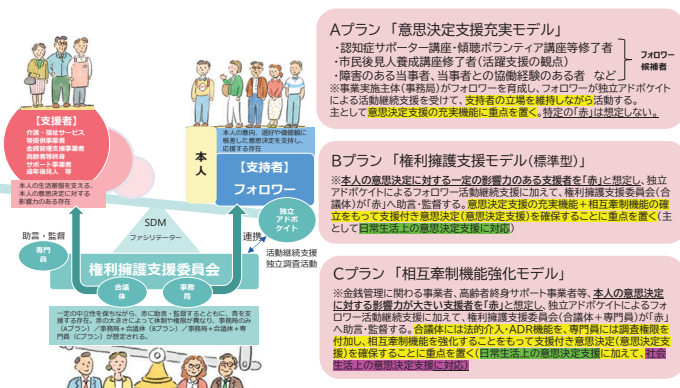
「フォロワーシステム」ってなんだろう？

フォロワーシステムとは・・・、“自分の人生を決める力”を支える仕組み
自分の人生を“自分で選び、動かす”ための応援団



小さく産んで大きく育てる「フォロワーシステム」の段階的発展イメージ ver. 3

自治体の規模、地域連携ネットワークの構築状況、権利擁護支援への取組状況によって、幾つかのパターンが考えられる。



第二期成年後見制度利用促進専門家会議(2025年2月12日)における中間検証報告書(案)に盛り込まれた「相互牽制機能」とは？

生活支援等のサービスが本人の権利擁護支援として展開されるための意思決定支援の在り方について検討を行うに当たっては、

- ・市民感覚・当事者目線に基づき本人の意向、選好及び価値観に根ざした本人の意思決定に寄り添う、権利擁護支援における役割を考慮した市民・ピアサポートの参画や、
- ・意思決定支援の確保に関して協働しつつ相互に牽制し合う支援チームの形成、
- ・関係性の濫用等が生じた場合に適時・適切に調査・介入できる権限を有する機関の存在等を十分考慮し、

意思決定支援の確保を目的とした相互牽制機能(※)の確立が十分に図られる必要がある。併せて、市町村の関与がある場合の市町村への財政支援も検討が必要である。

相互牽制機能

- ① 意思決定における **本人の自律性と主導権を確保**するため、
- ② 意思決定支援に関わる複数の主体がそれぞれ独立した立場から確認、評価し合うことにより、
- ③ 本人の **意思決定を支援する枠組みの透明性を確保**し、もって
- ④ 本人の意思決定に対する **関係性の濫用及び不当な影響力の行使を抑制**する機能

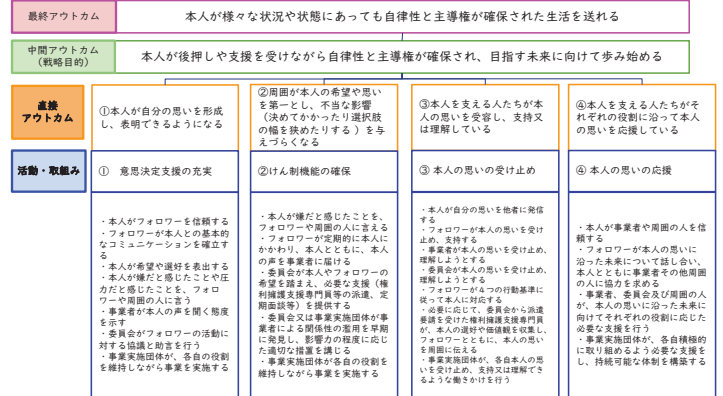
フォロワーシステムの意義とは？

- ◆ **市民感覚・当事者目線に基づき本人の意向、選好及び価値観に根差した意思決定支援(支援付き意思決定)の仕組みの確立**
地域住民が緩やかなアドボケート＝フォロワー(支持者)として意思決定支援に参画。障害当事者が研修講師、独立アドボケート、権利擁護支援委員会などの各分野に参画。
- ◆ **意思決定支援の確保に関して協働しつつ相互に牽制し合う支援チームの形成**
共通の理念を掲げ、生活基盤サービス事業者(赤)、意思決定フォロワー(青)、権利擁護支援委員会(緑)がそれぞれの立場を意識しながら相互にチェック、評価し合うことにより、**透明性のある意思決定支援体制**を構築。特に、関係性の濫用や不当な影響力の行使等が懸念される場合に、委員会(緑)が、事業実施主体(豊田市)を介して、適時・適切に調査・介入することにより、本人が安心して事業の利用ができる仕組みとした。
- ◆ **チョイス(自己選択)&コントロール(主導権)が継続して保障される体制の構築**
フォロワーと独立アドボケートによる協働を通じて、日常的な場面から社会生活上の場面に至るまで、本人の自己選択と主導権が継続的に確保される仕組みとした。
- ◆ **意思決定支援に係る評価枠組みの策定**
国際人権基準(障害者権利条約)を基盤とする意思決定支援の評価枠組みを策定。

2024/10/15第1回
全体委員会資料より引用

評価WG ロジックモデルの作成

- ・前年度までに本事業についてのニーズ評価、プロセス評価、アウトカム評価についてのチェックリストを作成し、評価を行ったが、それらのもとになるロジックモデルが作成されていなかったため、ロジックモデルを作成した。



プロジェクトの成果 ～ヒアリング結果から～

本人ヒアリング	フォロワーヒアリング
・フォロワーと相談して、自分の思いを伝えることができた。(複数ケース) ・今まで自分でできなかったことができるようになってきた。(複数ケース) ・写真やパンフレットを見せて話せるようになった。 ・決めてかかれることがなくなってきた。 ・自分の気持ちを聞いてもらえるようになった。 ・職員が自分のことを聞いてくれて、頑張っていると伝えてくれる。 ・色々なことをみんなが助けてくれる。	・本人が「言っても良いんだ」と思えるようになった。 ・本人が「お小遣いを上げてほしい」と職員に伝えられるようになった。 ・本人が一人でやれることはやれるようになっていった。 ・本人と話をしているうちに本人の行動の理由がわかるようになった。 ・今までは信じてもらえなかったこともフォロワーが入ることで考えてもらえるようになった。 ・買い物など周囲の方々に協力を得ることができるようになってきた。 ・担当者が本人のことについて今まで把握していなかったことを、把握しようとするようになってきた。
※思い出せない、話したくない、というコメントもあった。	

プロジェクトの成果 ～ヒアリング結果から～

事業者ヒアリング
・本人が自分で話をするのが前提になってきた。 ・今まではやりたいことについての訴えがなかったが、塗り絵がやりたいという訴えが本人から出るようになった。 ・本人が意思表示をするようになってきたため、本人に説明をして待っていただけのようになってきた。 ・できないことはできないと気を遣わずに本人に言えるようになってきた。 ・本人の意思がはっきりしてきたので、決めつけをしなくなってきた。 ・本人が変わることにより成長を職員が感じられるようになり、やり取りができるようになった。 ・今までは本人に確認をせずに買い物をしていたが、今ではその日に何を食いたいのか本人に確認するようになってきた。 ・本人の思いを聞くという思いが職員間で高まり、記録に本人の訴えを書き留めるようになってきた。 ・本人が食べたいものや飲みたいものを選ぶことのお手伝いを周囲の人ができるようになってきた。 ・お店や病院で応援してくれる人ができた。 ・職員ではできないことにフォロワーが向き合ってくれた。 ・職員では引き出せなかった思いが、フォロワーなら引き出せていることに驚いた。

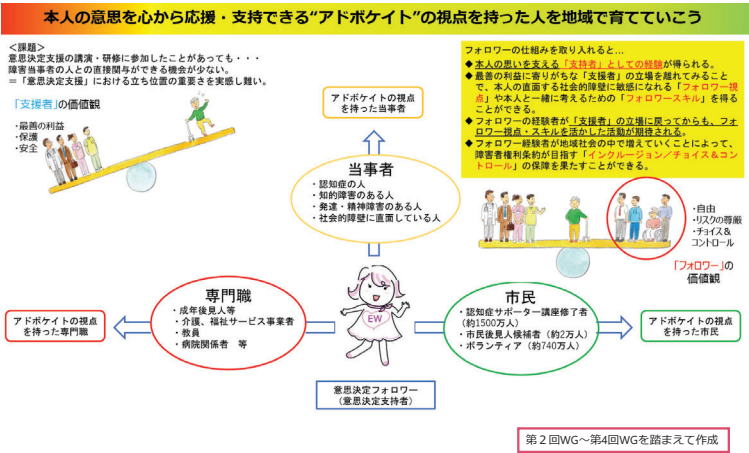
障害者権利条約のコンセプト

Ver.2

障害のあるすべての人々が他の人と平等に、自ら選択することのできる機会を保障
=チョイス（自己選択）

地域社会の中で生活する権利、（本人にとって）意味のある生活を送ることを保障
=コントロール（主導権）

「保護・医学モデル」⇒「**人権・社会モデル**」
支援付き意思決定の仕組みの確立



意思決定支援の思想に基づいた活動を地域に息づかせるには？

1. 「**支援者**」が意思決定支援の重要性に気づき、実践するようになる。
2. 「**本人**」が自分自身の可能性を意識するようになる。選択肢が豊かになっていく。
3. 「**周囲**」が本人や支援者の変化をみて、本人に対する普段の接し方が変わっていく。
4. 「**法**」や「**制度**」が、本人の**チョイス&コントロール**を保障する方向にアップデートされていく。
5. 「**地域社会**」が、障害のあるなしにかかわらず、ともに生きることがあたりまえになっていく。

わたしたちSDM-Japanと一緒に、誰もが人生の主人公になることができるような
 フォロワーシステムが当たり前存在する地域・社会を目指してみませんか？

フォロワーシステムに関心がある自治体、社協、市民、関係機関の皆様はこちらのアンケートフォームにご記入ください。今後、勉強会等を実施する際にご案内します。

<https://forms.gle/HPQof45TwnwZyn3JB>

(一社)日本意思決定支援ネットワーク(SDM-Japan)

SDM-Japan 一般社団法人
Japan Network of Supported Decision Making 日本意思決定支援ネットワーク

TEL: 050-5534-4004

Home 私たちについて 私たちの活動 あなたにできること ニュース 問い合わせ 寄付する

<https://sdm-japan.net/>

わたしたちはその人のwish（望み・思い）を大切にしています。

研修プログラムを体験された方の声

PSF 研修

この研修で学んだ知識やスキルは、ご本人には直接使えないという方が多いが、(支援者や家族が使う)「意思決定の支援」に役立つという。自分自身の考えや感情を整理し、伝えることが出来るようになる。自分自身の考えや感情を整理し、伝えることが出来るようになる。自分自身の考えや感情を整理し、伝えることが出来るようになる。

Talking Mats 研修

研修を受けた方々から、自分自身の考えや感情を整理し、伝えることが出来るようになる。自分自身の考えや感情を整理し、伝えることが出来るようになる。自分自身の考えや感情を整理し、伝えることが出来るようになる。

講演・研修講師のご依頼、お問い合わせはこちら

一般社団法人 日本意思決定支援ネットワーク
SDM-Japan 運営事務局

〒305-8577 茨城県つくば市天王台1-1-1
筑波大学 名川 研 研究室受付
TEL: 050-5534-4004
メール: info@sdm-japan.net

ホームページは
SDM-Japan
<https://sdm-japan.net/>

LINE 525
Facebook sdm-japan
Twitter @JapanSDM
Instagram @sdm_japan

一般社団法人
日本意思決定支援ネットワーク
SDM-Japan

SDM-Japanは、障害のあるなしにかかわらず、誰もが自信と誇りをもって、自分の思いを述べ、心からの希望に基づいて意思決定することができる社会を目指しています。

もしも自分が障害をもっていたとしても…

誰かに決められるのではなく、
私たちの意思決定に基づいて
自分の望む人生を最期まで全うしたい。

意思決定支援についての講演会・研修プログラムのご提供

「自分のことは自分で決める」という権利を守るための大切さや、自分の思い（心からの希望）を引き出すためのファシリテーションスキル（会場のスキル）などを学ぶ、体験型のワークショップです。皆様のご希望に合わせた研修プログラムをご提案します。

「揺れるところを見える化する」意思決定支援ツール「Talking Mats（トーキングマツ）」のご紹介

意思決定支援の場面では、ご本人の嗜好や価値観を初めとする姿勢がとても重要です。スコットランドで開発されたトーキングマツは、カードのやりとりを通じて、その人の好きなことや嫌いなこと、その人にとって重要なことやそうでないことなどを引き出すことが可能です。イラストや写真を使ってご本人の意思決定を支援するトーキングマツチームが、トーキングマツの効果的な使い方を学ぶための研修やカードの購入方法等について情報提供をいたします。皆様のご希望に合わせた研修プログラムをご提案します。

Talking Mats (トーキングマツ) のご紹介

「あなたのことを知りたいたい」を求め続ける。

現在、私たちは障害のある人などが、いつでも、どこでも、どんな場面でも意思が尊重され、自ら意思決定を行う機会が保障されるような環境をつくるための体制をつくる活動を行っています。私たちの活動は、今後、日本における障害のある人などの支援のあり方、ひいては地域社会の人々のかかわり方を変えていく可能性を持つものと考えています。

独立アドボケートLv.1
フォロワー支援専門員の活動について

水島 俊彦 Mizushima Toshihiko

一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク (SDM-Japan) 副代表理事

権利擁護支援委員会の役割等について

「豊田市地域生活意思決定支援事業」の試行実施時における3つの共通理念

- 【十人十色】本人にとっての彩（いろどり）ある暮らしを一緒に描きます。
- 【尊厳】周りの価値観ではなく、本人の価値観を基準に考えます。
- 【共働】お互いの立場を尊重しながら、それぞれの役割を全うします。

試行実施時における「権利擁護支援委員会」の役割等

（役割・機能）

- 1 権利擁護支援を推進するため、第三者の立場から支援・監督を行います。（金銭管理）
- 2 権利擁護支援として、金銭管理が適切に行われるように、専門員による定期的な監督を行います。（意思決定支援）
- 3 本人の意思決定や意思決定フォローの活動を支えるため、必要に応じ立会いや助言、調査等を行います。（記録・報告）
- 4 意思決定フォローや生活基盤サービス事業者からの報告を受け、事業の適切な遂行を確認します。（危機等の対応）
- 5 本人の苦情や各種相談を受け、必要に応じ調整や調査、勧奨、成年後見制度や法的支援につなぎます。

主体の想定：

- 【合議体】当事者、市民後見人、高齢系・障がい系支援者、弁護士
- 【金銭管理監督担当専門員】当面は、後見監督人等の実務経験のある弁護士、司法書士
- 【意思決定支援担当専門員】当面は、後見監督人等、当事者支援活動の実務経験等のある者

38

論点（１）：権利擁護支援委員会によるフォロー活動支援のあり方

（１）権利擁護支援委員会によるフォロー活動支援のあり方

第1回WGを踏まえて整理

※論点①の1：権利擁護支援委員会（合議体）として、アドボケイト視点を踏まえたフォロー活動支援をどのように行うことができるか？

①事務局への指示によるフォロー支援

- ・日常的な相談対応、フォロー活動報告書の受領と確認
- ・権利擁護支援委員会（合議体）への論点提示
- ・合議体での協議結果（指示）に基づく対応 など

②権利擁護支援専門員（独立アドボケイト）への派遣要請によるフォロー支援

- ・活動報告書に基づくフォローの定期面談・専門的助言
- ・アドボケイト報告書の提出（権利擁護支援委員会（合議体）での報告）
- ・合議体からの派遣要請に基づく独立アドボケイト活動（代弁者）

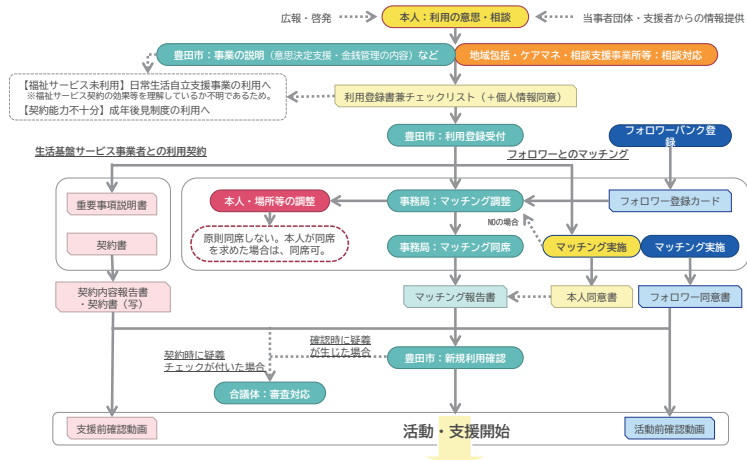
※論点①の2：権利擁護支援委員会（合議体）がケース検討後に取り得る選択肢は？

合議体の採りうる選択肢の整理（アドボケイト報告書にも明記）

- ①協議継続、②フォローへの助言・調整、③事業者への助言・調整、④アドボケイト派遣要請、⑤本人・フォロー・事業者との話し合いの機会の調整、⑥その他

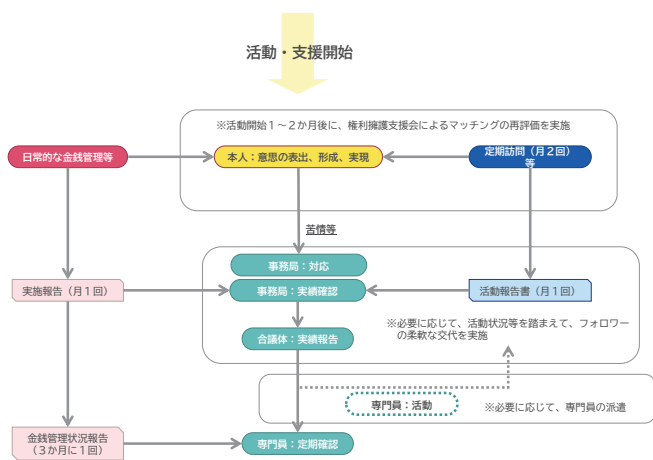
39

豊田市地域生活意思決定支援事業の利用フロー 1 / 2



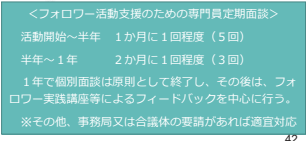
40

豊田市地域生活意思決定支援事業の利用フロー 2 / 2



41

意思決定フォロワーとフォロワー支援専門員との協働



42

フォロワー支援専門員の活動イメージ

1 専門員の標準スケジュール

【第1週】意思決定フォローが権利擁護支援委員会（事務局）に前月分の活動報告書を提出する。
事務局がフォロー支援専門員（専門員）に活動報告書を共有する。

【第2週】専門員がフォロワーと個別面談を行う。

面談報告書を作成し、事務局に提出

【第3週】権利擁護支援委員会の開催。必要に応じて専門員が出席し、委員に報告する。

2 実地基礎のイメージ（標準）

① フォロワーとの顔合わせ

専門員経験者とアドボカイト研修生が、フォロワーと顔合わせをし、専門員の役割等の説明を行うと共に今後の面談予定、方法等について協議する。

②初回フォロー面談月

- ・専門員経験者と研修生が、フォロー面談に臨む。まずは専門員経験者が主として面談を行い、研修生は補足的に質問する。また、研修生は面談記録を取る。
- ・フォロー面談終了後、専門員経験者は研修生と本日のポイントについて協議する。
- ・面談報告書については専門員経験者が主として作成し、研修生も意見を述べる。
- ・権利擁護支援委員会において、専門員経験者が報告する様子を傍聴し、事後に振り返る。

③2回目～4回目フォロー面談月

個別面談、報告書作成、権利擁護支援委員会での報告について、専門員経験者と研修生が協議しながら、少しずつ役割を研修生にシフトしていく。特に報告書については、専門員経験者が必ず研修生の起案した報告書の添削を行う。

④5回目、6回目フォロー面談月

個別面談、報告書作成、権利擁護支援委員会での報告を研修生が主として行う。
専門員経験者は、研修生の習熟状況を確認し、専門員としての基礎的なマインドとスキルが確保されていると判断した場合には、研修生に専門員登録を促し、以後は新専門員が単独で活動する。⁴³

43

フォロワー支援専門員によるフォロワー面談

- ・ フォロワー面談の進行方法としては、概ね以下のとおり。
- ① **面談趣旨の説明**
記録をとる。面談結果を踏まえて専門員が権利擁護支援委員会へ報告すること 等
- ② **フォロワーからの活動報告の受けとめ**
報告書をお互いに見ながら、本人・フォロワーにどんな変化があったか（なかったか）、その他 やってみたい良かったこと、心にかけていること等をお話いただく。
- ③ **問いかけを通じたフォロワーへのスーパービジョン**
・ 本人に会った際の周囲の環境、対応がどのようなものであったか
・ フォロワーとして気になっていることはどんなところか
・ 活動を通じて発見した本人の希望、嗜好や価値観に関して、フォロワーがどのように感じているか 等
を確認。専門員としては、アドバイスよりは「どんなふうに考えますか？そのときにどのように感じましたか？」といった形でフォロワーと対話することを心掛ける。
- ④ **情報提供**
フォロワーの役割の確認、アドボケイトの視点を踏まえた活動のポイント、研修情報 等
- ・ 面談後、権利擁護支援委員会に提出する「**アドボケイト報告書**」を作成（当初は所定の様式はなかったが、2023年4月以降の報告では、様式案を作成し、それに基づいて報告を実施）。
- ・ 権利擁護支援委員会委員の意見を踏まえて、専門員が必要に応じて、フォロワーに同席し本人と面談すること等も検討中。

独立アドボケイトとして意識すべき重要なポイントとは？

- ▶ 「障害者＝弱いから支援が必要だ」「高齢者＝弱いから誰かが代わりに決めることに従うべき」といったような社会の意識とは異なる視点を持ち、アドボケイトとしての重要性を意識できているか？
- ▶ 本人が本当に心から「言えているか？」本人の言葉を信じる（真に受ける）ことができているか？
- ▶ 本人の味方であり続けられているか？
- ▶ 本人の思いの元となる「音源」を本人とともにたどっていくことができているか？その本人の声に寄り添うことが本当にできているか？
- ▶ この人だったら話せるなあと考えるような「人柄」をもつ人物になれているか？
- ▶ フォロワー・アドボケイトとしての「マイク&スピーカー」の立ち位置にブレがないか？日常的にアドボケイトの立ち位置を意識できているか？
- ▶ 揺れる気持ち、嘘も含めて、どれも本心であるということを認識し、あえて判断・探求を停止することでありのままの本人の状態を理解しようとしているか？【ネガティブケイバリティへの意図】
- ▶ 課題解決ばかりで、結果ばかりを求めようとするような姿勢になっていないか？
- ▶ 「何かしてあげたい・・・」と考えがちなフォロワーの悩みも含めて共感しつつも、フォロワーがアドボケイトの重要性・当事者理解について深められるようサポートティブに対応できているか？脱「何かしてあげたい・・・」を指し示するような働きかけができているか？
- ▶ 独立性・守秘性の認識と確保ができているか？

仮想例1：（フォロワーからの相談）本人がフォロワーに対して「ゲームを買いたいからいつもより多くのお金が欲しいのだけれど、前にAさんに聞いた時には、「無駄遣いはしない方がいいよ。」と言われてお金はもらえませんでした。また同じように言われるのが怖くて自分からはAさんに伝えられないので、フォロワーさん、私の代わりに伝えてもらえますか？」と言われました。フォロワーは本人がいないところで本人の話をしないことが基本だと思うのですが、どうしたらよいが迷っています。

＜権利擁護支援委員会としてのアプローチ方法（例）：通常時パターン＞

- ①事務局：フォロワーからの報告書受領、相談内容の整理
- ②専門員（A担当）：報告書を踏まえたフォロワーとの面談・指針に基づく助言
- ③合議体：対応方針についての協議
事務局への指示→フォロワーへのフィードバック

仮想例2：（アドボケイト担当からの相談）本人が「自宅から祭りを見たいと思って、施設内のBさんに伝えてみたのだけれど、危ないからダメです。」と言われた。本人の希望をフォロワー、アドボケイト担当も同席したうえで伝えてみたのですが、施設からは、施設の人員体制や安全管理上難しいと言われてしまいました。どうしたらよいでしょうか。

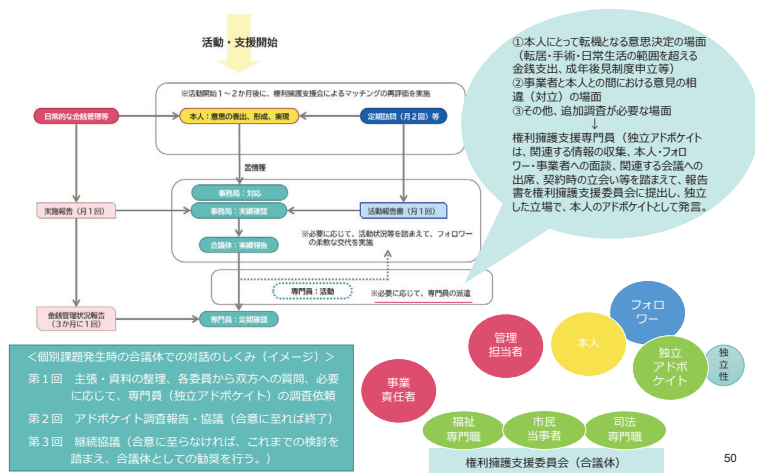
＜権利擁護支援委員会としてのアプローチ方法（例）：課題発生時パターン＞

- ①事務局：フォロワーからの報告書受領、相談内容の整理
合議体への論点提示（専門員の派遣要請／三者ADR実施の可否）
- ②専門員：フォロワーとの面談・指針に基づく助言（A担当）
合議体からの派遣要請に基づく独立アドボケイト活動（A担当）
合議体からの派遣要請に基づく調査員活動（M担当）
- ③合議体：専門員（A担当）の派遣要請→本人・フォロワーへの支援（代弁役）
専門員（M担当）の派遣要請→事業所への調査（監視役）
本人・フォロワー・事業者との話し合いの機会（ADR）調整（調整役）

権利擁護支援専門員(アドボケイト担当) 活動記録		＜様式ver.1＞
活動日程	2024年 月 日 (祝祭日を除く)	CaseID
活動内容	1. 報告書受領 2. 報告書確認 3. 報告書提出 4. 報告書提出後フォロー	本人名
活動結果	1. 報告書受領 2. 報告書確認 3. 報告書提出 4. 報告書提出後フォロー	
活動で良かった点	1. 報告書受領 2. 報告書確認 3. 報告書提出 4. 報告書提出後フォロー	
活動で問題となった点	1. 報告書受領 2. 報告書確認 3. 報告書提出 4. 報告書提出後フォロー	
アドボケイト活動内容	1. 報告書受領 2. 報告書確認 3. 報告書提出 4. 報告書提出後フォロー	
権利擁護支援委員会において検討した点	1. 報告書受領 2. 報告書確認 3. 報告書提出 4. 報告書提出後フォロー	

権利擁護支援専門員(アドボケイト担当) 活動記録		＜様式ver.2＞
活動日程	2024年 月 日 12:00-13:00	CaseID
活動内容	1. 報告書受領 2. 報告書確認 3. 報告書提出 4. 報告書提出後フォロー	本人名
活動結果	1. 報告書受領 2. 報告書確認 3. 報告書提出 4. 報告書提出後フォロー	
活動で良かった点	1. 報告書受領 2. 報告書確認 3. 報告書提出 4. 報告書提出後フォロー	
活動で問題となった点	1. 報告書受領 2. 報告書確認 3. 報告書提出 4. 報告書提出後フォロー	
アドボケイト活動内容	1. 報告書受領 2. 報告書確認 3. 報告書提出 4. 報告書提出後フォロー	
権利擁護支援委員会において検討した点	1. 報告書受領 2. 報告書確認 3. 報告書提出 4. 報告書提出後フォロー	

独立アドボケイト活動（課題発生時）のイメージ



権利擁護支援委員会とフォロー及び独立アドボケイトの役割（素案）

1. 権利擁護支援委員会は、福祉・司法専門職及び市民・当事者による合議体を形成し、①本人・フォローの活動を支援するとともに、②生活基盤サービス事業者等の活動を監視・監督する。
2. 権利擁護支援専門員（独立アドボケイト）は、通常時は、フォローの姿勢を維持するための定期面談を行う【フォロー支援機能】。課題が生じた場面では、権利擁護支援委員会からの派遣依頼に基づき、独自に調査を行う（委員会からの個別の指示・命令は受けない）。フォロー等からの情報提供を踏まえつつ、本人の意向や選好・価値観を探求し、委員会に報告する【非指示型アドボケイト機能】。
3. 生活基盤サービス事業者等と本人との対立関係が生じた場合には、権利擁護支援委員会が対話の機会を設け、必要な場面では委員会の見解に基づき勧奨する。同事業者が、本事業の共通理念や役割に沿わない行動を継続する場合や委員会の勧奨に合理的な理由なく応じない場合には、自治体として同事業者の排除も含めて適切に対応する。

アドボカシーの基礎

堀 正嗣 Hori Masatsugu

熊本学園大学 社会福祉学部 教授

自治体との連携による障害者・認知症高齢者等の意思決定支援モデル事業
アドボケイト基礎研修（2025.3.2：SDM-Japan名古屋スタジオ）

アドボカシーの基礎

堀 正嗣

Ⅰ. アドボカシー・アドボケイトとは

アドボカシーの辞書的意味

Advocacy = 弁護、支持、擁護、唱道

the advocacy of peace : 平和の唱道.

an advocacy of birth control : 産児制限論

advocacy of war : 戦争を主張すること

Advocate(動詞) = 弁護する、支持する、擁護する、唱道する

Advocate(名詞) = 弁護者、支持者、擁護者、唱道者

3

アドボカシー＝声を上げること

英語の“advocacy”とは、ラテン語の“voco”に由来する言葉である。“voco”とは、英語で“to call”のことであり、「声を上げる」という意味である
西尾(2000)「社会福祉実践とアドボカシー利用者
者の権利擁護のために」

アドボカシー

権利を侵害されている当事者のために
声を上げること。



清水健二ほか『英単語の語源図鑑』

アドボカシーの起源＝パラクレートス(ὁ Παρακλητός)

古典ギリシャ語のパラクレートスが今日のソーシャルワークにおけるアドボカシーの語源。

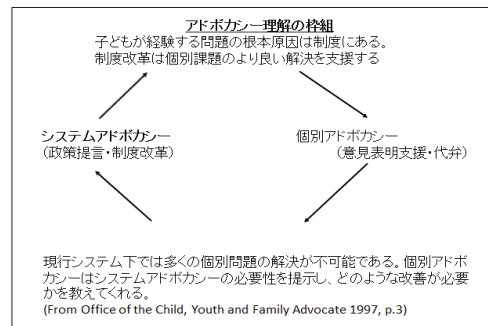
①助ける人(慰める人)／②弁護する(代弁する)人
「困難にある人、援助の必要な人を傍らで助けてもらうために呼ばれた者、弁護する者、とりなす者」

「原罪を持ち、絶対者の前に無力な人間の側にたって、その人間に代わって、神へむかうイエス(ある場合聖霊)の役割」

(木原活信(2001)「ソーシャルワークにおけるアドボカシー概念の起源と原型—パラクレートスの思想をめぐって」『キリスト教社会福祉学研究』(34),33-40.)

5

個別アドボカシーとシステムアドボカシー



6

システムアドボカシーとは

公共政策や世論、人々の意識や行動などに一定の影響を与えるためには、具体的には①議員や行政機関への直接的ロビイング、②デモ、署名活動などのグラスルーツロビイング、③メディアへのアピール、④啓発・世論形成、⑤他団体との連合形成、⑥裁判闘争といった活動形態を指す。

⇒人権問題・環境問題・反戦平和・格差是正などの社会問題解決が対象
坂本治也、(2007)『政府への財政的依存と市民社会のアドボカシーー政府の自立性と逆U字型関係に着目した新しい理論的枠組みー』

個別アドボカシーとは

アドボカシーとは、自分が何を望んでいるかを話し、自分の権利を守り、自分の利益を表明し、自分が必要とするサービスを得ることができるよう、人々を支援する行動を行うことである。アドボケイトとアドボカシー事業は、支援している人々と連携して取り組み、彼らの味方となる。アドボカシーは、ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）、平等、社会正義を促進するものである。
(イギリス・意思能力法より)

7

8

アドボカシーとは

人々の懸念やニーズを支援するために語る行為である。人々が自分で語る声をもっている場合には、アドボカシーとは、彼らの声が皆に聞かれるようにすることである。また、彼らが自分でしっかり語ることが難しい場合には、アドボカシーとは、援助を提供することである。彼らが自ら語る言葉をもたない場合には、アドボカシーとは、彼らのために語ることである。

(Herbert 1989)

II. アドボカシーの歴史 ～差別への抵抗としてのアドボカシー～

10

水平社宣言（1922年）

過去半世紀間に種々なる方法と、多くの人々によつてなされた吾らの爲めの運動が、何等（なんら）の有難い効果を齎（もた）らさなかつた事實は、夫等（それら）のすべてが吾々によって、又他の人々によつて毎（つね）に人間を冒瀆されてゐた罰であつたのだ。そしてこれ等の人間を勦（いたわ）るかの如き運動は、かへつて多くの兄弟を墮落させた事を想へば、此際（このさい）吾等（われら）の中より人間を尊敬する事によつて自ら解放せんとする者の集團運動を起せるは、寧ろ必然である。

世界的な自立生活運動

- 日本ー1972年 府中療育センター闘争「鳥は空へ、魚は海へ、人間は社会へ！」
 - 1970年 青い芝の会の自立生活運動（動画視聴）
 - 1976年 全国障害者解放運動連絡会議結成
楠敏雄「障害からの解放ではなく、差別からの解放を」
 - 1979年 養護学校義務化阻止闘争
- アメリカー1972年 バークレー C I L（Center for Independent Living・自立生活センター）開設
- イギリスー1972年 UPIAS（隔離に反対する身体障害者連盟）結成→1975年 「障害の基本原理」発表

12

日本脳性マヒ者協会「全国青い芝の会」行動綱領（1970年）

1. われらは、自らが脳性まひ者であることを自覚する。

われらは、現代社会にあって「本来あってはならない存在」とされつつある自らの位置を確認し、そこに一切の運動の原点を置かなければならないと信じ、且つ行動する。

1. われらは強烈な自己主張を行う。

われらが脳性マヒ者であることを自覚した時、そこに起るのは自らを守ろうとする意志である。われらは強烈な自己主張こそ、それを成しうる唯一の路であると信じ、且つ行動をする。

日本脳性マヒ者協会「全国青い芝の会」行動綱領（1970年）

1. われらは愛と正義を否定する

われらは愛と正義のもつエゴイズムを鋭く告発し、それを否定することによって生じる人間凝視に伴う相互理解こそ真の福祉であると信じ、且つ行動する。

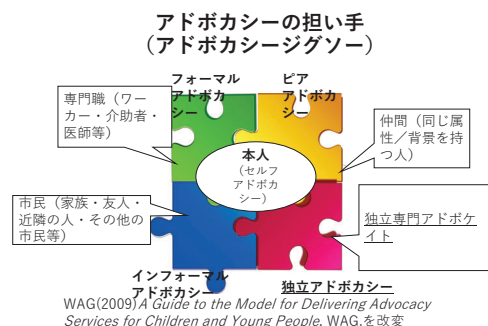
1. われら問題解決の路を選ばない。

われらは安易に問題解決を図ろうとすることが、いかに危険な妥協への出発であるか、身をもって知ってきた。われらは次々と問題提起を行うことのみが、われらの行いうる運動であると信じ、且つ行動する。

A group of people are gathered in a room decorated for Christmas. In the foreground, a man with a beard and a white t-shirt sits in a wheelchair, looking towards the camera. To his left, another man with a mustache and a blue and white plaid shirt sits in a wheelchair, also looking towards the camera. To the right of the man in the white t-shirt, a woman with dark hair and a red jacket sits in a wheelchair, looking towards the right. In the background, several other people are visible, some standing and some sitting. The room is decorated with Christmas lights and a large Christmas tree is visible in the background. A digital clock in the bottom right corner of the photo displays '85 12 9'.

ADA法はこのような権利擁護運動が全国的な規模で展開された結果、成立したものだ
ということが出来る。

- ・初期に社会的に弱い立場に置かれた人々のアドボケイトとして働いた代表的なソーシャルワーカーはジェーン・アダムズである。彼女は貧しい人たちが居住していたシカゴのスラム街でハルハスというセツルメントを設立し、1889年からセツルメントで生活困窮者と生活する中で、彼らの代弁者であろうとした。そして、選挙権をはじめ社会的権利を剥奪されていた当時の女性たちの代弁者として、あるいは、おとなの価値観についていけないエネルギーに満ち溢れた青年たちの代弁者として、またアメリカ社会についていけない、移民たちの代弁者として、アメリカ化の風潮と闘った。(木原 1999 参照)
- ⇒イギリス (2002 子どもアドボカシー・2005 知的障害者アドボカシー・精神障害者アドボカシー・医療アドボカシー etc)



Ⅲ.アドボカシーの理念

子どもアドボカシーの理念



19

アドボカシーの本質はセルフアドボカシー

- セルフアドボカシー＝権利の主体が中心になって、単独であるいは集団で声を上げる形態
- 代理人アドボカシー＝弁護士・ソーシャルワーカー、保護者・アドボケイトなど第三者が代弁する形態
- アライとしてのアドボカシー＝セルフアドボカシーに基づく第三者による支援・代弁

21

アドボケイトは当事者の声

アドボカシーはユニークなサービスであり、他のどんな子どもとおとなの関係とも異なっている。アドボケイトは子ども若者の声であり、彼らが希望、意見、感情を表現するのを支援する。これは、子どもに効果的なアドボカシーを提供するための鍵である。（英国「子どもアドボカシーサービス提供のための全国基準」・基準1）



22

「当事者の声」になるとは？

人の懸念やニーズを支援するために代弁する行為である。人々が自分で語る声をもっている場合には、アドボカシーとは、彼らの声が皆に聞いてもらえるよう、保障することである。

また、彼らが自分でしっかり語ることが難しい場合には、アドボカシーとは、援助を提供することである。彼らが自ら語る言葉をもたない場合には、アドボカシーとは、彼らのために語ることである。

(Herbert 1989)

基本理解：人は思いを持ち、伝えられる

1 「ぼく、ひとりでいえるよ。」



吉池毅志作成（栄留・鳥海・堀・吉池（2020）『子どもアドボカシーってなに？』解放出版社、所収）

基本理解：人は時に味方を必要とする

2 「でも、ついてきてほしいときもあるんだ。」



吉池毅志作成（栄留・鳥海・堀・吉池（2020）『子どもアドボカシーってなに？』解放出版社、所収）

基本理解：人は時に代弁を必要とする

3 「かわりにいってほしいときもあるよ。」



吉池毅志作成（栄留・鳥海・堀・吉池（2020）『子どもアドボカシーってなに？』解放出版社、所収）

障害者への差別

みんなと わけられて、「養護(ようご)学校(がっこう)」「特殊(とくしゅ)学級(がっきゅう)」に いれられた。

ちいこで くらしたいのに、「入所(にゅうしょ)施設(しせつ)」に いれられた。

「なにもわからないだろう」とかってに自分(じぶん)のことを 決(き)められた。

「なにもわからないだろう」と虐待(ぎゃくたい)された。

(ピープルファーストジャパンHP)

福井達雨(1976)『嫌われ、恐がられ、いやがられて』 明治図書。

〈図終-1〉「障壁モデルと日教組障害児教育運動の視点」

態度の障壁	認知的偏見：障害者の(無)能力、情緒的反応やニーズに関する憶測	感情的偏見；恐怖	行為的偏見；個人の行動・習慣	「普通」と「自立」のイデオロギ―により壁は、固められている。
環境の障壁	差別的言語	制度化された政策・組織・規則	専門職の実践、アセスメントとケアマネジメント	
構造の障壁	階層的権力関係・構造、障害者のディスエンパワメント	人権・社会権・福祉権利の否定	構造的な不平等、貧困	

(Jhon Swain Maureen Gillman and Sally French 1998:6 に運動の視点を追加)

(二見妙子(2017)『インクルーシブ教育の源流』現代書館より)

インターセクショナリティ ～差別の交差性～

インターセクショナリティとは、交差する権力関係が、様々な社会にまたがる社会的関係や個人の日常的経験にどのように影響を及ぼすのかについて検討する概念である。分析ツールとしてのインターセクショナリティは、とりわけ人種、階級、ジェンダー、セクシュアリティ、ネイション、**アビリティ**、エスニシティ、そして**年齢**など数々のカテゴリーを、相互に関係し、形成し合っているものとして捉える。

⇒「交差性差別」への異議申立てとしてのアドボカシー

パトリシア・ヒル・コリンズ; スルマ・ビルゲ. インターセクショナリティ (p.16). 人文書院. Kindle 版.

独立アドボケイトは、意思決定における子どもの参加権を促進し、子どもの意見が、それがどのように表現されているものであっても、周囲の意見と同じように重視され聴いてもらえるように働きかけるものであり、そのことによって権力関係に異議申し立てを行う立ち位置にいるのだ。(Martin & Franklin, 2010)

アドボカシーはライフスタイル(生き方そのもの)

アドボカシーは技術ではありません。介入の戦略でもありません。実践の道具でもありません。効果的なアドボカイトになるためには、自分が行うすべての行動にアドボカシーの心情や行動規範、価値観が一貫して貫かれている必要があります。自己像、アイデンティティ、自分の人生の生き方などと統合された、切っても切れない一部になっていなければならないのです。

(オンタリオ子どもアドボカシー事務所、菊池幸工訳：畑千鶴乃・大谷由紀子・菊池幸工(2018)『子どもの権利最前線 | カナダ・オンタリオ州の挑戦』かもがわ出版、所収)

IV.アドボカシーの原則と実践

32

子どもアドボカイトってなあに？



あぶりこっとさんが描いてくれた【みみうさ】
[【アドボカイト説明アニメ】 - YouTube](#)

33

子どもアドボカシーの6原則



子ども情報研究センター(2018)
『「都道府県児童福祉審議会を活用した子どもの権利擁護の仕組み」調査研究報告書』

子どもアドボカシーの原則



子どもがアドボカシーの過程を導く。アドボケイトは、子どもの表現された許可と指示のもとに行動する。それが「子どもの最善の利益」についてのアドボケイトの意見とは異なる場合でさえそうするのである。

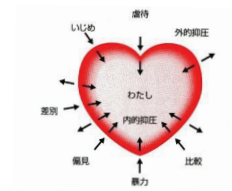
(Department of health=2009;S1.2)



子どもアドボカシーの原則



肯定的パワー(権利意識、共感、連帯、信頼…)をもって、外的抑圧(権力、抑圧、暴力、差別、いじめ…)と内的抑圧の両方を取り除いていくこと。



森田ゆり(1996)『子どもと暴力』

子どもアドボカシーの原則



アドボカシーサービスは、可能な限り、委託団体から独立して設立され運営される。そのことによってアドボケイトは子どものために働き、すべての利害の対立から自由であると子どもは信じていることができる。(Department of health=2009;S6)



子どもアドボカシーの原則



プライバシーを常に尊重し、子どもの同意なしにはサービス外に漏洩しない。ただし子ども自身や他の人に「重大な侵害」が及びことを防ぐために必要な場合や、裁判所が命じた場合にはこの限りではないことも子どもに伝える。情報を破棄するときはその旨を子どもたちに伝えることを保証する。(Department of health=2009;S7)



言いたくないことは目の前で廃棄
：シュレッダー準備



子どもアドボカシーの原則



- ・障害を持つ子供及び黒人や他の民族マイノリティの子どもと接触し、かわりをもつための積極的な行動をとる。
- ・性別、人種、宗教、文化、年齢、民族、言語、障害、セクシュアリティを理由にアドボカシーサービスへのアクセスと効果的な参加を妨げられる子どもがいないようにする。このことは例えば、アドボカシー事務所を訪ねることができない子どもの場合には、子どもが望む場所でアドボカシー会えるようにすることを意味している。
- ・障害児と乳幼児のコミュニケーションニーズに特別な関心を払う。そこには乳児と重複障害、知的障害の子どもが含まれている。

(Department of health=2009;S3)

子どもアドボカシーの原則



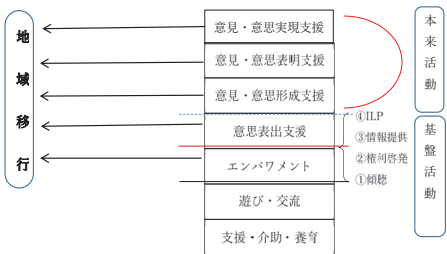
「私たち抜きに私たちのことを語るなかれ」
アドボカシー活動に子どもが参加することにより、
活動は子どもたちにとってより魅力的で効果的なものになる。

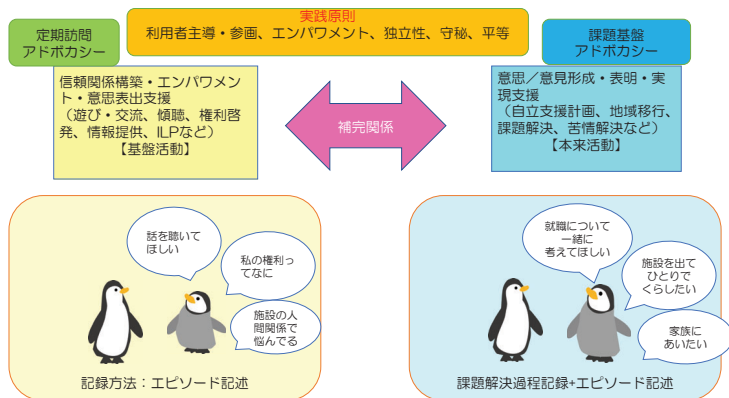
(参加場面の例)

- ・アドボケイトの募集・採用・研修・査定
- ・アドボカシー実践への助言
- ・広報
- ・サービス評価
- ・ケアリーバーアドボカシー



独立子どもアドボカシーの構造





おわりにーアドボケイトになるために

一番良いアドボケイトは訓練を受けたソーシャルワーカーではないと私は思います。ソーシャルワーカーはアセスメントのような他のことにとても忙しくて、ほとんどそれを止められないのです。……中略……トレーニングのとき、次のことを言い続けるべきです。「ソーシャルワーカーの帽子を脱ぎなさい、あなたはソーシャルワーカーではありません」と。私たちの頭の中には余りにもたくさん専門用語が詰まっているので、いつ使ったらいいのかさえ分からないのです。専門用語をもっていなかったら、もっと率直に話せるでしょう。(Horan 2010)

⇒専門職の帽子・健常者の帽子・常識の帽子を脱いで、当事者の見ている景色と一緒に見せてもらえる人になること

障害者権利条約の基本理念と必要性
について考えるワークショップ

ケーススタディ
事例で考えよう

意思決定支援 アドボケイト基礎研修

アドボケイトワーキンググループ
木本・大瀧・長澤・山下

事例 1

・Aさんは「おだんご食べたいなあ」とあなたに話してきました。ちょうど、Aさんの近くに職員がやってきました。

Q1 あなたは
どう思いますか？

Q2 あなたは
どうしますか？

ワーク（テーマ1） ブレイクアウトルームへ

■ 自己紹介（一人15秒×人数）
所属、名前

■ ワークの役割分担を決める（1分）
・ファシリテーター（司会）【苗字の五十音順で1番早い人】
・タイムキーパー【苗字の五十音順で2番目に早い人】
・発表者【苗字の五十音順で3番目に早い人】

■ グループで意見を出し合う（6分）

① あなたはどう思いますか？
② あなたはどうしますか？

■ まとめ（1分）

事例 2

Hさんは、職員の人に自分の小遣いをもう少し上げてほしいなあと思い、職員の人に「もうちょっと小遣い上げて」と言ってみると「じゃあ、担当の人に話してみるね。」と言ってくれました。しかし、1か月たってもう一度聞いてみても、「あ、聞いてみるね。」と言ったきり何も音沙汰がありません。Hさんはあなたに相談に来ました。

Q1 あなたは
どう思いますか？

Q2 あなたは
どうしますか？

事例 3

Kさんは、スーパーに買い物に行きました。いろいろと買いたいものを選んでレジに向かっているとき、少しずつ震える様子が見て取れました。レジの店員さんから「〇〇円出してください。」と言われたのですが、どのお金をどう足すと〇〇円になるのかわからずパニックになっているようです。店員さんはなんだかイライラしている様子です。

Q1 あなたは
どう思いますか？

Q2 あなたは
どうしますか？

事例 4

通所で通う L さんは、いつもと違うズボンをはいて施設にやってきました。それをみた職員が「これ違うじゃない、履き替えてください。」と本人をトイレに連れて行って着替えさせようとしていました。しばらくしても本人が着替えていないようなので、ノックなしでトイレのドアを開けて「早く着替えてください。」と言っていました。

Q1 あなたは
どう思いますか？

Q2 あなたは
どうしますか？

ワーク（テーマ4） ブレイクアウトルームへ

■ 自己紹介（一人 1 5 秒×人数）
所属、名前

■ ワークの役割分担を決める（1 分）

- ・ ファシリテーター（司会）【苗字の五十音順で 1 番遅い人】
- ・ タイムキーパー【苗字の五十音順で 2 番目に遅い人】
- ・ 発表者【苗字の五十音順で 3 番目に遅い人】

■ グループで意見を出し合う（6 分）

- ① あなたはどう思いますか？
- ② あなたはどうしますか？

■ まとめ（1 分）

私のことを私抜きに 決めないで

私のことを思っていてやってくれるのだけど・・・
何か違う・・・

支援者の
「こうした方が良い」
という枠に押し込めようとしてないで！
私は、「そうじゃない」

思いはある・・・ただ
意思形成、意思表示が難しい
だから一緒に考えて！

いつも話の中では、
私のことを分かってくれないのに・・・
何か決めるときには、
私のことを分かっている気になって、決めつけないで！



本人の思いを広げる・深める

病気や障害があっても
人並みに幸せになりたいという思いはある。
■ 本人の思いを肯定し、本人の味方になる
■ 本人のその言動には、全て理由がある
■ 本人の思いや話に寄り添う
■ 本人の価値観に基づく思考
■ 本人視点で共に考え、悩む

その小さな幸せ探しを
本人の心の中にある地図を共に探し、解読し、
本人と共に心の旅をしましょう。



広げる・深める

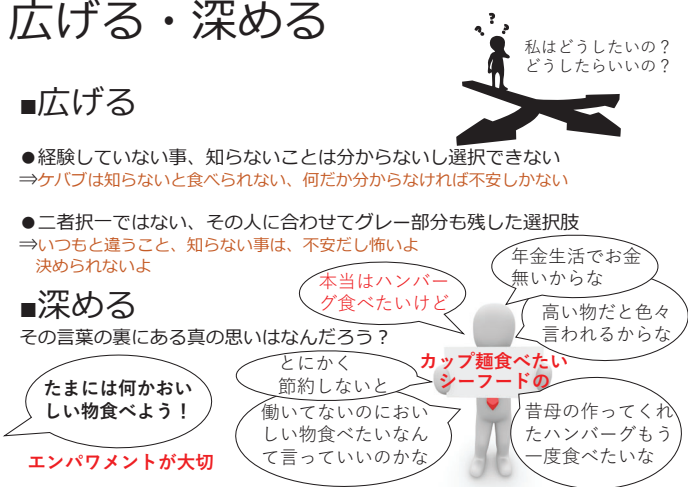
■広げる

- 経験していない事、知らないことは分からないし選択できない
⇒ケバブは知らないし食べられない、何だか分からないと不安しかない

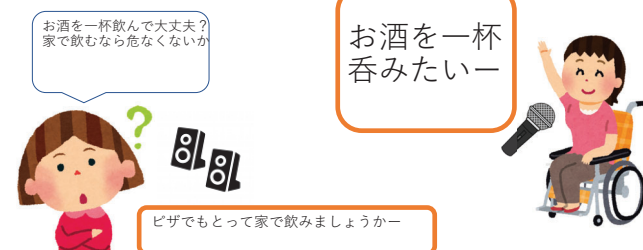
- 二者択一ではない、その人に合わせてグレー部分も残した選択肢
⇒いつもと違うこと、知らない事は、不安だし怖いよ
決められないよ

■深める

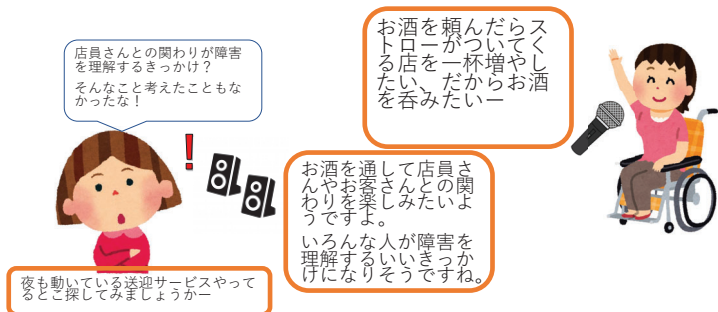
その言葉の裏にある真の思いはなんだろう？



マイク & スピーカー

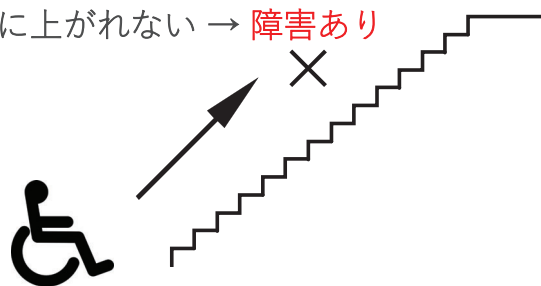


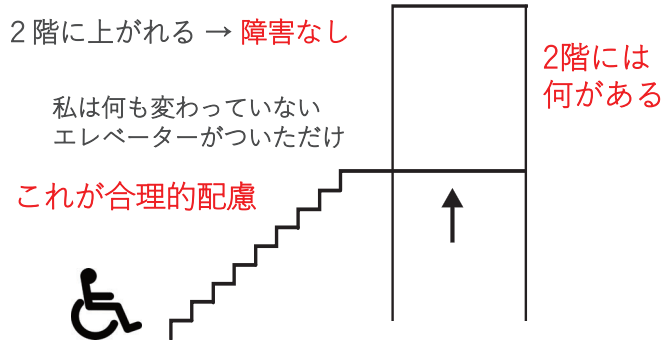
フォロワーとしてのマイク & スピーカー



社会的障壁

2階に上がれない → 障害あり





2

障害者権利条約(障害者の権利に関する条約)

○ 2006年 国連総会で採択

- 「保護の対象」とされてきた障がい者を、「権利の主体」と明確に位置付けた
- **"Nothing About Us Without Us"** (私たちのことを、私たち抜きに決めないで)
- 自分のことを自分で選択して決めるという「自律」は最大限に尊重される(第3条)

○ 2007年 日本が権利条約に署名(「批准」に向けての準備開始)

- 条約の内容に沿うように、国内法を整備
 - ・ 2011年 障害者基本法の改正
 - ・ 2013年 障害者差別解消法の成立

「意思決定の支援に配慮し」という文言

○ 2014年に障害者権利条約を批准(条約に書かれたことを守ると約束する事)

→ 国内法としての効力あり

憲法第98条第2項: 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

障害者権利条約のポイント

あらゆる障害者差別の禁止(第5条)

締結国は、平等を促進し差別を撤廃するために、合理的配慮の提供につながる取り組みを行う。

ひとしく認められる権利(第12条)

- ・障害者が全ての場所において法律の前に人として認められる権利を有することを再確認する。
- ・生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める。

自決した生活および地域社会への包容(第19条)

- ・全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認める居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有する。
- ・また、必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービス(個別の支援を含む。)を障害者が利用する機会を有する。



障害者権利条約は、障害者の新しい権利を定めたものではなく、障害者が基本的人権及び自由を有することをあらためて保障したもの

○ 目の前の人を「個」として尊重すること



- ・「尊重する」ってどういうこと?
 - ー 自分とは違う意見であっても、「正しい」/間違っている、「優れている」/劣っているで判断しない
 - ー そのまま受け止める
- ・目の前の人は何が好き? なにを考えている?
 - ー 自分と同じ人間、でも違う人
 - ー 自分と同じ好み、考え方とは限らない
- ・結局のところ、「本人に聞いてみなくちゃわからない!」このプロセスこそが、「個の尊重」

○ 社会全体で取り組むこと



- ・障害者の意思決定支援を支える制度の法定化
- ・社会的障壁を取り除く社会インフラの整備
- ・障害者の権利についての教育



一人ひとりの意識と、社会の取組みが相互により循環を生む
= 障害者権利条約が掲げる社会の実現へ。

フォロワー支援専門員の役割と活動

(一社)日本意思決定支援ネットワーク
名川 勝



mnagawa@sdm-japan.net

フォロワー支援専門員の役割

2

フォロワー支援専門員の機能

- フォロワー(支持者)
 - 支援者ではない、何もできない人であることの強み
 - 弱いアドボケイトの機能も持つ ※行動基準参照
 - どの程度「強く／弱く」あるか？は、フォロワーによって幅がある(あってよい)
- フォロワー支援専門員
 - いわゆる「アドボケイト」としての役割
 - スーパーバイザーとしての役割
 - コーディネート機能は持たない(分離させる)
 - 支援者でもない

独立性がどこまで持てるか？は
組織のあり方による

3

意思決定フォロワーの行動基準

- ① 本人のwishやコミュニケーションを広げる・深める
- ② 本人がwishや主張を言う・主張するのを手伝う
- ③ 本人のwishや主張をマイクやスピーカとして伝える
- ④ 本人のwish・主張や困りごとを、専門員に相談する

日本財団助成自治体との連携による障害者・認知症高齢者等の意思決定支援モデル事業(略称: 意思決定支援モデルプロジェクト) 令和5年度第1回全体委員会(2023.7.4)資料より抜粋、体裁を改編

活動の概要

- ・ 制度的なこと
- ・ 活動全体のフロー
- ・ 面談の流れ

については、午前中の資料と下記様式を参照しながら確認しましょう。

配布（様式3）とよた意思決定フォロー活動日誌
資料（様式4）とよた意思決定フォロー活動報告書
（様式）権利擁護支援専門員・アドボケート担当活動記録

5

午前資料#43

- 1 専門員の標準スケジュール**
【第1週】意思決定フォローが権利擁護支援委員会（事務局）に前月分の活動報告書を提出する。
事務局がフォロー支援専門員（専門員）に活動報告書を共有する。
【第2週】専門員がフォローと個別面談を行う。
面談報告書を作成し、事務局に提出
【第3週】権利擁護支援委員会の開催。必要に応じて専門員が出席し、委員に報告する。
- 2 実地基礎のイメージ（標準）**
① フォロワーとの顔合わせ
専門員経験者とアドボケート研修生が、フォローと顔合わせをし、専門員の役割等の説明を行うと共に今後の面談予定、方法等について協議する。
② 初回フォロー面談月
・ 専門員経験者と研修生が、フォローと面談に臨む。まずは専門員経験者が主として面談を行い、研修生は補足的に質問する。また、研修生は面談記録を取る。
・ フォロー面談終了後、専門員経験者は研修生と本日のポイントについて協議する。
・ 面談報告書については専門員経験者が主として作成し、研修生も意見を述べる。
・ 権利擁護支援委員会において、専門員経験者が報告する様子を傍聴し、事後に振り返る。
③ 2回目～4回目フォロー面談月
個別面談、報告書作成、権利擁護支援委員会での報告について、専門員経験者と研修生が協議しながら、少しずつ役割を研修生にシフトしていく。特に報告書については、専門員経験者が必ず研修生の起草した報告書の添削を行う。
④ 5回目、6回目フォロー面談月
個別面談、報告書作成、権利擁護支援委員会での報告を研修生が主として行う。
専門員経験者は、研修生の習熟状況を確認し、専門員としての基礎的なマインドとスキルが確保されていると判断した場合には、研修生に専門員登録を促し、以後は新専門員が単独で活動する。⁴³

午前資料#44

- ・ フォロー面談の進行方法としては、概ね以下のとおり。
① 面談趣旨の説明
記録をとること。面談結果を踏まえて専門員が権利擁護支援委員会へ報告すること 等
② フォロワーからの活動報告の受けとめ
報告書をお互いに見ながら、本人・フォローにどんな変化があったか（なかったか）、その他やってみて良かったこと、心配していること等をお話しいただく。
③ 思いかけを過ぎたフォローへのスーパービジョン
・ 本人に会った際の周囲の環境、対応がどのようなものであったか
・ フォローとして気になっていることはどんなところか
・ 活動を通じて発見した本人の希望、選好や価値観に関して、フォローがどのように感じているか 等
を確認。専門員としては、アドバイスよりは「どんなふうに考えますか？そのときにどのように感じましたか？」といった形でフォローと対話することを心掛ける。
④ 情報提供
フォローの役割の確認、アドボケートの視点を踏まえた活動のポイント、研修情報 等
- ・ 面談後、権利擁護支援委員会に提出する「アドボケート報告書」を作成（当初は所定の様式はなかったが、2023年4月以降の報告では、様式案を作成し、それに基づいて報告を実施）。
- ・ 権利擁護支援委員会の意見を踏まえて、専門員が必要に応じて、フォローに同席し本人と面談すること等も検討中。

フォロー面談における支援専門員の関わり

- ・ 事実の確認と整理・共有
- ・ 心理的・情緒的な受け止めと支援
- ・ 4つの行動基準（1・2・3）
- ・ 専門的見地からの助言
- ・ フォローの立ち位置や役割の相対的・俯瞰的確認
－ 中立的ではなく、本人側をとっているか
- ・ 今後に向けての見通しの提示、役割の分担
- ・ 情報提供

1. 支援専門員につなぐ、連携する（行動基準4）
2. 必要に応じて、アドボケートとしての積極的な事態介入

事実の確認と整理・共有

- 面談の役割は、事実の聞き取りと心理的受け止めの両面がある。両者をバランスよく行う。
 - 活動それ自体(利用者)にとって必要かどうか
 - フォロワー育成にとって今そのときに必要かどうか
- 事実確認と描写だけだと、事務的な面談に終わる; 問い詰めになることもある
- 心理的受け止めだけだと、記録として使えず後で困る
- 事実の記録は、客観的記述と主観的記述を分ける
- フォロワーの報告書について、修正を依頼

9

事実の確認と整理・共有

- in vivoな記述の意味
 - 主に利用者の発言に対するフォロワー記録
 - 要約せず、本人が言ったそのままの言葉を残す(全てはできないので、重要な言葉を)
 - 「自分の言ったことをきちんと受け止めてくれる」との理解
 - 「そんなことオレは言ってない」を防ぐ
 - リアルに話題を戻し、共有できる
 - フォロワーにとっても、当時の記憶と感情を再生しやすい
- ナラティブな物語の意味
 - 客観的事実とは異なっているかもしれないが、その人にどう見え、どう構成されているかを大切にする

10

「なぜ？」の使いすぎに注意

- 「なぜ～～なのですか？」は質問者にとって使いやすいが、回答者が必ずしも言いたいことをうまく言えるとは限らず、むしろそのときに言える答えを言うだけのこともある。
 - うまく言えない人なら尚のこと
- こうしたときは、より具体的・簡潔に事実を聞くことで、回答者の想起や表出を支援できることがある。
 - 感情価や言いたかったこと、うまく言えず詰まっている言葉がつかなくて出てくるのを手伝う
 - 「事実を聞きながら気持ちを聞く会話」
 - そのときにあなたはなんと言って答えたの？
 - そうしたらAさんはどんな表情だった？

11

心理的・情緒的な受け止めと支援

- 一般的な訪問者としての不安
- ボランタリーな立場、専門職の権力を持たないし、問題解決をしない立場って？
 - 何も出来ない人であると言われても...
- 他に似た役割を参照しにくい、見通しが立ちにくい不安
 - negative capabilityを確認し、共有する
- さまざまな不安、困惑、はやり、誤解を共にする
 - 「自分は何も出来ない人」
 - 「何かしてあげなくちゃいけない」(してあげたい)
 - 「解決してあげたい、良くしてあげたい」
 - 「受け入れてもらえない」「拒否されている」
 - 「変わらないけどこれでよいのだろうか」
 - 「私のやっていることはこれで良いですか？」

せっかく来てやっているのに
こうしたほうが良い(すべき)

12

4つの行動基準(1・2・3)

- フォロワーは「広げる・深める」対話をしているか？
 - － フォロワーが言ってあげるのではなく、本人が語ること(表出すること)で、自分自身が確認していく、共有していく
 - － フォロワーが聞きたい言葉(核心)ではなく、周辺のことや関連事項でも良い → 本人が話せることが増えていく → 言いたいことにつながる(かも)
 - － 聴取や尋問ではない
- フォロワーは本人が言えるように手伝っているか？
 - － 「一緒にいるよ」が欲しいこともある
- フォロワーはマイク・スピーカーとして動いているか？
 - － すぐに動くのではない
 - － 本人がスイッチを持つことを忘れずに

13

うまく言えないことがある

- 気持ちとはうらはらになる
 - － 「なんで来たの？ もう来なくていいよ」
- そういう言葉遣いで育ってきた
 - － 「なんだ、うっせえな」
- 怖くて言えない、言っても適当に扱われてきた、否定され続けてきた
 - － 【この人になら言える】の人がいない

©NAGAWA Masaru 2023

14

うまく言えないことがある

- みんなにわかる言い方が見つからない
 - － 「犬を飼いたい」
- 妄想のようにつながらない言葉
 - － 金魚鉢の中の金魚
 - － 火星に行きたい

©NAGAWA Masaru 2023

15

話せることしか話さない 話したいことしか話せない

- 人は、
 - 話せることしか話さない
 - 話したいことしか話せない
- 話せる(伝えられる)、話したくなる(伝えたい)環境と関係性
- やりとりを 広げ・深めていけるかどうか
(スライド「意思決定フォロワーの行動基準」参照)

それは... 言葉があっても、不十分でも、あるいは無くても同じ

アドボケイトとしての積極的事態介入

- 本人利益が不当に侵害されている場合
- フォロワーの役割を越えている場合
- フォロワーの負担が大きいと思われる場合
- 福祉的介入（専門職につなぎ連携する）
- 権利擁護的介入（侵害事態からの回復）

17

- ## アドボケイトとしての積極的事態介入
- 本人利益が不当に侵害されている場合
 - フォロワーの役割を越えている場合
 - フォロワーの負担が大きいと思われる場合
 - 福祉的介入（専門職につなぎ連携する）
 - 権利擁護的介入（侵害事態からの回復）
- 17

アドボケイトとしての積極的事態介入

- 本人利益が不当に侵害されている場合
- フォロワーの役割を越えている場合
- フォロワーの負担が大きいと思われる場合
- 福祉的介入（専門職につなぎ連携する）
- 権利擁護的介入（侵害事態からの回復）

17

面談における フォロワー支援専門員としての関わり

面談における
フォロワー支援専門員としての関わり

[illegible][illegible][illegible][illegible]

- アパート生活に向けて
- 選挙に行きたい
- Aさん(支援者)の話が早くて聞き取れない
- 目が見えない？
- 図書館に行けるようにしてはどうか？

- アパート生活に向けて
- 選挙に行きたい
- Aさん(支援者)の話が早くて聞き取れない
- 目が見えない？
- 図書館に行けるようにしてはどうか？

様式第 3 号（表面）

とよた意思決定フォロー活動日誌（令和 6 年 月分）

本人の氏名			
フォローの氏名		(登録番号)	

月日	時 間	活動の内容	事務局 確認欄
月 日 ()	: ~ :		
8 月 27 日 (金)	: ~ :		

様式第 3 号（裏面）

＜とよた意思決定フォローの活動の際に心がけていただくこと＞

- 本人のお金を直接取り扱ってはけません。
- 本人のために良かれと思って口出しをすることはしないよう努めましょう。
- 本人のお話を途中でさえぎらないよう努めましょう。
- 本人が考えるために必要な情報の取得を試みましょう。
- 本人にとって理解しやすい方法で情報を提供しましょう。
- 言葉以外のコミュニケーションに着目しましょう。
- 本人の好き嫌い・信条・価値観・希望を踏まえて選択肢を提案しましょう。
- 本人が自らの希望を他の人に伝えられる方法を一緒に考えましょう。

＜以下に当てはまった場合には、事務局に相談してください＞

- 本人が不在のところで、事業所の職員等からの相談を受けた、対応した。
- 本人が不在のところで、本人に代わって支援者の会議に参加した。
- 本人が不在のところで、事業所職員又は他の人に本人の意図を伝えた。
- 本人の様子で気になること、おかしいと感じたことがあった。

連絡先 豊田市権利擁護支援委員会
豊田市役所 福祉部 福祉総合相談課 安藤
TEL : 0565-34-6791
豊田市成年後見支援センター 八木・中田
TEL : 0565-63-5566

様式第 4 号（表面）

とよた意思決定フォロー活動報告書（令和 6 年 月分）

報告日：令和 年 月 日

本人の氏名			
フォローの氏名		(登録番号)	

本人の状況及び活動の内容

本人の状況	本人の変化 ☐ あり ☐ なし (理由)	
	本人との面会頻度 (過去 1ヶ月)	☐ あり (回) ☐ なし (理由)
現在の活動内容		
活動する中で 困っていること 悩んでいること		
翌月の活動予定	【翌月訪問予定】 令和 年 月 日 () 時～ 令和 年 月 日 () 時～	
	【活動内容】	

※裏面も記入してください。

様式第 4 号（裏面）

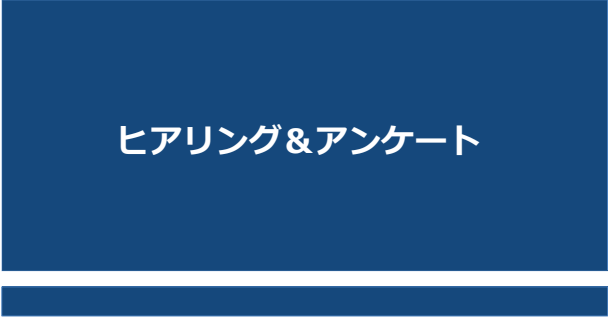
本人の好き嫌い、信条、価値観等で今月気づいたことがあれば記入してください。

項目	気づき	本人の想い考え
人		
住まい		
もの		
お金の使い方		
コミュニケーションの 取り方		
自宅での過ごし方		
外での過ごし方		
余暇		
仕事		
教育・学び		
健康		
こだわり・ ゆずれないこと		
夢		
生きがい		
してもらいたくないこと		
その他		

今月もお疲れ様でした。

権利擁護支援専門員(アドボケイト担当) 活動記録

面談日程	年 月 日() : ~	CaseID	
フォロワー名/本人名	/	アドボケイト担当者名	
相談形態	1. 電話 2. 来所 3. 訪問 4. オンライン 5. その他()		
相談概要	☐ 詳細別紙参照 主な相談内容:		
活動で良かったと思われる点			
活動で課題と思われる点			
アドボケイト所見(助言内容を含む)			
権利擁護支援委員会において検討いただいたこと	1 協議 2 フォロワーへの助言・調整 3 事業者との助言・調整 4 アドボケイト派遣 5 本人・フォロワー・事業者との話し合いの機会の調整 6 その他		



本間 奈美 Homma Nami
一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク (SDM-Japan) 理事

プロセス評価：ロジックモデルにおける活動・取組みの各項目について、プロセス評価項目とした。

【プロセス評価：フォロワー】

1. 本人とコミュニケーションがとれていますか？
 - 1) とれている
 - 2) どちらともいえない
 - 3) とれていない
2. 定期的に本人に関わり本人の声を生活基盤サービス事業者に届けていますか？
 - 1) 届けている
 - 2) どちらともいえない
 - 3) 届けていない
3. 本人の思いを受け止めて支持していますか？
 - 1) している
 - 2) どちらともいえない
 - 3) していない
4. 本人の希望や本人とのコミュニケーションを広げたり深めたりしていますか？
 - 1) している
 - 2) どちらともいえない
 - 3) していない
5. 本人の希望や主張を表に出すことを手伝っていますか？
 - 1) 手伝っている
 - 2) どちらともいえない
 - 3) 手伝っていない
6. 本人の希望や主張を周りの人にマイクやスピーカーのように伝えていますか？
 - 1) 伝えている
 - 2) どちらともいえない
 - 3) 伝えていない
7. 本人の希望や主張や困りごとについて権利擁護支援委員会に相談していますか？
 - 1) 相談している
 - 2) どちらともいえない
 - 3) 相談していない
8. 本人とともに生活基盤サービス事業者等の周囲の方に協力を求めていますか？
 - 1) 求めている
 - 2) どちらともいえない
 - 3) 求めていない

評価WG

アンケート項目（事業者・事業実施団体向け）

【プロセス評価：事業者】

1. 本人の声を聞く態度を本人に示していますか？
 - 1) 示している
 - 2) どちらともいえない
 - 3) 示していない
2. 本人の思いを受け止め理解しようとしていますか？
 - 1) している
 - 2) どちらともいえない
 - 3) していない
3. 自分たちの役割に応じた必要な支援を本人に対して行っていますか？
 - 1) 行っている
 - 2) どちらともいえない
 - 3) 行っていない
4. 本人の思いを受け止め理解しようとしていますか？
 - 1) している
 - 2) 該当しない
 - 3) していない
5. 必要に応じて本人の選好や価値観を収集した上で意思決定フォローとともに本人の思いを周囲に届けるようにしていますか？
 - 1) している
 - 2) 該当しない
 - 3) していない
6. 自分たちの役割に応じた必要な支援を本人に対して行っていますか？
 - 1) 行っている
 - 2) 該当しない
 - 3) 行っていない

【プロセス評価：事業実施団体】

1. 各自の役割を維持しながら事業を実施していますか？
 - 1) 実施している
 - 2) どちらともいえない
 - 3) 実施していない
2. 生活基盤サービス事業者による関係性の濫用を早期に発見し適切な措置を講じていますか？
 - 1) 講じている
 - 2) 該当しない
 - 3) 講じていない
3. 各自が本人の思いを受け止め、支持または理解できるような働きかけを行っていますか？
 - 1) 行っている
 - 2) どちらともいえない
 - 3) 行っていない
4. 各自が積極的に取り組めるよう必要な支援を行い、持続可能な体制を構築していますか？
 - 1) 構築している
 - 2) どちらともいえない
 - 3) 構築していない

評価WG

アンケート項目（本人向け）

アウトカム評価： ロジックモデルにおける直接アウトカムの各項目について、アウトカム評価項目とし、できるようになったか否かを確認し、あわせてそれは誰のおかげあるいは何のおかげかを確認した。

【アウトカム評価：本人】

1－1. あなたの思い（伝えたいこと）を周りの人に伝えることができるようになりましたか？

- 1) できるようになった
- 2) どちらともいえない/わからない
- 3) 以前と変わらない

1－2. （1－1で「できるようになった」と答えた方について）
どのようなことを伝えることができるようになりましたか？

1－3. （1－1で「できるようになった」と答えた方について）
それは誰のおかげあるいは何のおかげだと思いますか？

2－1. 周りの人があなたのことを決めてかかることがなくなってきましたか？

- 1) なくなってきた
- 2) どちらともいえない/わからない
- 3) 以前と変わらない

2－2. （2－1で「なくなってきた」と答えた方について）
どのような理由でそのように感じますか？

2－3. （2－1で「なくなってきた」と答えた方について）
それは誰のおかげあるいは何のおかげだと思いますか？

3－1. 周りの人があなたの思い（伝えたいこと）を聞いて理解してくれるようになりましたか？

- 1) なった
- 2) どちらともいえない/わからない
- 3) 以前と変わらない

3－2. （3－1で「なった」と答えた方について）
どのようなことを聞いて理解してくれるようになりましたか？

3－3. （3－1で「なった」と答えた方について）
それは誰のおかげあるいは何のおかげだと思いますか？

4－1. あなたの思い（伝えたいこと）を応援してくれる人ができましたか？

- 1) できた
- 2) どちらともいえない/わからない
- 3) 以前と変わらない

4－2. （4－1で「できた」と答えた方について）
どのようなことを応援してくれるようになりましたか？

4－3. （4－1で「できた」と答えた方について）
それは誰のおかげあるいは何のおかげだと思いますか？

評価WG

アンケート項目（フォロワー向け）

【アウトカム評価：フォロワー】

1－1. 本人が自分の思い（伝えたいこと）を周りの人に伝えることができるようになりましたか？

- 1) できるようになった
- 2) どちらともいえない/わからない
- 3) 以前と変わらない

1－2. （1－1で「できるようになった」と答えた方について）

どのようなことを伝えることができるようになりましたか？

1－3. （1－1で「できるようになった」と答えた方について）

それは誰のおかげあるいは何のおかげだと思いますか？

2－1. 周りの人が本人のことを決めてかかることがなくなってきましたか？

- 1) なくなってきた
- 2) どちらともいえない/わからない
- 3) 以前と変わらない

2－2. （2－1で「なくなってきた」と答えた方について）
どのような理由でそのように感じますか？

2－3. （2－1で「なくなってきた」と答えた方について）
それは誰のおかげあるいは何のおかげだと思いますか？

3－1. 周りの人が本人の思い（伝えたいこと）を聞いて理解してくれるようになりましたか？

- 1) なった
- 2) どちらともいえない/わからない
- 3) 以前と変わらない

3－2. （3－1で「なった」と答えた方について）
どのようなことを理解してくれるようになりましたか？

3－3. （3－1で「なった」と答えた方について）
それは誰のおかげあるいは何のおかげだと思いますか？

4－1. 本人の思い（伝えたいこと）を応援してくれる人ができましたか？

- 1) できた
- 2) どちらともいえない/わからない
- 3) 以前と変わらない

4－2. （4－1で「できた」と答えた方について）
どのようなことを応援してくれるようになりましたか？

4－3. （4－1で「できた」と答えた方について）
それは誰のおかげあるいは何のおかげだと思いますか？

評価WG アンケート項目（事業者向け）

【アウトカム評価：事業者】

1－1. 本人が自分の思い（伝えたいこと）を周りの人に伝えることができるようになりましたか？

- 1) できるようになった
- 2) どちらともいえない/わからない
- 3) 以前と変わらない

1－2. （1－1で「できるようになった」と答えた方について）
どのようなことを伝えることができるようになりましたか？

1－3. （1－1で「できるようになった」と答えた方について）

それは誰のおかげあるいは何のおかげだと思いますか？

2－1. 周りの人が本人のことを決めてかかることがなくなってきましたか？

- 1) なくなってきた
- 2) どちらともいえない/わからない
- 3) 以前と変わらない

2－2. （2－1で「なくなってきた」と答えた方について）
どのような理由でそのように感じますか？

2－3. （2－1で「なくなってきた」と答えた方について）
それは誰のおかげあるいは何のおかげだと思いますか？

3－1. 周りの人が本人の思い（伝えたいこと）を聞いて理解してくれるようになりましたか？

- 1) なった
- 2) どちらともいえない/わからない
- 3) 以前と変わらない

3－2. （3－1で「なった」と答えた方について）
どのようなこと理解してくれるようになりましたか？

3－3. （3－1で「なった」と答えた方について）
それは誰のおかげあるいは何のおかげだと思いますか？

4－1. 本人の思い（伝えたいこと）を応援してくれる人ができましたか？

- 1) できた
- 2) どちらともいえない/わからない
- 3) 以前と変わらない

4－2. （4－1で「できた」と答えた方について）
どのようなことを応援してくれるようになりましたか？

4－3. （4－1で「できた」と答えた方について）
それは誰のおかげあるいは何のおかげだと思いますか？

フォロワーのことを 信頼できている	できている	どちらともいえない/ わからない	できていない
ケース 1	○		
ケース 2	○		
ケース 3	○		
ケース 4	○		
ケース 5		○	
ケース 6			
ケース 7	○		

したいことや好きなことをフォロワーに伝えている	できている	どちらともいえない/ わからない	できていない
ケース 1	○		
ケース 2	○		
ケース 3		○	
ケース 4	○		
ケース 5		○	
ケース 6			
ケース 7	○		

いやだと思ったことをフォロワーに伝えている	できている	どちらともいえない/ わからない	できていない
ケース 1	○		
ケース 2	○		
ケース 3		○	
ケース 4		○	
ケース 5		○	
ケース 6			
ケース 7	○		

自分の考えていることを周りの人に伝えている	できている	どちらともいえない/ 該当しない	できていない
ケース 1	○		
ケース 2	○		
ケース 3	○		
ケース 4	○		
ケース 5			○
ケース 6			
ケース 7	○		

担当職員や周りの人を信頼している	できている	どちらともいえない/ わからない	できていない
ケース 1	○		
ケース 2	○		
ケース 3	○		
ケース 4	○		
ケース 5		○	
ケース 6			
ケース 7	○		

本人とのコミュニケーションがとれている	できている	どちらともいえない/ 該当しない	できていない
ケース 1	○		
ケース 2	○		
ケース 3	○		
ケース 4	○		
ケース 5		○	
ケース 6	○		
ケース 7	○		

本人の声を事業者に 届けている	できている	どちらともいえない/ 該当しない	できていない
ケース 1			○
ケース 2	○		
ケース 3	○		
ケース 4	○		
ケース 5			○
ケース 6			○
ケース 7	○		

本人の声を受け止めて支援している	できている	どちらともいえない/ 該当しない	できていない
ケース 1	○		
ケース 2	○		
ケース 3	○		
ケース 4	○		
ケース 5	○		
ケース 6	○		
ケース 7	○		

本人の希望やコミュニケーションを広げたり深めたりしている	できている	どちらともいえない/ 該当しない	できていない
ケース 1	○		
ケース 2	○		
ケース 3	○		
ケース 4		○	
ケース 5		○	
ケース 6	○		
ケース 7	○		

本人の希望や主張を 表に出すことを手 伝っている	できている	どちらともいえない/ 該当しない	できていない
ケース 1	○		
ケース 2	○		
ケース 3	○		
ケース 4	○		
ケース 5	○		
ケース 6	○		
ケース 7	○		

本人の希望や主張を 周りの人に伝えている	できている	どちらともいえない/ 該当しない	できていない
ケース 1			○
ケース 2	○		
ケース 3	○		
ケース 4	○		
ケース 5	○		
ケース 6			○
ケース 7	○		

本人の希望や主張や 困りごとを委員会に 相談している	できている	どちらともいえない/ 該当しない	できていない
ケース 1	○		
ケース 2	○		
ケース 3	○		
ケース 4			○
ケース 5	○		
ケース 6			○
ケース 7			○

本人とともに事業者等の周囲の方に協力を求めている	できている	どちらともいえない/ 該当しない	できていない
ケース 1	○		
ケース 2	○		
ケース 3			○
ケース 4			○
ケース 5			○
ケース 6			○
ケース 7	○		

本人の声を聞く態度 を示している	できている	どちらともいえない/ 該当しない	できていない
ケース 1	○		
ケース 2	○		
ケース 3	○		
ケース 4	○		
ケース 5	○		
ケース 6	○		
ケース 7	○		

自分たちの役割に応じた必要な支援を行っている	できている	どちらともいえない/ 該当しない	できていない
ケース 1	○		
ケース 2	○		
ケース 3	○		
ケース 4	○		
ケース 5	○		
ケース 6	○		
ケース 7	○		

フォロワーの活動に対する協議と助言を行っている	できている	どちらともいえない/ 該当しない	できていない
ケース 1		○	
ケース 2	○		
ケース 3	○		
ケース 4	○		
ケース 5	○		
ケース 6	○		
ケース 7	○		

本人やフォロワーの 希望を踏まえた支援 を行っている	できている	どちらともいえない/ 該当しない	できていない
ケース 1		○	
ケース 2	○		
ケース 3	○		
ケース 4		○	
ケース 5	○		
ケース 6	○		
ケース 7	○		

関係性の濫用を早期に発見し適切な措置を講じている	できている	どちらともいえない/ 該当しない	できていない
ケース 1		○	
ケース 2		○	
ケース 3		○	
ケース 4		○	
ケース 5	○		
ケース 6		○	
ケース 7		○	

本人の思いを受け止め理解しようとしている	できている	どちらともいえない/ 該当しない	できていない
ケース 1	○		
ケース 2	○		
ケース 3	○		
ケース 4	○		
ケース 5	○		
ケース 6	○		
ケース 7	○		

必要に応じて権利擁護支援専門員を派遣している	できている	どちらともいえない/ 該当しない	できていない
ケース 1	○		
ケース 2	○		
ケース 3	○		
ケース 4	○		
ケース 5	○		
ケース 6	○		
ケース 7	○		

必要な支援を本人に 対して行っている	できている	どちらともいえない/ 該当しない	できていない
ケース 1	○		
ケース 2	○		
ケース 3		○	
ケース 4	○		
ケース 5	○		
ケース 6	○		
ケース 7	○		

各自の役割を維持しながら事業を実施する	できている	どちらともいえない/ 該当しない	できていない
ケース 1	○		
ケース 2	○		
ケース 3	○		
ケース 4	○		
ケース 5	○		
ケース 6	○		
ケース 7	○		

関係性の濫用を早期 に発見し適切な措置 を講じている	できている	どちらともいえない/ 該当しない	できていない
ケース 1		○	
ケース 2		○	
ケース 3		○	
ケース 4		○	
ケース 5		○	
ケース 6		○	
ケース 7		○	

各自が本人の思いを受け止め、支持または理解できるような働きかけを行っている	できている	どちらともいえない/ 該当しない	できていない
ケース 1	○		
ケース 2	○		
ケース 3	○		
ケース 4	○		
ケース 5	○		
ケース 6	○		
ケース 7	○		

各自が積極的に取り組めるよう必要な支援を行い、持続可能な体制を構築している	できている	どちらともいえない/ 該当しない	できていない
ケース 1	○		
ケース 2	○		
ケース 3	○		
ケース 4	○		
ケース 5	○		
ケース 6	○		
ケース 7	○		

自治体との連携による障害者・認知症高齢者等の意思決定支援モデル事業

第3回意思決定支援実践シンポジウム

2025年2月23日(日・祝)
13:00～17:30



フォローシステムが目指す法改正後の未来 「支持者」であり続けることの意味とは？

自治体との連携による障害者・認知症高齢者等の意思決定支援モデル事業

Supported by

THE NIPPON
FOUNDATION

第3回

意思決定支援 実践シンポジウム

2025年2月23日(日・祝) 13:00~17:30 **無料**

2006年に国連で障害者の権利に関する条約が締結され、日本は2014年に批准しました。2022年8月には国連による日本政府に対する初回の審査が行われ、同年10月に成年後見制度などにおける代行決定への懸念が示されると同時に、支援付き意思決定の仕組みを確立するよう勧告がなされました。「良かれと思って」周囲の人が本人の代わりに決めるのではなく、本人の「心からの希望や選好・価値観」に基づき本人自身が意思決定をし、それを尊重できる社会を目指していくためには、これまでとは別の支援の枠組みを作っていく必要があります。

このような背景を踏まえ、一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク(通称:SDM-Japan)は、同月25日、豊田市及び日本財団と、障害者・認知症高齢者等の意思決定支援事業に関する連携協定を締結し、2024年2月23日には、同事業の実践を踏まえたシンポジウム(オンライン)を開催し、約450名の方に出席いただきました。

本事業は、障害者や認知症高齢者等で判断能力が十分ではないとされている人が、地域生活や社会参加を継続していくために自らの意思を形成、表明し、自分らしく生きていくための意思決定を支援する仕組みを構築・実践することを目指しています。

今回は、3年間に渡る本事業の成果及び民法・社会福祉法改正の動向を踏まえつつ、それぞれの地域課題に合わせて意思決定フォロー及び支える仕組み(フォローシステム)を実装しようとしている地域の皆様をお招きし、シンポジウムを開催します。

会場：オンライン開催 ※Zoom、YouTubeライブ配信による全国オンライン中継

対象：成年後見制度や意思決定支援の動向に関心のある自治体、中核機関、社会福祉協議会、NPO/NGO職員、これらの活動に携わる専門職、障害のある当事者・団体、市民 等

定員：Zoom参加 300名、YouTube視聴 無制限

参加費：無料

申込先：① SDM-Japan 特設Webサイト(右記QRコード)

<https://sdm-japan.net/what-we-do/local-government-projects/symposium2024>

② E-mail yorisoi@city.toyota.aichi.jp(豊田市よりそい支援課)



締切：2025年2月19日(水)

プログラム：裏面に記載

主催：一般社団法人 日本意思決定支援ネットワーク(SDM-Japan)

共催：豊田市、日本財団



【問い合わせ】

①申込方法…豊田市よりそい支援課

Mail:yorisoi@city.toyota.aichi.jp TEL:0565-34-6791

②プログラム内容…日本意思決定支援ネットワーク(SDM-Japan)

Mail:info@sdm-japan.net TEL:050-5534-4004

プログラム ※タイトル・時間配分・登壇者(敬称略)については変更の可能性があります。

13:00~13:15(15分) 開会

開会あいさつ・趣旨説明

名 川 勝 (一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク(SDM-Japan)代表)
「豊田市・SDM-Japan・日本財団が目指す意思決定支援の形とは？」
世古口 佳 (日本財団公益事業部国内事業開発チーム・リーダー)
「日本財団における意思決定支援への取り組み」

【第一部】 持続可能な権利擁護支援モデルのゆくえ
～意思決定支援モデルプロジェクトの成果を踏まえた社会福祉法制の改革とは～

13:15~13:55(40分)

基調報告

山野目 章夫 (早稲田大学大学院法務研究科教授)
「地域社会福祉と民事法制との一体的な改革について」

13:55~15:25(90分)

意思決定支援モデルプロジェクト(豊田市地域生活意思決定支援モデル事業)について

1)事業成果報告(30分)

- 1:モデルプロジェクトの全体像
水島 俊彦 (SDM-Japan副代表)
- 2:豊田市における実施ケースの概要
畠中 尚範 (豊田市よりそい支援課総合調整担当)

2)それぞれの視点からの事業評価(60分)

コーディネーター
名 川 勝 (SDM-Japan代表)
コメンテーター
大地 裕介 (豊田市社会福祉協議会くらし応援副課長/豊田市成年後見センター長)
木本 光宣 (特定非営利活動法人ユートピア若宮理事長)
永田 祐 (同志社大学社会学部教授)
枡方 瑞恵 (日本財団公益事業部国内事業開発チーム・チームリーダー)
森地 徹 (SDM-Japan 事務局長・評価WG委員長)
山野目 章夫 (早稲田大学大学院法務研究科教授)

15:25~15:40(15分)

休憩/第一部アンケート

【第二部】 フォロワーシステムが目指す法改正後の未来

15:40~15:50(10分)

フォロワーシステムの開発と提案

水島 俊彦 (SDM-Japan副代表)

15:50~17:20(90分)

パネルディスカッション

～フォロワーが「支持者」であり続けること、市民がフォロワーとなることの意義とは？～

1. 趣旨説明・映像で見るフォロワー活動の実際
水島 俊彦 (SDM-Japan副代表)

2. ディスカッション
コーディネーター

永田 祐 (同志社大学社会学部教授)

パネリスト(50音順)

大地 裕介 (豊田市社会福祉協議会くらし応援副課長/豊田市成年後見センター長)
木本 光宣 (特定非営利活動法人ユートピア若宮 理事長)
立花 さおり (津別町社会福祉協議会地域福祉係係長/津別町あんしん生活サポートセンターほっと)
名川 勝 (SDM-Japan 代表)
牧野 郁子 (鶴ヶ島市社会福祉協議会主幹/鶴ヶ島市権利擁護支援センター)
枡方 瑞恵 (日本財団公益事業部国内事業開発チーム・チームリーダー)



前回のパネルディスカッションの様子

17:20~17:25(5分)

閉会のあいさつ

17:25~17:30(5分)

第二部アンケート/事務連絡

17:30 閉会

第3回 意思決定支援実践シンポジウム開催要綱

フォロワーシステムが目指す法改正後の未来：「支持者」であり続けることの意味とは？

1 趣 旨

2006年に国連で障害者の権利に関する条約が締結され、日本は2014年に批准しました。2022年8月には国連による日本政府に対する初回の審査が行われ、同年10月に成年後見制度などにおける代行決定への懸念が示されると同時に、支援付き意思決定の仕組みを確立するよう勧告がなされました。「良かれと思って」周囲の人が本人の代わりに決めるのではなく、本人の「心からの希望や選好・価値観」に基づき本人自身が意思決定をし、それを尊重できる社会を目指していくためには、これまでとは別の支援の枠組みを作っていく必要があります。

このような背景を踏まえ、一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク(通称：SDM-Japan)は、同月25日、豊田市及び日本財団と、障害者・認知症高齢者等の意思決定支援事業に関する連携協定を締結し、2024年2月23日には、同事業の実践を踏まえたシンポジウム(オンライン)を開催し、約450名の方に出席いただきました。

本事業は、障害者や認知症高齢者等で判断能力が十分ではないとされている人が、地域生活や社会参加を継続していくために自らの意思を形成、表明し、自分らしく生きていくための意思決定を支援する仕組みを構築・実践することを目指しています。

今回は、3年間に渡る本事業の成果及び民法・社会福祉法改正の動向を踏まえつつ、それぞれの地域課題に合わせて意思決定フォロワー及び支える仕組み(フォロワーシステム)を実装しようとしている地域の皆様をお招きし、シンポジウムを開催します。

2 日 時 2025年2月23日(日・祝) 13時開会 17時半閉会 ※途中休憩含む

3 会 場 オンライン開催(登壇者は配信会場に集合)
※Zoom、YouTubeライブ配信による全国オンライン中継を行います。

4 対 象 成年後見制度や意思決定支援の動向に関心のある自治体、中核機関、社会福祉協議会、NPO/NGO職員、これらの活動に携わる専門職、障害のある当事者・団体、市民 等

5 定 員 Zoom参加300名、YouTube視聴 無制限

6 参加費 無料

7 申込先 ①SDM-Japan [特設 Web サイト](#) (右記QRコード)
②E-mail yorisoi@city.toyota.aichi.jp (豊田市よりそい支援課)



8 締 切 2025年2月19日(水)

9 プログラム 裏面に記載

10 主 催 一般社団法人 日本意思決定支援ネットワーク(SDM-Japan)

11 共 催 豊田市、日本財団

12 問い合わせ ①申込方法…豊田市よりそい支援課
(Mail yorisoi@city.toyota.aichi.jp TEL 0565-34-6791)
②プログラム内容…SDM-Japan
(Mail info@sdm-japan.net TEL 050-5534-4004)

プログラム ※タイトル・時間配分・登壇者（敬称略） については変更の可能性があります。

13:00 開会

13:00～13:15（15分）

開会あいさつ・趣旨説明

名川 勝（一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク（SDM-Japan）代表）

「豊田市・SDM-Japan・日本財団が目指す意思決定支援の形とは？」

世古口 佳（日本財団公益事業部国内事業開発チーム・リーダー）

「日本財団における意思決定支援への取り組み」

【第一部】持続可能な権利擁護支援モデルのゆくえ

～意思決定支援モデルプロジェクトの成果を踏まえた社会福祉法制の改革とは？～

13:15～13:55（40分）

基調報告

山野目 章夫（早稲田大学大学院法務研究科教授）

「地域社会福祉と民事法制との一体的な改革について」

13:55～15:25（90分）

意思決定支援モデルプロジェクト（豊田市地域生活意思決定支援モデル事業）について

(1) 事業成果報告（30分）

1 モデルプロジェクトの全体像

水島俊彦（SDM-Japan 副代表）

2 豊田市における実施ケースの概要

畠中尚範（豊田市よりそい支援課総合調整担当長）

(2) それぞれの視点からの事業評価（60分）

コーディネーター

名川 勝（SDM-Japan 代表）

コメンテーター（50音順）

大地裕介（豊田市社会福祉協議会くらし応援副課長／豊田市成年後見支援センター長）

木本光宣（特定非営利活動法人ユートピア若宮 理事長）

永田 祐（同志社大学社会学部教授）

枡方瑞恵（日本財団公益事業部国内事業開発チーム・チームリーダー）

森地 徹（SDM-Japan 事務局長・評価WG委員長）

山野目章夫（早稲田大学大学院法務研究科教授）

15:25～15:40（15分）

休憩／第一部アンケート

【第二部】フォロワーシステムが目指す法改正後の未来

15:40～15:50（10分）

フォロワーシステムの開発と提案

水島俊彦（SDM-Japan 副代表）

15:50～17:20（90分）

パネルディスカッション

～フォロワーが「支持者」であり続けること、市民がフォロワーとなることの意義とは？～

(1) 趣旨説明・映像で見るフォロワー活動の実際

水島俊彦（SDM-Japan 副代表）

(2) ディスカッション

コーディネーター

永田 祐（同志社大学社会学部教授）

パネリスト（50 音順）

大地裕介（豊田市社会福祉協議会くらし応援副課長／豊田市成年後見支援センター長）

木本光宣（特定非営利活動法人ユートピア若宮理事長）

立花さおり（津別町社会福祉協議会地域福祉係係長／津別町あんしん生活サポートセンターほっと）

名川 勝（SDM-Japan 代表）

牧野郁子（鶴ヶ島市社会福祉協議会主幹／鶴ヶ島市権利擁護支援センター）

枡方瑞恵（日本財団公益事業部国内事業開発チーム・チームリーダー）

17:20～17:25（5 分）

閉会あいさつ

17:25～17:30（5 分）

第二部アンケート／事務連絡

17:30 閉会

※zoom のご使用についてのお願い

本シンポジウムは zoom、YouTube を用いたオンライン形式にて開催いたします。参加にあたっては、事前にお持ちのパソコンに zoom アプリをダウンロードし、下記の点についてご確認くださいませようをお願いいたします。

- ・パソコンへの zoom アプリのダウンロードは以下 URL から行ってください。

【zoom】<https://zoom.us/download>

- ・当日にネット回線が使えるスペース、PC、WEB カメラ(PC 内蔵の物で可)は各参加者にて確保をお願いします。

- ・zoom ミーティングの使用が初めての方は、以下 URL から接続テストを行ってください。

【zoom テスト】<https://zoom.us/test>

- ・zoom の詳しい操作方法は、zoom ヘルプセンターの以下 URL からご確認くださいませ。

【zoom ヘルプセンター】<https://support.zoom.us/hc/ja>

開会あいさつ・趣旨説明

豊田市・SDM-JAPAN・日本財団が目指す 意思決定支援の形とは？

名川 勝 Nagawa Masaru

一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク（SDM-Japan）代表理事



<https://sdm-japan.net/>

HOME

私たちについて

私たちの活動

あなたにできること

ニュース

問い合わせ

デジタルトーキングマ



意思決定支援の第一歩は、

「あなたを支援したい、助けたい」ではなく
「あなたをもっと知りたい」という気持ち



うまく思いを伝えられなくても、誰しも自分の意思を持っています。

成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標 ～基本的な考え方:地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進～

地域共生社会の実現



(第二期成年後見制度利用促進基本計画最終とりまとめ概要
(2021年12月22日、厚労省)に基づき改編)

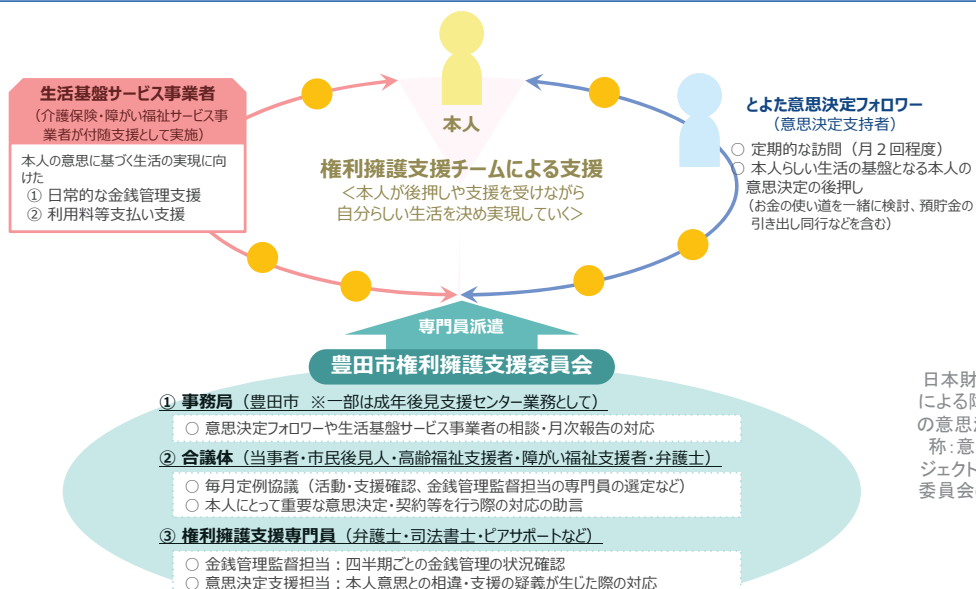
- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超越して、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
- 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。

2

豊田市地域生活意思決定支援事業の試行的運用スキームについて



- 豊田市では、増大・多様化する権利擁護支援ニーズに対し、これまで家族や成年後見制度等に求められてきた「①金銭管理・②意思決定支援・③活動支援と適切な支援の確認・監督」を活動・支援の性質ごとに分解した上で、多様な主体がそれぞれの特性を活かして各活動・支援を分担し連携する仕組み（＝豊田市地域生活意思決定支援事業）を試行。



日本財団助成自治体との連携による障害者・認知症高齢者等の意思決定支援モデル事業(略称:意思決定支援モデルプロジェクト)令和5年度第1回全体委員会(2023.7.4)資料より抜粋

豊田市: ①事業の実施(フォローの委嘱・事業者の指定・委員会の設置・仕組み運用など)、②市長申立ての実施など権利侵害からの回復支援

3



マッチングの様子
(左から、施設の支援者、利用者、フォロワー、コーディネータ(権利擁護支援委員会))

お祭りをいっしょに回っているところ
(左から、フォロワー、利用者)

4

意思決定フォロワーの行動基準

- ① 本人のwishやコミュニケーションを広げる・深める
- ② 本人がwishや主張を言う・主張するのを手伝う
- ③ 本人のwishや主張をマイクやスピーカとして伝える
- ④ 本人のwish・主張や困りごとを、専門員に相談する

日本財団助成自治体との連携による障害者・認知症高齢者等の意思決定支援モデル事業(略称:意思決定支援モデルプロジェクト)令和5年度第1回全体委員会(2023.7.4)資料より抜粋、体裁を改編

プログラム

開会あいさつ・趣旨説明

【第一部】持続可能な権利擁護支援モデルのゆくえ

～意思決定支援モデルプロジェクトの成果を踏まえた社会福祉法制の改革とは?～

- ・基調報告「地域社会福祉と民事法制との一体的な改革について」
山野目 章夫（早稲田大学大学院法務研究科教授）
- ・意思決定支援モデルプロジェクト（豊田市地域生活意思決定支援モデル事業）について
 - (1)事業成果報告
 - (2)それぞれの視点からの事業評価

【第二部】フォロワーシステムが目指す法改正後の未来

- ・フォロワーシステムの開発と提案
- ・パネルディスカッション
～フォロワーが「支持者」であり続けること、市民がフォロワーとなることの意義とは?～
 1. 趣旨説明・映像で見るフォロワー活動の実際
 2. ディスカッション

閉会の挨拶

開会あいさつ・趣旨説明

日本財団における意思決定支援への取り組み

世古口 佳 Sekoguchi Kei

日本財団公益事業部国内事業開発チーム・リーダー



日本財団の取り組み

自治体との連携による
障害者・認知症高齢者等の意思決定支援モデル事業について

公益財団法人 日本財団
公益事業部 国内事業開発チーム 世古口 佳

1. 日本財団について
2. これまでの取り組みについて
3. 日本財団の目指していること

1. 日本財団について

1. 日本財団について

日本財団ってどんな団体？

痛みも、希望も、未来も、共に。
日本財団は1962年、日本最大規模の財団として創立以来、人種・国境を越えて、子ども・障害者・災害・海洋・人道支援など、幅広い分野の活動を推進しています。



痛みも、希望も、未来も、共に。

Share the pain. Share the hope. Share the future.

一つの地球に生きる、一つの家族として。

人の痛みや苦しみを誰もが共にし、

「みんなが、みんなを支える社会」を日本財団はめざします。

具体的にはどんな活動をしているの？

市民、企業、NPO、政府、国際機関などさまざまな立場の人々と連携し、海洋・船舶に関する問題の解決、福祉や教育の向上、大規模災害の影響を受けた地域への復興支援や災害対策支援、人道支援や人材育成を通じた国際貢献など、活動分野は多岐にわたります。



市民。企業。NPO。政府。国際機関。

世界中のあらゆるネットワークに働きかけます。

知識・経験・人材をつなぎ、

ひとりひとりが自分にできることで社会を変える、

ソーシャルイノベーションの輪をひろげていきます。

1. 日本財団について

みんなが、みんなを 支える社会

誰もが自らの生き方を自分自身で模索し、切り拓く喜びを感じることができる社会の実現を目指します

ソーシャルチェンジ

ひとりひとりの個人や団体等の
意識・行動の変化

ソーシャルイノベーション

ソーシャルチェンジを重ねることで
実現される、法律・制度・社会的習慣の変化

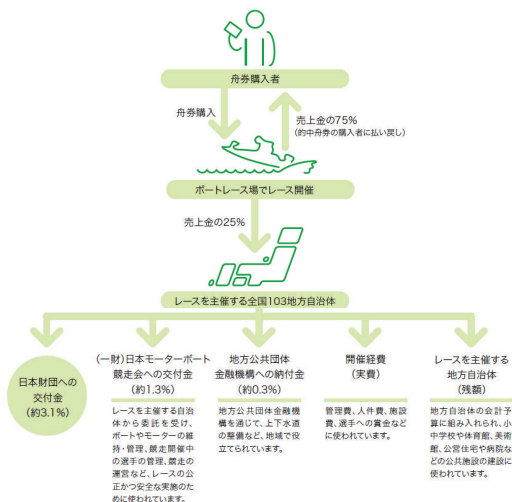
1. 日本財団について

ボートレースの売上金の約3.1%

日本財団は、国土交通大臣が指定する船舶等振興機関として、全国の地方自治体为主催するボートレースの売上金の約3.1%を交付金として受け入れ、国内外の公益事業を実施している団体への事業支援を行っています。

※ボートレースは、1951年(昭和26年)に制定されたモーターボート競走法に基づき運営され、地方自治体が施行者(主催者)となって全国24のボートレース場でレースが開催されています。

ボートレースの売上金の流れ



活動資金



ボートレース売上金の一部



寄付金



国内外の公益活動



2. これまでの取り組みについて

2. これまでの取り組みについて

- ・ 2017年～2018年 先駆的事例（オーストラリア、イギリス等）の調査、紹介、啓発
- ・ 2019年～2020年 先進事例を日本型に改変したプログラムの開発
- ・ 2021年 実践プログラム開発、パイロット実践（神奈川県、大分県）
- ・ 2022年～ 自治体との連携

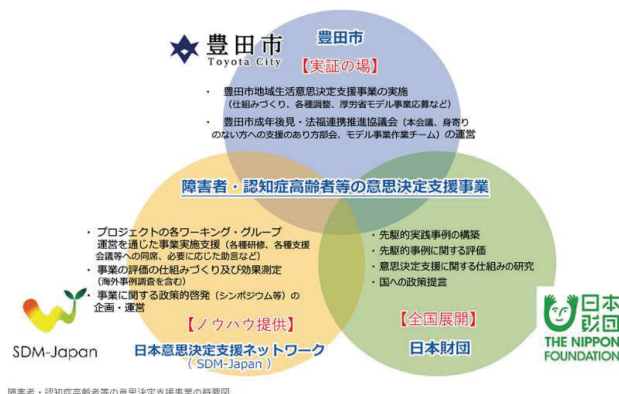


国連・障害者権利委員会と日本の建設的対話視察（ジュネーブ）

2. これまでの取り組みについて



記者発表の写真（左から、吉倉常務・太田市長・名川代表理事）
※2022年10月25日

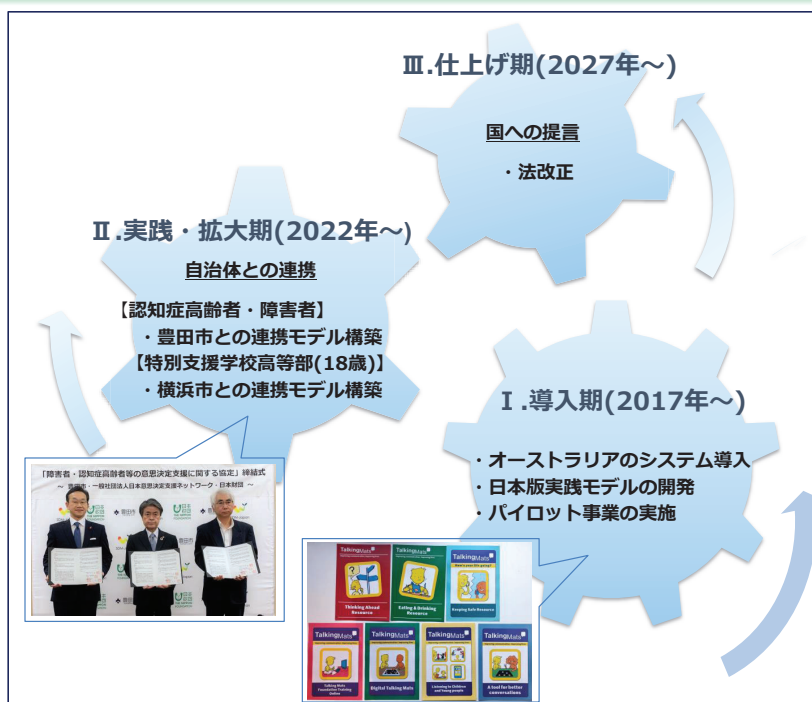


障害者・認知症高齢者等の意思決定支援事業の概要図

日本財団は、2022年10月25日、豊田市及び（一社）日本意思決定支援ネットワークと、障害者・認知症高齢者等の意思決定支援事業に関する連携協定を締結しました。

3. 日本財団の目指していること

3. 日本財団が目指していること



第1部

持続可能な権利擁護支援モデルのゆくえ

～意思決定支援モデルプロジェクトの成果を踏まえた社会福祉法制の改革とは～

基調報告

地域社会福祉と民事法制との 一体的な改革について

山野目 章夫 Yamanome Akio

早稲田大学大学院法務研究科教授

地域社会福祉と民事法制改革との 一体的な改革について

意思決定支援実践シンポジウム
2025年2月23日

早稲田大学教授

山野目 章夫

基調報告のプラン

1 現行の制度における課題

2つの問題

2 成年後見制度の改革

法制審議会の動向

3 地域社会福祉との架橋

3つの観点

4 民法と社会福祉法の改正へ向けて

福祉と司法とのハーモニーをめざして

1 現行の制度における課題

権限の包括性は必要か？

「見ず知らずの職業後見人が突然乗り込んできて『家庭裁判所から任命された』という印籠をかざして、身内の預貯金、貴重品、契約証書等の財産を全て自分の懐、自分の金庫にしまい込んで家族にはブラックボックスとしてしまうのです」。

Koisyō、91号、2023年、

特定非営利活動法人交通事故後遺障害者家族の会

1 現行の制度における課題

事実上の終身性

「仮に素晴らしい後見人と巡り会えたとしても、専門職による後見はどうしても報酬の問題が付いて回ります。障害基礎年金 2 級は 7 万円そこそこですが、そこから最低でも 2 万円程度の報酬を支払わなければならない。そしてグループホームで暮らすとなると、もう払えないよねというような状態になっています」。

成年後見制度の在り方に関する研究会

第1回会議 2023年6月7日

1 現行の制度における課題

閣議で決めた文書

成年後見制度利用促進基本計画（第二期）

「成年後見制度については、他の支援による対応の可能性も踏まえて本人にとって適切な時機に必要な範囲・期間で利用できるようにすべき（必要性・補充性の考慮）、三類型を一元化すべき、終身ではなく有期（更新）の制度として見直しの機会を付与すべき、本人が必要とする身上保護や意思決定支援の内容やその変化に応じ後見人等を円滑に交代できるようにすべきといった制度改正の方向性に関する指摘、障害者の権利に関する条約に基づく審査の状況を踏まえて見直すべきとの指摘、現状よりも公的な関与を強めて後見等を開始できるようにすべきとの指摘などがされている」。

2 成年後見制度の改革

諮問126号

法務大臣による法制審議会への諮問

2024年2月15日

「高齢化の進展など、成年後見制度をめぐる諸事情に鑑み、成年後見制度を利用する本人の尊厳にふさわしい生活の継続やその権利利益の擁護等をより一層図る観点から、成年後見制度の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい」。

2 成年後見制度の改革 医学モデルの克服

「精神上的の障害」により事理を弁識する能力を欠く
「常況」が認められると当然に後見が開始される。7条

簡略に「後見」という言葉で話を進めます。いちいち「保佐」、「補助」に触れたり「後見等」とするなどは、お耳に障ることでしょう。

2 成年後見制度の改革

新しい開始要件像の一つのシルエット

精神上の理由により本人の権利利益を保護するための法律事務を自らすることが困難であると認められる状況にある場合において、本人の請求があり、または本人の同意を得て、後見を開始する旨の審判をすることができるものとするなどが一つの像として想起される。

2 成年後見制度の改革

たくさんある論点

重度の身体
障害は？

「障害」「理由」
「状況」

行為か
行為者か？

法律事務
身上保護

精神上の理由により本人の権利利益を保護するための事務を自らすることが困難であると認められる状況にある場合において、本人の請求があり、または本人の同意を得て、後見を開始する旨の審判をすることができる

本人の意思にかかわらず開始する場合
の要件構成

医学モデル
社会モデル

2 成年後見制度の改革

“終わらない後見”の終わりへ

現行法 事理弁識能力が回復した場合に（限り）後見を開始した審判を取り消すとする（10条）。

検討の方向 後見の事務が終了したと認められる場合において、後見が終了するとする考え方を基本とし、期間を定め、場合により更新をし、または期間を定めないで柔軟に終了をさせる、などの考え方は、どうか。

2 成年後見制度の改革

後見の終了をめぐる論点群

必要性の
喪失とは？

地域社会
福祉

本人の
意思・意向

中核機関へ
の求意見

検討の方向 後見の事務が終了したと認められる場合において、後見が終了するとする考え方を基本とし、期間を定め、場合により更新をし、または期間を定めないで柔軟に終了をさせる、などの考え方は、どうか。

期間の
諸論点

再度の
申立て

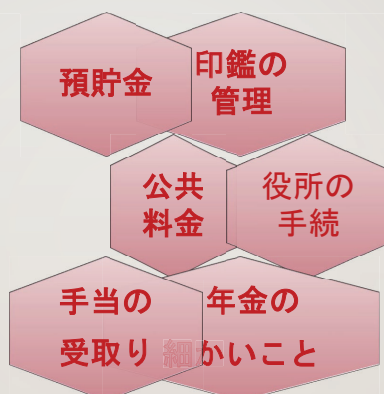
期間
更新
終了

12

3 地域社会福祉との架橋 “第3の社会福祉事業”

ニックネームで
よぶならば

日々の
暮らし
における
権利の実現



日常的な金銭管理

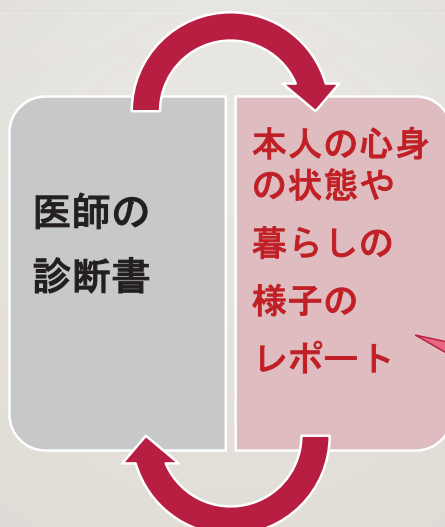
社会生活上の意思決定支援

13

3 地域社会福祉との架橋

本人情報シートというヒント

より多様な情報を
裁判所へ



作成する機関
資格者の権限

中核機関の法制化という論点

市町村の実状を
理解する。

中核機関

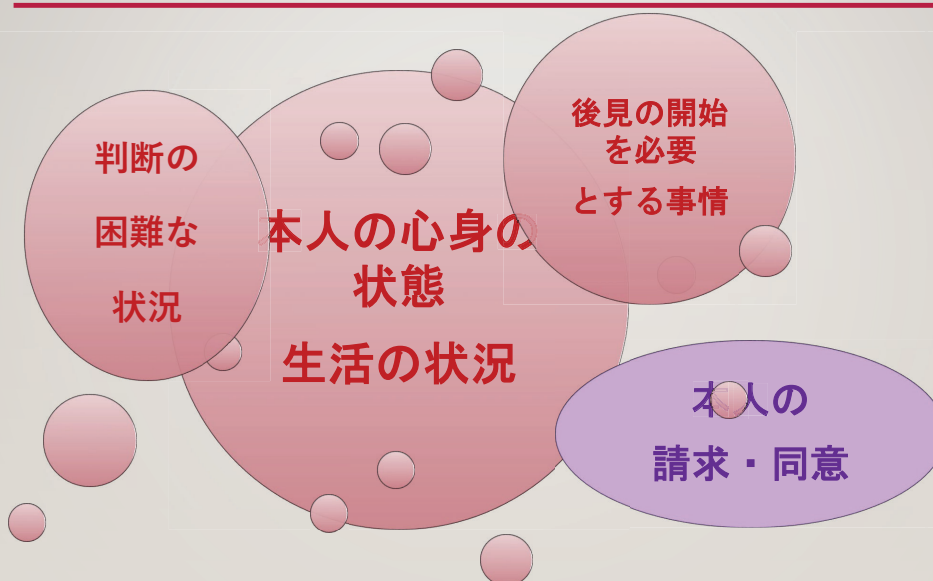
地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制。

本人や関係者から権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的な助言などをし、権利の実現のため本人のためにする事務の内容を検討し、支援を適切に実施するため連絡調整をする。

中核機関こそ
地域社会福祉の礎石

裁判官の権限行使
その公的な性格

4 民法と社会福祉法の改正へ向けて 後見・保佐・補助という類型の見直しの可能性



地域社会福祉と民事法制改革との 一体的な改革について

〈情報〉
心身の状態
生活の状況

意思決定支援実践シンポジウム
2025年2月23日

〈事業〉
権利擁護の事業

ご清聴をいただき、
ありがとうございます。

早稲田大学教授

山野目 章

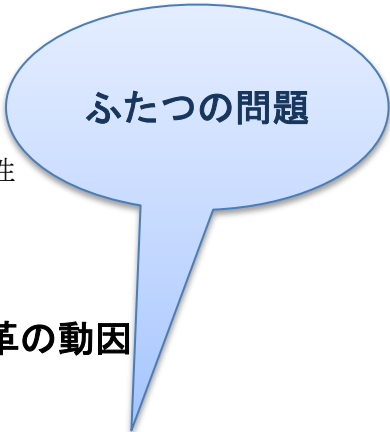
〈架橋〉
中核機関の法制化

地域社会福祉と民事法制改革との一体的な改革について

早稲田大学教授
山野目 章夫

目次

- 1 現行の成年後見制度における課題と改革の動因
- 2 成年後見制度を用いることがふさわしい本人の状況
 - (1) 後見の開始要件
 - (2) 後見の終了要件
- 3 本人の行為能力の制限
 - (1) 取消権付与の原因の見直しの可能性
 - (2) 取消権者の見直しの可能性
- 4 追求されるべき成年後見制度の全体像
 - (1) 後見・保佐・補助という 3 つの類型の見直しの可能性
 - (2) 任意後見制度の改革



ふたつの問題

1 現行の成年後見制度における課題と改革の動因

(1) 現行の制度における課題 審判の申立てがあり、本人が、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあると認められるならば、そのことに基づいて、後見を開始する審判がされる（7 条）。本人が保佐を望み、そのように周囲の人たちも考えていても、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあると認められる限り、保佐ではなく後見が開始される（11 条ただし書）。保佐の要件を充たす場合においても、必ず保佐の審判をしなければならず、補助の審判をすることはできない（15 条 1 項ただし書）。

後見が開始されると、本人の財産の法律関係について、成年後見人が「被後見人を代表する」とされる（859 条 1 項）。この規律は、成年後見人が代理権をもって代行決定をする可能性に加え、代理権が包括的な性格をもつことを意味する。本人がする取引は、本人のみならず成年後見人も取り消すことができる（120 条 1 項）。代理権や取消権の行使にあたり本人の意見を必ず聴くという規律には

なっていない。

本人が、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況になくなったと認められるならば、そのことに基づいてのみ、後見を開始する審判が取り消される（10条）。保佐や補助も異なる（14条1項・18条1項）。

(2) 法制審議会の動向 こうした課題への対処として、成年後見制度の改革が始まろうとしている。

法務大臣は、2024年2月15日、法制審議会に対し成年後見制度の見直しを諮問した（諮問第126号）。

高齢化の進展など、成年後見制度をめぐる諸事情に鑑み、成年後見制度を利用する本人の尊厳にふさわしい生活の継続やその権利利益の擁護等をより一層図る観点から、成年後見制度の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。

当面のカレンダー

中間試案の作成

2 成年後見制度を用いることがふさわしい本人の状況

(1) 後見の開始要件 「精神上の障害」により事理を弁識する能力を欠く「常況」が認められると当然に後見が開始される要件が調うという現行の規律（7条）は、すくなくとも見直しの論議を試みる必要がある。

a) 後見を用いるのに適する場面と後見を用いるのに親しまない場面——想定される運用像 個別の事案に即して後見の開始・終了の適否を検討する、という考え方が改革の基本的な方向であるから、一概に運用像を機械的に提示することはできない。不動産など重要な財産の処分（売却、贈与や抵当権の設定）、遺産の分割の協議をするなど高度な法律制度理解を要請する法律行為や、本人の生活状況を本質的に左右する契約（介護施設で暮らすことにし役務の提供を受けることを約する契約など）の締結は、今後とも成年後見人に関与させることが望まれる。

これに対し、日常生活の部類に属する預貯金の取引のほか、友人や知人への通常の範囲の贈与、市民生活上通常みられる旅程の旅行のための出費など社会生

活上の平常の行為は、しいて成年後見人の関与を要しないでも本人の意思能力の充足を達する仕組みの支援を得て、後見を開始する事態としない解決は、おおいに考えられる。そのように扱うこととなる法律行為の範囲は、9条ただし書の概念より広い。なお、厚生労働省は、社会生活上の意思決定を支援し、日常的な金銭管理を援助する地域社会福祉の事業を制度とするための施策の検討や試行を始めた。

これまでの成年後見制度の運用を大きく見直すとすると、難問も多い。本人が公職選挙法に基づく選挙の候補となる届出をすることそのものを妨げることができないとしても、いわゆる選挙供託に相当額を出捐しなければならない仕組みを十分に検討してもらわなくてよい。株式の売買など投機性のある取引をしようとする意向を示す本人にどのように臨むか（福藺晴也「成年後見人の財産管理権と善管注意義務／後見財産による投資の可否」早稲田法学会誌 71 巻 1 号・2 号〔2020 年、2021 年〕）。今後とも離婚は単独ですることができるとする規律（738 条・764 条）を維持するとして、では、768 条 3 項の基準に照らし過大な額の財産の分与をしようすることは止めなくてよい。いずれも悩ましい。しかし基本は、たとえ後見が開始している場面であっても、本人と十分な意見交換を重ね、究極は本人の意向を尊重して処することになるであろう（「高齢者にとっての財産」は「リスクであると同時に武器」、西希代子「戸籍事務関係者のための家事事件概説・アラカルト——財産管理・承継／『高齢者法』の試み」戸籍時報 1025 号〔2023 年〕2 頁。判断能力が論じられるような人でない者でも、ときに、やめればいいのになあ、と感ずる立候補をする者はある。それは、本人の人生である。）。)

b) 論議の先にみえる一つの開始要件像 論議が始まっているところの先に見えてくる新しい開始要件像を一つのシルエットとして示すと、

精神上の理由により本人の権利利益を保護するための事務を自らすることが困難であると認められる状況にある場合において、本人の請求があり、または本人の同意を得て、後見を開始する旨の審判をすることができる、といった規律の姿が浮かび上がる。このような考え方で進めることがよい、課題がある、これから論議が深められなければならない。

といったものが想起されるけれども、そのほかにも多岐にわたるアイデアが語られており、これから先を注視していくことになる。

精神上の理由は社会福祉法 2 条 3 項 12 号にみえる。「精神上の状況」でもよい（明治民法 975 条 1 項 2 号）。困難が認められる「状況」は、個別の状況を重視する観点からは「情況」（用例に刑事訴訟法 321 条）にも近い。

もともと、「精神上」という限定も考え込まなければならない。成年後見制度の適用対象を精神上の理由（精神上の障害）のために困難な状況にある人々に加え、身体障害がある人のなかでも、筋萎縮性側索硬化症に罹患するなどして特に**重度の身体障害**がある人たちに広げるかも、丁寧な考察を要する。そうした人たちは、社会生活上の意思形成における判断に支障がないとしても、形成された意思を的確に表現し、その表現を十分に続けることに困難がある事例も珍しくはない。後見が開始される場合の行為能力の制限がどのような規律になるか、という点の検討も睨みながら制度を構築することになる。なお、意思の的確な表現について存する困難を取り除く仕組みの法制上の文言選択において現行のものが適切になっているかも、この機会において検証されてよい（465 条の 7・969 条の 2 参照）。

事務は、法律事務に限るとしても、弁護士法 3 条 1 項と異ならず、法律行為の概念に当たるものに限られないし、紛争性がある事案のみが状況として想定されるものでもない。財産の管理処分がこれに当たり、大きな額に及ぶ損害賠償金の弁済を受領（元本の領収）するなどの準法律行為を含むし、登記を申請する手続や供託を行なう手続なども含む。述べるまでもなく、こうした法律事務に関連して、本人の身上保護に関わる事務が成年後見人に期待される事例もみられる。後見の適時の開始・終了という考え方の転換を睨みながら、どこまで成年後見人が身上保護に関わるか、を考えなければならない。施設入所の契約が締結された後に本人が施設において適切に役務の提供を受けて暮らしているかどうかを注視、点検するなどの事務が成年後見人に期待される事例がないものではない。そのほか、介護保険に係る受給、利用者負担、各種減免、更新、不服申立てなどの諸手続、障害福祉サービス制度の申請、医療保険制度の申請、各種の障害者手帳の申請、国民年金、厚生年金、生活保護、雇用保険などの申請、さらに公租公課の納付などの諸手続のように行政機関などとの連絡調整を要する局面において、成年後見人でなければ担うことができず、あるいは成年後見人が担うことが望まれる事例がどのようなものであるか、もひきつづき論議されるであろう。

開始要件の規律を考案するにあたっては、さらに、成年後見人を選任して事務を担わせることが相当とされる状況が備わることが要件とされてよい。必要性・補充性とよばれる論点である（現行法において既に 15 条 2 項の規律の背景には、必要性・補充性の考慮に近いものが控えると理解される）。本人の心身の状況、年齢、財産の状況、財産の管理処分に関する本人の意見、地域における権利

擁護支援の仕組みの整備の状況、同仕組みを本人が用い、または用いてこなかった経緯、同仕組みを本人が用いる可能性など諸般の事情を考慮し、成年後見人を選任して法律事務を担わせることが相当とされる**状況**にあるかどうかを検討し、この要件を充たす場合において後見を開始する旨の審判がされるという制度が、検討の題材となる。このような制度を採用する際は、その根拠となる規律を民法またはそのほかの法律において設けることについて、さらに検討が重ねられると見込まれる。本人のために特定の法律行為をすることの適否を検討しなければならないと認められる状況にあるかどうか、という観点を中心に家庭裁判所が適切な認定判断をすることがかなう仕組みを調えることが、目標として見据えられる。

本人の意思に反しないで後見を開始することを基本想定とするけれども、本人が意思を表わすことができなかつたり、本人の意思に反するものの後見を開始しなければ本人の生命・身体・名誉・財産が害されるおそれ大きいと認められたりする場合において、本人の権利利益を保護する必要があると認められるときに限り、本人の意思にかかわらず後見を開始することができるものとするかどうか（不同意類型とよばれるものの適否という論点）は、慎重に検討していくことになる。

総じて、開始要件に関する諸論点の全般について考察を深めるにあたっては、精神上の理由（精神上の障害）により**困難**な状況にある、とされる要因をどのように理解するか、について観点を調えることが望まれる。医学的な観点からの認定評価として社会生活上の的確な意思形成に支障があると認められることを独立の要件として位置づけたうえで、これに加えて後見を開始する必要性や補充性を検討するといういきかたと、医学的な観点からみて支障がありうるとしても後見でない適切な支援により意思決定ができる局面があることを強調して、機能の障害と社会的障壁の相互作用によって困難であるとされる状況が異なってくる側面を重視し、医学的な観点からの評価を総合判断における一要素とするべきであるとする捉え方とは、具体の事例における解決が大きくは異ならないことが多いかもしれないとしても、アプローチが異なる（障害者基本法 2 条も参照）。

(3) 後見の終了要件 事理弁識能力が回復した場合に（限り）後見を開始した審判を取り消すとする現行の規律（10 条）は、見直しが避けられないと思われる。期間を定め、場合により更新をし、または期間を定めないで柔軟に終了をさせる、などの立法選択の比較検討を進めることになる。

その際、本人のために後見を実施することが相当であると認められる状況がなくなった場合において、後見を終了させるというあり方が、基本的な観点とな

る。

a) いわゆる必要性の喪失と後見の終了 後見の事務として本人が具体的に需要とするところのものがなくなった場合において、いわゆる必要性の要件が喪失するから、後見を終了させることが考えられる。成年後見人が代理権を行使する必要性が失われる場合や、取消権について同様の状況に至る場合において、後見終了の検討が求められる。

施設入所契約が締結された場合において、社会生活上の意思決定支援の仕組みが働く見通しが得られる場合において、後見を終了させることが考えられる。金融機関における預貯金の取引についても、日常生活自立支援事業やそれを発展させ今後において構想される社会福祉事業のなかで事務が処される場面が想定される。遺産の分割の協議に参加した後、遺産の分割により取得した財産を預貯金などの金融資産として保全したり、信託を設定したりすることが考えられる。

b) 後見の継続・終了に関する本人の意思・意向の考慮可能性 本人の意思ないし意向が後見開始の要件の重要な一要素とされることとの関係も理論的な整理を要する。一方において、本人が後見の継続を望まないとヒトコト述べ、いわば後見の請求・同意を撤回すると後見が終了することになるか。後見開始の審判が確定した翌日に本人が裁判所を訪れ後見を止めて欲しいと申し入れるとそれに応じなければならなくなるようななりゆきは、安定を欠く。他方において、本人が後見の継続を望む場合において、客観的に必要性が消失していると認められるときの解決も検討を要する。

c) 後見終了の裁判所による認定判断 本人の爾後の状況に関する見通しを得るため、裁判所が的確に資料を得る仕組みが調べられなければならない。その仕組みを前提として、その点を法制上明瞭する観点から家事事件手続法 119 条 2 項の規律を整備するとよい。

まず、地域福祉と家庭裁判所との連携を強化し、後見の開始時、そして終了時における本人および地域における支援策の有無に関する情報提供の在り方を調えるべきである。本人が現実には置かれた個別の状況を具体的に踏まえて後見を始めたか終わらせたりする仕組みへと民事法制の基本的な考え方が転換されようとしている情勢を睨みながら、裁判所が判断に際し用いる資料の充実が望まれる。医学的な知見の収集のみに言及する家事事件手続法 119 条・120 条の改正が課題とならざるをえない。

この見地から、本人の心身の状態や生活の状況など全般にわたる諸事情を伝

える公的な資料を裁判所が活用することができる態勢が要請される。現在の運用において試みられている工夫を参考とし、**裁判所が用いる公的な資料**の法制上の位置づけが明瞭にされるとよい。その際は、資料を作成することができる機関や資格者の規律、また、虚偽の記載がされる場合の罰則の整備などが課題となる。かなりの部分は、家事事件手続法の上記各規定の改正問題であるが、機関や資格に関する法制上の細目や、関連する個人情報の扱いなどは、社会福祉法制と共管的に法制整備がされることが望ましい。

また、成年後見制度と地域福祉を架橋する役割を果たす**中核機関**の存在を法制上明確なものすることも課題となる。後見の開始およびその終了を判断する際、法定された機関を通じ、地域福祉の支援態勢を確認し、十分な支援が見込まれるかどうかを検討しなければならない。現行の家事事件手続法 119 条 1 項が後見の開始を決めるにあたり専ら医師の意見を聴くものとするところは、いわゆる医学モデルを象徴する。このような規律を改め、具体の本人の心身の状態および生活の状況、とりわけ、本人が後見を用いる現実の需要を明らかにしたうえで、後見の開始を決めることができる態勢を調えるために要請される法制上の措置は、同項を改正して済むものではない。求意見の対象機関として地域の社会福祉の機関が想定され、それは、法制上の存在でなければならない。

法制上認知された地域社会福祉の機関を通じ、本人のための地域社会福祉の支援態勢を確認し、十分な支援が見込まれるかどうかを検討する必要がある。そのためには、**社会福祉法制の見直し**において、家事事件手続法の改正と併せて、いわゆる中核機関の一部の機能が、社会福祉法の法文において読み取ることができる存在として法制化されることが不可欠である。中核機関は、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制をいう。中核機関が、本人や関係者から権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的な助言などをし、権利の実現のため本人のためにする事務の内容を検討し、支援を適切に実施するため連絡調整をするものとされるべきである。

日常生活自立支援事業の拡充
第三の社会福祉事業の可能性

これまでのものを
活かして前進

d) **検討を要する具体の諸場面** 一般に、後見が終了した後の本人の事務について見通しを得ておくことが望まれる局面として、①日常的な金銭管理をどのようにするか、②施設に入所した後に事業者による役務提供の履行状況を確認する必要があるか、③遺産の分割により取得した財産のように保全的な管理が必要な財産がないか、④不動産の賃貸借の契約を締結した場合において爾後の契約更新や更新拒絶などの事務をどのように処するか、⑤身上保護を含め

本人について長期にわたる継続的な支援が要請される状況をどのように考えるか（いわゆる親亡き後の問題）などの課題がある（根本雄司幹事・発言・法制審議会民法（成年後見等関係）部会第3回会議、2024年6月11日）。

日常生活自立支援事業による福祉サービスを受けることにする旨の契約を締結したり信託を設定する法律行為をしたりすること、いわば後見終了後の本人の暮らしを組織づけるトリガーになる法律行為に携わることをもって成年後見人の最終段階の事務にするという進め方は、ひとつの想定として成り立つ。また、不動産の賃貸借の契約を締結した後に契約更新・更新拒絶などの事務が残る局面を例にとると、契約締結に伴い一旦は後見を終了させ、そして契約更新などの事務が生ずる際に再び後見を用いるという展開のほか、契約更新に関する権限を初めから成年後見人に与え、または追加することにより後見を終了させない展開もありうる。

身寄りのない人

家族の役割も再び考える

e) 地域社会福祉の発展可能性との関係 後見が終了した後の本人の権利保護を考えるうえで、日常的な金銭管理や社会生活上の意思決定支援を主題として実践されてきた持続可能な権利擁護支援モデル事業を明瞭に制度上の事業とすることが望まれる。

日常的な金銭管理や社会生活上の意思決定支援における本人への意思決定支援の仕組みを充実していかなければならない。充実ということの意義内容として、公的な補助、支援、助成のような給付行政の展開にとどまることは、不十分である。後見開始の審判を取り消そうとする裁判所は、後見が終了した後に本人が、制度上の根拠をもち、かつ運用上の実績を備える地域福祉の営みに委ねられる見通しを得て、その旨の審判をする。

精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある人々のために、無料または低額な料金で、生計に要する標準的な費用に充てられる金銭の管理およびそれに係る預貯金の取引、そのための印鑑や証書などの書類の保管などに加え、これに関連する諸事務、たとえば公共料金の支払の代行などの事務、また、介護保険サービスなどに係る各種の公的機関における手続の代行をすることが、明瞭に第二種社会福祉事業が提供する福祉サービスとして位置を与えられるべきである。日常生活自立支援事業の装いを新しくして、拡充するものとみてもよい。

この事業を営もうとする社会福祉法人などは、社会福祉法 68 条の 2・69 条の例に倣って都道府県知事への届出をしなければならないものとし、同法 70 条・71 条・72 条の例に倣い監督行政に服させるほか、都道府県社会福祉協議会に置かれる運営適正化委員会の助言や勧告を受けるものとすることが考えられる

(同法 83 条参照)。

f) 後見終了の法的構成 期間を定めて後見が開始されるという想定のもとで後見の終了を考えるとすると、その期間について場合により更新をし、または更新をしないという仕方で後見の終了を判断することになる。期間を定めないで柔軟に終了をさせる、などの立法選択もありうるから、これら考え方の比較検討を進めることになる。その際、つぎのような論点が想定される。

g) 再び後見を用いる際の課題 いったん後見が終了した後、再び後見を開始することが相当である状況に至る事態も想定される。その際、なるべく当事者の手続の負荷を軽くすることが相当であり、そのための方策も検討しなければならない。

3 本人の行為能力の制限

(1) 取消権付与の原因の見直しの可能性 他人（成年後見人）の同意により取消原因を消滅させる可能性を伴わず、日常生活に関する法律行為や身分行為という僅かな例外（9 条・738 条・764 条・799 条・812 条・962 条）を留保するものの、法律行為の客観的な範囲の限定もなく、かつ本人の意思にかかわらず他人（成年後見人）が法律行為の効力を否定する取消権の制度（現行の後見、9 条）は、是認し難いと考えられる。

取消権行使の可能性を認める取引の種類を客観的に限定し、かつ、他人（保佐人）の同意により取消原因を消滅させる可能性を認めつつ、同意を欠く場合において法律行為の取消しを認める仕組み（13 条）は、維持されてよい。

また、本人がその意思により選択決定した範囲の取引に限定し、かつ、他人（保佐人）の同意により取消原因を消滅させる可能性を認めつつ、同意を欠く場合において法律行為の取消しを認める仕組み（17 条）は、維持されてよい。

さらに、消費者契約法の高齢者保護規定の一般化というゆきかたもありうる。加齢や心身の故障のため十分な判断ができないまました重要な法律行為（消費者契約法 4 条 1 項 7 号参照）は、消費者契約でなくても取り消すことができるものとするアイデアである。この場合は、他人の同意という契機を介在させないで、この要件の充足を端的に判断することになる。取消権の仕組みを見直すにあたっては、消費者被害から高齢者や障害者を護るという問題意識も忘れてはならない（消費者委員会、第 436 回会議、2024 年 6 月 10 日）。

最も徹底した制度の見直しとして成年者についての行為能力の制限の制度を全廃し、高齢者や障害者の権利保護を 3 条の 2 や 90 条の普通法的規律に委ねる

ゆきかたも、はなから検討の外に置くわけにはゆかない。

(2) 取消権者の見直しの可能性 どのように取消原因を考えるにせよ、それとは異なる次元の論点として、取消原因が存在すると認められる場合において、だれに取消権を行使させるか、という論点がある。成年後見人がする取消権の行使は、代行決定にほかならず、検討すべき事項が多い。あらゆる局面において成年後見人が取消権を有するか(①)、取消権を有するとされる局面において、本人の了解を得ないで取消権を行使することを無制限に許してよい(②)などである。①の論点は、本人のみが取消権を行使する(吉田克己「高齢者と私法」私法 84 号〔2023 年〕11 頁参照)、本人および成年後見人が取消権を行使する、本人に加え本人の意見を聴いて裁判所が取消権を付与する場合において成年後見人が取消権を行使する、といった諸解決のそれぞれの得失を検討していくことになる。

②の論点は、成年後見人が取消権を与えられる場合においても、本人の意見を聴いて行使するものとする、という規律を添えることは考えられてよい。もっとも、その際、本人の了解を得ないでされた取消権行使の効果を検討しなければならない。成年後見人の任務懈怠を問われるにとどまるか、それとも取消しの効果そのものが否定されるか、という問いである。

あまり複雑な制度に
してもいけない。

4 追求されるべき成年後見制度の全体像

(1) 後見・保佐・補助という 3 つの類型の見直しの可能性 本人の意見を疎かにする仕方での代理権の行使が好ましくないとはいえ、成年後見制度が代理権という契機をどこかに内包することは、今後とも変わらないであろう。とくに、本人が望むところに従い成年後見人に代理権が与えられ、かつ、代理権の行使にあたり本人の意見を聴くものとする際、成年後見制度は、伝統的に民法総則が講ずる法定代理という性格を希釈し、任意代理法の特殊な展開という変貌をみせることになる。いずれにしても、成年後見人の代理権は、現行のような包括的なものではなく、本人の事務のうち範囲を限ったものとする運用が標準として想定される。

本人の意思にかかわらず後見が開始し、それにより代理権も与えられるという契機を含む類型(不同意類型)を設けるかどうかを慎重に検討していくことが要請されるとして、たとえ不同意類型なるものが設けられるとしても、要件の差異にとどまるならば、厳密な意味で類型が 2 つあるものではなく、成年後見制度は、大きな一つの類型に統一改編される(一元論)。

不同意類型にあっては、客観的に定められている種類の取引は同意を要するという仕組みを当然に随伴し、あるいは成年後見人が当然に独立の取消権を有するといった立法選択が採られるならば、要件のみならず効果が可視的に異なる。その際、不同意類型とそうでない一般の類型とは、法道具概念として類型とよぶにふさわしいものとなる（二類型論）。

新しい成年後見制度の像として得られるところを睨み、成年後見人の交代、成年後見人の職務やそれに対する報酬などに関する規律も、見直しの検討が要請される。

a) 成年後見人の交代 後見を終了させるということではなく、後見を継続しつつ成年後見人を交代させるという事案処理が相当であると考えられる局面もある。成年後見人に不行跡があることを捉えて成年後見人を解任する現行の仕組みの発想を改めなければならない。その際、どのような要件で交代を考えるか、という実質の論点と、どのような手続の法的構成で交代を実現させるか（従前の者を解任し、異なる者を選任するという 2 つの裁判をするか、それとも一個の裁判で改任をするか）という手続の論点とがある。

本人の心身の状態や財産の状況の変化、また、本人のためにされる必要があると認められる後見の事務の種類および性質ならびに事務の量に係る従前の経過や予想される変化などに照らし、従前の成年後見人が任に適さないと認められ、または、新しく後見の事務に携わることが適任である者があると認められる場合において、交代をするものとする考え方がありうるところであろう。

その際は、他に存する適任の者を指名して交代の請求をするものとするかどうか、検討を要する。

成年後見人の意思に反して任を解く審判をする事態が起こりうるから、抗告の利益を同人に与えるか、も検討を要する。解任の審判に対しては、この即時抗告が家事事件手続法 123 条 1 項 4 号において認められている。交代が解任と性格を異にするところをどのように考えるか、という問いになる。

なお、成年後見人に非違がなくても交代をすることがありうるとなると、「家庭裁判所で免ぜられた」成年後見人が爾後は後見人となることができないする 847 条 2 号の規律を見直すことになるであろう。

だれのための成年後見制度か
という視点

b) 成年後見人の義務 「成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては①、成年被後見人の意思を尊重し②、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない」という

ものが、現行法の 858 条の規定ぶりである。①の規律は、局地的、個別的に定められる後見の事務の今後の在り方を前提とすると狭すぎるものではないか、という批判がありうる。②の表現は、抽象的すぎる嫌いがある。すくなくとも本人の意思、意向を確かめなければならないことが規律上明定されるべきであると一歩踏み込むことはどうか、考えていくことになる。

c) 成年後見人の職務 事案を問わず成年後見人が携わる職務は、現行法において、成年後見人が包括的な権限を有していて広く本人の事務の全般に携わっている前提のもと、853 条が定める財産の調査および目録の作成や、870 条が定める後見の計算が求められる。

なお、家事事件手続法 124 条 1 項・133 条・142 条は、成年後見人とは別に、「適当な者に……調査させ、又は臨時に財産を管理」させることができるとする。

成年後見人の事務や権限が局地的なものになってくるとすると、成年後見人に付与した代理権や財産管理権の外郭の事項についても財産の調査などが可能であるようにする要請が想定される。財産目録の作成などの手順を現行のものからどのように改めるか、なども論点となりうる。

なお、成年後見人が携わる事務について利益相反行為の規律を整理する必要もあるかもしれない。臨時の調査や財産の管理は、公的な位置づけを受けた地域社会福祉の支援・監督の機関が任を担う運用も想像される。

d) 成年後見人に対する監督 現行法は、863 条・876 条の 5 第 2 項・876 条の 10 第 1 項などによると、家庭裁判所は、いつでも成年後見人に対し後見の事務の報告もしくは財産の目録の提出を求め、または後見の事務もしくは成年被後見人の財産の状況を調査することができ、また、本人の財産の管理など後見の事務について必要な処分を命ずることができる。とされる。

具体的に行なわれている監督の事務は、成年後見人が包括的な権限を有していて広く本人の事務の全般に携わっている前提のもと、適時に報告を求め、報告内容に係る事実関係を確認するため、金融機関などから必要な資料を取り寄せるなどして事実関係を確認するところに基づき、後見の事務について必要な処分を命じたり、成年後見人等を解任したりする。

成年後見人の事務や権限が局地的なものになってくるとすると、成年後見人に付与した代理権や財産管理権の外郭の事項についても家庭裁判所が調査などをすることが可能であるようにする要請が生ずることが考えられる。定期報告なども、家庭裁判所の監督の在り方について新しく考えるべき論点は何か、整理をしていかなければならない。

e) 成年後見人の職務に対する報酬 法制審議会は、報酬の公費助成を拡充せよ、と声を出す場所ではない。「被後見人の財産の中から」報酬が出捐されるところとする規律（862 条）を前提としつつ、報酬の的確なルールを用意する場所である。的確なルールとは、報酬の收受可能性とその金額についての的確であることを意味する。

報酬の收受可能性の論議が難しいところは、事業者が成年後見人である場合（専門職後見人の場合がそうである）に**報酬を請求する法的な権利**が明瞭に認められるべきであり、その意味において有償原則が妥当することに疑いがないとしても、そこに有償原則が妥当する領域が限られるか、明らかでないという点である。そこに限られるとすれば商法 512 条と同様の規律を用意すればよく、さほど立法として悩ましいものではない。しかし、その裏返しとして非事業者が成年後見人の場合（その典型が親族後見人の場合）において報酬請求権が否定されるかのような規範が妥当か、と問うならば、家族の多様な在り方を睨むと、そうは必ずしも見ることはできない。さらに、事業者である性格と非事業者である性格とが交配する領域（市民後見人の多様な在り様が想起される）を考えると、機械的に有償原則を宣する規定を設ければよいものでないことが、いよいよ確かである。

成年後見人の報酬は、その**額の予測可能性**を高める社会的な要請も強い。標準となる金額水準を法令から読み取ることができる規律とすることが理想である。半面において、これから見直されようとする成年後見制度における成年後見人の事務が多様であって、事案に応じ個別に定められる性格を濃くしていく方向にあることも注意を要する。オーダー・メイドの品のプライスは、それを予め機械的、画一的に決めておくことに親しまないかもしれない。

それにしても、現行の 862 条の文言は、あまりにそつけない。そこも確かであろう。類似の局面において信託法 54 条は、「相当の額」の報酬を収受することができ（2 項）、報酬の「額及び算定の根拠」が蔑ろにされてならない（3 項）と謳う。近時の法制の経験においては、令和 6 年法律第 33 号により改正された 768 条 3 項が、はるかに改正前に比べ財産分与の可視性を高めるものとなった。それとて婚姻とその解消である離婚が多様な経過を辿るものであるからには、財産分与の計算を硬直的なものとして示すものにはなっていないけれども、その計算などにおける**考慮事項や考慮の方針を明らかにする**意義は小さくない。

＊ 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）において謳われている事項のなかは、今般の成年後見制度の改革が実現すると、すでにアジェンダとして達成された状況に至るものなど、背景をなす状況や前提が大きく異なってくるものが少なくない。見直しが望まれることになるかもしれない同法においては、新しい成年後見制度と、

これまた態勢を調べて推し進められる地域社会福祉との連携に関わるプログラムが盛り込まれるとよいであろう。そこで想定される課題の一つにおいてこそ、報酬の標準額ということが考えられる。成年後見人の事務の在り様の変化を睨みつつ、福祉行政のなかで公的な支援がされる報酬の標準を法令やその委任を受けた文書において明らかにすることは、公金支出の基準を示す性質をもつにとどまり、裁判官の判断を縛るものにはならない。むしろ明瞭な基準のもとで成年後見制度の利用を促進する政府のファイナンスを実施することが、憲法 89 条の要請にも合する。

(2) 任意後見制度の改革 任意後見制度は、きちんと議論したい。と、わざわざ述べなければならない理由がいくつかある。何よりも、本人の意思の尊重ということを強調するならば、任意後見制度こそ、論議の中心に据えられなければならない。検討の順序も初めに置かれるべきであるという意見すらあるであろう。その観点からは、この文書そのものも批判の対象である。

とはいえ、現実には議論をしようとする、法定後見制度の輪郭が定まらないと任意後見制度を論じにくい側面があることは、否定し難い。法定後見制度の論点は多く、会議の段取りなどにおいて、どうしても任意後見制度の検討を圧迫しがちである。ミラクルな工夫は、ない。とにかく一所懸命に任意後見制度を論ずることに尽きる。課題は、3 つある。

第一に、任意後見契約の締結と同時に民法上の普通の委任契約を締結し、それにより即時に全部の事務を委託される、という形態の取引がめだつ (**いわゆる移行型の問題性**)。すべての事案が不正の温床とはしないけれども、本人の判断能力が低下しても任意後見監督人が選任されず本人に対する経済的虐待の契機を提供する事例がみられることは、たしかである (移行型は、じつは移行しないために用いられる。移行型という名辞はブラック・ジョークである)。

第二に、本人や家族にもたらす**任意後見監督人というものの存在の負荷**も課題となる。望まない者が選任されて本人や家族とのコミュニケーションが円滑でなかったり報酬の負担が生じたりする。任意後見監督人の選任や監督の在り様が必ずしも本人や任意後見受任者の意向や状況を汲むものでないという当事者らの苦言なども受け止め、良い制度改革がかなうとよい。

第三に、**法定後見制度の柔軟化への応接**が要請される。法定後見が時間の幅の点において、また後見人の権限の範囲において必ずしも無限のものでないとするならば、そこへの改革の動きを見据えつつ任意後見との関係を見直さなければならない。

これらの 3 つの課題への解答を一筆書きのようにして提示することは、容易ではない。

なんといっても任意後見監督人の選任から任意後見が動き出す。任意後見監

督人の選任を**公的な機関が申し立てる可能性**が考えられるかもしれない。そもそも任意後見監督人に選任される者も、さまざまな専門の人々や機関が考えられる。法定後見の制度が適時に必要な範囲で働く制度になるならば、任意後見の制度は、いっそう柔軟な活用が可能になる工夫が施されなければならない。任意後見人が担う事務の範囲も、すでに現行の制度において本人の法律事務の全部とすると限ったものではない。これからは、限られた範囲で権限を与え、または段階的に権限を追加、拡大していくという進め方も検討に価する。このように任意後見契約を働かせるあたっては、当初に締結される契約において**本人がしていた指図**の重要性も高まる。法定後見のみならず任意後見も、いつも本人の全部の事務をするものと決めつけないで、特定された事務を委託される形態が顧みられてよい。こうして法定後見と任意後見の双方が事項を限られたものとして運用される想定が現実のものになってくれば、同時に任意後見と**法定後見とが併存する事態**を許容する法制変更も真剣に検討されることになる。併存ということの意義は、精密にして論じないと論議が混乱するおそれがあり、実際の運用においても、権限の抵触の疑義が生ずるなどして円滑を欠く場面がみられるかもしれない。法定後見を併走させる際は、必ず成年後見監督人を置き、かつ任意後見監督人が兼務するといった運用は、一つの工夫として可能であろう（兼務する監督人は、任意後見人と法定後見人の「権限についての疑義」を裁定し、特定の事務を指定する者に「取り扱わせ」、「事務をつかさどる〔者〕を指定する」といった役割が期待される。内閣法 9 条、検察庁法 12 条、不動産登記法 6 条 2 項、など参照）。

状況によっては任意後見監督人を置かれないという状態は、是認されるか。なんらかの公的な機関が事案を把握しているという態勢にとどめることでよい事案があるかもしれない。しかし、一般論としては、任意後見監督人というものの存在を予定するからこそ、任意後見制度が特徴をもつ。それを欠くならば、民法上の通常の委任契約を用いればよい話になるであろう。つねに重い態勢の監督を垂れる仕組みにせず、任意後見人が重要な法律事務をする局面などを除き、**簡易な監督**にとどめるという在り様は、ひとつの構想としてありうる。簡易な、ということはエスプリとして理解可能であるとして、そこを法制上どのように表現するか、これが課題となる。任意後見監督人が善管注意義務を負い（644 条の準用）、本人や関係者との利害関係が厳しく問われ（843 条 4 項の準用）、そのようにして事務が軽くなならないから報酬も安くはならない（862 条の準用）ということでは、いくら簡易な監督が理想と叫ぶとしても、精神論にとどまる。

皆様と御時間を共にすることを楽しみにします

顧みますと、1999年に介護保険法を成立させると共に、禁治産などの古めかしい概念を廃棄して成年後見制度を抜本改革した時が、今日に至る第一歩でありました。その第一歩から時を経ました。1999年体制とでもよぶべきものは、かなり疲れてきているとみえます。急速に進む高齢化の大波を乗り切ることができなければ、おとしよりたち本人にとって不憫であるのみならず、おとしよりたちを支える現役世代こそ、複雑で不安定な制度に振り回され、親の世代を支えるのに疲れ果てることになりかねません。障害のある人たちが、もっと前を向いて暮らしてもらうための施策も重ねなければなりません。

こうした課題に応えるうえで、欠かすことができない諸論点を皆様と共に考えたいと望みます。

第1部

持続可能な権利擁護支援モデルのゆくえ

～意思決定支援モデルプロジェクトの成果を踏まえた社会福祉法制の改革とは～

意思決定支援モデルプロジェクト（豊田市地域生活意思決定支援モデル事業）について

1) 事業成果報告 モデルプロジェクトの全体像

水島 俊彦 Mizushima Toshihiko

一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク（SDM-Japan）副代表理事



事業成果報告

2025年2月23日

意思決定支援モデルプロジェクトチーム

「豊田市地域生活意思決定支援事業」の試行実施時における3つの共通理念

- 【十人十色】 本人にとっての彩（いろどり）ある暮らしを一緒に描きます。
- 【尊厳】 周りの価値観ではなく、本人の価値観を基準に考えます。
- 【共働】 お互いの立場を尊重しながら、それぞれの役割を全うします。

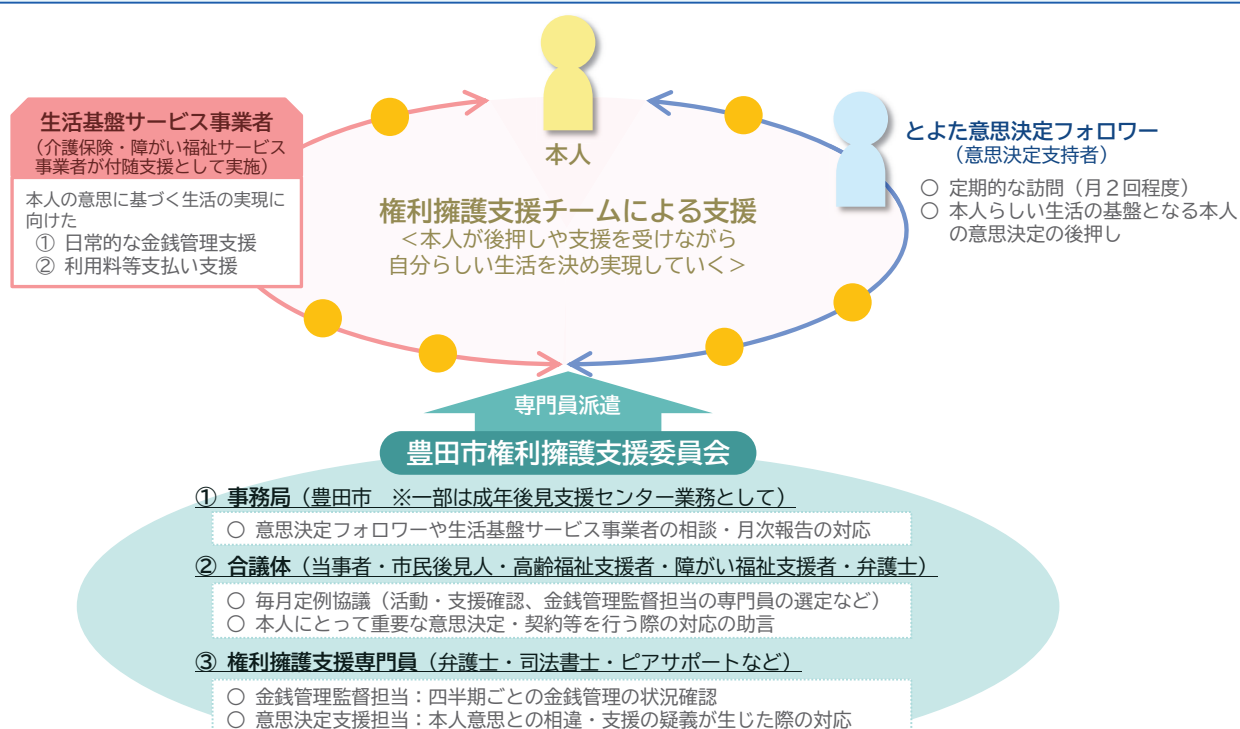
プロジェクト概要



豊田市地域生活意思決定支援事業の実践について (試行的運用スキーム)

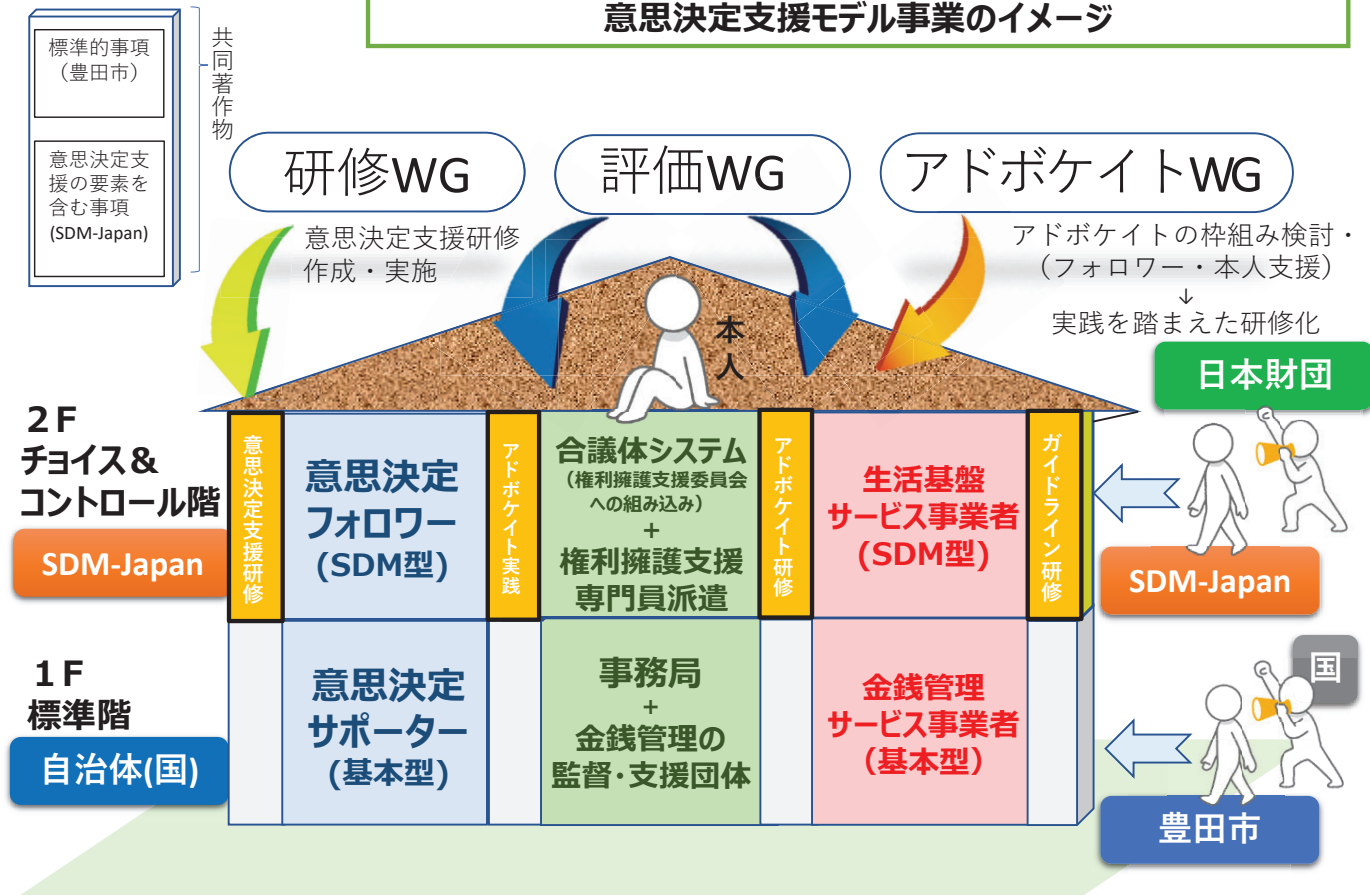


- 豊田市では、増大・多様化する権利擁護支援ニーズに対し、これまで家族や成年後見制度等に求められてきた「①金銭管理・②意思決定支援・③活動支援と適切な支援の確認・監督」を活動・支援の性質ごとに分解した上で、多様な主体がそれぞれの特性を活かして各活動・支援を分担し連携する仕組み（＝豊田市地域生活意思決定支援事業）を試行。



豊田市：①事業の実施（フォロワーの委嘱・事業者の指定・委員会の設置・仕組み運用など）、②市長申立ての実施など権利侵害からの回復支援

日本財団助成 自治体との連携による障害者・認知症高齢者等の意思決定支援モデル事業のイメージ



チョイス&コントロール...本人による自己選択の機会を確保し、人生における自律性・主導権を保障する、障害者権利条約の理念の1つ

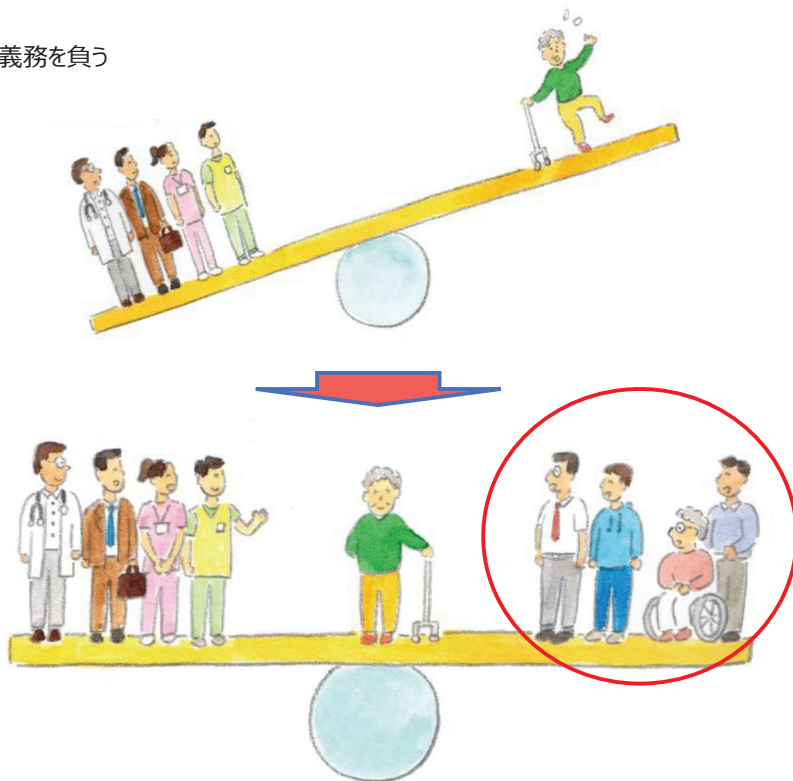
厚労省「後見人等への意思決定支援研修」テキスト P16,19のイラストを解説用に一部改変

2023年度 第2回意思決定支援実践シンポジウムにおいて報告

**意思決定フォロワー（サポーター）は、
「本人の側」から本人の意思決定を下支えする人たちです。**

何らかの権限を有する又は義務を負う
「支援者」の価値観

- ・最善の利益の追求 (よかれと思って...)
- ・保護重視
- ・安全重視



本人の意思決定を応援する
「支持者」&アドボケイトの価値観

- ・心からの希望の探求 (あなたの本当の思いは?)
- ・チョイス&コントロールの保障のためのマイク&スピーカー
- ・リスクを負うことの尊厳

意思決定フォロワーの行動指針と活動記録

① 本人のwish（希望・願い）やコミュニケーションを、広げる・深める

② wish（希望・願い）や主張を本人が言う・主張するのを手伝う

③ 本人のwish（希望・願い）や主張をマイクやスピーカとして伝える

④ 本人のwish（希望・願い）・主張や困りごとを、委員会・専門員に相談する

本人の好き嫌い、信条、価値観で今月気づいたことがあれば記載してください。④

項目④	気づき④	そのように感じた理由は？④
人④		
住まい④		
もの④		
お金の使い方④		
コミュニケーションの取り方④		
自宅での過ごし方④		
外での過ごし方④		
余暇④		
仕事④		
教育・学び④		
健康④		
こだわり・④ ゆずれないこと④		
夢④		
生きがい④		
してもらいたくないこと④		
その他④		

今月もお疲れ様でした。④

とよた意思決定フォロワー活動実施記録票

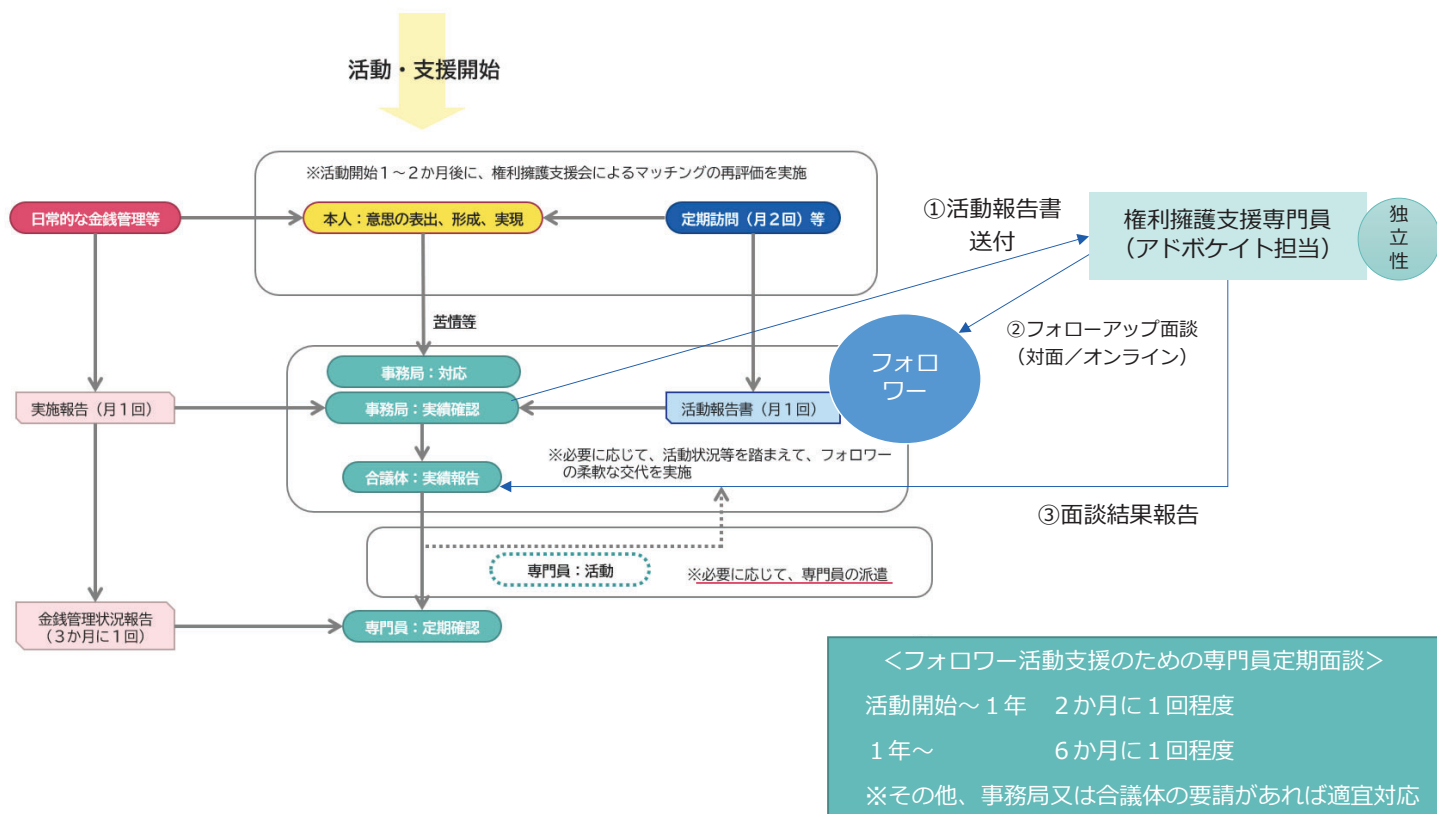
<とよた意思決定フォロワーの活動の際に心がけていただくこと>

- 本人のお金を直接取り扱ってはいけません。
- 本人のために良かれと思って口出ししないようにしましょう。
- 本人のお話を途中でさえぎらないようにしましょう。
- 本人が考えるために必要な情報の取得を試みましょう。
- 本人にとって理解しやすい方法で情報を提供しましょう。
- 言葉以外のコミュニケーションに着目しましょう。
- 本人の好き嫌い・信条・価値観・希望を踏まえて選択肢を提案しましょう。
- 本人が自らの希望を他の人に伝えられる方法を一緒に考えましょう。

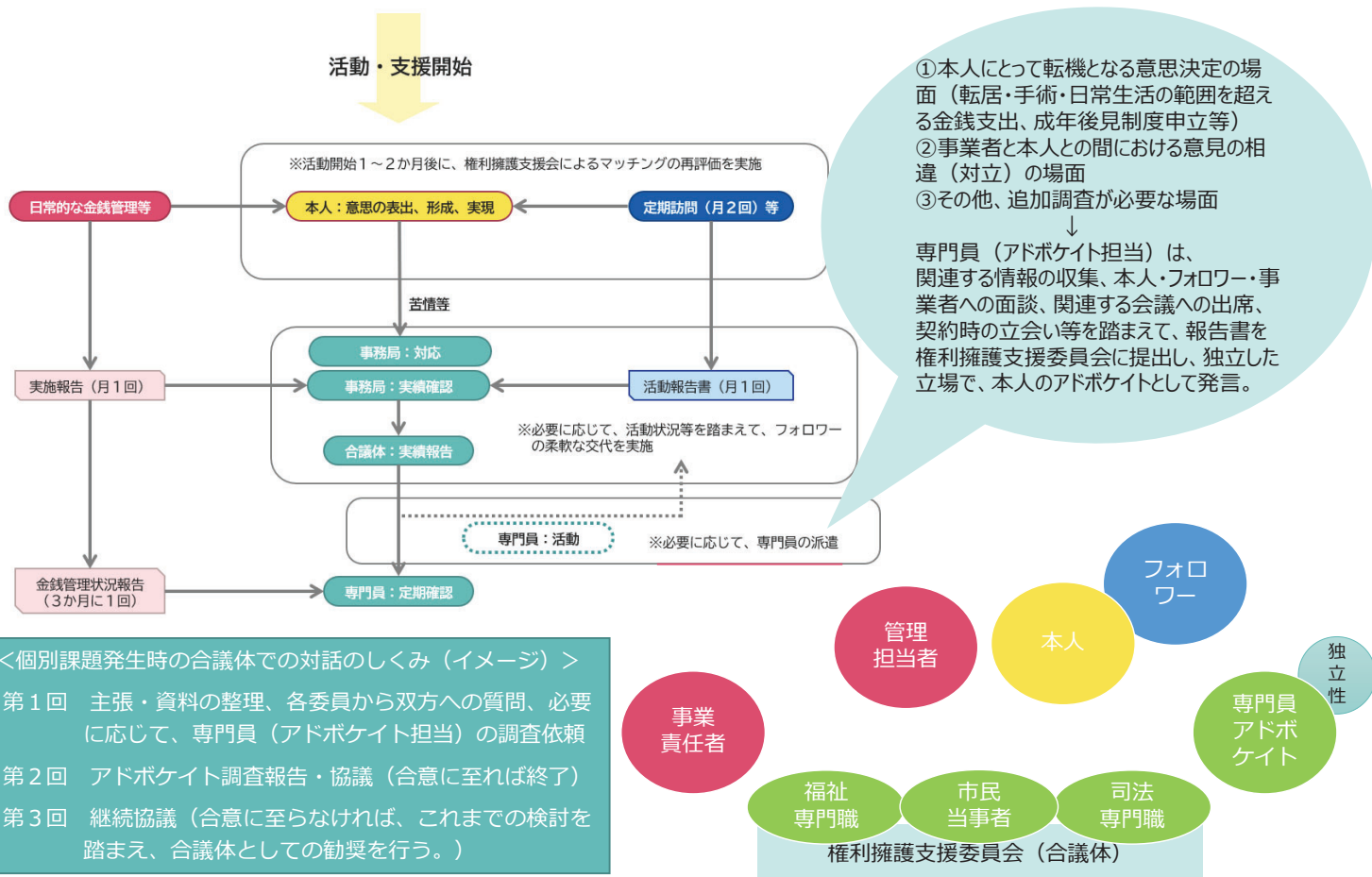
<以下に当てはまった場合には、事務局に相談してください>

- 本人が不在のところで、事業所の職員等からの相談を受けて対応した。
- 本人が不在のところで、本人に代わって支援者の会議に参加した。
- 本人が不在のところで、事業所職員又は他の人に本人の意図を伝えた。
- 本人の様子で気になること、おかしいと感じたことがあった。
- 生活基盤サービス事業者の様子で気になること、おかしいと感じたことがあった。

豊田市地域生活意思決定支援事業の利用フロー（アドボケイト担当・通常時）

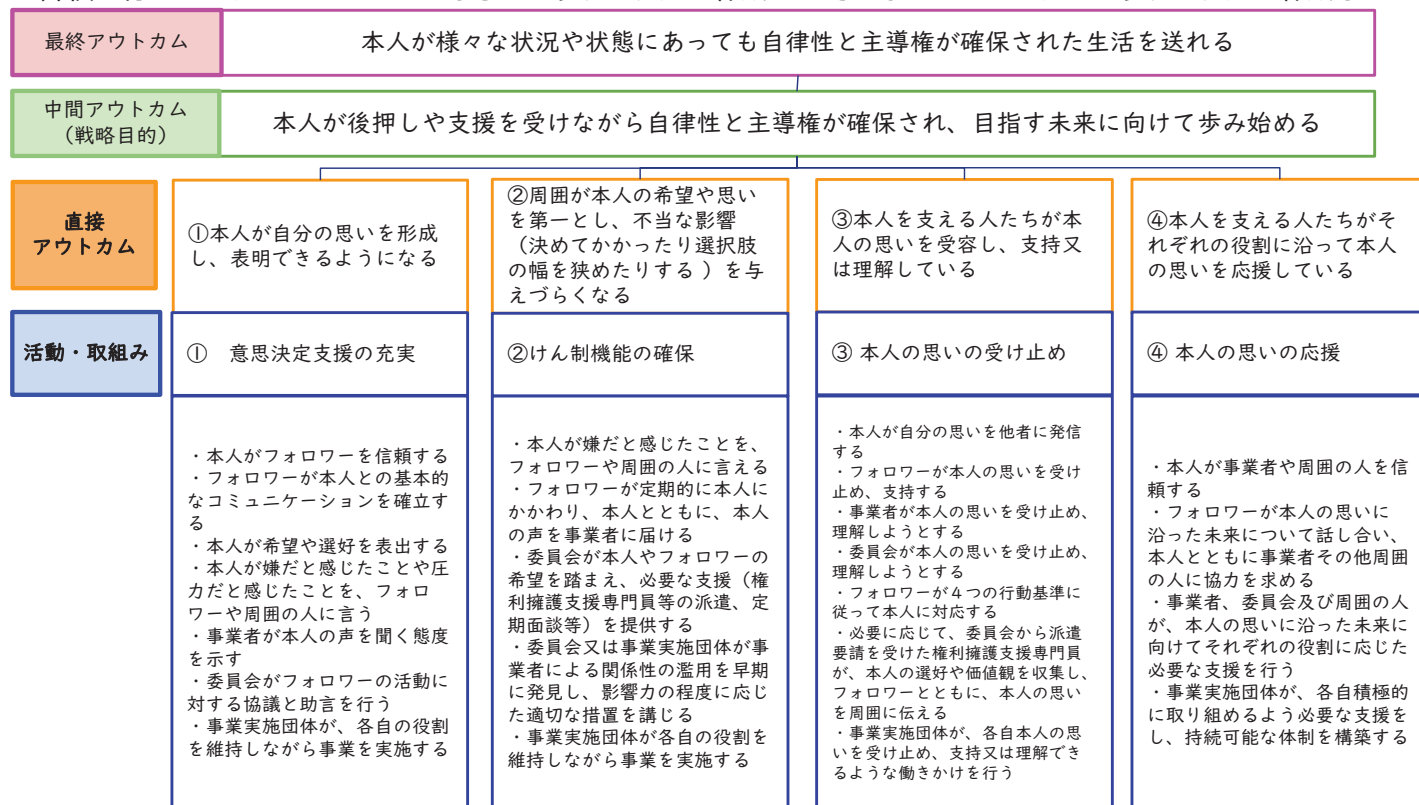


豊田市地域生活意思決定支援事業の利用フロー（アドボケイト活動・課題発生時）



事業評価のためのロジックモデル

- 前年度までに本事業についてのニーズ評価、プロセス評価、アウトカム評価についてのチェックリストを作成し、評価を行ったが、それらのもとになるロジックモデルが作成されていなかったため、ロジックモデルを作成した。



【重点取組③】豊田市地域生活意思決定支援事業の実践について (令和6年度の取組想定と実績見込み)



令和4（2022）年度

試行の枠組みづくり

- 意思決定フォロワー、生活基盤サービス事業者、権利擁護支援委員会の役割整理
- 試行要綱、様式等の作成

試行（モデルケース）の開始

- 高齢者＋特別養護老人ホームのモデルケース
- 障がい者＋共同生活援助のモデルケース
- 2件ともフォロワーは市民後見人養成講座修了生

令和5（2023）年度

仕組みの成熟化

- 意思決定フォロワーの育成・活動支援の定例化
- 日常的な金銭管理の範囲及び透明性が確保できる管理の仕方の検討継続
- 利用増にも対応できる事務フローの整理

試行パターンの増加

- モデルケースのパターン増を進める。
- これにより、本事業を利用することで、地域生活課題の解決や、生活の質の向上が可能となる対象者像の整理を進める。

令和6（2024）年度

事業の継続

- 意思決定フォロワーの育成・活動支援の継続
- 生活基盤サービス事業者にもフォロワー活動の理解を深めるための講座の実施
- 本人の意思に基づいた金銭管理がなされているかの金銭管理監督と監督様式の見直し。
- 事業継続のための仕組みづくり

試行パターンの増加

- 引続きモデルケースのパターン増を進める。
(生活基盤サービス事業者による金銭管理の行われていない困窮ケースの試行を検討。)
- 事業対象者像の整理を進める。



プロジェクト の成果と課題



プロジェクトの成果 ～ヒアリング結果から～

本人ヒアリング

- ・ フォロワーと相談して、自分の思いを伝えることができた。(複数ケース)
- ・ 今まで自分でできなかったことができるようになってきた。(複数ケース)
- ・ 写真やパンフレットを見せて話せるようになった。
- ・ 決めてかかれることがなくなってきた。
- ・ 自分の気持ちを聞いてもらえるようになった。
- ・ 職員が自分のことを聞いてくれて、頑張っていると言ってくれている。
- ・ 色々なことをみんなが助けてくれる。

※思い出せない、話したくない、というコメントもあった。

フォロワーヒアリング

- ・ 本人が「言っても良いんだ」と思えるようになった。
- ・ 本人が「お小遣いを上げてほしい」と職員に伝えられるようになった。
- ・ 本人が一人でやれることはやれるようになっていった。
- ・ 本人と話をしているうちに本人の行動の理由がわかるようになった。
- ・ 今まで信じてもらえなかったこともフォロワーが入ることで考えてもらえるようになった。
- ・ 買い物など周囲の方々に協力を得ることができるようになってきた。
- ・ 担当者が本人のことについて今まで把握していなかったことを、把握しようとするようになってきた。

プロジェクトの成果 ～ヒアリング結果から～

事業者ヒアリング

- ・ 本人が自分で話をするようになってきた。
- ・ 今まではやりたいことについての訴えがなかったが、塗り絵がやりたいという訴えが本人から出るようになった。
- ・ 本人が意思表示をするようになってきたため、本人に説明をして待っていただけるようになってきた。
- ・ できないことはできないと気を遣わずに本人に言えるようになってきた。
- ・ 本人の意思がはっきりしてきたので、決めつけをしなくなってきた。
- ・ 本人が変わることにより成長を職員が感じられるようになり、やり取りができるようになった。
- ・ 今までは本人に確認をせずに買い物をしていたが、今ではその日に何を食べたいのか本人に確認するようになってきた。
- ・ 本人の思いを聞こうという思いが職員間で高まり、記録に本人の訴えを書き留めるようになってきた。
- ・ 本人が食べたいものや飲みたいものを選ぶことのお手伝いを周囲の人ができるようになってきた。
- ・ お店や病院で応援してくれる人ができた。
- ・ 職員ではできないことにフォロワーが向き合ってくれた。
- ・ 職員では引き出せなかった思いが、フォロワーなら引き出せていることに驚いた。

プロジェクトの成果と課題

成果として考えられるもの

- ◆ **市民感覚・当事者目線に基づき本人の意向、選好及び価値観に根差した意思決定支援(支援付き意思決定)の仕組みの確立**
地域住民が**緩やかなアドボケイト＝フォロワー(支持者)**として意思決定支援に参画。
障害当事者が研修講師、独立アドボケイト、権利擁護支援委員会などの各分野に参画。
- ◆ **意思決定支援の確保に関して協働しつつ相互に牽制し合う支援チームの形成**
共通の理念を掲げ、生活基盤サービス事業者(赤)、意思決定フォロワー(青)、権利擁護支援委員会(緑)がそれぞれの立場を意識しながら相互にチェック、評価し合うことにより、**透明性のある意思決定支援体制**を構築。特に、関係性の濫用や不当な影響力の行使等が懸念される場合に、委員会(緑)が、事業実施主体(豊田市)を介して、適時・適切に調査・介入することにより、本人が安心して事業の利用ができる仕組みとした。
- ◆ **チョイス(自己選択)&コントロール(主導権)が継続して保障される体制の構築**
フォロワーと独立アドボケイトによる協働を通じて、日常的な場面から社会生活上の場面に至るまで、本人の自己選択と主導権が継続的に確保される仕組みとした。
- ◆ **意思決定支援に係る評価枠組みの策定**
国際人権基準(障害者権利条約)を基盤とする意思決定支援の評価枠組みを策定。

プロジェクトの成果と課題

課題として考えられるもの

- **モデル事業の全国展開に当たっての汎用可能性の検討**
豊田市だけではなく、他自治体(特に小規模自治体)での運用可能なフレームワークの作成が必要。
- **フォロワーへの継続的な活動支援を行うための財源確保**
権利擁護支援委員会(事務局・合議体・専門員)機能を強化し、かつ、独立アドボケートによるフォロワーへの継続的な活動支援を図るためには、安定した資金調達の仕組みの確立が必要。
- **生活基盤サービス提供事業者の確保と事業者へのフォロワー活動に対する理解促進**
本人の生活基盤を支える多様な担い手(赤)の創出が必要。その際、フォロワー活動の意義や役割、事業者にとってのメリット等を理解いただくことが重要。
- **国の権利擁護支援政策としての位置づけの明確化**
意思決定支援に係る各種ガイドラインを踏まえた意思決定支援法の制定。民法改正及びモデル事業化のための社会福祉法改正の実現。

2024/10/15第1回全体
委員会資料より引用

意思決定支援事業のスキームの今後について（議論）



- ・ 意思決定支援事業は、「関係性の濫用防止」という観点から、意思決定と金銭管理の役割を分解し、意思決定フォロワー、生活基盤サービス、権利擁護支援委員会の三者が連携しながら、本人の自分らしい生活を支援している。
- ・ モデル事業を実施してから、2年半経過。効果と課題が出てきている。

令和6年9月20日
厚生労働省「持続可能な権利擁護支援モデル事業」令和6年度モデル事業実施自治体等連絡会 第一回連絡会

モデル事業 テーマ2 実施の豊田市、八尾市（大阪府）、藤沢市（神奈川県）、黒潮町（高知県）、古賀市（福岡県）京極町（北海道）、山口市（山口県）、大川市（福岡県）が参加。

効果

- ・ 本人の意思決定がなされ、本人のよりよい生活につながっている。
- ・ 関係機関をはじめ、金融機関や企業など、多様な主体・団体との地域連携ネットワークに寄与している。 など

課題

- ・ 金融機関との連携の課題(事業の円滑化の為、金融庁から金融機関への通達が必要)が、複数のモデル実施自治体から上がった。
- ※ 一部の自治体では、社協が事業を委託として実施しており、金銭管理を日常生活支援事業で実施しているとの報告あり。

豊田市においても、金融機関との連携は課題の一つ

参考資料

18

意思決定フォロワーの育成等について



- 現在活動している意思決定フォロワーや生活基盤サービス事業者に対して、お互いが活動の中で感じていることや、それぞれの立場や視点から意思決定支援についての考えや気づきを事例を通じて共有する「フォローアップ講座」を実施。
- また、市民参加による権利擁護支援活動として、意思決定フォロワーへの参画を促す「導入講座」については、令和6年10～11月において、市民からの受講への要望の多さも受け、3回に回数を増やして実施する。

▽ フォローアップ講座

目的	意思決定フォロワーや生活基盤サービス事業者同士で日々の活動の振り返りやそれぞれの目線を確認し合うことで、今後の活動を充実させるため。
内容	① オリエンテーション・全体説明 ② フォロワー活動への疑問等の意見交換（カラー別グループワーク） ③ グループ意見交換 「実際あった事例について、それぞれの視点で考えてみましょう」 ④ まとめ
参加	20名 （フォロワー、バンク登録者、生活基盤サービス事業者、権利擁護支援委員等）



▽ 意思決定フォロワー導入講座

目的	意思決定フォロワー等の市民参加による権利擁護支援活動の導入として、これまでの捉え方や考え方とは違うことを演習等を通じて学ぶため。
日程	① 10月27日（日）
定員	② 11月 6日（水） 各回20名、計60名（各回とも定員到達済）
	③ 11月 8日（金）



開始時間	テーマ	概要	講師
10:00	挨拶、オリエンテーション		豊田市
10:15	演習1：決められた体験	ロールプレイを通じて、他人から一方的に決められてしまうことの体験を行い、その感想を共有します。	大瀧英樹氏 （あいあらくく代表） 水島俊彦氏 （SDM-Japan副代表）
10:40	休憩		
10:50	講義1：障がいの理解、すべての人がいきやすく、生きていくためには ～医学モデルから社会モデルへ～	社会モデルという考え方から障がいを理解し、これまでと違った見方から、社会や関係性を捉え直す導入とします。	木本光宣氏 （ユートピア若宮理事長）
12:40	昼休み		
13:40	演習2：あなたについて一緒に考える	研修パートナーをお招きして、研修パートナーと一緒に好きなことや将来の夢などを書き出す作業を通じて、相手の意思や希望を尊重しながら活動することを学びます。	研修パートナー 名川勝氏 （SDM-Japan代表理事） 水島俊彦氏
15:40	休憩		
15:50	演習3：振り返り	これまでの講義や演習の振り返りを行い、学んだことの共有を行います。	名川勝氏 水島俊彦氏
16:45	講義2：とよた意思決定フォロワーの活動について	豊田市のモデル事業の紹介をするとともに、とよた意思決定フォロワーとして活動するための流れを紹介します。	豊田市
17:00	終了		

20

とよた意思決定フォロワー実践講座の開催について

○ 豊田市地域生活意思決定支援事業の意思決定フォロワーとして活動する方や、バンク登録しこれからフォロワーとして活動が予定される方に対し、フォロワー活動について考える機会としての講座を実施（豊田市主催、SDM-Japan・日本財団協力、くらし応援資金拠出）。

1 日時

令和6年2月13日（火）午後1時30分～午後4時30分

2 参加者

合計 16名

うち、意思決定フォロワー又はバンク登録者 10名、権利擁護支援委員会委員 6名



21

開始時間	テーマ	概要	講師
13:30	オリエンテーション		豊田市
13:35	先輩フォロワーの活動のお話しを聞いてみましょう（ミニシンポジウム）	シンポジウム形式で、意思決定フォロワーの活動について、いくつかの質問に対し、実際の様子や思いなどを既にフォロワー活動をされている方からの話を聞き、フォロワー活動の理解を深める。	鳥巣さん・倉田さん （意思決定フォロワー） 木本光宣氏 （ユートピア若宮理事長） 豊田市 安藤
14:40	休憩		
14:50	フォロワーさん同士で話してみよう（座談会）	グループワークを通じて、フォロワー活動をされている方への質問や、参加者間での意見交換を通じて、意思決定支援やフォロワー活動について考える。	2グループ
16:00	ミニ講義・振り返り	実際の活動やアドボケイトの視点、フォロワー活動の意義などをふりかえりとともに知る。	名川勝氏 （SDM-Japan代表理事） 水島俊彦氏 （SDM-Japan副代表）
16:30	終了		

22

研修WG 意思決定支援基礎研修（2023年度）

令和5年度 豊田市 支援者向け意思決定支援研修 カリキュラム

時刻	テーマ	概要	時間
10:00-10:10	挨拶、オリエンテーション等		10分
10:10-10:30	【講義】 豊田モデルの説明、本研修の趣旨	モデルの概要について、研修の趣旨、ならびに今後の事業の進め方などを紹介する。	20分
10:30-10:55	【講義】 フォロワーの活動事例紹介	シンポジウムの動画を視聴し、フォロワーの位置や活動などについて具体的なイメージを持っていただく。	25分
15:55-11:00	（休 憩）		5分
11:00-12:20	【講義】 意思決定支援の基礎	理念や原則的な考え方、姿勢などの意思決定支援に関する基礎的な事項を説明する。	80分
12:20-13:20	（昼休み）		60分
13:20-13:40	【講義】 ガイドラインの構造	各種意思決定支援ガイドラインの内容について解説する。	20分
13:40-15:00	【講義・演習】 認知症ガイドラインなどに基づく意思決定支援のプロセス	事例や動画を用いながら、意思決定支援のプロセスを学ぶ。	80分
15:00-15:10	（休 憩）		10分
15:10-16:20	【講義・演習】 ご本人の選好の記録化と共有	意思決定支援における選好把握のと共有の意義について説明し、簡単な演習を行う。	70分
16:20-16:30	アンケート・事務連絡・閉会		10分

研修WG スキルアップ研修（2023年度）

対面研修（会場：豊田市福祉センター）	日 程
実践的意思決定支援ファシリテーション(PSF)研修 ・PSFモデル4つのスキルについての講義・対話形式のワーク など	2024年1月18日(木) 13:00~15:00
トーキングマット研修 ・絵カードやその活用法の説明・事例を使ったロールプレイ など	2024年1月18日(木) 10:00~12:00
リスクの捉え直し研修 ・概要の講義・事例をもとにした演習やグループワーク など	2024年1月20日(土) 9:00~13:00
選好(プレファレンス)の記録化と共有研修 ・概要の講義・記録のワークやディスカッション など	2024年1月28日(日) 9:00~13:00

オンライン研修	日 程
実践的意思決定支援ファシリテーション(PSF)研修 ・PSFモデル4つのスキルの概説・意思決定支援スキルのワーク など	2024年1月13日(土) 13:30~17:00
トーキングマット研修（3回構成） ・絵カードやその活用法の説明・絵カードを使った演習など	2024年1月13日(土) 10:00~12:30 2024年1月20日(土) 10:00~12:30 2024年2月 3日(土) 10:00~12:30
リスクの捉え直し研修 ・概要の講義・事例をもとにした演習やグループワーク など	2024年2月4日(日) 10:00~12:00
選好(プレファレンス)の記録化と共有研修 ・概要の講義・記録のワークやディスカッション など	2024年2月4日(日) 13:00~16:00

24

アドボケイトWG 権利擁護支援専門員（フォロワー支援専門員／独立アドボケイト）

- ・ 2022年10月から活動開始。進行中のケースについて各フォロワーとの面談を通じた支援を行う。
- ・ 当初は随時実施としていたが、現在は、フォロワーからの実施報告書が提出された後、個別にアポイントを取得し、報告書を踏まえて面談を実施する形に変化。
- ・ オンラインにて、1回あたり1時間程度（月1回程度）の面談を実施。

- ・ 現在の進行方法としては、概ね以下のとおり。

①面談趣旨の説明

記録をとること。面談結果を踏まえて専門員が権利擁護支援委員会へ報告すること 等

②フォロワーからの活動報告の受けとめ

報告書をお互いに見ながら、本人・フォロワーにどんな変化があったか（なかったか）、その他やってみて良かったこと、心配していること等をお話いただく。

③問いかけを通じたフォロワーへのスーパービジョン

・ 本人に会った際の周囲の環境、対応がどのようなものであったか
 ・ フォロワーとして気になっていることはどんなところか
 ・ 発見した本人の希望、選好や価値観に関してフォロワーがどのように感じているか 等
 を確認。専門員としては、アドバイスよりは「どんなふうに考えますか？そのときにどのように感じましたか？」といった形でフォロワーと対話することを心掛ける。

④情報提供

フォロワーの役割の確認、アドボケイトの視点を踏まえた活動のポイント、研修情報 等

- ・ 面談後、権利擁護支援委員会に提出する「アドボケイト報告書」を作成し、同委員会にて報告。
- ・ 権利擁護支援委員会の意見を踏まえて、専門員が必要に応じて、フォロワーに同席し本人と面談することもある。

フォロワーシステムに係るアドボケイト養成カリキュラム（素案ver.5）

- ・ アドボケイトとして求められる役割（Lv.1A普及啓発、Lv.1Bフォロワー支援、Lv.2独立アドボケイト）に応じた段階的な研修とする。
- ・ 以下の研修及び実践経験を一定期間中に経ることにより修了。（★共通、□Lv.1A、○Lv.1B、☆Lv.2）
- ・ 既存の研修や他の機関が実施する研修との一部組み合わせによる実施も可とする。
- ・ アドボケイトは、必ず当該事業実施自治体内部で養成しなければならないものではなく、全国を対象とした研修実施機関による実施なども考えられる。

- ①本人中心
- ★ 障害の理解を深める研修 【例：フォロワー導入講座】
 - ★ 支援付き意思決定の理解を深める研修
 - 意思決定支援の理解を深める研修 【例：SDM基礎研修】
 - フォロワーの行動指針と実践に関する研修
 - ☆ FSアドボケイトの行動指針と実践に関する研修
- ②エンパワメント
- 意思決定支援の入門スキル研修 【例：SDMスキルアップ研修】
 - ☆ 意思決定支援の専門基礎スキル研修 【例：PSF・TM・PREF・PRT】
- ③独立性・守秘義務
- ☆ アドボカシーへの理解を深める研修
- ④フォロワーシステム実践
- ★ フォロワーシステムへの理解を深める研修
 - フォロワーシステム推進員実地研修
 - フォロワー支援専門員実地研修
 - ☆ フォロワーシステムに係る独立アドボケイト実地研修

26

独立アドボケイトLv.1B フォロワー支援専門員養成カリキュラム（案）ver. 5

レベル	申込条件 ◎必須／○選択／	内容 ○既存 ☆新規	修了後にできること
レベル1B: 意思決定フォロワー支援 専門員養成講座	◎フォロワー導入・実践講座参加 ○フォロワー経験（6か月以上） ○権利擁護支援委員会での活動経験 ○障害当事者団体の活動経験等その他当事者活動従事経験	○ ☆障害者権利条約と支援付き意思決定 ☆フォロワーの行動指針と実践 ☆アドボカシー論（基礎） ☆フォロワーシステムの意義 ☆フォロワー支援専門員の役割と実践 ☆フォロワー支援専門員実地研修	フォロワーとの面談支援を効果的に 行うためのマインドとスキルが身に つきます。SDM-Japanが認定する 「フォロワー支援専門員（Lv.1アド ボケイト）」として登録し、専門員 活動に関与することができます。

レベル1B到達までの研修イメージ（仮） ※A→Fまで3年以内（C→Fまで1年以内）に終わることを目安とする。

A	B	C	D	E	F
フォロワー導入研修	→ フォロワー実践研修	→ 専門員募集	→ アドボケイト基礎研修	→ 実地基礎研修	→ 専門員登録
- 半日2日 又は - 1日研修 例：10/27 or 11/6,8	- 半日研修 例：11/20		- 1日研修	- 半年程度 ※各種研修と並行 して実施すること も可能とする。	

※他の地域での研修実施・単位互換も検討

- | | | | | |
|----------------------|----------------------------|-------------------|--|-----------|
| ①フォロワーの活動と期待される役割 | ⑤フォロワー経験交流 | ⑦障害者権利条約と支援付き意思決定 | ⑫実地研修：フォロワー支援の経験者とともに、フォロワー面談・報告書作成・権利擁護支援委員会での報告等の一連の流れを理解する（OJT） | ⑮個別面談等の実施 |
| ②当事者の思いの疑似体験（しがらみの糸） | ⑥事業者（赤）・権利擁護支援委員会（緑）との意見交換 | ⑧フォロワーの行動指針と実践 | | |
| ③研修サポーター（当事者）との協働ワーク | | ⑨アドボカシー論(基礎) | | |
| ④障害の社会モデル | | ⑩フォロワーシステムの意義 | | |
| | | ⑪フォロワー支援専門員の役割と実践 | | |

27

アドボケイト基礎研修（案ver.2） 3月2日（日）午前9時30分～11時50分

時間	テーマ	概要	講師
9:30～ 9:40	オリエンテーション		本間
9:40～ 10:10 (30分)	フォロワーシステムが 目指すもの	・支援付き意思決定の保障とは ・支援者と支持者を分けることの重要性 (なぜ併存できないのか?) ・フォロワー活動の効果 ・支持者であり続けることの難しさとアドボケイト によるサポートの必要性	水島
10:10～ 10:30 (20分)	フォロワー支援専門員の 活動について	・フォロワー支援専門員の登録手続 ・一連の活動の流れ(フォロワー報告書の受領から 面談、報告書作成、権利擁護支援委員会での報告	水島
10分	休憩		
10:40～ 11:50 (70分)	アドボカシーの基礎	・アドボカシー／アドボケイトとは ・アドボカシーの歴史 ・アドボカシー活動の広がり ・アドボカシーの必要性、メリット ・アドボカシーの原則、行動指針 ・「やってあげる」ではいけない理由は? :専門職の帽子を脱ぐこと、自己覚知の重要性	堀

※司会進行：本間

28

アドボケイト基礎研修（案ver.2） 3月2日（日）午後0時50分～4時40分

開始時間	テーマ	概要	講師
12:50～ 14:30 (100分)	障害者権利条約の基本理念と 必要性について考える(チョイス &コントロール)	・「障害」って何? ・平等、差別禁止、インクルージョン ・当事者が求めてきたこと＝経験談 ・障害者権利条約、基本法などによる裏付け (理念中心)	当事者 木本・大瀧 × 専門職 長澤・山下 (コーディネート 水島)
	ワークショップ	上記の点について、受講者同士でディスカッ ションを行う(グループ分け) ・これまで行ってきたフォロワー活動、当事者 活動経験などの共有	ファシリテーター、講師がグ ループに入る
10分	休憩		
14:40～ 16:20 (100分)	フォロワー面談の在り方(メン タリング・スーパービジョンの 手法を学ぶ)	・フォロワー面談とは ・面談の流れ ・面談時の姿勢 ・面談手法	名川
	ケース検討	※これまでのフォロワー面談、権利擁護支援 委員会における議論を踏まえて、具体的な論 点についてグループで検討	ファシリテーター、講師がグ ループに入る
16:20～ 16:40	モデル研修アンケート・ヒアリ ング等		本間

※司会進行：本間

29

実地基礎研修（案）

1 専門員の標準スケジュール

- 【第1週】意思決定フォロワーが権利擁護支援委員会（事務局）に前月分の活動報告書を提出する。
事務局がフォロワー支援専門員（専門員）に活動報告書を共有する。
- 【第2週】専門員がフォロワーと個別面談を行う。
面談報告書を作成し、事務局に提出
- 【第3週】権利擁護支援委員会の開催。必要に応じて専門員が出席し、委員に報告する。

2 実地基礎のイメージ（標準）

① フォロワーとの顔合わせ

専門員経験者とアドボケイト研修生が、フォロワーと顔合わせをし、専門員の役割等の説明を行うと共に今後の面談予定、方法等について協議する。

② 初回フォロワー面談月

- ・専門員経験者と研修生が、フォロワー面談に臨む。まずは専門員経験者が主として面談を行い、研修生は補足的に質問する。また、研修生は面談記録を取る。
- ・フォロワー面談終了後、専門員経験者は研修生と本日のポイントについて協議する。
- ・面談報告書については専門員経験者が主として作成し、研修生も意見を述べる。
- ・権利擁護支援委員会において、専門員経験者が報告する様子を傍聴し、事後に振り返る。

③ 2回目～4回目フォロワー面談月

個別面談、報告書作成、権利擁護支援委員会での報告について、専門員経験者と研修生が協議しながら、少しずつ役割を研修生にシフトしていく。特に報告書については、専門員経験者が必ず研修生の起案した報告書の添削を行う。

④ 5回目、6回目フォロワー面談月

個別面談、報告書作成、権利擁護支援委員会での報告を研修生が主として行う。
専門員経験者は、研修生の習熟状況を確認し、専門員としての基礎的なマインドとスキルが確保されていると判断した場合には、研修生に専門員登録を促し、以後は新専門員が単独で活動する。³⁰

評価WG

評価指標の確定と実施（1）

● 2024年1月

たたき台を踏まえて本事業のロジックモデルの検討を行った

● 2024年3月

検討内容を踏まえて本事業のロジックモデルの確定を図った

● 2024年5月

作成したロジックモデルを基にニーズ評価、プロセス評価、アウトカム評価の各項目を検討した

● 2024年7月

ニーズ評価、プロセス評価、アウトカム評価の各項目を確定した

● 設定した項目を用いてプロセス評価とアウトカム評価を以下の日程で実施した

2024年11月15日、16日、17日、25日
12月19日、20日

32

評価WG
アンケート項目（フォロワー向け）

プロセス評価：ロジックモデルにおける活動・取組みの各項目について、プロセス評価項目とした。

【プロセス評価：フォロワー】

1. 本人とコミュニケーションがとれていますか？
 - 1) とれている
 - 2) どちらともいえない
 - 3) とれていない
2. 定期的に本人に関わり本人の声を生活基盤サービス事業者に届けていますか？
 - 1) 届けている
 - 2) どちらともいえない
 - 3) 届けていない
3. 本人の思いを受け止めて支持していますか？
 - 1) している
 - 2) どちらともいえない
 - 3) していない
4. 本人の希望や本人とのコミュニケーションを広げたり深めたりしていますか？
 - 1) している
 - 2) どちらともいえない
 - 3) していない
5. 本人の希望や主張を表に出すことを手伝っていますか？
 - 1) 手伝っている
 - 2) どちらともいえない
 - 3) 手伝っていない
6. 本人の希望や主張を周りの人にマイクやスピーカーのように伝えていますか？
 - 1) 伝えている
 - 2) どちらともいえない
 - 3) 伝えていない
7. 本人の希望や主張や困りごとについて権利擁護支援委員会に相談していますか？
 - 1) 相談している
 - 2) どちらともいえない
 - 3) 相談していない
8. 本人とともに生活基盤サービス事業者等の周囲の方に協力を求めていますか？
 - 1) 求めている
 - 2) どちらともいえない
 - 3) 求めていない

33

評価WG アンケート項目（事業者・事業実施団体向け）

【プロセス評価：事業者】

1. 本人の声を聞く態度を本人に示していますか？
 - 1) 示している
 - 2) どちらともいえない
 - 3) 示していない
2. 本人の思いを受け止め理解しようとしていますか？
 - 1) している
 - 2) どちらともいえない
 - 3) していない
3. 自分たちの役割に応じた必要な支援を本人に対して行っていますか？
 - 1) 行っている
 - 2) どちらともいえない
 - 3) 行っていない
4. 本人の思いを受け止め理解しようとしていますか？
 - 1) している
 - 2) 該当しない
 - 3) していない
5. 必要に応じて本人の選好や価値観を収集した上で意思決定フォローとともに本人の思いを周囲に届けるようにしていますか？
 - 1) している
 - 2) 該当しない
 - 3) していない
6. 自分たちの役割に応じた必要な支援を本人に対して行っていますか？
 - 1) 行っている
 - 2) 該当しない
 - 3) 行っていない

【プロセス評価：事業実施団体】

1. 各自の役割を維持しながら事業を実施していますか？
 - 1) 実施している
 - 2) どちらともいえない
 - 3) 実施していない
2. 生活基盤サービス事業者による関係性の濫用を早期に発見し適切な措置を講じていますか？
 - 1) 講じている
 - 2) 該当しない
 - 3) 講じていない
3. 各自が本人の思いを受け止め、支持または理解できるような働きかけを行っていますか？
 - 1) 行っている
 - 2) どちらともいえない
 - 3) 行っていない
4. 各自が積極的に取り組めるよう必要な支援を行い、持続可能な体制を構築していますか？
 - 1) 構築している
 - 2) どちらともいえない
 - 3) 構築していない

34

評価WG アンケート項目（本人向け）

アウトカム評価： ロジックモデルにおける直接アウトカムの各項目について、アウトカム評価項目とし、できるようになったか否かを確認し、あわせてそれは誰のおかげあるいは何のおかげかを確認した。

【アウトカム評価：本人】

- 1-1. あなたの思い（伝えたいこと）を周りの人に伝えることができるようになりましたか？
 - 1) できるようになった
 - 2) どちらともいえない/わからない
 - 3) 以前と変わらない
- 1-2. （1-1で「できるようになった」と答えた方について）
どのようなことを伝えることができましたか？
- 1-3. （1-1で「できるようになった」と答えた方について）
それは誰のおかげあるいは何のおかげだと思いますか？
- 2-1. 周りの人があなたのことを決めてかかることがなくなってきましたか？
 - 1) なくなってきた
 - 2) どちらともいえない/わからない
 - 3) 以前と変わらない
- 2-2. （2-1で「なくなってきた」と答えた方について）
どのような理由でそう感じますか？
- 2-3. （2-1で「なくなってきた」と答えた方について）
それは誰のおかげあるいは何のおかげだと思いますか？

- 3-1. 周りの人があなたの思い（伝えたいこと）を聞いて理解してくれるようになりましたか？
 - 1) なった
 - 2) どちらともいえない/わからない
 - 3) 以前と変わらない
- 3-2. （3-1で「なった」と答えた方について）
どのようなことを聞いて理解してくれるようになりましたか？
- 3-3. （3-1で「なった」と答えた方について）
それは誰のおかげあるいは何のおかげだと思いますか？
- 4-1. あなたの思い（伝えたいこと）を応援してくれる人ができましたか？
 - 1) できた
 - 2) どちらともいえない/わからない
 - 3) 以前と変わらない
- 4-2. （4-1で「できた」と答えた方について）
どのようなことを応援してくれるようになりましたか？
- 4-3. （4-1で「できた」と答えた方について）
それは誰のおかげあるいは何のおかげだと思いますか？

35

評価WG アンケート項目（フォロワー向け）

【アウトカム評価：フォロワー】

1－1．本人が自分の思い（伝えたいこと）を周りの人に伝えることができるようになりましたか？

- 1) できるようになった
- 2) どちらともいえない/わからない
- 3) 以前と変わらない

1－2．（1－1で「できるようになった」と答えた方について）
どのようなことを伝えることができるようになりましたか？

1－3．（1－1で「できるようになった」と答えた方について）
それは誰のおかげあるいは何のおかげだと思いますか？

2－1．周りの人が本人のことを決めてかかることがなくなってきましたか？

- 1) なくなってきた
- 2) どちらともいえない/わからない
- 3) 以前と変わらない

2－2．（2－1で「なくなってきた」と答えた方について）
どのような理由でそのように感じますか？

2－3．（2－1で「なくなってきた」と答えた方について）
それは誰のおかげあるいは何のおかげだと思いますか？

3－1．周りの人が本人の思い（伝えたいこと）を聞いて理解してくれるようになりましたか？

- 1) なった
- 2) どちらともいえない/わからない
- 3) 以前と変わらない

3－2．（3－1で「なった」と答えた方について）
どのようなこと理解してくれるようになりましたか？

3－3．（3－1で「なった」と答えた方について）
それは誰のおかげあるいは何のおかげだと思いますか？

4－1．本人の思い（伝えたいこと）を応援してくれる人ができましたか？

- 1) できた
- 2) どちらともいえない/わからない
- 3) 以前と変わらない

4－2．（4－1で「できた」と答えた方について）
どのようなことを応援してくれるようになりましたか？

4－3．（4－1で「できた」と答えた方について）
それは誰のおかげあるいは何のおかげだと思いますか？

36

評価WG アンケート項目（事業者向け）

【アウトカム評価：事業者】

1－1．本人が自分の思い（伝えたいこと）を周りの人に伝えることができるようになりましたか？

- 1) できるようになった
- 2) どちらともいえない/わからない
- 3) 以前と変わらない

1－2．（1－1で「できるようになった」と答えた方について）
どのようなことを伝えることができるようになりましたか？

1－3．（1－1で「できるようになった」と答えた方について）
それは誰のおかげあるいは何のおかげだと思いますか？

2－1．周りの人が本人のことを決めてかかることがなくなってきましたか？

- 1) なくなってきた
- 2) どちらともいえない/わからない
- 3) 以前と変わらない

2－2．（2－1で「なくなってきた」と答えた方について）
どのような理由でそのように感じますか？

2－3．（2－1で「なくなってきた」と答えた方について）
それは誰のおかげあるいは何のおかげだと思いますか？

3－1．周りの人が本人の思い（伝えたいこと）を聞いて理解してくれるようになりましたか？

- 1) なった
- 2) どちらともいえない/わからない
- 3) 以前と変わらない

3－2．（3－1で「なった」と答えた方について）
どのようなこと理解してくれるようになりましたか？

3－3．（3－1で「なった」と答えた方について）
それは誰のおかげあるいは何のおかげだと思いますか？

4－1．本人の思い（伝えたいこと）を応援してくれる人ができましたか？

- 1) できた
- 2) どちらともいえない/わからない
- 3) 以前と変わらない

4－2．（4－1で「できた」と答えた方について）
どのようなことを応援してくれるようになりましたか？

4－3．（4－1で「できた」と答えた方について）
それは誰のおかげあるいは何のおかげだと思いますか？

37

英国でのプレゼンテーションについて（2023年度）

- 本モデルプロジェクトの議論を踏まえて提起された、意思決定支援を確保するための体制及び実践状況について対外的に報告する機会を設けるとともに、海外からの本プロジェクトの評価を踏まえ、本プロジェクトが今後、障害者権利条約をふまえた支援付き意思決定事業の世界的なモデルとなるために必要な要素・条件等を協議した。約50名（うち日本からの参加者は11名）による3日間の集中討議。意思決定支援分野で世界的に有名な哲学者、司法関係者、社会福祉関係者、アドボケート、研究者等が集った。
- 本プロジェクトは支援付き意思決定研究において世界的に権威のあるカナダIrisのマイケル・バック氏、エセックス大学教授ウェイン・マーティン氏、法廷弁護士アレックス・ラック・キーン氏、法社会学研究者ルーシー・シリーズ氏からも高い評価を受けた。

【時 期】

令和5年8月9日～11日

【場所等】

University of Essex（エセックス大学）

【対 象】

英国、欧州、アジア各国における意思決定支援の研究者、実践者（アドボケート・社会福祉専門職・司法専門職）、地方自治体職員等

【内 容】

支援付き意思決定（supported decision-making）の理論、実践、政策

- ・基調報告（水島氏）
- ・パネルプレゼンテーション（名川氏）
- ・ビデオ出演（安藤氏・木本氏など）



23

問1 意思決定フォロワーの役割について どのように感じましたか？

- 信頼できる近親者がいない場合に役立つと思われる。【英国・看護師】
- 永続的な関係を築き、その人への理解を深め、実践的な支援と擁護を行うのが役割だと思う。【イングランド・看護師】
- 本当に気に入っている！私が特に気に入ったのは、以下の2点だ： 1)長期的で、信頼関係やその人についての深い知識を構築する時間を与えてくれる。イングランドとウェールズでは、IMCAは非常に短期的で、タスク・アンド・フィニッシュ的なアドボカシーへのアプローチであり、必ずしも日常生活の問題を対象にしているわけではない。2) 本人の意思決定を「応援する」という考え方に基づいている（これは美しい表現だ）。最善の利益に基づいて動くIMCAほどパターンリスティックではない。あなた方の取組は、ジョー・ワトソンにも影響を受けているように聞こえた。【英国・大学講師】
- マイクとスピーカーという比喻はとても力強いもので、とても印象的だった。また、（日本語でも同じだと思うが）「フォロワー」という言葉は、「サポーター」という通常の役割とは異なる、重要なものを的確に捉えていると思う。【イングランド&ウェールズ・法廷弁護士】

問2 本モデルにおける独立アドボケイトの役割について どのように感じましたか？

- 真の自律のためには、アドボケイトが不可欠だろう。【英国・看護師】
- 意思決定フォロワーの役割とのクロスオーバーがあると思う。【イングランド・看護師】
- 私の理解では、本モデルの独立アドボケイトは意思決定フォロワーをチェックし、彼らが正しい理解とアプローチを持っていることを確認し、問題を解決するためにそこにいるのだろうか？これは、英語のケア専門家が「スーパービジョン」と呼ぶものに少し似ているような気がする。良いスーパービジョンは、クライアントにとってもフォロワーにとっても本当に重要だと思う。私の記憶が正しければ、彼らは調停者のように紛争を解決する手助けをすることもできる。これも本当に役に立つと思う。英国では、やはり紛争を解決してくれる特定の人がないので、物事が本当に泥沼化してしまうことがある。独立した人がいるというのは素晴らしいアイデアだ。【英国・大学講師】
- これは、意思決定フォロワーが、求められる機能を果たすことができない（あるいはその気がない）状況に対する、非常に賢明なセーフガードであるように思われる。【イングランド&ウェールズ・法廷弁護士】

問3 豊田市での権利擁護支援モデル全体の仕組みについて どのように感じましたか？

- 非常によく考えられている。エンパワーメントされた。【英国・看護師】
- 本当に感動した。イギリスで使われている用語とはまったく違うので、最初は戸惑いもあったが、素晴らしいプレゼンテーションで説明されたため、とても印象に残った。委員会の役割も良い。イギリスのソーシャルワーカーが読むような雑誌、たとえば『British Journal of Social Work』などに論文を発表することを検討していただければと思う。【英国・大学講師】
- 私は、豊田モデルは障害者の法的能力行使を確保するための非常に創造的な方法だと思う。私からは、より広い観点から3つの意見を申し上げたい：(1)プレゼンテーションの中で、またセッションの中で再度指摘された、この仕組みはより広い社会の他の人々の連帯によってのみ成功するという指摘は、非常に重要なものであり、連帯をどのように育むことができるかという重要な問題を生じさせている。(2)私は、プレゼン上、子どもたちに関するアドボケイトの仕事を明確に引き出さないことが重要だと思う（たとえ、マイク／スピーカーのアナロジーがこの分野の発想から得た非常に良いものであったとしても）。これは、障害を持つ大人は「大きな子ども」以上の存在ではないという社会的感覚を永続させる危険性がある。(3)私としては、現状の豊田モデルがCRPDの要件に準拠しているというのは、非常に正論だと思う。一般的意見1（または委員会関係者の著作）にあるようなCRPD委員会の要求事項が条約を超えるものである限り、その要求事項を遵守するような措置を取ろうとする前に、私は非常に慎重である。条約を超える措置を取ることが適切で賢明な場合もあるだろうが、それは日本国民が適切な議論を経て決定すべき問題である。【イングランド&ウェールズ・法廷弁護士】

豊田市地域生活意思決定支援事業（意思決定支援モデルプロジェクト）における役割分担の改定案（2024.10）

共通理念	○【十人十色】本人にとっての彩（いろどり）ある暮らしと一緒に描きます。 ○【尊厳】周りの価値観ではなく、本人の価値観を基準に考えます。 ○【共働】お互いの立場を尊重しながら、それぞれの役割を全うします。					
	本人	意思決定支持者 通称：とよた意思決定フォロー	生活基盤サービス事業者	権利擁護支援委員会		
				事務局	合議体	「金銭管理担当」及び「アドボケイト」
対象・参画者	以下の全てに該当する者 ・精神上の理由又は社会的障壁により、意思決定及び金銭管理等に支援が必要。 ・当該課題に対し、親族からの支援又は民間事業者が提供するサービスの利用による支援を受けることが困難である者であること。 ・支援の内容を理解できる又は成年後見制度（未成年後見を含む）を利用している。	・豊田市が委嘱した市民 ※専用講座として、とよた意思決定フォロー導入講座を実施。	・豊田市の指定を受けた事業者 ※当面は、社会福祉法人であって、介護保険サービス又は障がい福祉サービスの指定を受けた者を想定。 ※移行型任意後見契約のみによってサービスを提供している事業者は、指定申請することができない。	・事務局→豊田市・豊田市社協（中核機関） ※市民後見人等の育成・活躍支援を行っている観点・範疇から、一部の取組は、豊田市成年後見支援センターも参画。	・市民／当事者 ・司法専門職 ・福祉関係者 + SDM-JAPAN	・権利擁護支援（金銭管理）に関する専門的な知見・実務経験を有する者」 ・「権利擁護支援（アドボカシー）に関する専門的な知見・実務経験を有する者 ※当面は、後見監督人等、当事者支援活動の実務経験等のある者を想定。 ※権利擁護支援専門員に対するアドボケイト基礎研修の実施を予定 + SDM-JAPAN
ひと言でいうと	－	・定期的な訪問を通じ、本人が地域生活で望むことについて耳を傾け、一緒に考えるところに、その希望を後押しする。	・日常的に必要な手続又は要する費用の支払や付随する管理など地域生活で基盤となる行為に関する便宜を供与することを通じ、本人の生活の質的向上を支援する。	・本人からの苦情、フォロー及び事業者からの報告の受付並びに相談及び基本的な対応を行う。	・権利擁護支援としての本事業の適切な運営と苦情解決のため、第三者の立場で、フォロー及び事業者に助言又は勧奨を行う。	・本人への権利擁護支援を図るため、金銭管理及び意思決定支援の定期チェックを行うとともに、必要に応じて、第三者の立場で、意思決定支援を行う。

	本人	意思決定フォロー (意思決定支持者)	生活基盤サービス事業者	事務局	合議体	「金銭管理担当」及び「アドボケイト」
本人との関係性の担保	○開始の手続き ・事業の利用を希望する本人が豊田市に事業の利用登録をする。 ・事業者から重要事項の説明を受け、同事業者との契約を締結する。 ○マッチング ・フォローの派遣について、マッチングの機会を設けることを希望できる。 ○関係性の解除 ・フォローの交代について、委員会へ相談できる。 ・契約解除条項に基づき、事業者との関係を解除できる。	○開始の手続 ・本人が豊田市に事業の利用登録をし、利用を開始することで、派遣する。 ・この際、マッチングに必要な内容について、本人同意により個人情報の共有を可能とする。 ○マッチング ・本人の希望により、マッチングの機会に参加する。 ○関係性の解除 ・委員会への相談や調整を経て、関係を解除することができる。 (期間を定めフォロー交代を検討)	○開始の手続 ・本人が豊田市に事業の利用登録をし、利用を開始したら、重要事項説明書で支援の内容等を説明した上で、契約を締結（フォローや委員会の関与を規定）する。 ・この際、本人同意により個人情報の共有を可能とする。 ○マッチング ・フォローの派遣について助言することがある。 ・マッチングの機会において補助することがある。 ○関係性の解除 ・本人及び事業者からの契約解除条項を設け、それに基づき、関係を解除できる（重要事項説明書により予め説明が必要）。	○開始の手続 ・本人が豊田市に事業の利用登録をし、利用を開始することで関係性が生じること。 ・この際、事前の本人同意により、必要な個人情報の獲得を可能とする。 ○マッチング ・本事業の説明、マッチングの機会の調整を行うことがある。 ○関係性の解除 ・本人が本事業の利用をやめることに併せて、関係性が解除される。	○開始の手続 ・同左 ○マッチング ・事業開始後すぐに、金銭管理の確認を行う専門員を選定する。 ○関係性の解除 ・同左	○開始の手続 ・同左 ○マッチング ・委員会（合議体）により担当者を調整、決定する。 ○関係性の解除 ・同左

	本人	意思決定フォロー (意思決定支持者)	生活基盤サービス事業者	事務局	合議体	「金銭管理担当」及び「アドボケイト」
やること (活動・支援)	○金銭管理・消費活動及び関係手続 ・本人が、生活における金銭の使い道を考える。 ・金銭管理・消費活動に関する書類の提出や、預金の引出し・購入などについて、本人自身が主体的に行う。	○金銭管理・消費活動及び関係手続 ・本人が生活上の意思決定を考えるための必要に応じて情報収集・提供を行う。 ・本人が生活上の意思決定を考える際に、問いかけや共感などを通じ、一緒に考える。 ・金銭管理・消費活動に関する書類の提出や、預金の引出し・購入などについて、本人に同行することがある。	○金銭管理・消費活動及び関係手続 ・本人との面談(フォローも同席可)やフォローからの情報提供を踏まえ、個別支援計画を作成する。 ・本人の金銭について、日常的な生活に必要な範囲で、管理する。 ・各種利用料や光熱水費についての引き落とし手続きなど適切な管理に向けた便宜を図る。 ・既存サービスにおける支援の場面などを通じて、本人に必要な金銭を受け渡す。 ・金銭管理・消費活動に関する書類の請求や、預金の引き出しなどについて同行することがある。	○金銭管理・消費活動及び関係手続 ・事業者から個別支援計画を受理し委員会（合議体）へ報告する。 ・フォローからの相談に対応するとともに、定期報告を受け付ける。 ・事業者からの相談に対応するとともに、定期報告を受け付ける。 ・必要に応じて、委員会（合議体）に、相談内容に対する助言を仰ぐとともに、対応を求める。	○金銭管理・消費活動及び関係手続 ・事業者から個別支援計画を受理する。 ・事務局からの定期報告を受けて、課題の指摘、解決策の検討を行う。 ・個別支援計画によって当初想定されていた支払い以外の執行を行う場合、事業者が提供している他のサービスについて新しく契約をする場合は、事前に必要性を確認する。 ・必要に応じて、専門員による個別対応の依頼を行う。 ・必要に応じて、事業者の対応に改善を求める勧奨を行う。	○金銭管理・消費活動及び関係手続 ・事業者から提出された金銭管理の記録から、適正をチェックする（3か月に1回）。 ・委員会（合議体）の要請に基づき、権利擁護支援（金銭管理を含む）に関係する本人面談、ケース会議の出席や契約の立会いを行う。

	本人	意思決定フォロー (意思決定支持者)	生活基盤サービス 事業者	事務局	合議体	「金銭管理担当」及び「アドボケイト」
活動・支援 時における 留意事項	—	○金銭管理・消費 活動及び関係手続 ・本人の金銭については直接取り扱わないこと。 ・書類の提出や、預金の引き出し・購入などについて、本人の依頼を受けても、本人不在で代わりに行わないこと（ただし、本人がいる状況での代筆や金銭を数えて店員に渡すなどの合理的配慮を行うことは差し支えない）。 ・介助行為は行わない（別に介護保険サービス又は障がい福祉サービス等を利用する）。	○金銭管理・消費 活動及び関係手続 ・個別支援計画は、フォローや専門員の意見を踏まえて、サービス提供責任者・サービス管理責任者・ケアマネジャー・相談支援専門員が作成すること（ケアマネジャー・相談支援専門員の場合は、ケアプラン・サービス等利用計画に盛り込むことで差し支えない）。 ・金銭管理は、管理者又はサービス提供責任者・サービス管理責任者・ケアマネジャー・相談支援専門員のもとで行うこと（手続きなどの便宜、支援などを通じて金銭を受け渡すことは、支援者が実施して差し支えない）。 ・資産・高額の金銭や重要書類を管理しないこと（これらは社協等のサービスを別途利用する）。	○金銭管理・消費 活動及び関係手続 ・本人の金銭を所持・管理しないこと。	○金銭管理・消費 活動及び関係手続 ・同左	○金銭管理・消費 活動及び関係手続 ・同左

	本人	意思決定フォロー (意思決定支持者)	生活基盤サービス 事業者	事務局	合議体	「金銭管理担当」及び「アドボケイト」
やること （活動・支援）	○意思決定 ・本人自身が望む生活を事業の関係者に伝える。 ・本人自身が望む生活の実現に向け、本人自身が主体的に活動を行う。	○意思決定支援 (表出・形成・実現) ・本人への面談により、本人のこれまでの暮らし方や価値観、好き嫌いを知る。 ・定期的な訪問のほか、必要に応じて、本人とともに余暇活動、社会活動に同行もしくは参加することがある。 ・本人が希望を第三者に伝えられるように、付き添う（事業者に対する相談、申入れを含む）。 ・その他、本人の希望の実現に向け、例えば、サービス利用窓口への同行や合理的配慮などを行うことがある。	○意思決定支援 (表出・形成・実現) ・本人との面談や本人立会いの下でのフォローからの情報提供を踏まえ、支援を実施する。 ・本人からの相談を受けて、金銭管理における対応を適宜行うとともに、必要に応じて、既存サービスにおける支援にも、本人の希望を取り入れる。	○意思決定支援 (表出・形成・実現) ・フォローからの相談に対応するとともに、定期報告を受け付ける。 ・必要に応じて、委員会（合議体）に、相談内容に対する助言を仰ぐとともに、対応を求める。	○意思決定支援 (表出・形成・実現) ・個別支援計画を受理する。 ・事務局からの定期報告を受けて、課題の指摘、解決策の検討を行う。 ・本人が入院・入所をする場合は、事前に本人の意向の面からの必要性を確認し、必要に応じて助言を行う。 ・必要に応じて、専門員による個別対応の依頼を行う。	○意思決定支援 (表出・形成・実現) ・本人が入院・入所をする場合は、フォローと共働して、本人との面談やケース会議の出席などを通じて、本人の意向を確認する。

	本人	意思決定フォロー (意思決定支持者)	生活基盤サービス 事業者	事務局	合議体	「金銭管理担当」及び「アドボケイト」
活動・支援 時における 留意事項	—	○意思決定支援 (表出・形成・実現) ・本人に対する法律上の代理権を持たないこと。 ・本人不在のところで代弁行為は行わないこと（本人の主張がそのまま伝わるように発言を補うなどの合理的配慮を行うことは差し支えない）。 ・一定の類型に該当する意思決定（居所の移転、高額の金銭支出などの大きな意思決定）の場合には、委員会（事務局）に必ず相談するとともに、必要に応じて、専門員の判断を仰ぐこと。	○意思決定支援 (表出・形成・実現) ・日常生活範囲の金銭管理に関する代理行為（維持・管理）は契約書に記載。ただし、個別支援計画に記載した内容以外を事業者の判断のみで行使（処分）しないこと。 ・死因贈与契約を締結することは禁止。 ・本人に対するすべてのサービスを当該事業者のみで提供している場合には、金銭の受け渡しの際に、フォローの立ち合いを必ず要すること。 ・当該事業者が提供している別のサービスについて、新たな契約を締結する必要がある場合は、委員会に必ず事前に相談すること。また、契約時には、フォローの立ち合いを必ず要すること。	○意思決定支援 (表出・形成・実現) ・本人に対する法律上の代理権を持たないこと。	○意思決定支援 (表出・形成・実現) ・同左 ・フォロー及び事業者に対する改善の勧奨は法的拘束力を持たない。 ・成年後見制度の利用の必要性が生じた場合は、市長又は豊田市成年後見支援センターに対し、速やかに、その旨を通知する。	○意思決定支援 (表出・形成・実現) ・同左 ・同左 ・本人不在のところで代弁行為は行わないため、本人不在のケース会議等には出席しない。 ・フォローから提出された活動報告書の内容及びフォローとの定期面談又は調査活動を踏まえ、委員会に報告・情報共有する(アドボケイト)。

	本人	意思決定フォロー (意思決定支持者)	生活基盤サービス事業者	事務局	合議体	「金銭管理担当」及び「アドボケイト」
やること (活動・支援)	-	○記録・報告・情報共有 ・活動を記録し、月1回、委員会(事務局)に報告する。 ・この際、活動の記録だけでなく、本人の価値観や好き嫌いに関することについても積極的に記録する。	○記録・報告・情報共有 ・支援内容について記録し、3か月に1回豊田市に提出する。 ・金銭管理状況について、3か月に1回、委員会に報告する。 ・その他の必要なサービスについて必要に応じて他機関と連携する(計画相談、ケアマネジメント等を含む)。 ・必要に応じて、相談支援事業を行う者(ケアマネジャー、相談支援専門員等)に情報提供するとともに、その他の介護保険や障がい福祉の各種サービス事業者との連携を行う。	○記録・報告・情報共有 ・フォロー及び事業者が提出する報告内容を確認する。 ・相談記録を保管する。 ・委員会に報告し、情報共有する。	○記録・報告・情報共有 ・事務局より情報共有のあったフォロー及び事業者の報告内容に懸念・疑義等がある場合には、追加確認、個別ヒアリング等を行うよう事務局に指示する。 ・事務局による追加確認等の結果、権利擁護支援についての懸念・疑義等がある場合には、追加調査等を行うよう専門員に指示する。	○記録・報告・情報共有 ・事業者から提出された金銭管理の記録から、適正をチェックし(3か月に1回)、委員会に報告・情報共有する。 ・フォローから提出された活動報告書の内容及びフォローとの定期面談又は調査活動を踏まえ、委員会に報告・情報共有する。 ・委員会(合議体)の追加調査等の要請に基づき、権利擁護支援の対応を行った事項について、委員会に報告する。
活動・支援時における留意事項	-	○記録・報告・情報共有 ・本人に同意が得られていない情報について、本人のいないところで共有しないこと。	-	-	-	-

	本人	意思決定フォロー (意思決定支持者)	生活基盤サービス事業者	事務局	合議体	「金銭管理担当」及び「アドボケイト」
やること (活動・支援)	-	-	-	○地域課題の対応 ・各種相談履歴等から地域課題を整理する。	○地域課題の対応 ・本事業で把握した地域課題を豊田市成年後見・法福連携推進協議会等に報告して、地域づくりの対応を求める。	-
活動・支援に対するフォロー	-	・不明や不安のある場合は、委員会(事務局)に相談し、必要に応じて助言を受けることができる。 ・その他、専門的な対応が生じた場合は、事務局からのコーディネートを経て、専門員からの支援を受けることができる。	・不明や不安のある場合は、委員会(事務局)に相談し、必要に応じて助言を受けることができる。 ・その他、専門的な対応が生じた場合は、事務局からのコーディネートを経て、専門員からの支援を受けることができる。	・フォロー及び事業者に対し、研修等の機会を提供する。	・事業者に専門的な対応の必要性が生じた場合は、助言を行う ・フォローに専門的な対応の必要性が生じた場合には、助言ないし専門員による支援を要請する。	・事務局の要請に基づき、フォローに対し、必要な支援を行う。
危機等への対応	-	・フォロー単独で対応しない。 ・虐待が懸念される等、本人にとって重大な影響が懸念される場面では、必ず早急に事務局に報告しなければならない(守秘義務の解除)。	・事業者単独で対応しない。 ・虐待が懸念される等、本人にとって重大な影響が懸念される場面では、必ず委員会(事務局)に報告しなければならない(守秘義務の解除)。	・フォロー及び事業者の報告を受け、委員会(合議体)に対応を求める。	・フォロー及び事業者の交代等、市長申立て、後見人等交代に関する勧奨を行う場合がある。 ・虐待通報を行う。 ・その他、法的支援へのつなぎを行う。	・委員会(合議体)の要請に基づき、本人に対して、必要な権利擁護支援を行う。 ・虐待が懸念される等、本人にとって重大な影響が懸念される場面では、支援者間での情報共有を行いつつ対応する(守秘義務の解除)。

	本人	意思決定フォロー (意思決定支持者)	生活基盤サービス事業者	事務局	合議体	「金銭管理担当」及び「アドボケイト」
不服・苦情への対応	・事業者の苦情等受付の窓口に本事業に関する苦情を申し出ることができる。 ・委員会(事務局)に本事業に関する苦情を申し出ることができる。	-	・本人からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、苦情等受付の窓口等の必要な措置を講じる。 ・苦情等を受け付けた場合には、苦情等の内容などを記録する。 ・委員会の行う苦情等に関する調査(文書等の提出、質問、設備・帳簿の検査など)に協力するとともに、委員会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。 ・豊田市から求めがあった場合には、改善の内容を報告する。	・本人からの苦情を受け付ける。 ・苦情等を受け付けた場合には、苦情等の内容などを記録する。 ・苦情等の内容を委員会(合議体)に報告する。	・事務局より報告のあった苦情等の内容について、必要に応じて、本人及び本事業に関係する者に対し、助言を行う。 ・必要に応じて、専門員に苦情に関する調査を求める。 ・必要に応じて、本人及び本事業に関係する者の同意を得て、苦情の解決のあっせんを行う。 ・必要に応じて、本事業に関係する者の対応の改善を求める勧奨を行う。	・委員会(合議体)の要請に基づき、必要な調査を行う。 ・苦情に関する調査内容を委員会(合議体)に報告する。

第1部

持続可能な権利擁護支援モデルのゆくえ

～意思決定支援モデルプロジェクトの成果を踏まえた社会福祉法制の改革とは～

意思決定支援モデルプロジェクト（豊田市地域生活意思決定支援モデル事業）について

1) 事業成果報告 豊田市における実施ケースの概要

畠中 尚範 Hatanaka Hisanori

豊田市よりそい支援課総合調整担当長

※参考 令和6年12月末時点のモデルケース分類



【開始時期】	生活基盤サービス事業者	年齢	障がい等			居所の状況		環境変化あり	後見制度利用あり
			高齢者	知的障がい	精神障がい	在宅	施設等		
ケース① 【R4.12～】	特別養護老人ホーム	70代	○				○		
ケース② 【R4.12～】	本人が元々利用していたグループホーム	50代		○		○		○ グループホームから一人暮らしへの移行	
ケース③ 【R6.1～】	特別養護老人ホーム	80代	○				○	○ 在宅から施設入所への移行	
ケース④ 【R6.9～】	生活介護	60代	○	○		○		○ 障がい福祉サービスから介護保険サービスへの移行	○ 保佐人
ケース⑤ 【R6.1～】	小規模多機能型居宅介護	70代	○		○	○			○ 後見人
ケース⑥ 【R6.3～】	グループホーム	30代		○			○		○ 親族後見人
ケース⑦ 【R6.6～】	小規模多機能型居宅介護	40代		○			○		○ 親族保佐人 専門職保佐人

	ケース①：身寄りなし高齢者の入所調整ケース	ケース②：グループホームから1人暮らしへの移行後も障がいサービス事業所が金銭管理支援に関わるケース
本人の概要・支援体制		
事業導入のきっかけ	○ 収入が少なく本人の自由になるお金が少ない方。本人も自由になるお金が少ないことを自覚しており、ほしいものなどがあっても遠慮してしまい自分からの意思表示は難しい状況。事業を利用することで本人の意思を知ることができるとよいと思い利用に至った。	○ グループホームから1人暮らしとなることが決まっていた方。自立度は高かったが環境の変化により本人がストレスを抱えるのではないかと考えられた。本事業を利用することで支援者でない立場の人が話を聞いてくれることで本人の負担軽減等になるのではないかと考え事業利用に至った。
経過概要	○ 「お団子が好きで食べたい」との会話をし、その後フォロワーが後押しすることで、本人が事業者へ「お団子を食べたい」と伝えることができた。 ○ はじめはお祭りに見に行くのを諦めていた本人が、フォロワーと買い物の外出を経験することで、「お祭りに行きたい」と事業者へ伝えることができた。 ○ 翌年のお祭りの時期には、即、事業者へ思いを伝えることができた。	○ 以前から頭痛に悩んでいた本人が、フォロワーと悩みを共有して、フォロワーが後押しをすることで、本人が手術することを医師に伝えることができた。 ○ 事業者への思いを、本人(フォロワー同席)、事業者、施設長との話し合いの中で、事業者に直接伝えることができた。友人との関係に悩んだときは自ら友人に伝えることができた。(フォロワー同席なし) ○ 意思決定ができるようになりフォロワー活動としては一旦終了を検討中。
事業導入での変化	○ フォロワー訪問がきっかけであるという自覚は持てないまでも、意思を伝えることをあきらめていた本人が支援者(事業者)に意思を伝えることができるようになった。	○ 自分の思いを他者に伝えることができるようになり、本人の自信につながった。自分自身のことを自分で決めることができるようになった。事業終了を考える対象者の整理。
成果	○ 介護サービス相談員(2カ月に1回程度の訪問)では難しく、本事業(1ヶ月に2回訪問)であったことで得られた成果だと考えられる。○ 記憶力の低下がある人であっても一定の効果がある。	○ 事業利用終了後の本人の見守り(コミュニティフレンド)継続。

2

	ケース③：身寄りなし高齢者の入所調整ケース	ケース④：「障がいから介護保険サービス移行問題」への対応+保佐人の役割検討ケース
本人の概要・支援体制		
事業導入のきっかけ	○ 夫との2人暮らしであったが、夫が自宅で急死。本人も弱った状況であった。判断能力が不安定であった本人へ事業者、行政が立ち合い、丁寧な説明を実施したことで本人の理解が得られ、介護保険サービス契約を開始。 ○ 遠慮がちな性格に加え環境の変化もあり他者に意思を伝えることが難かった。本人らしい生活ができるよう本事業の利用に至った。	○ 65歳となり介護保険サービスに移行するという説明を受けた際、本人は今の障がいサービスを利用し続けたいとの気持ちを周囲へ伝えることができなかった。のちに障がいサービス事業所へは気持ちを伝えたと、支援者ではない立場の人に気持ちを伝えることができるとよいのではないかと認められ、本事業利用に至った。
経過概要	○ 長野に行きたいことや、お墓参りの話題など何気ない話をするようになったところで、入退院を繰り返してしまい、フォロワーとの関係が築きにくい。	○ フォロワーの受け入れよく会話はされている。
事業導入での変化	○ 病状の不安定さがあることで意思表出ができるまでに時間がかかったが、少しずつ意思表出ができるようになった。	○ 大きな変化なし。
成果	○ 病状が不安定であったためなかなか面会できなかったことと本人の記憶力の低下があったことでフォロワーとの関係性を築くまでに時間がかかったが、病状が安定しフォロワーとの面会が継続できれば、ケース①同様の成果が得られる期待があった。	○ 現状までのところ大きな変化なし。

3

	ケース⑤：本人の希望に基づく生活の充実検討 + 成年後見人の役割検討ケース	ケース⑥：将来身寄りを頼ることができなくなる 「親亡き後」への準備検討ケース
本人の概要・支援体制	小規模多機能型居宅介護 (日常的な金銭管理支援) 70代女性・在宅 統合失調症 要介護3 後見人 (通帳・印鑑保管) フォロー (講座修了生) ケアマネ 訪問診療	グループホーム (日常的な金銭管理支援) 30代男性・グループホーム 知的障がい(療育A) 障がい支援区分6 生活介護 フォロー (講座修了生) 相談支援専門員 親(後見人) (通帳・印鑑保管)
事業導入のきっかけ	○ ゴミ出しもせず不衛生な環境・身なりで生活していた人。これまで一般的に必要なことであっても本人は受け入れることができていなかった。本人の価値観を尊重することができるよう本事業の利用に至った。	○ 現在は、親が生活用品を購入し届けている。親が元気なうちから、意思決定フォローが関わることで、これまで親が確認してきた本人の希望や価値、選好などを引き継ぐことができることを期待。親の意向により本事業利用に至った。
経過概要	○ 現在は、金銭管理を成年後見人、生活全般の支援を小規模多機能型居宅介護を利用して、在宅で生活している。 ○ お金の使い道にこだわりがあり、栄養バランスの高い配食サービスや夏季や冬季に冷暖房設備がある施設へのショートステイを勧めるが、「お金がかかるからいらない」と言って拒否。また、新しいものは受け入れられない性格で、自宅に布団は無く、お気に入りの介護用品以外は使わない。 ○ 令和6年1月フォロー面談開始するが、3月頃からは本人の拒絶が見られていた。	○ 現在は、グループホームに入居し、日中は同社会福祉法人が経営する生活介護を利用して過ごしている。 ○ ジュースやお菓子を買うためのお小遣いは、社会福祉法人に預けている。 ○ 一方で、歯ブラシ・歯磨き粉、髭剃り、下着、靴下、洋服などの生活用品は、不足が生じた場合、グループホームから親に連絡が入り、親が購入したりして届けている。
事業導入での変化	○ 一部不適切と思われるケアが見受けられたが、関係性の乱用への牽制ができていた。 ○ 拒絶的な本人であるが、赤の事業所とは異なるフォローワの存在を少しずつ受け入れ始めていた。	○ フォロワーの存在を認識し、名前を呼ぶまでにになった。
成果	○ もともと赤の事業所であっても積極的な関わりが持てていなかったケースであったため、フォローワとの関係性の構築に時間を要することが分かった。時間はかかりながらも本人が徐々に受け入れていくことが分かった。	○ 言語による意思表示が難しい場合、関係構築に時間を要することが想定されたが言語によるコミュニケーションが難しいと考えられる人であってもフォローワとの関係を築くことができる。

4

	ケース⑦：本人の希望に基づく生活の充実検討+保佐人の 役割検討ケース
本人の概要・支援体制	小規模多機能型居宅介護 (日常的な金銭管理支援) 40代男性・在宅 身体障がい・知的障がい(療育C) 要介護5(2号認定) 保佐人 (通帳・印鑑保管) フォロー (講座修了生) 叔父 (保佐人)
事業導入のきっかけ	○ これまで一緒に暮らしていた兄と別々で暮らすことになり、本人の意欲の低下が見られたことや、本人のお金の使い道や住まいなどこの先を自分で考えていくことができるよう、本事業の利用に至った。
経過概要	○ 父と兄(療育B)で自宅で3人暮らしであったが、父の他界により相続が発生し、成年後見制度(保佐・司法書士と叔父の複数受任)を利用。 ○ その後、兄と2人暮らしであったが、自宅で弱った状況であったため、ショートステイで安定を図ることに。 ○ 現在、体調は回復したが、日常生活全般に介助が必要なことから、ショートステイを継続し、小規模多機能居宅介護で日常生活全般を支援。
事業導入での変化	○ 本人の意思をフォローワに伝えることができつつある。具体的には「携帯電話が欲しい。」など。
成果	○ 令和6年6月からフォローワ活動開始。早い段階での意思表示が見られている。介護保険サービス利用のケースではあるが、若年であり言語による意思表示が可能であることから、フォローワによる丁寧な聞き取りが成果につながると考えられる。



5

第1部

持続可能な権利擁護支援モデルのゆくえ

～意思決定支援モデルプロジェクトの成果を踏まえた社会福祉法制の改革とは～

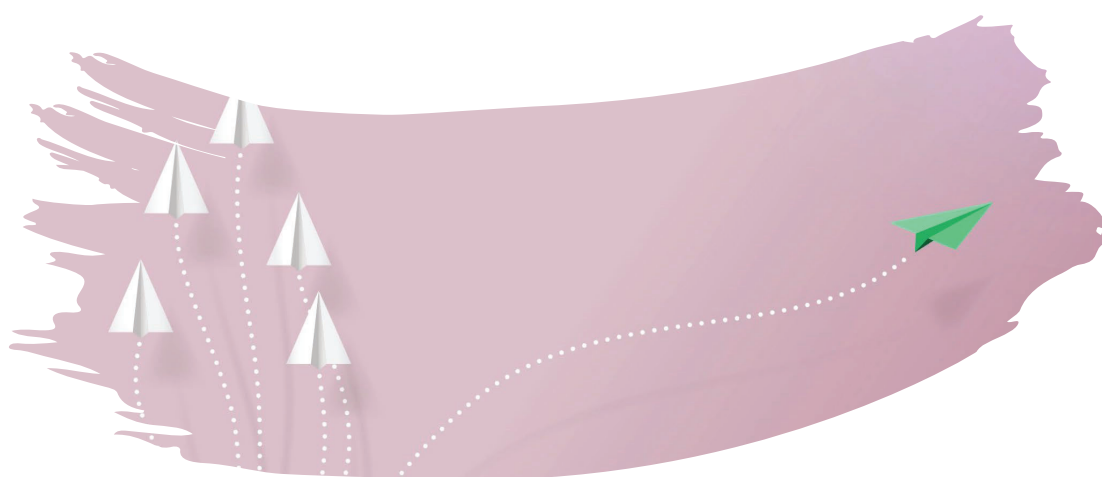
意思決定支援モデルプロジェクト（豊田市地域生活意思決定支援モデル事業）について

2) それぞれの視点からの事業評価

コーディネーター

名川 勝 Nagawa Masaru

一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク（SDM-Japan）代表理事



意思決定支援モデルプロジェクトの成果 市民参加の視点から

第3回 意思決定支援実践シンポジウム

同志社大学 永田 祐

権利擁護支援が目指していること

- 権利擁護支援：「**地域共生社会の実現を目指す**包括的な支援体制における本人を中心とした支援・活動の共通基盤であり、**意思決定支援等による権利行使の支援**や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が**地域社会に参加し、ともに自立した生活を送る**という目的を実現するための支援活動」（第二期成年後見制度利用促進基本計画、p.4）
- 共通基盤としての権利擁護支援は、**二つの当事者参加**を規定している（「支援プロセスへの参加＝意思決定支援」と「地域社会への参加＝参加支援」）。
- →権利擁護支援は、本人の保護（権利侵害から回復）と同時に**本人の意思に基づいて、本人が社会に参加することを目指す**ことを明確にしている。

2

地域共生社会

- 地域共生社会は、制度・分野の枠や「**支える側**」と「**支えられる側**」という**従来の関係を超えて**、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、**共に地域を創っていく**ことを目指すものである（厚生労働省）。
- 地域福祉の推進は、地域住民が**相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会**の実現を目指して行われなければならない（社会福祉法第4条第1項）。

3

共生社会の実現を目指した「**二つの当事者参加**」に必要な支援

意思決定支援と参加支援の確保

- 権利侵害の状況にだけ着目すると、その回復支援に重点が置かれ、意思決定や参加を多様な主体が支えるという議論につながらない。
- どのような政策・事業を構想するにしても、本人の意思に基づいて(**意思決定支援**)、本人らしい暮らしを実現するための参加を応援すること(**参加支援**)が、確保されていることが重要になる。



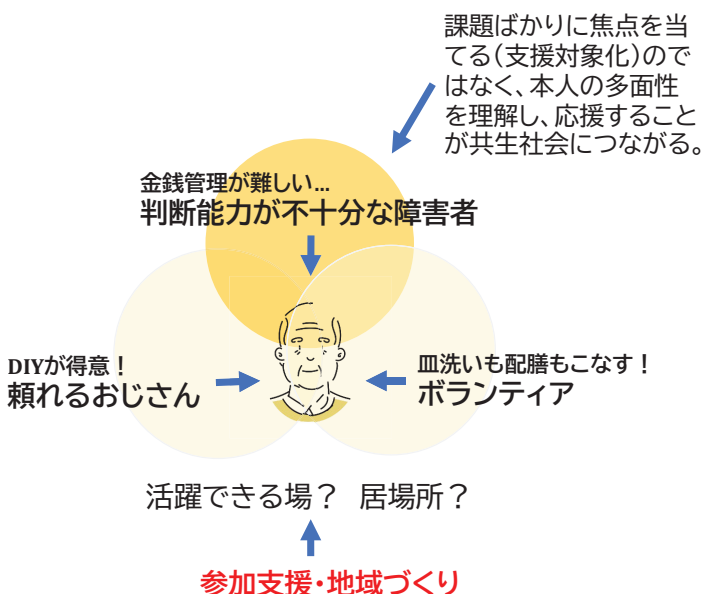
- 支援対象者化されるだけでなく、ともに社会を創る仲間として、社会参加を応援できる地域社会づくりを権利擁護支援を通じて進めていくためにはどうしたらよいのか？

4

制度と契約の「副作用」

- 専門職はどうしても、被後見人の〇〇さんとして、その人を理解しようとする(**支援対象者化**)。
- ①本人を「支援される側」に固定してしまう。
 - 成年後見制度を利用すると、本人は【被】後見人、【被】保佐人などと呼ばれる。制度上「支援される側」とされ「支援する側」になる可能性がない。
- ②本人の「孤立」を固定してしまう。
 - 成年後見制度を利用すると、成年後見人が身元保証・死後対応等の問題を「ひとりで」すべて解決してくれる。本人は、成年後見人以外とつながる必要がなくなる。その結果、本人が施設入所しても「遊びに来る人」はおらず、本人の最期にあっても本人を見送り弔う人は成年後見人ただひとり...

NPO法人やどかりプラス 理事長芝田淳



5

二つの当事者参加を進めるには

市民参加による当事者参加の応援

- 意思決定支援モデルプロジェクトでは、市町村の関与の下で、**市民が担う意思決定フォロワーによる**意思決定支援を組み込んだ日常的な金銭管理などの支援等を行う事業を試行してきた。
- 専門職としての鎧を着ていない人、本人と人格的にかかわれる存在が権利擁護支援にかかわることの意義。
- フォロワーは、権限を持たないからこそ、徹底的に本人に寄り添い、本人の意思形成や表明を支え、社会参加につながる事例が生まれている。
- 「患者」や「クライアント」としてではなく、その人に「人格的に」(〇〇さんとして)関わることで、潜在的な意思や思い、希望を引き出し、本人の物語を動かす。
- ⇒**権利擁護支援に市民がかかわる取り組みや事業が重要になる。**

6

「権限がない」のことの可能性

- 「弱さ」の「強さ」？
 - 代理権等の権限を持たない意思決定フォロワーは「弱い」存在であるが、それゆえに本人をエンパワメントする役割を期待できる(**緩やかなアドボケート**)。
 - 日常的に、継続的に緩やかにかかわるアドボケートの存在は、日常的な場面での意思決定支援を有効にし、本人の社会参加を後押しできる。
 - 本人とともに「本人の声」を地域や社会にも届ける存在になりうる(地域福祉の視点からの可能性)。
- →モデル事業では、意思決定フォロワーの意思決定支援とその存在をサポートし、権利侵害が発生した場合に監督・介入ができる「強いアドボケート」の役割を緑の委員会として位置付けた。

7

今後の展望 福祉法制への位置づけ

- 現在、成年後見制度の見直しを視野に入れた、社会福祉法の改正に向けた議論(地域共生社会の在り方検討会議)が進められている。
- モデル事業の部分的な法制化の可能性(Aプラン)
 - 権利擁護人材の育成を通じて、意思決定支援と社会参加を後押しするフォローの育成と支援を事業化する。
- モデル事業の法制化の可能性(B、Cプラン)
 - 支援、管理監督団体の役割や機能を明確化し、緩やかなアドボケイトと強いアドボケイトによって、意思決定支援を確保し、関係性の濫用のけん制・防止を内包した総合的な権利擁護支援策を新たに検討する。
- 日常生活自立支援事業の見直し
 - モデル事業の成果を踏まえ、現行の日常生活自立支援事業を意思決定支援が確保されたものとして大幅に見直す。

8

アウトカム評価（１）



思いを周りの人に 伝えられるように なったか	なった	どちらともいえ ない/わからない	ならなかった
ケース１	フォロワー 事業者	本人	
ケース２	本人フォロワー 事業者		
ケース３		本人	フォロワー 事業者
ケース４	本人フォロワー 事業者		
ケース５	本人	フォロワー	事業者
ケース６		事業者	フォロワー
ケース７	本人事業者		フォロワー

1

アウトカム評価（２）



周りの人が決めて かかることがなくな ったか	なった	どちらともいえ ない/わからない	ならなかった
ケース１	事業者	フォロワー	本人
ケース２	本人フォロワー 事業者		
ケース３	本人		フォロワー 事業者
ケース４	フォロワー 事業者	本人	
ケース５	本人		フォロワー 事業者
ケース６	事業者		フォロワー
ケース７	事業者		本人フォロワー

2

アウトカム評価（3）



周りの人が思いを 聞いて理解して くれるように なったか	なった	どちらともいえ ない/わからない	ならなかった
ケース1	事業者	本人 フォロワー	
ケース2	本人 フォロワー 事業者		
ケース3	本人	フォロワー	
ケース4	本人		フォロワー 事業者
ケース5	フォロワー 事業者	本人	
ケース6		事業者	フォロワー
ケース7	本人 フォロワー 事業者		

3

アウトカム評価（4）



思いを応援して くれる人ができた か	なった	どちらともいえ ない/わからない	ならなかった
ケース1	事業者	フォロワー	本人
ケース2	本人 フォロワー 事業者		
ケース3	本人 事業者		フォロワー
ケース4	事業者	本人 フォロワー	
ケース5	本人 フォロワー	事業者	
ケース6	事業者	フォロワー	
ケース7	本人 フォロワー 事業者		

4

第2部

フォロワーシステムが目指す法改正後の未来

フォロワーシステムの開発と提案

水島 俊彦 Mizushima Toshihiko

一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク（SDM-Japan）副代表理事

フォロワーシステムの開発と提案

一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク

副代表 水島 俊彦

いっしょに困ってもいい、怒ってもいい
そして、いっしょに笑ってほしい

本人らしい意思決定につながる地域づくりの第一歩

「フォロワー」という つながりを始めませんか？



SDM-Japan 一般社団法人
Japan Network of Supported Decision Making 日本意思決定支援ネットワーク

Supported by
日本財団
THE NIPPON
FOUNDATION

意思決定フォロワーって何？ 私たちが考えているひとつの形をご説明します！

皆さんの地域に役立つヒントを見つけてください！

- フォロワーは支援者の代わりに何かをする人？ 答えは、NO！ P3
フォロワーは他の支援者と何が違うの？
- フォロワーは他の支援者と何が違うの？ P4
フォロワーは他の支援者と何が違うの？
- フォロワーはどんなところで活動するの？ P5
フォロワーの導入検討事例をお話します
- フォロワーが入ると何がかわるの？ P6
フォロワーシステムが目指す世界観をお話します
- フォロワーを始めるにはどうすればいいの？ P7
導入研修から活動開始までの流れをお話します
- でも、人と人、相性が大事なのでは？ P8
本人とフォロワーとのマッチングとその後の活動についてお話します
- フォロワーは一人で頑張らなければいけないの？ P9
本人・フォロワーを支える体制づくり(フォロワーシステム)についてお話します
- フォロワーシステムを体験してみてどうでしたか？ P10
(本人・フォロワーの皆さん)
- フォロワーシステムを体験してみてどうでしたか？ P11
(フォロワーを支える皆さん)
- このフォロワーシステム事業の強みは？ P12
この事業に関わる皆さんからお話いただきました
- 私たちと一緒に取り組んでみませんか？ P13
連絡先と事業開始までのステップ等をお伝えします

フォロワーは支援者の代わりに何かをする人？ 答えは、NO！

何に困っているのか決めるのは本人。
何を望むのか、何を困っているのか、何に怒っているのか。
本人と同じ生活者の目線や気持ちで考え、
本人が伝えにくいところを補いながら
本人が周りにいる人々と話すのを後押しするだけ。

フォロワーの行動基準

(豊田市での意思決定支援モデルプロジェクトにおける意思決定フォロワーの活動の際の心がけから引用)

- ①本人のwish(希望・願い)やコミュニケーションを広げる・深める
- ②本人がwishや主張を言う・主張するのを手伝う
- ③本人のwishや主張をマイクやスピーカーとして伝える
- ④本人のwish・主張や困りごとを、事務局や専門員に相談する

※マイク・スピーカーの原則

言い換えたりしない、そのまま言う/小さな声を大きくする/言う・言わないのスイッチは、本人がもつ

フォロワーの活動で心がけること

豊田市での意思決定支援モデルプロジェクトにおける

意思決定フォロワーの活動の際の心がけから引用

- 本人のお金を直接取り扱わない
- 本人のために良かれと思って口出ししない
- 本人のお話を途中でさえぎらない
- 本人の好き嫌い・信条・価値観・希望を踏まえて選択肢を提案する
- 言葉以外のコミュニケーションにも着目する
- 本人が自らの希望を他の人に伝えられる方法を一緒に考える
- 支援者等とは本人がいないところでは話を進めない



本人といっしょに意思決定支援の ボタン(きっかけ)を押していく

人は、話せることしか話さない、話したいことしか話しません。「聞き出す、真実を突き止める」という姿勢ではなく、話せる(伝えられる)、話したくなる(伝えたい)環境と関係性をいかにつくれるか、のんびりとした間の抜けた話に思えるかもしれませんが、話す側(伝える側)の視点で見たら、**その間こそが大切です**。さまざまな事柄について自己選択を積み重ねることによって、支援を受けながらも自分自身の人生に主導権を持って生きる、その時にいつもそばにいるのがフォロワーです。



フォロワーが入ると何がかわるの？

本人が積極的に社会参加しながら、目指す未来に向けて歩み始められます！

○意思決定支援の充実に向けた「けん引役」になります。

本人がフォロワーを信頼して、希望や選好、嫌だと感じたことなどをフォロワーや周囲の人に伝えるようになります。

○本人の周囲の人たちへの「けん引役」になります。

本人がフォロワーとともに自分の声を事業者に届けられるようになり、委員会は本人の希望やフォロワーの気づきを踏まえて必要な支援を提供するようになります。

○本人の思いを受け止められる環境が整います。

本人が発信した声を、事業者、委員会が受け止め、理解できるようにになります。

○本人の思いをしっかり応援できます。

本人が自分の思いに沿った未来についてフォロワーと話し合い、周囲の人に協力を求められるようになり、周囲の人は、本人の思いに沿った未来に向けて、それぞれの役割に応じた支援を行えるようになります。



フォロワーが入ることによって、支援者側にも変化が！

これまで本人の訴えに対して回答を曖昧にしていたでも安心感を提供することを優先し、その場をやり過ごすようなことがケアの手法としてあったように思います。これは本人の意思表出に対してきちんと向き合っていないかと反省せずにはいられません。身寄りのない方にとって、施設職員が身近な専門家であるように、フォロワーさんは身近な友人のような存在なのでしょう。毎回、フォロワーさんの気付きには感動させられます。ソーシャルチェンジでしょうか、私も含め本人の思いに対する職員の態度があがったように思います。

(生活基盤サービス事業者)

フォロワーは月2回程度、本人への定期訪問をしますが、本人の同意や意思があれば、一緒に外出したり、買い物したりすることもできます。地元で開催されるお祭りに一緒に参加したり、一緒にコンビニに行って店員さんとスムーズなやり取りができたという動的で親密な関係づくりが増えていきます。



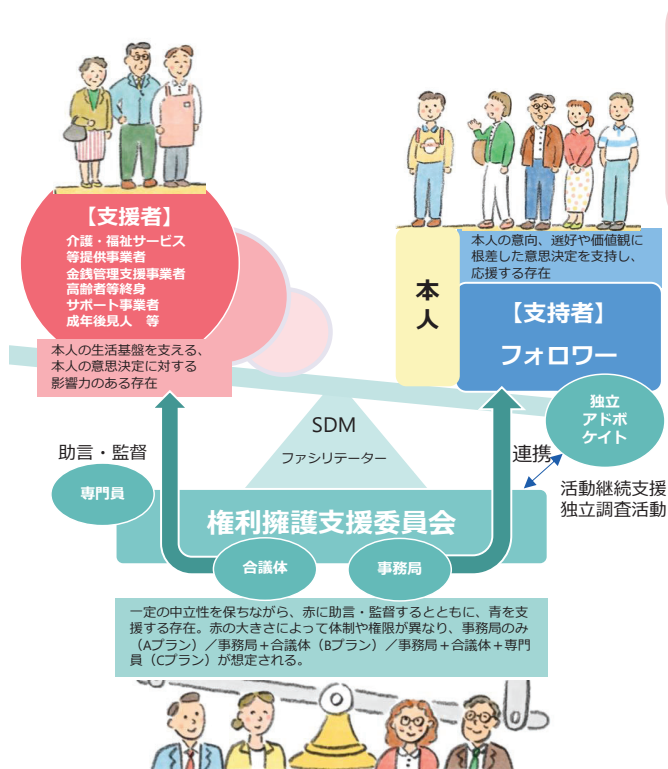
「フォロワーシステム」ってなんだろう？

フォロワーシステムとは…、”自分の人生を決める力”を支える仕組み
自分の人生を“自分で選び、動かす”ための応援団



小さく産んで大きく育てる「フォロワーシステム」の段階的发展イメージ ver. 3

自治体の規模、地域連携ネットワークの構築状況、権利擁護支援への取組状況によって、幾つかのパターンが考えられる。



Aプラン 「意思決定支援充実モデル」

- ・認知症サポーター講座・傾聴ボランティア講座等修了者
 - ・市民後見人養成講座修了者（活躍支援の観点）
 - ・障害のある当事者、当事者との協働経験のある者 など
- ※事業実施主体（事務局）がフォロワーを育成し、フォロワーが独立アドボケートによる活動継続支援を受けて、**支持者の立場を維持しながら活動する**。主として**意思決定支援の充実機能に重点を置く**。特定の「赤」は想定しない。

フォロワー候補者

Bプラン 「権利擁護支援モデル（標準型）」

※本人の意思決定に対する一定の影響力のある支援者を「赤」と想定し、独立アドボケートによるフォロワー活動継続支援に加えて、権利擁護支援委員会（合議体）が「赤」へ助言・監督する。**意思決定支援の充実機能＋相互牽制機能の確立をもって支援付き意思決定（意思決定支援）を確保することに重点を置く**（主として**日常生活上の意思決定支援に対応**）

Cプラン 「相互牽制機能強化モデル」

※金銭管理に関わる事業者、高齢者終身サポート事業者等、本人の意思決定に対する影響力が大きい支援者を「赤」と想定し、独立アドボケートによるフォロワー活動継続支援に加えて、権利擁護支援委員会（合議体＋専門員）が「赤」へ助言・監督する。合議体には法的介入・ADR機能を、専門員には調査権限を付加し、**相互牽制機能を強化することをもって支援付き意思決定（意思決定支援）を確保することに重点を置く**（**日常生活上の意思決定支援に加えて、社会生活上の意思決定支援に対応**）

第二期成年後見制度利用促進専門家会議(2025年2月12日)における中間検証報告書(案)に盛り込まれた「相互牽制機能」とは？

生活支援等のサービスが本人の権利擁護支援として展開されるための意思決定支援の在り方について検討を行うに当たっては、

- ・ 市民感覚・当事者目線に基づき本人の意向、選好及び価値観に根ざした本人の意思決定に寄り添う、権利擁護支援における役割を考慮した市民・ピアサポートの参画や、
- ・ 意思決定支援の確保に関して協働しつつ相互に牽制し合う支援チームの形成、
- ・ 関係性の濫用等が生じた場合に適時・適切に調査・介入できる権限を有する機関の存在等を十分考慮し、

意思決定支援の確保を目的とした相互牽制機能(※)の確立が十分に図られる必要がある。併せて、市町村の関与がある場合の市町村への財政支援も検討が必要である。

相互牽制機能

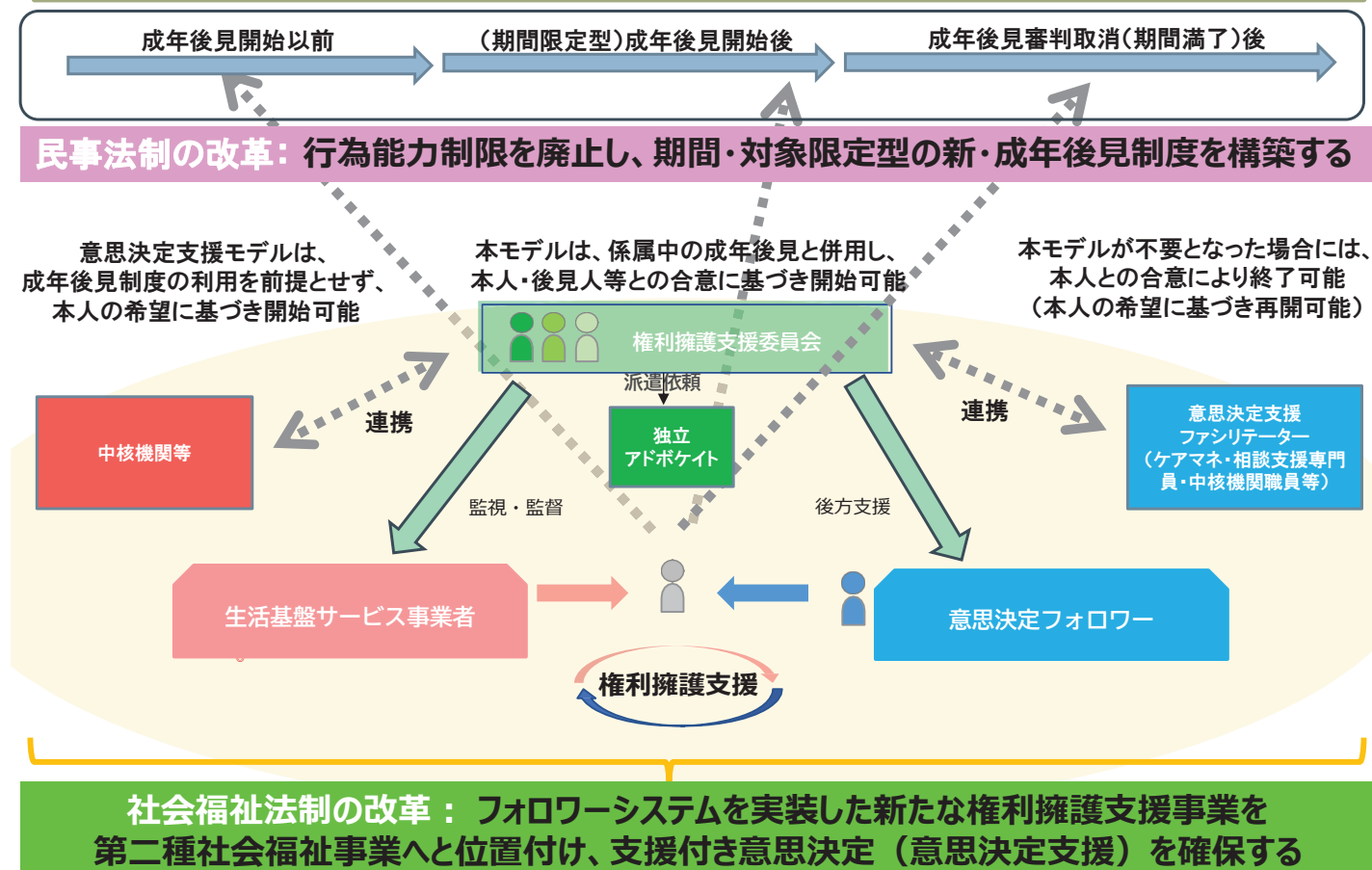
- ① 意思決定における本人の自律性と主導権を確保するため、
- ② 意思決定支援に関わる複数の主体がそれぞれ独立した立場から確認、評価し合うことにより、
- ③ 本人の意思決定を支援する枠組みの透明性を確保し、もって
- ④ 本人の意思決定に対する関係性の濫用及び不当な影響力の行使を抑制する機能

意思決定支援(支援付き意思決定)の確保のために必要な要素とは？

第16回成年後見制度利用促進専門家会議 水島委員コメントを一部修正

- 改めて意思決定支援とは何なのかということを問う必要がある。どうしても意思決定ばかりに目が向けられていく傾向があり、結局、本人から発出するというよりは、周りの都合で決めてしまいがちである。意思決定支援の究極の目標は意思決定そのものにあるのではなく、その先にある本人のチョイス&コントロールの保障である。そのためにも、意思決定サポーター（フォロワー）とそれらを支える仕組みを強化していく必要がある。
- 障害者権利条約第12条第4項が求めている支援付き意思決定の仕組みの構築に当たっては、濫用を防止するための適切かつ効果的な保障、セーフガードとしてのアドボケート機能（マイク&スピーカー）が不可欠である。
- 今後の需要に応えるには、日常生活自立支援事業を含む本人の生活基盤を支える事業の拡充が望まれる。しかし、拡充に当たっては、本事業においても意思決定支援が適切に確保される仕組みを実装することが必要で、持続可能な権利擁護支援モデル事業における青・緑の役割・機能を備えていくべき。すなわち、フォロワー（青）は本人の立ち位置に100%立って本人の意思及び選好、価値観を支持する立場で活動し、かつ、その活動を独立した立場で支える権利擁護支援委員会（緑）や独立アドボケートとの協働により事業者（赤）への相互牽制機能が発揮されることによって、支援付き意思決定を全うできるような仕組みに変えていくことが、新しい事業の前提条件になるのではないかと。

支援付き意思決定制度への転換を図るための制度設計（案）



わたしたちSDM-Japanと一緒に、
誰もが人生の主人公になることができるような
フォロワーシステムが当たり前に存在する地域・社会を
目指してみませんか？



フォロワーシステムに関心がある自治体、社協、市民、関係機関の皆様はこちらのアンケートフォームにご記入ください。今後、勉強会等を実施する際にご案内します。



<https://forms.gle/HPQof4STwNwZYn3J8>

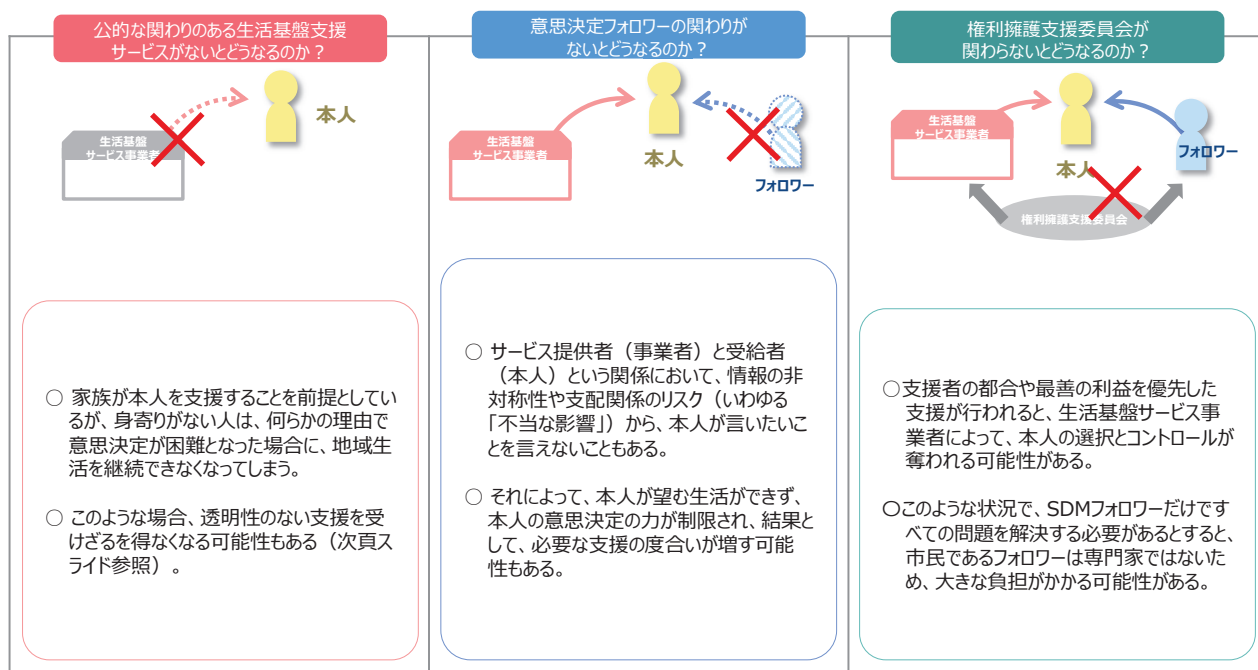
＜参考資料＞

豊田市権利擁護支援モデルの特徴

参考：このしくみに、各主体の支援や関わりがないとどうなるのか？



- 豊田市の意思決定支援モデル事業は、日常的な金銭管理等の「生活基盤サービス」を行う事業者と、本人の「意思決定」を支持するフォロワーの双方が仕組みとして支援に関わることがポイントである。また、権利擁護支援委員会が、生活基盤サービス事業所の金銭管理の定期確認を行ったり、本人にとって重要な意思決定を行う際には、本人視点に一貫して立つ主体である専門職（独立アドボケート）の派遣するなどの対応を行うことが想定されている。
- これらの関わりをしくみとして整備することは、特に身寄りがない方などにとって、本人らしい生活を実現するために極めて重要である。



障害者権利条約のコンセプト

Ver.2

障害のあるすべての人々が
他の人と平等に、自ら選択する
ことのできる機会を保障
= **チョイス (自己選択)**

地域社会の中で生活する権利、
(本人にとって) 意味のある
生活を送ることを保障
= **コントロール (主導権)**

『保護・医学モデル』⇒『**人権・社会モデル**』
支援付き意思決定の仕組みの確立

障害者権利条約 第12条 法律の前にひとしく認められる権利

- 1 締約国は、障害者が全ての場所において法律の前に人として認められる権利を有することを再確認する。
- 2 締約国は、障害者が生活のあらゆる側面において **他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める**。
- 3 締約国は、障害者がその **法的能力の行使に当たり必要とする機会を提供するための適当な措置**をとる。
- 4 締約国は、法的能力の行使に関連する全ての措置において、**濫用を防止するための適当かつ効果的な保障**を国際人権法に従って定めることを確保する。当該保障は、法的能力の行使に関連する措置が、**障害者の権利、意思及び選好を尊重すること、利益相反を生じさせず、及び不当な影響を及ぼさないこと、障害者の状況に応じ、かつ、適合すること、可能な限り短い期間に適用されること並びに権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関による定期的な審査の対象となることを確保するものとする。**(後略)

1. 目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

⇒ 認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進

～共生社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく～

2. 基本理念

認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①～⑦を基本理念として行う。

- ① 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、**自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。**
- ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。
- ③ 認知症の人にとって**日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより**、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、**自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。**
- ④ **認知症の人の意向を十分に尊重しつつ**、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
- ⑥ 共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

3. 国・地方公共団体等の責務等

国・地方公共団体は、基本理念にのっとり、認知症施策を策定・実施する責務を有する。

国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努める。

政府は、認知症施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずる。

※その他保健医療・福祉サービス提供者、生活基盤サービス提供事業者の責務を規定

4. 認知症施策推進基本計画等

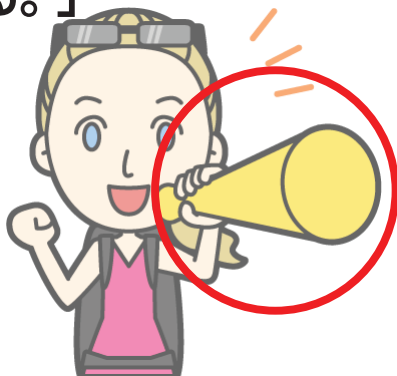
政府は、認知症施策推進基本計画を策定（認知症の人及び家族等により構成される関係者会議の意見を聴く。）

都道府県・市町村は、それぞれ都道府県計画・市町村計画を策定（認知症の人及び家族等の意見を聴く。）（努力義務）

社会保障審議会 介護保険部会（第107回）における厚生労働省老健局資料より引用 ※黄色マーカーは講師による。

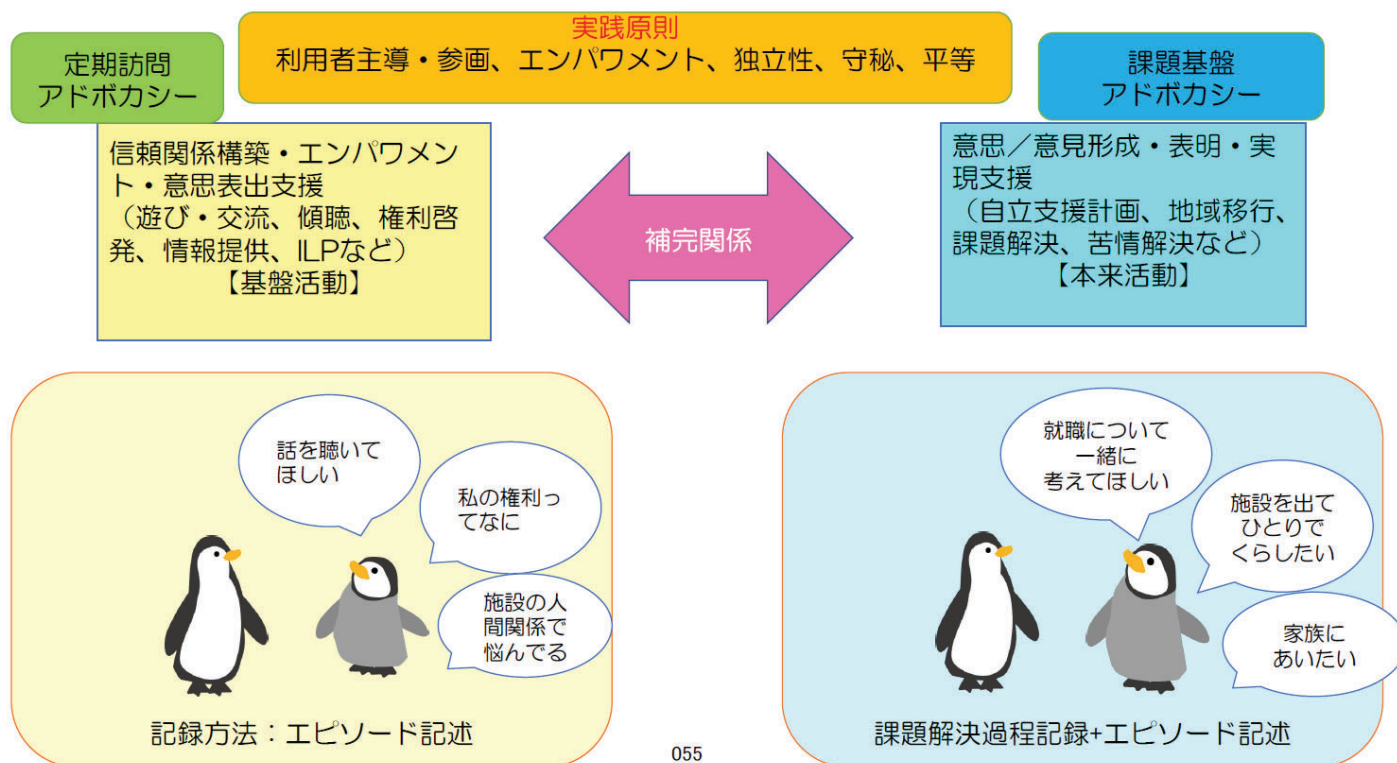
アドボカシー(Advocacy)とは何か？

「アドボカシーとは、本人が何を望んでいるかを伝え、本人が権利を守り、利益を表明し、必要とするサービスを得ることができるよう、支え、行動することをいう。アドボカシーは、**ソーシャルインクルージョン(社会的包摂)**と**社会正義**を促進するものである。」



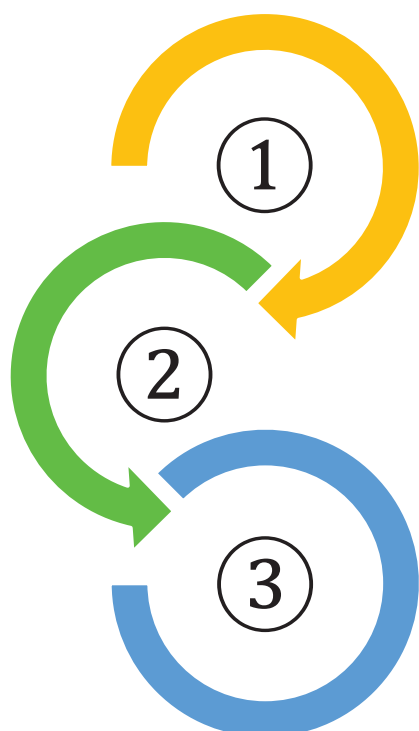
英国の慈善団体アクション・フォー・アドボカシー
(Action for Advocacy)からの引用

aa action for advocacy



055

権限がない「弱い」立場だからこそ、本人の立ち位置に100%立った活動と効果が期待できます。



□ 意思決定支援の充実にに向けた「けん引役」

- ① 本人の希望、選好や価値観に重きを置いた対話を継続することによって、本人の自己効力感が高まる。
- ② 本人がこれまで内面に秘めていた思いを、本人とともに周囲に伝えていくことで、周囲の支援者の態度が変わる。
- ③ 本人や周囲の変化を目の当たりにすることで、青のサポーターのアドボケート・マインドが育っていく。

□ 関係性の濫用に対する「けん制役」

- ✓ 定期的に本人を訪問することによって、赤の事業者が本人に対して不当な影響を及ぼすリスクが小さくなる。
- ✓ 青のサポーターが感じた違和感や疑問を緑の委員会が把握することによって、赤の事業者による本人及び本人以外の利用者も含めた対応改善に繋がる。

独立アドボケイトに関する 運用上の課題とは？

- 専門性の高いアドボケイト（IMCA等）は、人数も派遣のための財源も限られる。1 事例当たりの対応時間にも限界があるため、短期的な介入にとどまらざるを得ない。
- 専門性が高いとは必ずしもいえないアドボケイト（フォロワー等）は、アドボケイトの立ち位置にブレが生じやすいため、一定期間、伴走的な支援が必要となる。

持続可能な権利擁護支援の実現のためには、双方の良さを活かした仕組みの構築が不可欠

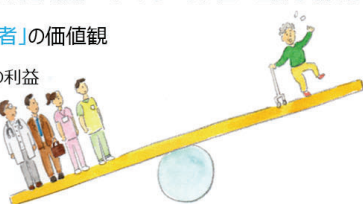
本人の意思を心から応援・支持できる“アドボケイト”の視点を持った人を地域で育てていこう

<課題>

意思決定支援の講演・研修に参加したことがあっても・・・
障害当事者の人との直接関与ができる機会が少ない。
＝「意思決定支援」における立ち位置の重要性を実感し難い。

「支援者」の価値観

・最善の利益
・保護
・安全



アドボケイトの視点
を持った当事者

当事者

・認知症の人
・知的障害のある人
・発達・精神障害のある人
・社会的障壁に直面している人

フォロワーの仕組みを取り入れると...

- ◆ 本人の思いを支える「**支持者**」としての経験が得られる。
- ◆ 最善の利益に寄りかちな「支援者」の立場を離れてみることで、本人の直面する社会的障壁に敏感になれる「**フォロワー視点**」や本人と一緒に考えるための「**フォロースキル**」を得ることができる。
- ◆ フォロワーの経験者が「支援者」の立場に戻ってからも、フォロワー視点・スキルを活かした活動が期待される。
- ◆ フォロワー経験者が地域社会の中で増えていくことによって、障害者権利条約が目指す「**インクルージョン／チョイス&コントロール**」の保障を果たすことができる。

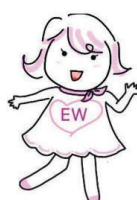


「フォロワー」の
価値観

専門職

・成年後見人等
・介護、福祉サービス事業者
・教員
・病院関係者 等

アドボケイトの視点
を持った専門職



意思決定フォロワー
(意思決定支持者)

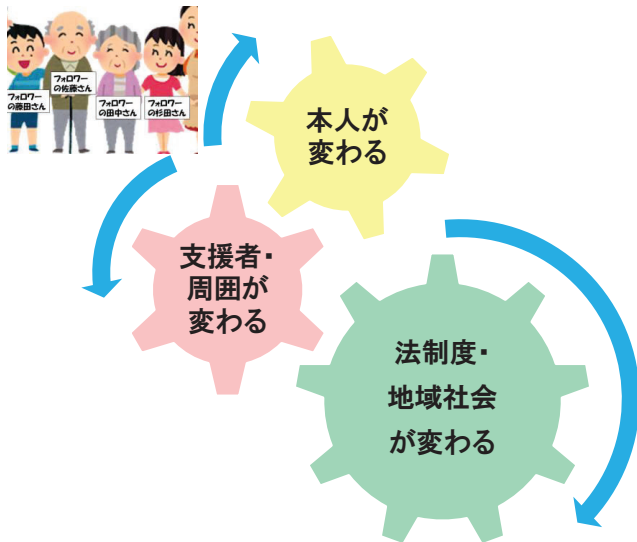
市民

・認知症サポーター講座修了者
(約1500万人)
・市民後見人候補者(約2万人)
・ボランティア(約740万人)

アドボケイトの視点
を持った市民

第2回WG～第4回WGを踏まえて作成

意思決定支援の思想に基づいた活動を地域に息づかせるには？



1. 「**支援者**」が意思決定支援の重要性に気づき、実践するようになる。
2. 「**本人**」が自分自身の可能性を意識するようになる。選択肢が豊かになっていく。
3. 「**周囲**」が本人や支援者の変化をみて、本人に対する普段の接し方が変わっていく。
4. 「**法**」や「**制度**」が、本人のチョイス&コントロールを保障する方向にアップデートされていく。
5. 「**地域社会**」が、障害のあるなしにかかわらず、ともに生きることがあたりまえになっていく。

関連論点：本人・フォロワーを支える仕組みの強化に向けた検討

第4回～第5回WG

課題：

赤の事業者（生活基盤サービス事業者）の個々の職員や本事業に関わっていない支援者（自治体職員・社協・ケアマネ・相談支援専門員等）は、「フォロワー」の存在を知らないことがある。**フォロワーの役割等を適切に理解いただくためにはどのような方策が必要か。**

例 （これまでのフォロワー報告より）

1. 職員が本人に「（息子のことは）フォロワーに聞いたら良い。」という話をしていたようで、本人から「フォロワーは自分が知らない情報を持っているのでは？」と思われてしまった。
2. 本人から招かれ、フォロワーが本人の部屋で面会をしていたところ、職員からフォロワーを本人の部屋に入れることについて疑問を投げかけられた。
3. フォロワーが本人を訪問したときには、本人が外に行きたいかどうかかわからない状態で既に外出準備が整っていて、「●●をこのお金で買ってきてくださいね。」と職員に言われて、本人と一緒に買い物に出かけることがあった。

課題(1) フォロワーの存在や役割について、市役所職員・社協職員・赤の事業者の職員の大半が知らないために、「あ、●●さんは、～～をやってくれるために（誤解した役割）来たんですよね」と勘違いされる。そしてそのような役割ではないと知ると残念がるとともに、「フォロワー」って結局どういう人なの？と堂々巡りになる。

課題(2) 制度の説明だけされても、自分ごとになりにくい。また、各主体に向けた意思決定支援研修は実施されたものの、それらの研修と「フォロワー」との関係性がまだ十分に伝わっていない。

対策例(1)

- ①権利擁護支援委員会や中核機関等が仲介し、**本人・フォロワーも交えて各支援者（ケアマネ、相談支援専門員も含む。）との顔合わせ**を行い、各役割を意識できるような機会を持つ。
- ②フォロワーの役割に関するコラムなどを、**市民が手に取って見られるような冊子やパンフ、広報誌**に入れ込んでいく。

対策例(2)

- ①関係する人が実務で**体感しながら理解できるような機会**を設けていく＝フォロワー導入講座、スキルアップ研修等への参加、フォロワー活動体験等への促しをする。
- ②最低限、事業者・施設内での周知を図り、**誤解のないような形でのフォロワーの受入れ**ができることが重要。

第5回WGを踏まえた整理

第2部

パネルディスカッション

フォロワーが「支持者」であり続けること、
市民がフォロワーになることの意義とは？

コーディネーター

永田 祐 Nagata Yu

同志社大学社会学部教授

第3回意思決定支援実践シンポジウム



豊田市社会福祉協議会から見た

「～フォロワーが「支持者」であり続けること、
市民がフォロワーとなることの意義～」



社会福祉法人豊田市社会福祉協議会
豊田市成年後見支援センター(くらし応援課)

センター長 おおち ゆうすけ
大地 裕介



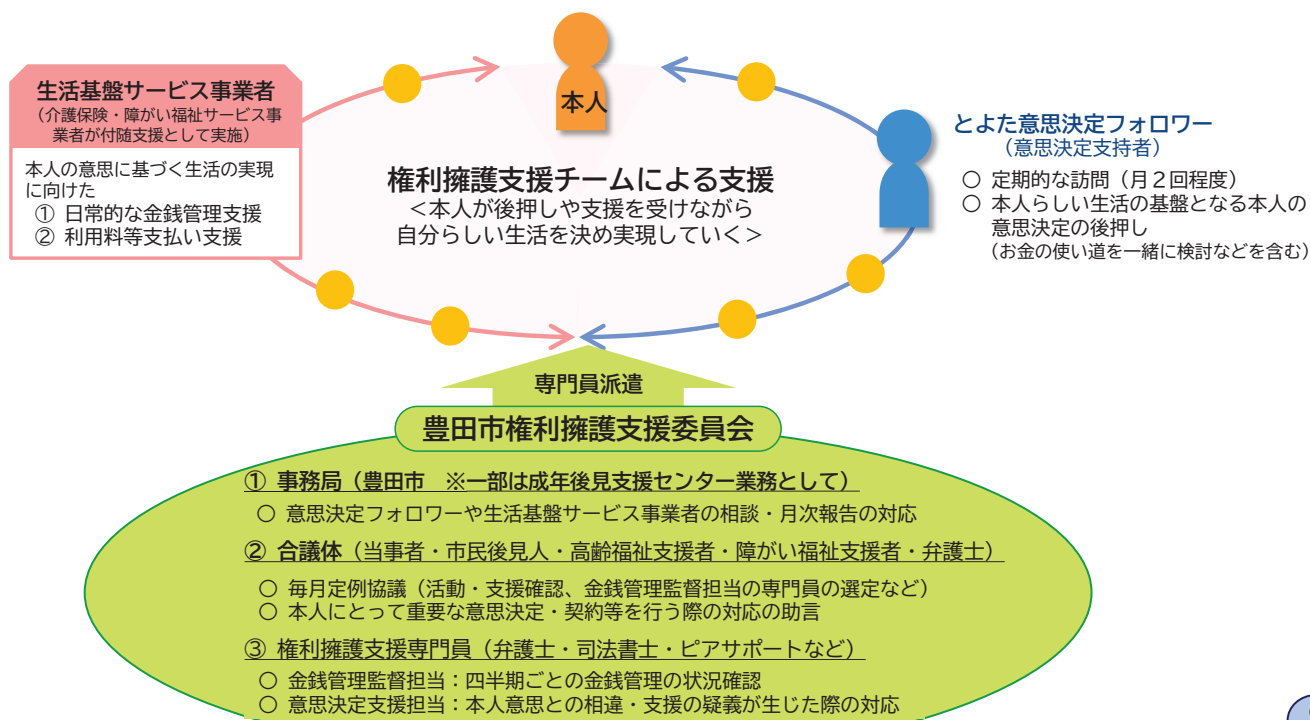
〒471-0877 愛知県豊田市錦町1-1-1
豊田市福祉センター 2階
TEL(0565)34-1132/FAX(0565)33-2346
E-mail:s-shien@toyota-shakyo.jp

- 1 モデル事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1 ～ P 7
 - 2 意思決定フォロワーの養成・・・・・・・・・・ P 8 ～ P 1 2
 - 3 エピソードと効果・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1 3 ～ P 2 5
 - 4 豊田市社会福祉協議会から見た評価・・・・・・・・ P 2 6 ～ P 3 1
 - 5 今後に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3 2 ～ P 3 6
- 参考資料「豊田市社会福祉協議会
（仮称）身寄りを頼ることのできない方の支援事業・ P 3 7 ～ P 5 7

1 モデル事業（令和4年度～令和6年度）

(1) 事業スキーム

豊田市では増大・多様化する権利擁護支援ニーズに対し、これまで家族や成年後見制度等に求められてきた「①金 銭管理・②意思決定支援・③活動支援と適切な支援の確認・監督」を活動・支援の性質ごとに分解した上で、多様な主 体がそれぞれの特性を活かして各活動・支援を分担し連携する仕組み（豊田市地域生活意思決定支援事業）を試行実施（令和4年度～令和6年度）。



2

豊田市：①事業の実施（フォロワーの委嘱・事業者の指定・委員会の設置・仕組み運用など）、②市長申立ての実施など権利侵害からの回復支援

1 モデル事業

(2) ケース概要

① 分類

【開始時期】	生活基盤サービス事業者	年齢	障がい等			居所の状況		環境変化あり	後見制度利用あり
			高齢者	知的障がい	精神障がい	在宅	施設等		
ケース① 【R4.12～】	特別養護老人ホーム	70代	○				○		
ケース② 【R4.12～】	本人が元々利用していたグループホーム	50代		○		○		○ グループホームから一人暮らしへの移行	
ケース③ 【R6.1～】	特別養護老人ホーム	80代	○				○	○ 在宅から施設入所への移行	
ケース④ 【R6.9～】	生活介護	60代	○	○		○		○ 障がい福祉サービスから介護保険サービスへの移行	○ 保佐人
ケース⑤ 【R6.1～】	小規模多機能型居宅介護	70代	○		○	○			○ 後見人
ケース⑥ 【R6.3～】	グループホーム	30代		○			○		○ 親族後見人
ケース⑦ 【R6.6～】	小規模多機能型居宅介護	40代		○			○		○ 親族保佐人 専門職保佐人

3

(2) ケース概要

② 進捗と課題の整理

	ケース①：身寄りなし高齢者の入所調整ケース	ケース②：グループホームから1人暮らしへの移行後も障がいサービス事業所が金銭管理支援に関わるケース
本人の概要・支援体制	70代女性・入所要介護5	50代女性・在宅知的障がい(療育B) 障がい支援区分2
事業導入のきっかけ	○ 収入が少なく本人の自由になるお金が少ない方。本人も自由になるお金が少ないことを自覚しており、ほしいものなどがあっても遠慮してしまい自分からの意思表示は難しい状況。事業を利用することで本人の意思を知ることができるかと思ひ利用に至った。	○ グループホームから1人暮らしとなることが決まっていた方。自立度は高かったが環境の変化により本人がストレスを抱えるのではないかと考えられた。本事業を利用することで支援者でない立場の人が話を聞いてくれることで本人の負担軽減等になるのではないかと考え事業利用に至った。
経過概要	○ 「お団子が好きで食べたい」との会話をし、その後フォロワーが後押しすることで、本人が事業者に「お団子を食べたい」と伝えることができた。 ○ はじめはお祭りに見に行くのを諦めていた本人が、フォロワーと買い物の外出を経験することで、「お祭りに行きたい」と事業者に伝えることができた。 ○ 翌年のお祭りの時期には、即、事業者に思いを伝えることができた。	○ 以前から頭痛に悩んでいた本人が、フォロワーと悩みを共有して、フォロワーが後押しをすることで、本人が手術することを医師に伝えることができた。 ○ 事業者への思いを、本人(フォロワー同席)、事業者、施設長との話し合いの中で、事業者に直接伝えることができた。友人との関係に悩んだときは自ら友人に伝えることができた。(フォロワー同席なし) ○ 意思決定ができるようになりフォロワー活動としては一旦終了を検討中。
事業導入での変化	○ フォロワー訪問がきっかけであるという自覚は持てないまでも、意思を伝えることをあきらめていた本人が支援者(事業者)に意思を伝えることができるようになった。	○ 自分の思いを他者に伝えることができるようになり、本人の自信につながった。自分自身のことを自分で決めることができるようになった。事業終了を考える対象者の整理。
成果	○ 介護サービス相談員(2カ月に1回程度の訪問)では難しく、本事業(1ヶ月に2回訪問)であったことで得られた成果だと考えられる。○ 記憶力の低下がある人であっても一定の効果がある。	○ 事業利用終了後の本人の見守り(コミュニティフレンド)継続。

4

(2) ケース概要

② 進捗と課題の整理

	ケース③：身寄りなし高齢者の入所調整ケース	ケース④：「障がいから介護保険サービス移行問題」への対応+保佐人の役割検討ケース
本人の概要・支援体制	80代女性・入所生活保護受給要介護4	60代男性・在宅知的障がい(療育B) 障がい支援区分5・要介護2
事業導入のきっかけ	○ 夫との2人暮らしであったが、夫が自宅で急死。本人も弱った状況であった。判断能力が不安定であった本人へ事業者、行政が立ち合い、丁寧な説明を実施したことで本人の理解が得られ、介護保険サービス契約を開始。 ○ 遠慮がちな性格に加え環境の変化もあり他者に意思を伝えることが難かった。本人らしい生活ができるよう本事業の利用に至った。	○ 65歳となり介護保険サービスに移行するという説明を受けた際、本人は今の障がいサービスを利用し続けたいとの気持ちを周囲へ伝えることができなかった。のちに障がいサービス事業所へは気持ちを伝えたが、支援者ではない立場の人に気持ちを伝えることができるとよいのではないかと思われ、本事業利用に至った。
経過概要	○ 長野に行きたいことや、お墓参りの話題など何気ない話をするようになったところ、入退院を繰り返してしまい、フォロワーとの関係が築きにくい。	○ フォロワーの受け入れよく会話はされている。
事業導入での変化	○ 病状の不安定さがあることで意思表出ができるまでに時間がかかったが、少しずつ意思表出ができるようになった。	○ 大きな変化なし。
成果	○ 病状が不安定であったためなかなか面会できなかったことと本人の記憶力の低下があったことでフォロワーとの関係性を築くまでに時間がかかったが、病状が安定しフォロワーとの面会が継続できれば、ケース①同様の成果が得られる期待があった。	○ 現状までのところ大きな変化なし。

5

(2) ケース概要

② 進捗と課題の整理

	ケース⑤：本人の希望に基づく生活の充実検討 ＋成年後見人の役割検討ケース	ケース⑥：将来身寄りを頼ることができなくなる 「親亡き後」への準備検討ケース
本人の概 要・支援 体制	小規模多機能型居宅介護 (日常的な金銭管理支援) 70代女性・在宅 統合失調症 要介護3 後見人 (通帳・印鑑保管) ケアマネ 訪問診療 フォロワー (講座修了生)	グループホーム (日常的な金銭管理支援) 30代男性・グループホーム 知的障がい(療育A) 障がい支援区分6 生活介護 相談支援専門員 親(後見人) (通帳・印鑑保管) フォロワー (講座修了生)
事業導入 のきっかけ	○ ゴミ出しもせず不衛生な環境・身なりで生活していた人。これまで一般的に必要なことであっても本人は受け入れることができていなかった。本人の価値観を尊重することができるよう本事業の利用に至った。	○ 現在は、親が生活用品を購入し届けている。親が元気なうちから、意思決定フォロワーが関わることで、これまで親が確認してきた本人の希望や価値、選好などを引き継ぐことができることを期待。親の意向により本事業利用に至った。
経過概要	○ 現在は、金銭管理を成年後見人、生活全般の支援を小規模多機能型居宅介護を利用して、在宅で生活している。 ○ お金の使い道にこだわりがあり、栄養バランスの高い配食サービスや夏季や冬季に冷暖房設備がある施設へのショートステイを勧めるが、「お金がかかるからいらない」と言って拒否。また、新しいものは受け入れられない性格で、自宅に布団は無く、お気に入りの介護用品以外は使わない。 ○ 令和6年1月フォロワー面談開始するが、3月頃からは本人の拒絶が見られていた。	○ 現在は、グループホームに入居し、日中は同社会福祉法人が経営する生活介護を利用して過ごしている。 ○ ジュースやお菓子を買うためのお小遣いは、社会福祉法人に預けている。 ○ 一方で、歯ブラシ・歯磨き粉、髭剃り、下着、靴下、洋服などの生活用品は、不足が生じた場合、グループホームから親に連絡が入り、親が購入したりして届けている。
事業導入 での変化	○ 一部不適切と思われるケアが見受けられたが、関係性の乱用への牽制ができていた。 ○ 拒絶的な本人であるが、赤の事業所とは異なるフォロワーの存在を少しずつ受け入れ始めていた。	○ フォロワーの存在を認識し、名前を呼ぶまでになった。
成果	○ もともと赤の事業所であっても積極的な関わりが持てていなかったケースであったため、フォロワーとの関係性の構築に時間を要することが分かった。時間はかかるながらも本人が徐々に受け入れていくことが分かった。	○ 言語による意思表示が難しい場合、関係構築に時間を要することが想定されたが言語によるコミュニケーションが難しいと考えられる人であってもフォロワーとの関係を築くことができる。

6

(2) ケース概要

② 進捗と課題の整理

	ケース⑦：本人の希望に基づく生活の充実検討＋保佐人の 役割検討ケース
本人の概 要・支援 体制	小規模多機能型居宅介護 (日常的な金銭管理支援) 40代男性・在宅 身体障がい・知的障がい(療育C) 要介護5(2号認定) 保佐人 (通帳・印鑑保管) 叔父(保佐人) フォロワー (講座修了生)
事業導入 のきっかけ	○ これまで一緒に暮らしていた兄と別々で暮らすことになり、本人の意欲の低下が見られたことや、本人のお金の使い道や住まいなどこの先を自分で考えていくことができるよう、本事業の利用に至った。
経過概要	○ 父と兄(療育B)で自宅で3人暮らしであったが、父の他界により相続が発生し、成年後見制度(保佐・司法書士と叔父の複数受任)を利用。 ○ その後、兄と2人暮らしであったが、自宅で弱った状況であったため、ショートステイで安定を図ることに。 ○ 現在、体調は回復したが、日常生活全般に介助が必要なことから、ショートステイを継続し、小規模多機能居宅介護で日常生活全般を支援。
事業導入 での変化	○ 本人の意思をフォロワーに伝えることができつつある。具体的には「携帯電話が欲しい。」など。
成果	○ 令和6年6月からフォロワー活動開始。早い段階での意思表示が見られている。介護保険サービス利用のケースではあるが、若年であり言語による意思表示が可能であることから、フォロワーによる丁寧な聞き取りが成果につながると考えられる。



7

2 意思決定フォロワーの養成

8

2 意思決定フォロワーの養成



(1) 意思決定フォロワー導入講座 ① 概要

豊田市地域生活意思決定支援事業の意思決定フォロワーとして活動するため、意思決定の基礎を学ぶ講座を実施。

令和5年度

開催日時	参加人数
・休日半日2日コース:10月29日(日)、11月12日(日) いずれも午後1時30分～午後4時40分 ・平日1日コース :10月31日(火)午前10時～午後5時	合計 49人 (内訳:①20人 ②29人) 参加者属性:男性6人、女性43人 市民後見人養成講座受講生13人 修了生11人

令和6年度

開催日時	参加人数
・休日1日コース:10月27日(日)午前10時～午後5時 ・平日1日コース:11月 6日(水)午前10時～午後5時 11月 8日(金)午前10時～午後5時	合計 47人 参加者属性:男性14人、女性33人 ※市民後見人養成講座受講生24人 修了生2人



9

(1) 意思決定フォロー導入講座 ② カリキュラム

開始時間	テーマ	概要	講師
10:00	挨拶、オリエンテーション		豊田市
10:15	演習1：決められた体験	ロールプレイを通じて、他人から一方的に決められてしまうことの体験を行い、その感想を共有します。	大瀧英樹氏 (あいあらく代表) 水島俊彦氏 (SDM-Japan副代表)
10:40	休憩		
10:50	講義1：障がいの理解、すべての人がいきやすく、生きていくためには ～医学モデルから社会モデルへ～	社会モデルという考え方から障がいを理解し、これまでと違った見方から、社会や関係性を捉え直す導入とします。	木本光宣氏 (ユートピア若宮理事長)
12:40	昼休み		
13:40	演習2：あなたについて一緒に考える	研修パートナーをお招きして、研修パートナーと一緒に好きなことや将来の夢などを書き出す作業を通じて、相手の意思や希望を尊重しながら活動することを学びます。	研修パートナー 名川勝氏 (SDM-Japan代表理事) 水島俊彦氏
15:40	休憩		
15:50	演習3：振り返り	これまでの講義や演習の振り返りを行い、学んだことの共有を行います。	名川勝氏 水島俊彦氏
16:45	講義2：とよた意思決定フォローの活動について	豊田市のモデル事業の紹介をするとともに、とよた意思決定フォローとして活動するための流れを紹介します。	豊田市
17:00	終了		

10

2 意思決定フォローの養成

(2) 意思決定フォロー実践講座 ① 概要

豊田市地域生活意思決定支援事業の意思決定フォローとして活動する方や、バンク登録しこれからフォローとして活動が予定される方に対し、フォロー活動について考える機会としての講座を実施

令和5年度

開催日時	参加人数
令和6年2月13日(火) 午後1時30分～ 午後4時30分	合計 16人 意思決定フォロー又はバンク登録者 10人 権利擁護支援委員会委員 6人

令和6年度

[現任者向け]

開催日時	参加人数
令和6年8月29日(水) 午後1時30分～ 午後4時30分	合計 14人 意思決定フォロー又はバンク登録者 14人 権利擁護支援委員会委員 5人

[現任者向け]

開催日時	参加人数
令和6年11月20日(水) 午後1時30分～ 午後4時30分	合計 21人 意思決定フォロー又はバンク登録者 16人 権利擁護支援委員会委員 5人



(2) 意思決定フォロー実践講座 ② カリキュラム

開始時間	テーマ	概要	講師
13:30	オリエンテーション		豊田市
13:35	先輩フォロワーの活動のお話を聞いてみましょう（ミニシンポジウム）	シンポジウム形式で、意思決定フォロワーの活動について、いくつかの質問に対し、実際の様子や思いなどを既にフォロワー活動をされている方からの話を聞き、フォロワー活動の理解を深める。	鳥巢さん・倉田さん （意思決定フォロワー） 木本光宣氏 （ユートピア若宮理事長） 豊田市 安藤
14:40	休憩		
14:50	フォロワーさん同士で話してみよう（座談会）	グループワークを通じて、フォロワー活動をされている方への質問や、参加者間での意見交換を通じて、意思決定支援やフォロワー活動について考える。	ファシリテーター 豊田市 ・豊田市社会福祉協議会（豊田市成年後見支援センター）
16:00	ミニ講義・振り返り	実際の活動やアドボケイトの視点、フォロワー活動の意義などをふりかえりとともに知る。	名川勝氏 （SDM-Japan代表理事） 水島俊彦氏 （SDM-Japan副代表）
16:30	終了		

12

3 エピソードと効果

13

- (1) 本人の変化
- (2) 意思決定フォロワー(市民)の気づき
- (3) 生活基盤サービス事業者・権利擁護支援委員会の学び
- (4) 地域の変化

14

(1) 本人の変化

意思決定支援事業を通じて…本人の変化

- ・ご本人からの「もう来なくていいよ」という言葉
- ・「●●だけど、そうしない。」とよく言う。

※服は出されたものを着ている。自分から着たい服を言わない。言われるままにした方がスムーズに過ごせる（本当は黒いもの、かわいいものが好き）。
 ※部屋のエアコン設定温度が低い。そのため、冬っぽいズボンと毎回ひざ掛けを使用。

▶ 諦め（どうせできないから）

「専門性ではなく、関係性の中でつくる」ということ

- ・「また来ていいよ」に言葉が変化
- ・「●●したい。」と意思の表れ
 ※好物が食べれた、外出して買い物ができた、地元のお祭りを見ることができた など

▶ 希望を少しずつ自ら伝えられるようになって、
彩のある暮らしに

16

意思決定支援事業を通じて…本人の変化

- ・ご本人からの成育歴…「しなさい」「やりなさい」と言われて生きてきた

自分で判断できない。自分の言葉（意思）を出すことへの不安

※薬を飲んででも効かないって何回言ってもKさん(事業者)が聞いてくれない。私の痛いのを誰もわかってくれない(手術を悩んでいた)。
 ※事業者の職員の話し言葉が速くて聞き取れないのでゆっくり話してほしい。でも、そんなことを言ったら嫌われてしまうかもしれない。
 ※買い物先のレジ係の人が、支払時にお金を財布から出すことに戸惑っていると、嫌な顔をされる。何とかならないか。
 ※仕事で、階段の上り下りに時間がかかってしまう。会社のエレベーターは、特定の人だけが使用しているので、人の目があり、何を言われるかわからないので、使用できない。

▶ 恐れ（嫌われる。●●してもらえなくなる）

「支援ではなく、本人の意思を支持する」ということ

※手術することができた。
 ※ゆっくり話してくれるようになり、理解することができた。
 ※買い物先のレジ係の人とも笑顔で対応できるようになった。支払時のお金のやり取りも対応してくれている。レジ係の人から手招きで呼んでくれた。
 ※エレベーターを使用でき、作業に遅れることがなくなった。

- ・自分の意思を聞いてくれる・伝えられるようにすることで

▶ 「今は、らしく生きれる。本当に幸せ」に変化

17

(2) 意思決定フォロワー(市民)の気づき

18

5 ボランティアや「よりそい」、「つながり」に関すること



意思決定支援事業を通じて…フォロワーの変化

フォロワーをすることで、自身の見方に変化。

・今までは自分自身の価値観で決めていた。「もっとこうすべき！」

➡モノの見方が多角的になった？

➡枠（固定概念）を取り払い、もっと自由に。色々な価値観がいい。

みんなちがって、みんないい（「私と小鳥と鈴と」金子みすゞ）

・知らない世界、いろいろな環境で暮らしている人がいることを知れた。

➡学びや成長につながった。

・ご本人の今までできなかったことが、できるように…笑顔が増えた。頼られることがうれしい。

➡達成感・充実感になっている。ありがとうという言葉がやりがいに。

・本人が意思を出すことで、周りがこんなにも変われると知った。自分は意思決定フォロワーという立場で、後押しする役割であったが、たくさんの方を教えていただいた。自分に置き換えた時、様々な方に支えられていると感じる。

➡支援する・されるではなく、お互い様。

助け上手 助けられ上手（同志社大学名誉教授 上野谷加代子氏）

19

(3) 生活基盤サービス事業者・権利擁護支援委員会の学び

20

3 エピソードと効果



(3) 生活基盤サービス事業者・権利擁護支援委員会の学び

「本人に特定のことを決定させること」「説得支援」ではない
今決める必要が無いことを決めるよう強制しないことも大切な支援

(一社)権利擁護支援プロジェクト ともす代表理事 川端伸子 氏



意思決定フォローが支持・後押し、本人が意思を表出することで…

意思決定支援の本当の意味を理解

21

(3) 生活基盤サービス事業者・権利擁護支援委員会の学び

● ● ●
本人の最善の利益

● ● ●
本人意思の尊重

(一社)権利擁護支援プロジェクト ともす代表理事 川端伸子 氏



悩む、考える…自分ができる・できないは別として、

本当の意味の意思決定支援を知る機会を作る

22

(4) 地域の変化

(4) 地域の変化



◀ 令和6年度に意思決定をテーマに
権利擁護シンポジウムを開催

▼
当日、300名の市民が集まった

▼
令和6年度とよた市民後見人養成講座に81名が受講
44名がバンク登録

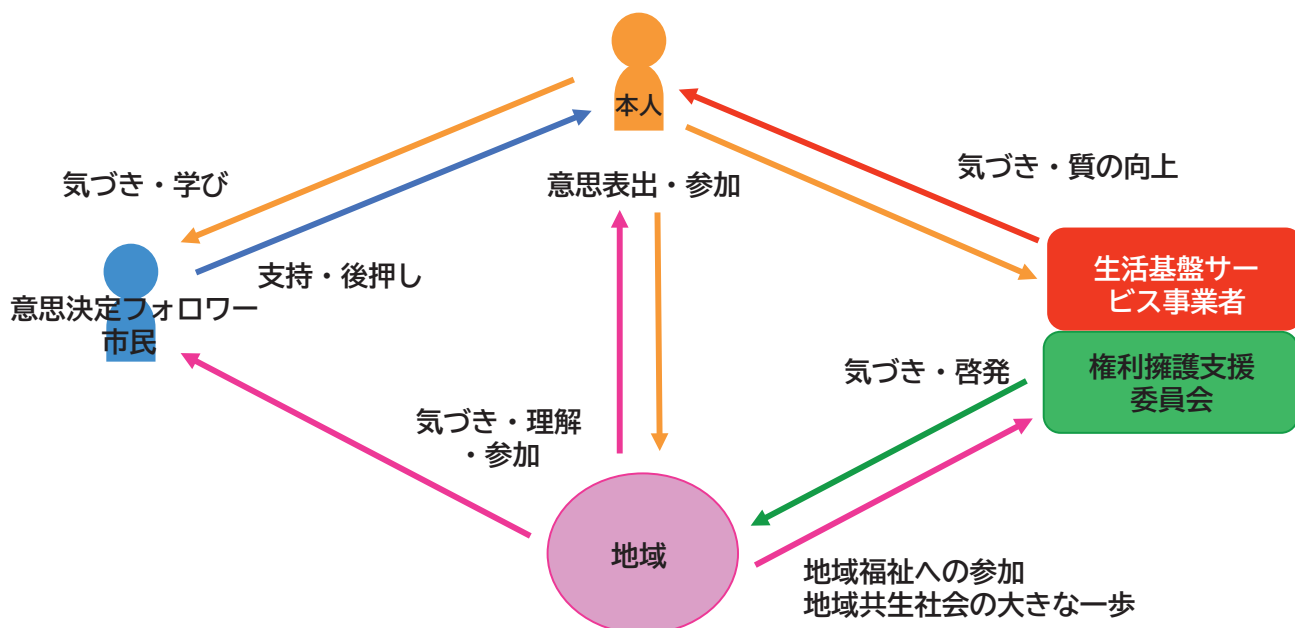
▼
令和6年度意思決定フォロー導入講座に47名が受講

市民参加の大きなうねりにつながっている

24

3 エピソードと効果

- ・市民(意思決定フォロー)が、本人を支持(後押し)することで、意思表出・参加に
- ・本人の彩ある暮らしが、様々な気づきや学びを生む。
- ・新たな、そして大きな次なる参加につながる。



参加が生み出す好循環。

これぞまさに重層であり、地域共生社会への実現の一步

25

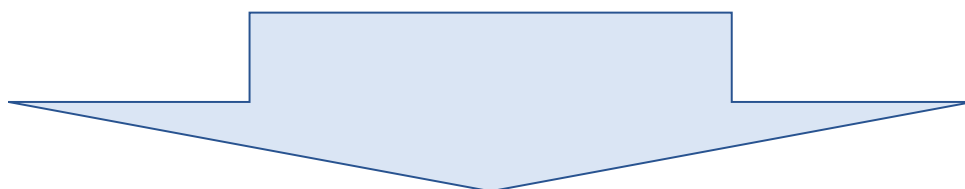
4 豊田市社会福祉協議会から見た評価

26

4 豊田市社協から見た評価



- (1) 本人の参加
- (2) 意思決定フォロワー(市民)の参加
- (3) 意思決定フォロワー・生活基盤サービス事業者・権利擁護支援委員会の気づきや学び、地域の変化



- (1) 参加支援
- (2) ボランティア促進
- (3) 福祉教育



地域づくり

27

ポイント①

- ・すぐに成果はでにくいということ、モデルということもあると思うが、最初から完ペキではなく、徐々に成長(できる)に変わっていく。
- ・この成長は青(意思決定フォロワー)だけでなく、赤(生活基盤サービス事業者)も緑(豊田市権利擁護支援委員会)も多くの気づきと学びがある。
- ・それがこの事業の良さ。

ポイント②

- ・見栄えの良いストーリーが全てのゴールや評価でなく、ご本人さんの意思や性格、環境、今までの生活歴などによって、またフォロワー自身の強み弱みによっていろいろなストーリーが生まれてくる。
- ・そのストーリーはAさんから見えれば評価できなくても(バッドエンドでも)、Bさんから見えれば「まあいいんじゃない、良かったんじゃない」というように、いろいろな距離感・いろいろなフォロー(サポート)・いろいろな価値があること、それを認めることが多様性であり、地域共生。
- ・1つのゴール、1つの距離感、1つの評価が全てでなく、ケースの数だけゴール・評価があり、それが価値であり良さであること。
- ・生まれなかったストーリーが、意思決定という事業により生まれたり、動いたり…それはいろいろな関りができたからであり、その関りが価値であること。

価値や評価の多様性につなげる

28

参考…豊田市における福祉教育(木本語録)



しあわせって (中学校での人権講話の感想から)

- ・「今が幸せ」=感想の約2割にこの言葉があった
- ・幸せの価値観は皆違う。
私も自分の価値観を見つけてみたい。
- ・幸せになれる確率は100%
夢が叶わなくても自分だけの見方で幸せにな方法はたくさんあると聞き、夢が叶わなくてもいろんな楽しみ方ができるんだと分かりとても勇気になりました。

29

障害者と共に生きることで

肌で障害者を理解することができる

自分たちだけの物差しが
自分たちを苦しめていることに気づく

幸せの多様性に気づくことで
誰もが生きやすくなる

30

参考…豊田市における福祉教育（木本語録）

50
豊田市福祉教育50年

毎年恒例、大地家BBQに毎年、木本さん、安藤さんも参加



後日、安藤家の会話
(安藤くん)…木本さん、どう思った？
(次女)…………あー、あの酔っ払いの人

大地家でも後日、同じ話を聞いてみました。
やっぱり…
「みんな酔っ払いで、みんな一緒」

大地家、安藤家で、幸せや価値の多様性を木本さんと共に実践

31

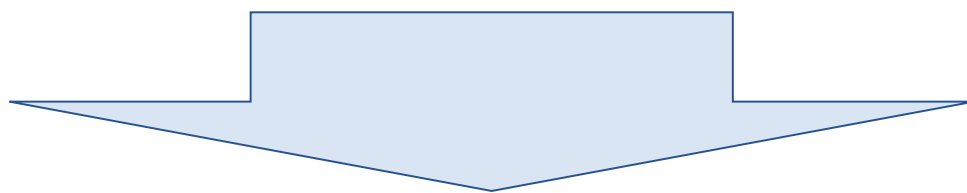
5 今後に向けて

32

5 今後に向けて



3年間の成果・効果を引き継ぐ形で…



豊田市社協独自事業

(仮称)身寄りを頼ることのできない方の支援事業
にて、意思決定フォローの活躍を支援する。

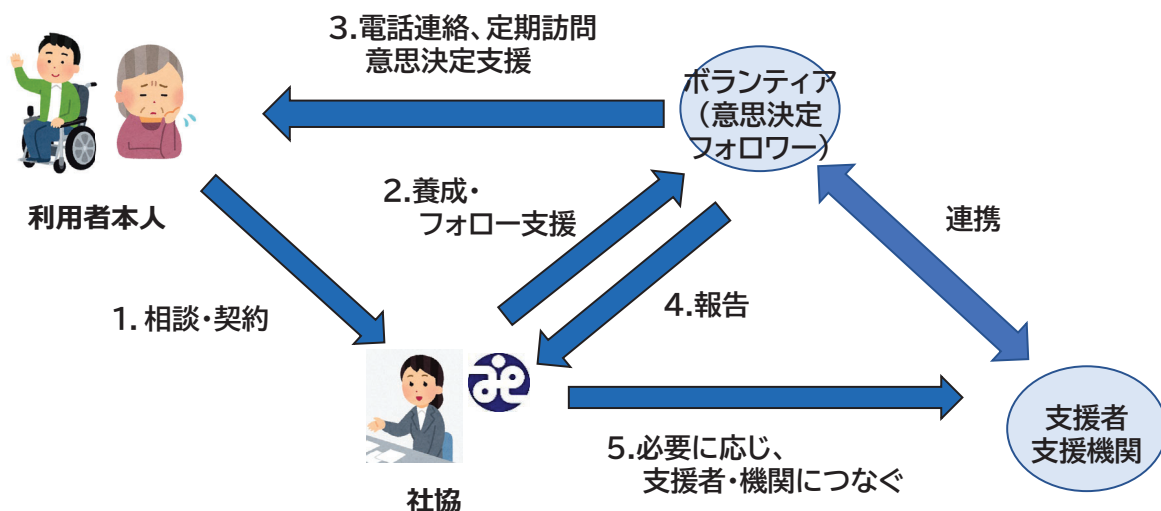
- ・日常生活支援(見守り&意思決定支援)
- ・入院・入所時支援(治療に関する説明の同席)

33

・**ボランティア(意思決定フォロワー)**を養成し、見守り(電話・訪問等)及び**意思決定支援を実施する**ことで、本人の意思やその変化を確認していきます。

・見守りの報告を受ける中で、必要に応じ、支援者(民生委員等)・支援機関(包括・障がい相談等)につながります。

[見守り&意思決定支援スキーム イメージ図]



見守り&意思決定の料金は検討中。

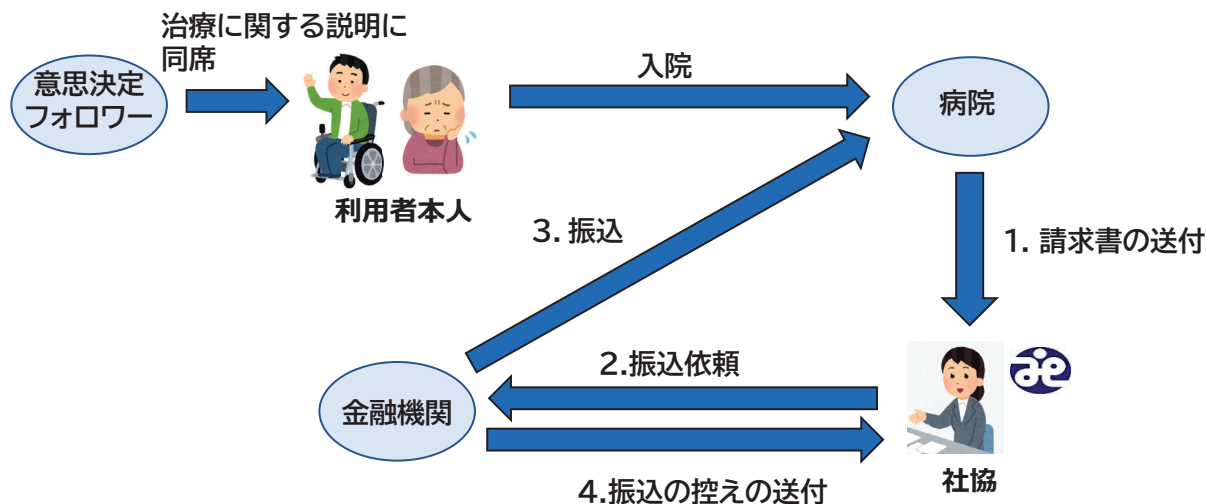
34

5 今後に向けて

支払い・意思決定支援

- ・本人もしくは病院から、社協に連絡。
- ・事前に**提携先の金融機関**に提出した口座振替依頼書により、本人口座から医療費の支払いをする。
- ・意思決定支援は事前に預かったエンディングノートを活用し、本人が希望する場合、治療に関する説明に**意思決定フォロワー**が同席。

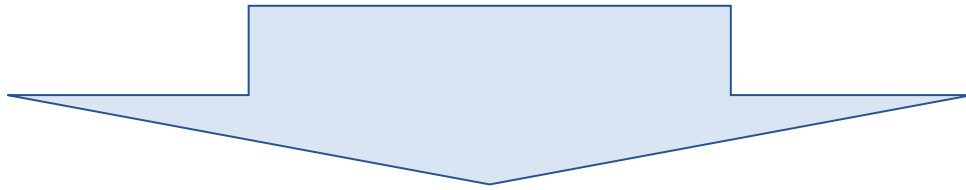
[支払い イメージ図]



資力のない方は、権利擁護基金から立替により支払い。

35

フォロワーが「支持者」であり続けること…



課題解決思考からの脱却

支援の役割を与えない

課題解決や支援は、サービスや専門職に任せる
市民が関わる良さを十分発揮できるようにする

迷うこと、悩むことは多々…フォロワー自身も揺らぎが生じる

フォロワー自身へのアドボケイトは必須

36

参考

豊田市社会福祉協議会

（仮称）身寄りを頼ることのできない方の支援事業

目指す姿

身寄りがあっても、なくても…

**誰もが安心して、自分らしくいつまでも
暮らすことのできるまち**

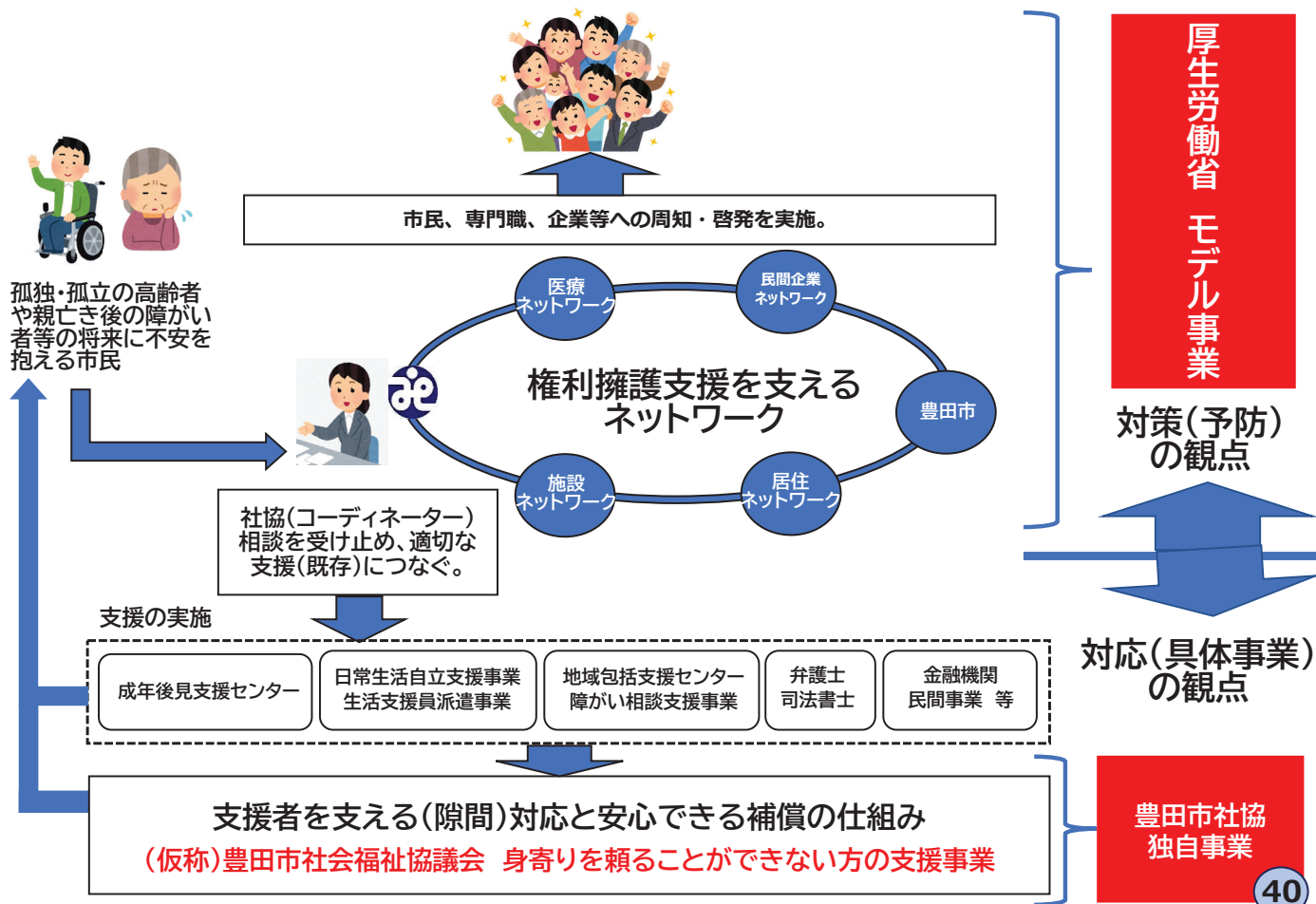


つまり…

孤独孤立状態にある高齢者や、親亡き後の障がいの
ある方などの「身寄りのない方」が、身元保証人(緊急
連絡先含め)がいなくても、入院・入所・入居でき
る豊田市を目指す。

38

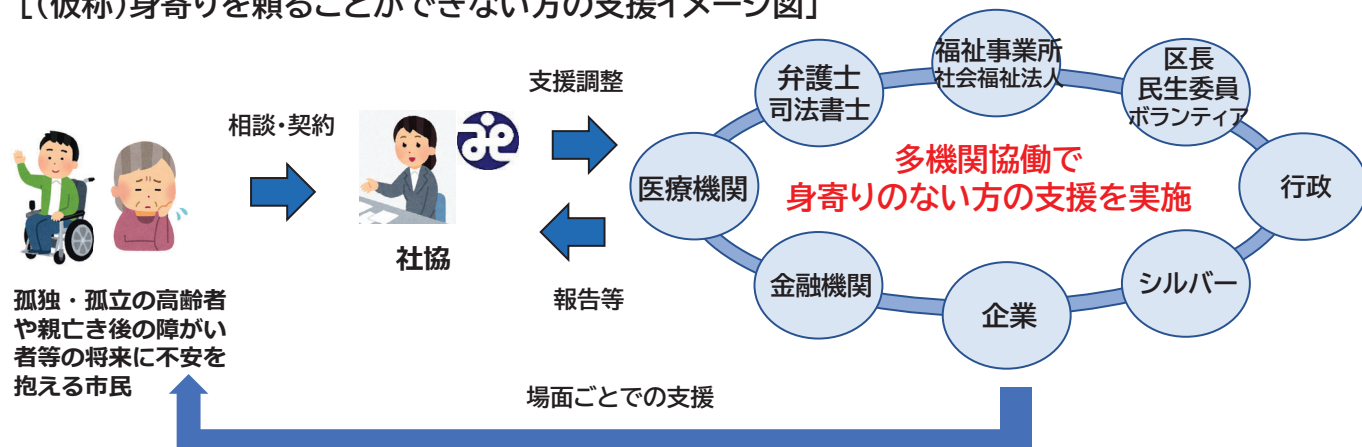
全体像(イメージ)



(仮称)豊田市社会福祉協議会 身寄りを頼ることができない方の支援事業

- ・(仮称)身寄りを頼ることのできない方の支援事業は、**日常生活、入院・入所時、死後の3つの場面の支援**を実施する。
- ・支援(事業)は**権利擁護基金**を活用し、**各種団体と連携しながら実施する(多機関協働)**。

[(仮称)身寄りを頼ることができない方の支援イメージ図]



支援内容(想定)

日常生活支援

見守り、意思決定

入院・入所時支援

夜間・休日等連絡先、アメニティ等準備、支払い、自宅の管理

死後事務支援

支払い、家財処分、遺品整理

42

[目的]

2025年に団塊の世代や後期高齢となる社会を迎えることや、家族や地域との関係性の変化により、家族や親族を頼ることが出来ない、孤独・孤立状態の人が増えていくことが予想されている。また、豊田市は企業城下町という特性から、就労を機に豊田市で暮らし始めた結果、身寄りを頼ることのできない市民が多く生活している。増大する身寄りのない方のニーズ(課題)に対応するため、身寄りのない方の支援を実施し、豊田市の権利擁護支援の充実を図る。

[対象]

市内に居住している身寄りのない方で判断能力のある方

※身寄りのない方は…

- ・家族や親族がいない方
- ・家族や親族がいても関係性の問題等により頼れない方
- ・家族や親族がいても遠方で、すぐに支援を受けられない方

[予算]

豊田市社会福祉協議会 権利擁護基金を令和6年9月に設置した。基金(寄付金)を活用して事業を実施。

※資力のない方は権利擁護基金から立替により支払い予定
預託金がない資力のない方は、積み立て。場合によっては金銭管理を実施。

43

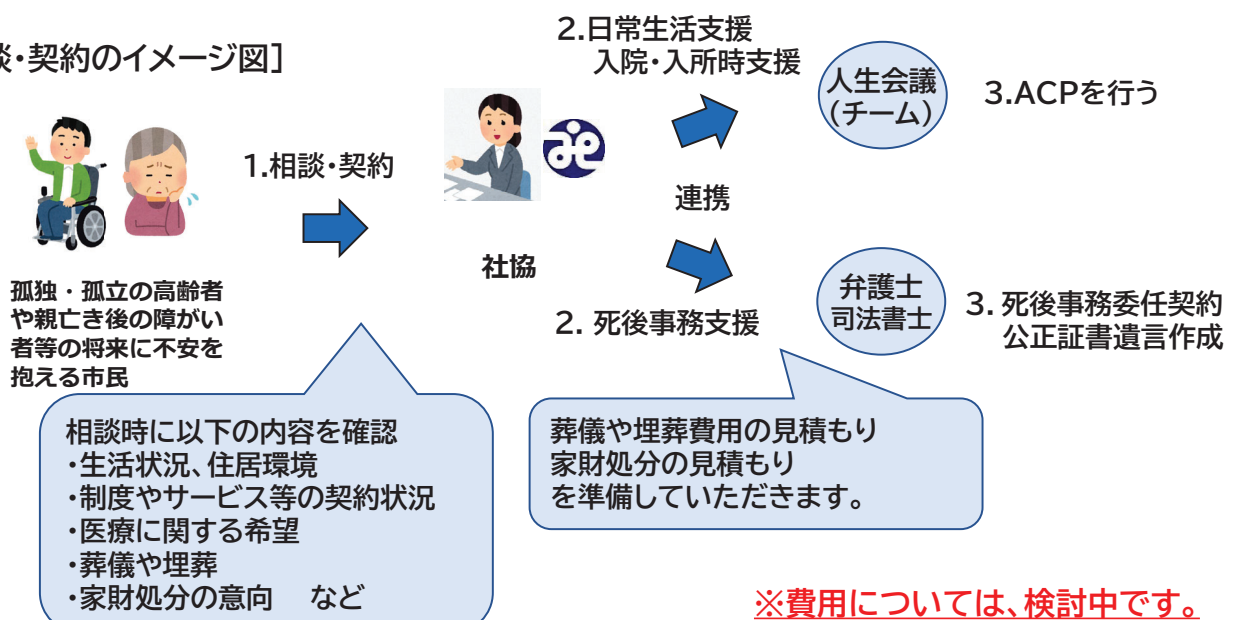
(1) 契約、ACP

44

(1) 契約、ACP

- ・豊田市社会福祉協議会は、医療・福祉等の本人を支えるチームや弁護士・司法書士と連携して、契約を行う予定しています。
- ・死後事務支援は公正証書遺言及び死後事務委任契約が必要になります。
- ・契約に際してACPを行い、本人の意思を確認していきます。また、日常生活を支援する中でも、継続的に意思決定支援を行います。

[相談・契約のイメージ図]



※費用については、検討中です。

45

(2) 日常生活支援(見守り&意思決定)

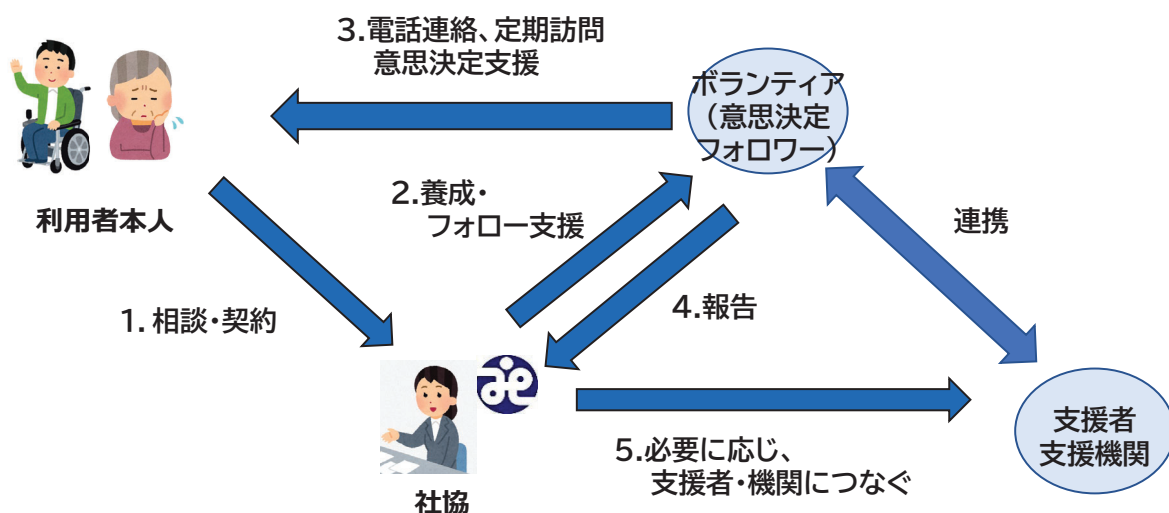
46

(2) 日常生活支援(見守り&意思決定支援)

・ボランティア(意思決定フォロー)を養成し、見守り(電話・訪問等)及び意思決定支援を実施することで、本人の意思やその変化を確認していきます。

・見守りの報告を受ける中で、必要に応じ、支援者(民生委員等)・支援機関(包括・障がい相談等)につながります。

[見守り&意思決定支援スキーム イメージ図]



47

(3) 入院・入所時支援(① 夜間・休日等連絡先、 ② アメニティ等準備、③ 支払い、④ 自宅の管理)

48

(3) 入院・入所時支援 ① 夜間・休日等の連絡先:安心コールセンター

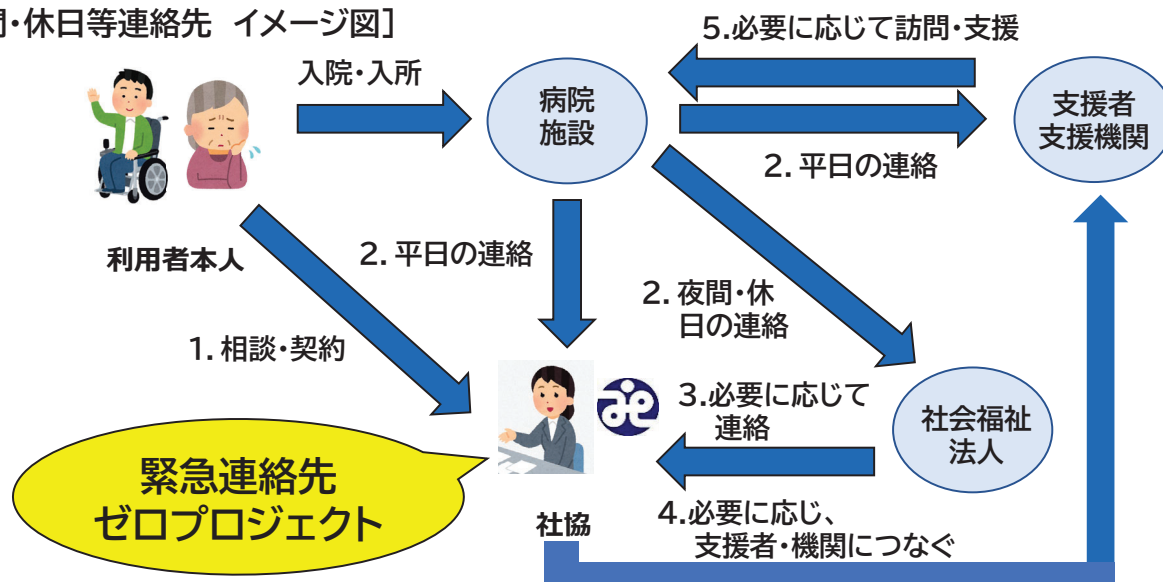
夜間・休日等連絡先:安心コールセンター ※電話番号のイメージで、緊急連絡先(緊急対応)ではありません。

・平日は支援者・支援機関もしくは社協に連絡。夜間・休日は、社会福祉法人に連絡。

※夜間・休日に電話を受けても、翌営業日に社協へ連絡。その場での(夜間・休日)対応はしません。

・翌営業日に社会福祉法人から社協へ、社協から支援者・支援機関につなぎます。

[夜間・休日等連絡先 イメージ図]



夜間・休日連絡先の料金は検討中。

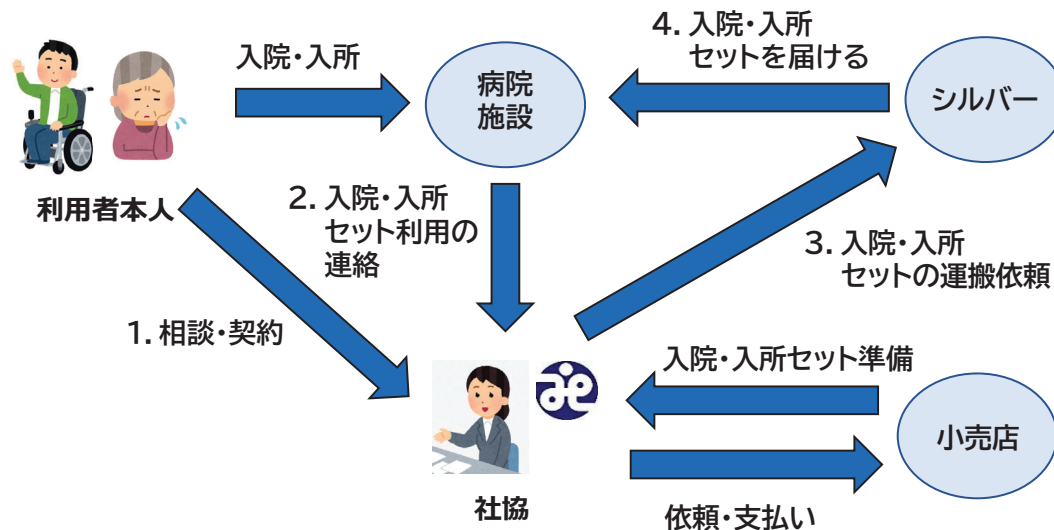
49

(3) 入院・入所時支援 ② アメニティ等準備

・提携をした小売店にて、入院・入所セットを準備し、社協にて保管。

・本人もしくは病院や施設からの連絡により、入院・入所セットを豊田市シルバー人材センターに届けていただく。

[アメニティ等準備 イメージ図]



入院・入所セットの料金は検討中。
資力のない方は、権利擁護基金から立替により支払い。

50

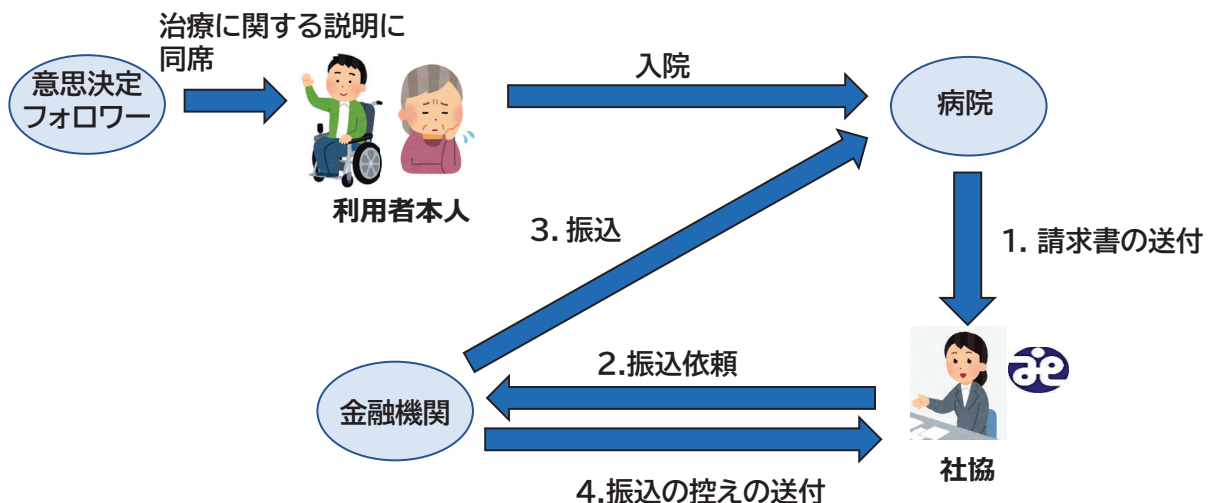
(3) 入院・入所時支援 ③ 支払い・意思決定支援

・本人もしくは病院から、社協に連絡。

・事前に提携先の金融機関に提出した口座振替依頼書により、本人口座から医療費の支払いをする。

・意思決定支援は事前に預かったエンディングノートを活用し、本人が希望する場合、治療に関する説明に意思決定フォローが同席。

[支払い イメージ図]



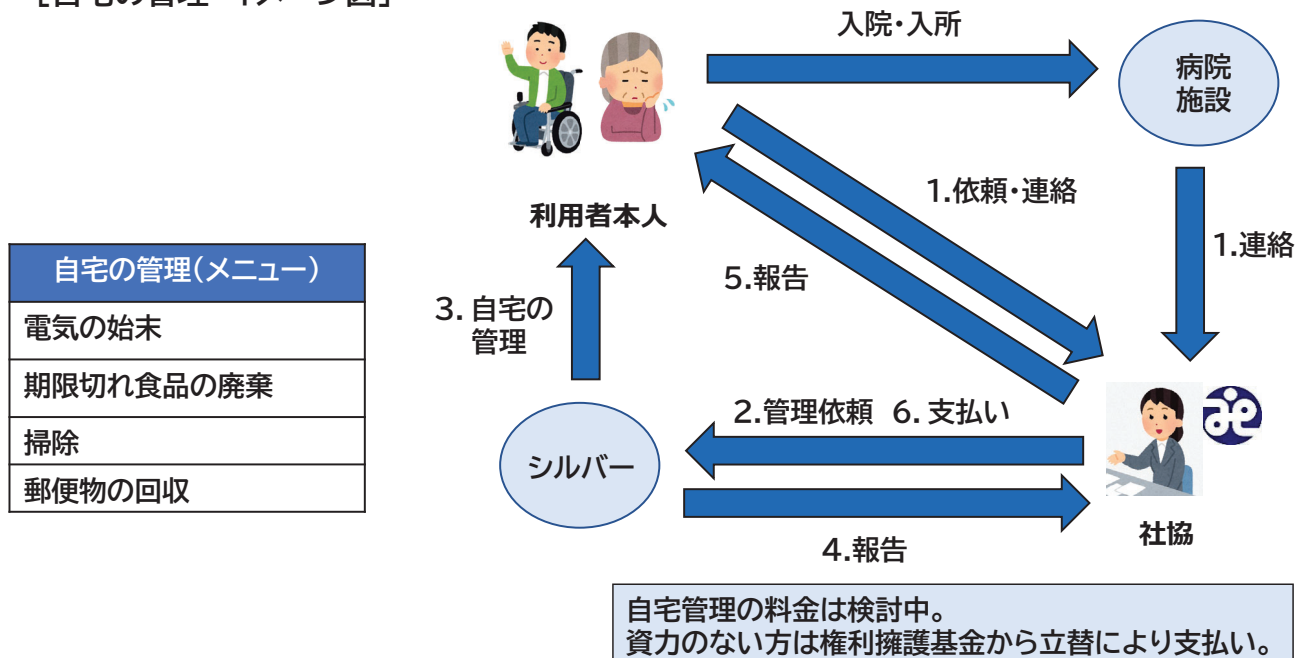
資力のない方は、権利擁護基金から立替により支払い。

51

(3) 入院・入所時支援 ④ 自宅の管理

- ・本人もしくは病院・施設から、社協に連絡。
- ・本人からの依頼により、入院・入所時の自宅の管理を 豊田市シルバー人材センター に依頼し、実施。

[自宅の管理 イメージ図]



52

(4) 死後支援(支払い、家財処分、遺品整理)

(4) 死後事務支援(支払い、家財処分、遺品整理)

生前

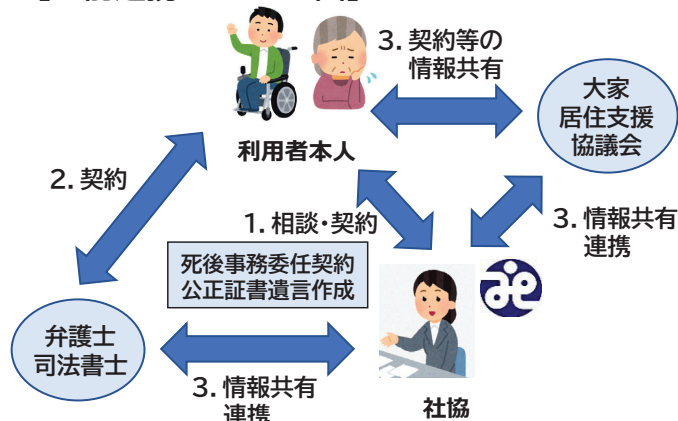
・大家や居住支援協議会等と情報共有・連携をする。

死後

・大家等から家財処分の連絡を受け、処分業者に連絡。

・処分業者により、家財処分を実施。処分代の支払いを行う。

〔生前連携 イメージ図〕



〔家財処分・遺品整理イメージ図〕



処分業者への支払いは本人からの預託金等で支払い。
預託金がない資力のない方は、積み立て。場合によっては金銭管理を実施。
預託金相当額に達せずに亡くなった場合の不足金は、権利擁護基金から支出する。

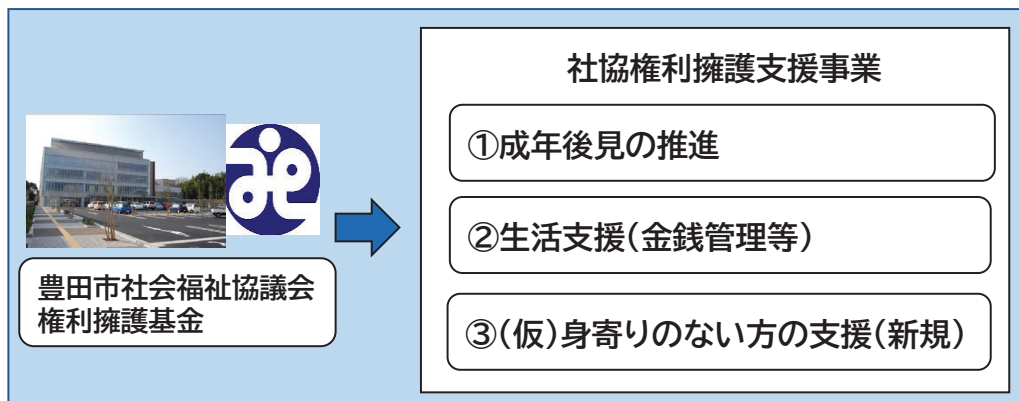
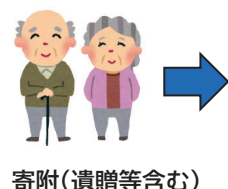
54

(5) 豊田市社会福祉協議会 権利擁護基金

(5) 豊田市社会福祉協議会権利擁護基金

- ・豊田市社会福祉協議会は、令和6年9月に寄付金及び成年後見の法人報酬を財源に「権利擁護基金」を設置した。
- ・権利擁護基金を財源に、令和7年度より「(仮称)身寄りのない方の支援事業」を実施する。

[基金イメージ図]



③(仮)身寄りを頼ることのできない方の支援(新規)

※資力のない方は権利擁護基金を活用して、支援を実施する。

(想定)

資力のない方は、基金を活用する。

- ・入院費等は、権利擁護基金から立替により支払い。
- ・死後事務は、預託金の積み立てを行う。場合によって、金銭管理を必須にする。

56

ポイント①

官民連携・多機関協働で実施

ポイント②

基金を活用して、資産の多寡にかかわらず支援を実施



フォロワーは「支持者」であり続けること 市民がフォロワーになる意義とは？

津別町社会福祉協議会地域福祉係 係長 立花さおり

津別峠雲海

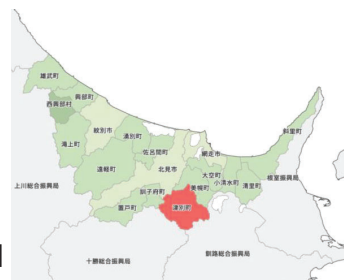
津別町 とは

人 口 3,970人

世 帯 数 2,133世帯

高齢化率 45.54%

〔令和6年12月31日現在〕



総面積（716.80km²）の86%が森林

基幹産業は、農業・林業・酪農

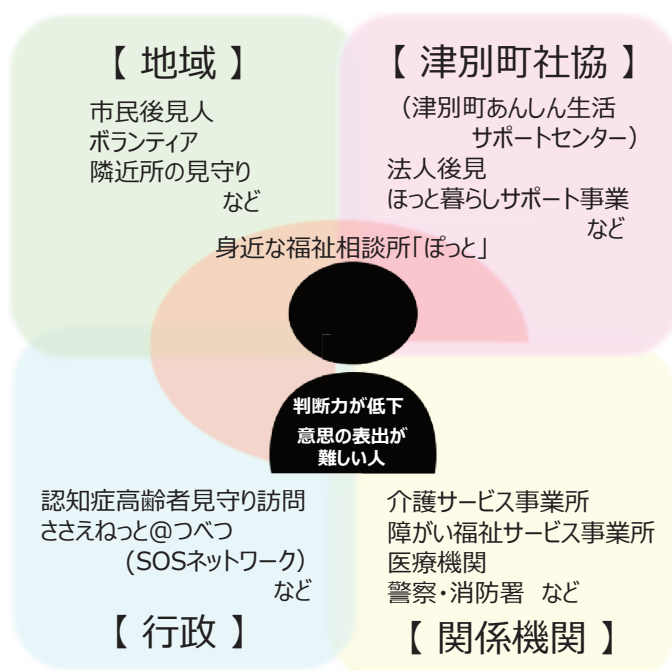


東京オリンピックメダルケース
「山上木工」



日本で唯一木べらを作っている
「相富木材」

津別町の支援イメージ



3



「野中式事例検討」
野中ケアマネジメント研究会代表
大久保薫氏



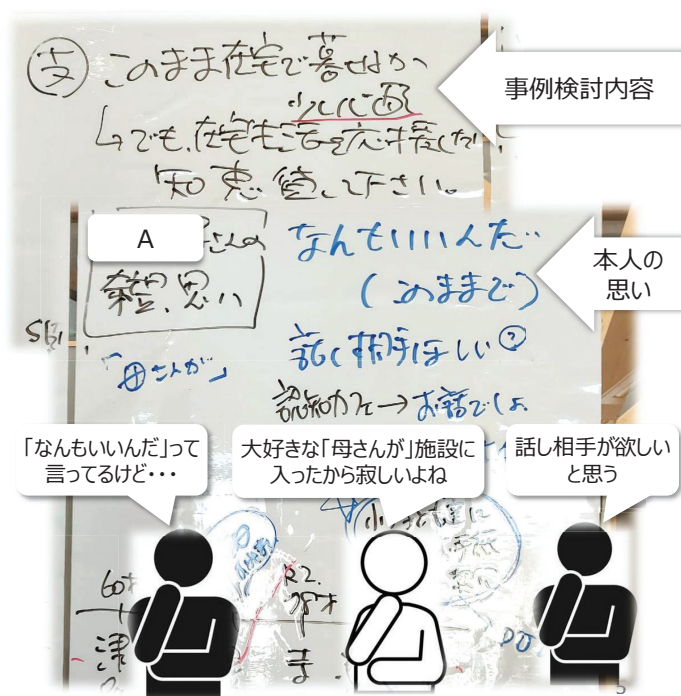
「意思決定支援事例検討会」
SDM-JAPAN副代表
水島俊彦氏

意思決定フォロー 構築のきっかけ

市民後見人の活動から

困った時は寄って集まってみんなで考えよう！
～本人を知り、明日からできることを考える～

野中ケアマネジメント研究会代表
大久保薫氏



市民後見人の活動から

事例検討会から実際の活動へ

事例検討会中に参加者の女性2名が
「本人のお話を聞きに行こう!!」

給食サービスのお弁当をもって、月1回
約1時間本人のお話を聞くボランティアを
スタート

訪問を楽しみにしており、昔の話や「母さん」
の話、大切にしている本や映画の話、得意
なハーモニカを披露してくれるように

本人の思いに寄り添うとができる人の存在の重要性

津別社協としてこの活動を形にしたい

津別町社協の実践から

社協・行政だけでは支援できない
地域住民にも関わってもらうことの必要性

■ 津別町あんしん生活サポートセンター（H26年～）

法人後見（H26年～）
ほっと暮らしサポート事業（H29年～）

⇒ 法人後見としての本人の思いに寄りそう難しさ

■ 重層的支援体制整備事業（R3年～）

居場所利用者（H29年～）
ひきこもりの支援（H29年～）

⇒ 支援者として表出が難しい本人の思いのに寄りそう難しさ

■ 身寄りのない人の最期の支援（将来）

本人の最期の時の希望は？ 思いは？

⇒ 本人の思いと一緒に実現できるような関わり

意思決定フォロー構築のため

日本財団に助成金申請へ



「認知症ステップアップ講座」
津別町社会福祉協議会
認知症地域支援推進員
山口里史 主事

身近な福祉相談所「ぽっと」勉強会
「＜相談する＞ってどんなこと？ ～
相談しあえる関係づくりのために～」
MIW工房 コミュニケーションナビゲーター
姉帯美和子 氏



意思決定フォロー の展開

意思決定フォローの 対象者イメージ

- ・成年後見制度利用者
- ・認知症や障がいのため判断力が低下している人
- ・自分の意思を表出することが難しい人
- ・ひきこもり状態にある人

将来的には・・・

身寄りのない人の最期の支援も

意思決定フォローの 担い手イメージ

- ・市民後見人活動終了者
- ・市民後見人受任者
- ・市民後見人養成研修修了者
- ・認知症ステップアップ講座修了者
- ・身近な福祉相談所「ぽっと」の担い手
- ・医療、介護、障がい福祉の経験者 など

津別町にこんな

意思決定フォロー

ができれば

- 本人のことを昔から知っている、顔なじみを生かした
- 本人と同じ津別の人だから、津別で生まれ育ったから、本人の思いがわかる
- 自分の思いの表出が難しい本人の思いを表出することを手伝ってくれる
- 本人が嫌なことを「嫌！」ということができる
- 最期まで津別町に住みたい本人の思いに寄りそってくれる

意思決定フォローの
今後の予定

1
年目

意思決定フォロー導入講座
モデルケース支援開始

2
年目

意思決定フォロー実践講座
モデルケース検証とフォロー活動開始
アドボケート育成研修

3
年目

意思決定フォローとアドボケート活動の継続
ほっと暮らしサポート事業とフォローシステムの連動

将来

身寄りのない人の最期の支援

意思決定フォローの 課題

- ・人口減、高齢化率の上昇に伴いフォロー
の高齢化と若い世代の取り込み
- ・地域住民の意思決定支援の理解と関わり
- ・持続可能にするための予算の確保

津別町にとって
意思決定フォローとは

津別町民



津別町社協



意思決定フォロー

「本人らしい生活」と
「本人らしい変化」を支える
「積極的権利擁護」へ

特定非営利活動法人西成後見の会ホームページ
【積極的権利擁護】岩間伸之 から引用

ご清聴ありがとうございました



地域共生社会

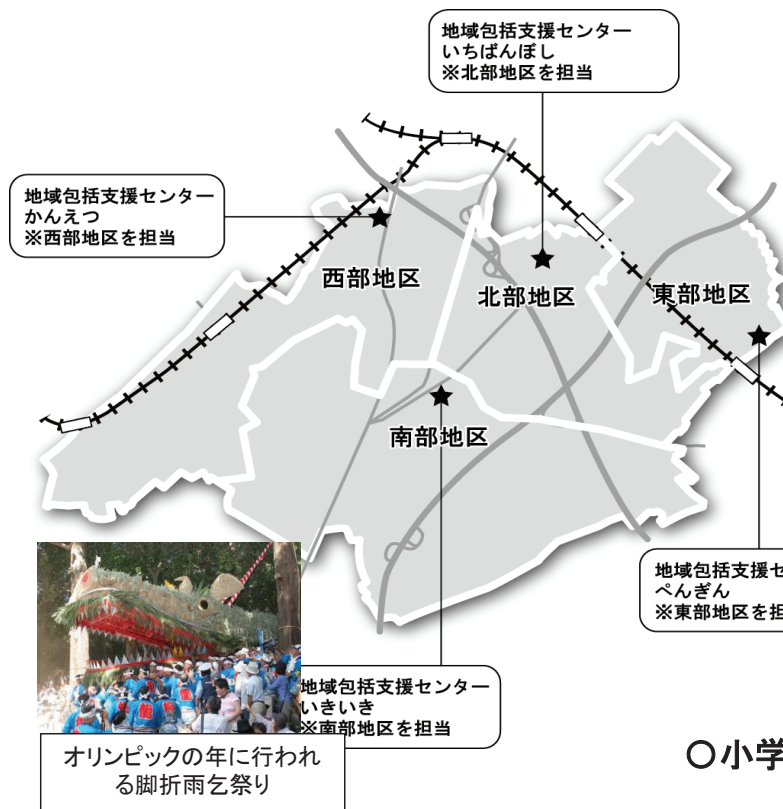
実現のための

“意思決定フォロー”

令和7年2月23日

鶴ヶ島市社会福祉協議会
権利擁護支援センター
地域福祉担当

主幹 牧野郁子



- 人口 67,784人 (R6.12)
- 世帯数 32,563世帯 (R6.12)
- 11.1% (14歳以下)
- 高齢化率 29.67% (65歳以上)
17.16% (75歳以上)
- 障害者手帳保持
身体 1,791人・療育 509人・精神 762人

○小学校 8校・中学校 5校・高等学校 1校
⇒R10 中学校 4校に
福祉教育・体験学習推進校14校(全校)

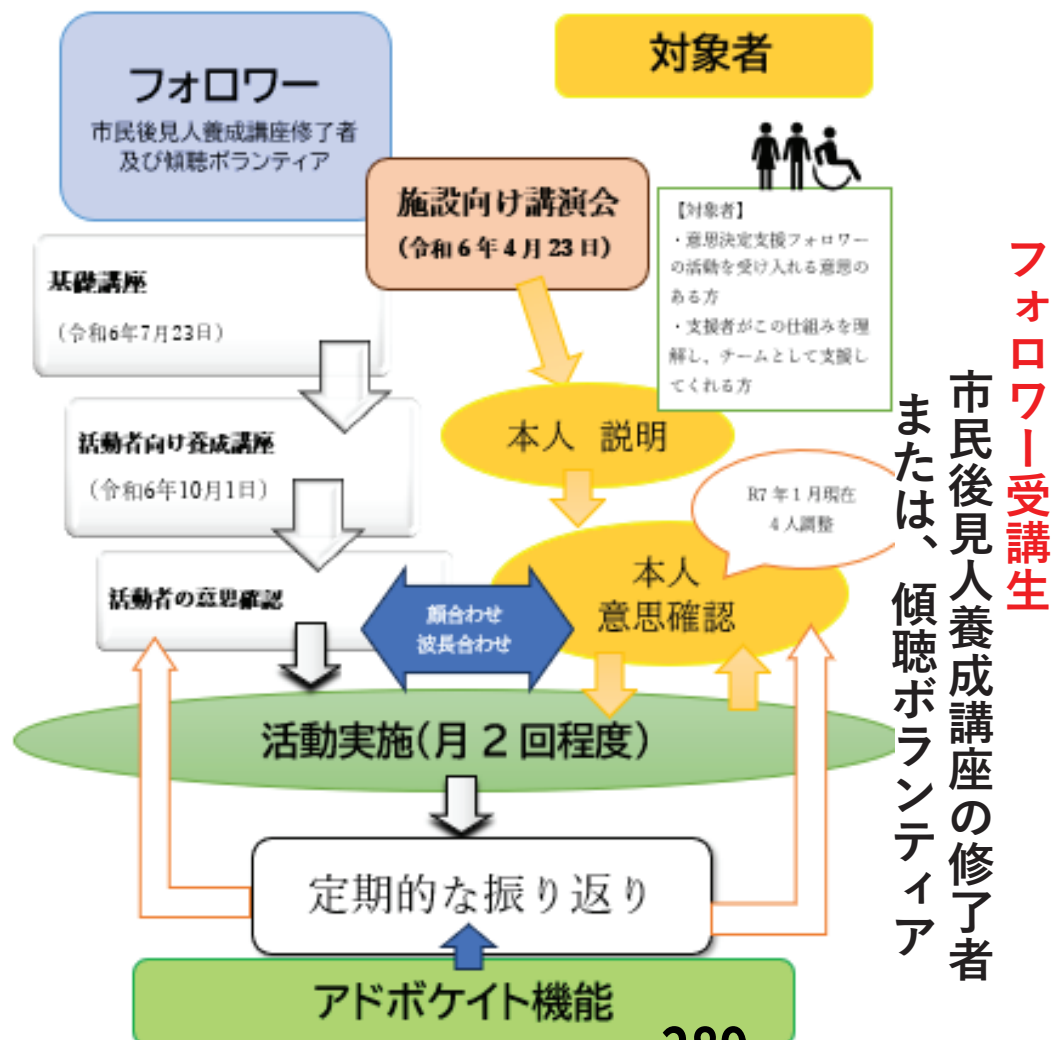
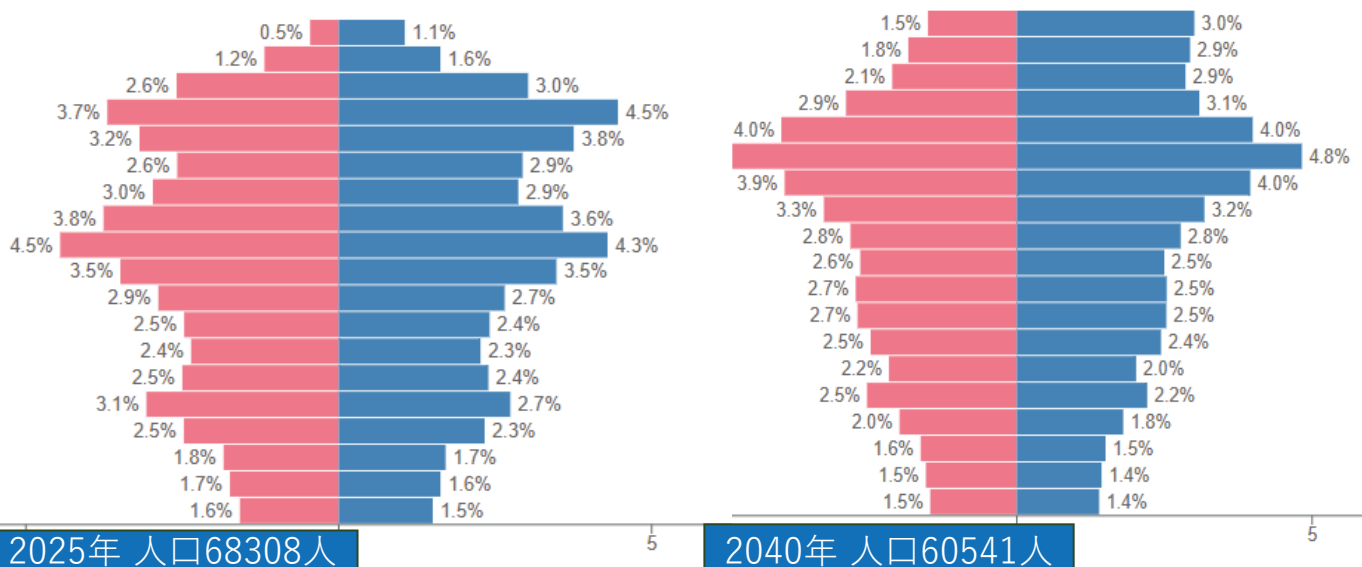
○79自治会 自治会加入率 52.36%
17597世帯/33608世帯中 R6.10
(57.6% (加入世帯18,525) R5年)

ふれあいいきいきサロン登録 **91**団体
ボランティア市民活動団体 **52**団体
見守り声かけ交流チーム
(ここつなネット) **692**チーム

鶴ヶ島市の特徴

団塊の世代**多い** 高齢者施設 **多い**
 東京のベッドタウン⇒**つながり薄い**
 地域活動が盛ん⇒**意識の高い住民層**

埼玉県 鶴ヶ島市の人口ピラミッド 「統計リアルHP参照」



意思決定フォロワー
 養成
 活動展開

令和6年度第1回高齢者入所施設連絡会 意思決定フォローについて

令和6年4月23日(火)10:00~12:00

施設職員7名・健康長寿課2名・社協7名

令和6年度 意思決定フォロー養成研修

令和6年10月1日(火)10:00~16:30

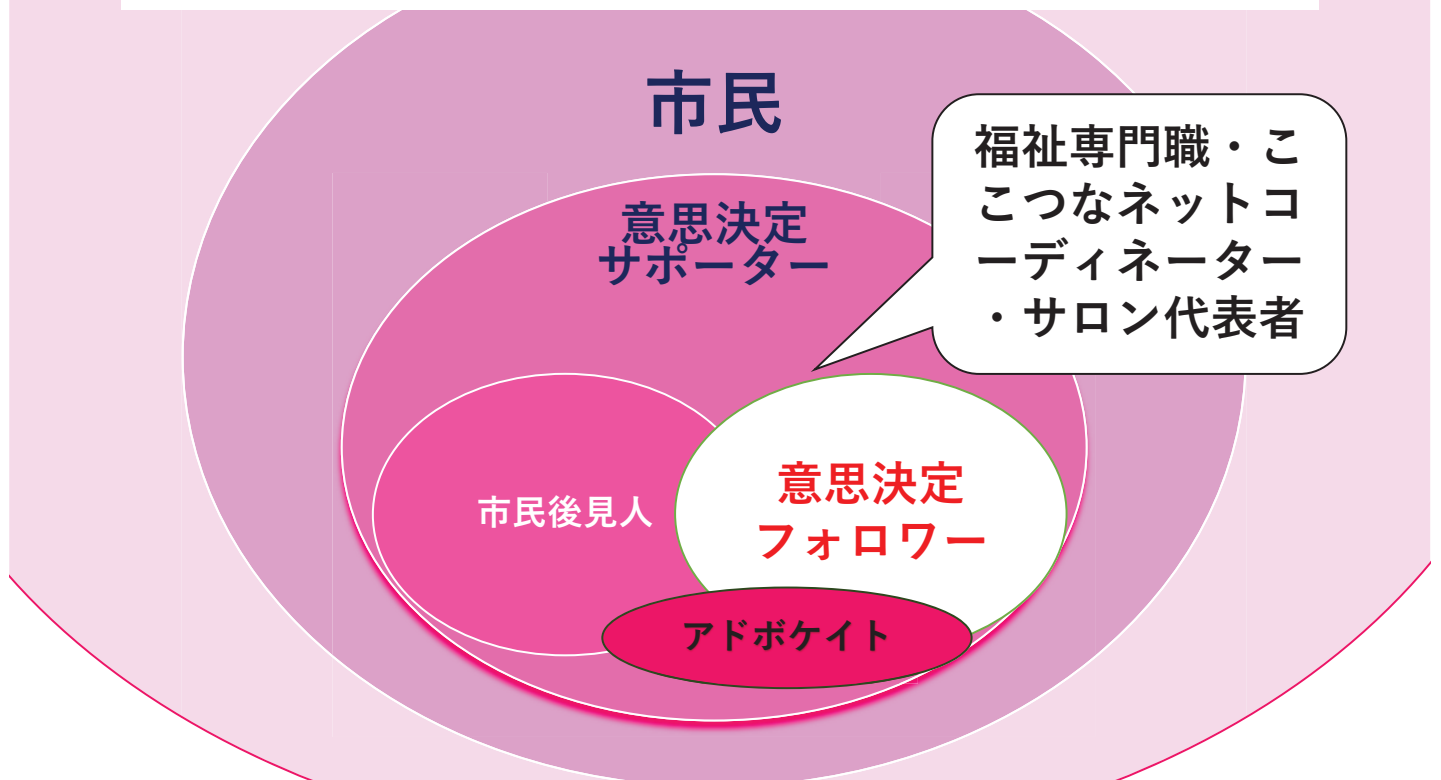
参加者 13名 研修パートナー6名+支援者

意思決定フォロー試行的活動状況

	性別	年齢	個人因子	所在地	マッチング実施日 及び場所
1	女	72	要介護3、脳梗塞後遺症による左片麻痺あり、認知機能の低下は年相応、コミュニケーション良好	特別養護老人ホームM	2024/12/2 施設内
2	男	60	脳梗塞により半身麻痺・車いす使用。グループホームで生活。 B型就労月・水・木・金、デイサービス土曜日	障害用グループホーム	2025/1/19 施設内
3	女	88	要介護2、集合住宅に独居。独歩可能。認知機能の低下があり、同じ話の繰り返しはあるが、コミュニケーションは良好	自宅	2024/12/10 自宅内
4	女	80	要介護5、車いす使用、意思疎通の困難さはあるがコミュニケーションは可能 (長時間の外出困難、今後施設内で協力可能)	特別養護老人ホームS	2024/12/19 施設内

今後の方向性

①意思決定サポーター養成 地域全体



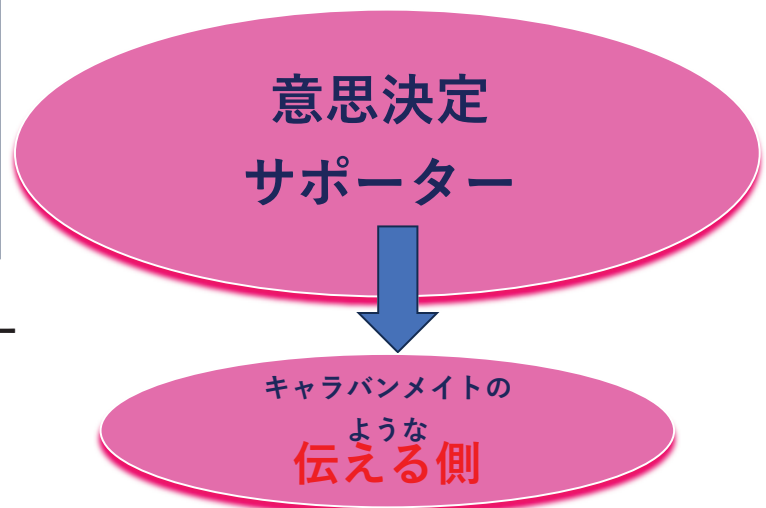
今後の方向性

②意思決定サポーター養成 福祉専門職も含めて

団塊の世代**多い** 高齢者施設 **多い**

特別養護老人ホーム 4
老人保健施設 1
有料老人ホーム 12
サービス付き高齢者住宅 4
認知症対応GH 4
小規模多機能型 2 ほか
高齢者入所 26施設

ここつなネットコーディネーター
692チーム
ふれあい・いきいきサロン
91団体



今後の方向性

③将来的には



どんな方にも意思がある

フォロワーが活動できる施設を認定

施設側の
メリット

地域の意識醸成⇒だれもが住みやすい鶴ヶ島

自分らしく生きる
主体形成

誰もが安心していきいきと暮らせるまちをつくります
～鶴ヶ島の地域共生社会の構築を目指して～



イラスト フルタハナコ

ふだんのくらしのしあわせ
と共に

ふだんのくらしのしくみづくり

鶴ヶ島市社会福祉協議会ではSNSで活動を発信しています！
よければ覗いてみてください^^



Instagram



ご清聴ありがとうございました！

閉会のあいさつ

枡方 瑞恵 Masukata Mizue

日本財団公益事業部国内事業開発チーム・チームリーダー

Wishing for a better future
with the follower activities.

本人の力を信じて、本人と一緒に悩みながら
エンパワメントし合うことも大切だと思う。

小さなことでいい。

本人がおかしいと思うことに一緒に怒って
「違うよね」って言ってくれるだけで
「あ、そうか、主張していいんだ」って思える。
きっとそこから変わっていく。

本当はそんな仕掛けをしなくていい社会が
いちばんなんですけどね。

特定非営利法人 ユートピア若宮 理事長
木本光宣氏



 **SDM-Japan** 一般社団法人
Japan Network of Supported Decision Making 日本意思決定支援ネットワーク

<https://sdm-japan.net/>



この小冊子でご紹介しているポイントをより詳細に解説している
「意思決定フォロワーシステム運用マニュアル」もあります。意思決
定フォロワーシステムの実践にお役立てください。▶



意思決定フォロワーについて、ホームページでもご紹介しています。▶



Supported by

THE NIPPON
FOUNDATION

いっしょに困ってもいい、怒ってもいい
そして、いっしょに笑ってほしい

本人らしい意思決定につなぐ地域づくりの第一歩

「フォロワー」という
つながりを始めませんか？



 **SDM-Japan** 一般社団法人
Japan Network of Supported Decision Making 日本意思決定支援ネットワーク

Supported by

THE NIPPON
FOUNDATION

本当の思い、伝えられている？ 受け止められている？

本人の思いと、支援する人たちがこうだろうと思うこと。
すれ違っていることが結構あります！

施設ではとてももの静かな人と思われていたEさんでしたが…

施設で車いす生活を送っているEさんは、一日の多くをテレビを見て過ごし、外を歩く人を窓から興味深く見ていることもありました。

特に希望や要望を言うこともなかったので、施設の人は、Eさんは困っていることもなく暮らしているものと思っていました。

そんなEさんに意思決定フォロワーがつくと…

フォロワーがいろいろな話を聞いていくうちに、Eさんは、実はお団子が大好きなのに、以前職員さんから「買い物はできない」と言われたことがあったために、自由になるお金が無いと思って、お団子を「買いたい」「食べたい」と言ってはいけなさと我慢していたことがわかってきました。

「それでもお団子が食べたい」と話してくれるようになったEさんに、ある日、フォロワーが、「職員さんに聞いてみようか？いっしょに話す？」と背中を押してみました。

するとEさんは、自分から「お団子が食べたい」と職員さんに伝えることができ、施設の職員さんも理解して、お正月など特別な日には、お団子を食べられるようになりました。

また、Eさんは子どもの頃によく見に行ったお祭りも大好きでしたが、「職員さんは忙しいから連れて行ってもらうのは難しい」と気遣って黙っていたこともわかってきました。

「お祭りに行きたいんですね。どうしたらいい？」とフォロワーが尋ねたところ、「**今年は見たい**」とEさんの本音が聞けました。それではどうするか、フォロワー同席の下、Eさんが職員に思いを伝えたことをきっかけに、関係者みんなと一緒に相談することになりました。



意思決定フォロワーがついたEさんは、
どうして自分の思いを言えるようになったのでしょうか？

意思決定フォロワーって何？ 私たちが考えているひとつの形をご説明します！

皆さんの地域に役立つヒントを見つけてください！

フォロワーは支援者の代わりに何かをする人？ 答えは、NO！…… P.03
フォロワーの役割についてお話しします

フォロワーは他の支援者と何が違うの？ …………… P.04
支援者と支持者の立ち位置の違いについてお話しします

フォロワーはどんなところで活動するの？ …………… P.05
フォロワーの導入検討事例をお話しします

フォロワーが入ると何が変わるの？ …………… P.06
フォロワーシステムが目指す世界観をお話しします

フォロワーを始めるにはどうすればいいの？ …………… P.07
導入研修から活動開始までの流れをお話しします

でも、人と人、相性が大事なのは？ …………… P.08
本人とフォロワーとのマッチングとその後の活動についてお話しします

フォロワーは一人で頑張らなければいけないの？ …………… P.09
本人・フォロワーを支える体制づくり(フォロワーシステム)についてお話しします

フォロワーシステムを体験してみてどうでしたか？ …………… P.10
(本人・フォロワーの皆さん)

フォロワーシステムを体験してみてどうでしたか？ …………… P.11
(フォロワーを支える皆さん)

このフォロワーシステム事業の強みは？ …………… P.12
この事業に関わる皆さんからお話しいただきました

私たちと一緒に取り組んでみませんか？ …………… P.13
連絡先と事業開始までのステップ等をお伝えします

フォロワーは支援者の代わりに何かをする人？
答えは、NO！

何に困っているのか決めるのは本人。
何を望むのか、何を困っているのか、何に怒っているのか。
本人と同じ生活者の目線や気持ちで考え、
本人が伝えにくいところを補いながら
本人が周りにいる人たちと話すのを後押しするだけ。

フォロワーの行動指針
(豊田市での意思決定支援モデルプロジェクトにおける意思決定フォロワーの活動の際の心がけから引用)
①本人の wish(希望・願い)やコミュニケーションを広げる・深める
②本人が wish や主張を言う・主張するのを手伝う
③本人の wish や主張をマイクやスピーカーとして伝える
④本人の wish・主張や困りごとを、事務局や専門員に相談する

※マイク・スピーカーの原則
言い換えたりしない、そのまま言う／小さな声を大きくする／言う・言わないのスイッチは、本人がもつ

フォロワーの活動で心がけること

豊田市での意思決定支援モデルプロジェクトにおける
意思決定フォロワーの活動の際の心がけから引用

- 本人のお金を直接取り扱わない
- 本人のために良かれと思って口出ししない
- 本人のお話を途中でさえぎらない
- 本人の好き嫌い・信条・価値観・希望を踏まえて選択肢を提案する
- 言葉以外のコミュニケーションにも着目する
- 本人が自らの希望を他の人に伝えられる方法を一緒に考える
- 支援者等とは本人がいないところでは話を進めない



本人といっしょに意思決定支援の
ボタン(きっかけ)を押していく

人は、話せることしか話さないし、話したいことしか話せません。「聞き出す、真実を突き止める」という姿勢ではなく、話せる（伝えられる）、話したくなる（伝えたい）環境と関係性をいかにつくれるか。のんびりとした間の抜けた話に思えるかもしれませんが、話す側（伝える側）の視点で見たら、**その間こそが大切です**。さまざまな事柄について自己選択を積み重ねることによって、支援を受けながらも自分自身の人生に主導権を持って生きる、その時にいつもそばにいるのがフォロワーです。



フォロワーは他の支援者と何が違うの？

一般的な支援者とフォロワー(支持者)の立ち位置の違い

	支援者	フォロワー(支持者)
役割	本人の生活の基盤を支えるための何らかの権限・義務がある (金銭管理や契約の代理権等を有する場合もある)	本人の選好や価値観を支持し、本人が生活で望むことを応援・後押しする
金銭管理	代理権に基づいて、本人の財産から生活に必要な金銭を入出金することがある (事実上、管理している場合を含む)	お金の使い道を一緒に考えたり悩んだり、付き添ったりする(お金を預ることはない)
行動	意思決定支援を踏まえた行動が求められるものの、良かれと思って、本人の希望よりも最善の利益を優先することもある	緩やかなアドボケイトとして本人の側に立ち、本人の心からの希望・本当の思いを探求、支持する
目的	本人の保護 ニーズに対する解決	自己選択(チョイス)と主導権(コントロール)の保障 ※解決よりもプロセスが大切
リスクの捉え方	本人の安全、周囲の安心を重視	本人がリスクを負うことの尊厳も重視

※支援者と支持者とは、反目し合うのではなく、例えば豊田市では、
【十人十色】本人にとっての彩(いろどり)ある暮らしを一緒に描きます。
【尊厳】周りの価値観ではなく、本人の価値観を基準に考えます。
【共働】お互いの立場を尊重しながら、それぞれの役割を全うします。
の共通理念をもって、それぞれ動くこととしています。

周りや社会の価値観ではなく、本人の価値観を基準に考える

時に、自分にとって重要なことが、他の人にとっては重要でないことがあります。また、その逆もあります。
フォロワーは自分の視点ではなく、本人の視点に立って、友達のように接しながら本人といっしょに悩んだり、困ったり、考えたりしていきます。

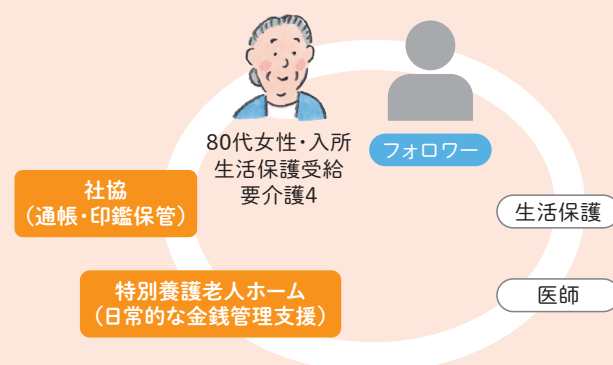
フォロワー = 友達 + マイク&スピーカー



フォロワーはどんなところで活動するの？

身寄りのない80歳代女性の入所調整ケース（生活保護受給、要介護4）

- 2人暮らしをしていた夫が急死。身寄りがなく、本人も衰弱していたため、ショートステイで安定を図ることに。本人と事業者、生活保護ケースワーカー及び福祉総合相談課からの説明を踏まえ、本人と事業者が介護保険サービス契約を結ぶ。
- 金銭管理、通院支援、死後の対応について、関係者でケース検討。
- 本人が意思決定するために相談できる相手がおらず、金銭管理の課題もあることから、相談課がフォロワーの関与を提案したところ、本人もそれを希望。高齢者等終身サポート事業者による支援に併せて、本人の支援付き意思決定を確保するための体制を整備。



施設を退所し、一人暮らしへの移行後も障害サービス事業者が金銭管理支援に関わる知的障害のある女性のケース（障害支援区分2）

- 施設での生活が長かったため、一人暮らしを始めてどのような生活を送りたいのかを考えたり決めたりすることに不安があった。
- 買い物や通院の際に、周囲の人とのコミュニケーションがうまく取れず、本人の気持ちも落ち込んでいる様子だったことから、フォロワーが関わり、コミュニケーションしやすい環境を整えることとなった。
- 現金は、元々利用していた施設の世話人から支援を受けて、本人が管理。
- 通帳・印鑑は生活基盤サービス事業を行う法人で預かり。



認知症の父親と同居している知的障害・身体障害のある40歳代男性の希望に基づく生活+父親亡き後への準備を考えたケース（障害支援区分3）

- 本人と父親ともに同じ弁護士が成年後見人として選任。日常の金銭管理が中心。
- 本人と父親は年に1回旅行に行くなど意思決定支援の更なる充実の余地があることから、本人の選択や希望に丁寧に寄り添うことができれば、さらに生活が充実できるのではないかと成年後見人からフォロワー利用の相談があった。
- 一方で、父親の体調が悪くなってきたことから、支援体制の変化が想定されることもあり、フォロワー利用のタイミングを調整。



フォロワーが入ると何が変わるの？

本人が積極的に社会参加しながら、目指す未来に向けて歩み始められます！

○意思決定支援の充実に向けた「牽引役」になります

本人がフォロワーを信頼して、希望や選好、嫌だと感じたことなどをフォロワーや周囲の人に言えるようになります。

○本人の周囲の人たちへの「牽制役」になります

本人がフォロワーとともに自分の声を事業者に届けられるようになり、事業者や周囲の人が本人の希望やフォロワーの気づきを踏まえて必要な支援を提供するようになります。

○本人の思いを受け止められる環境が整います

本人が発信した声を、事業者や周囲の人が受け止め、理解できるようになります。

○本人の思いをしっかりと応援できます

本人が自分の思いに沿った未来についてフォロワーと話し合い、周囲の人に協力を求められるようになり、周囲の人は、本人の思いに沿った未来に向けて、それぞれの役割に応じた支援を行えるようになります。



フォロワーが入ることによって、支援者側にも変化が！

これまで本人の訴えに対して回答を曖昧にしてでも安心感を提供することを優先し、その場をやり過ごすようなことがケアの手法としてあったように思います。これは本人の意思表示に対してきちんと向き合っていなかったと反省せずにはいられません。

身寄りのない方にとって、施設職員が身近な専門家であるように、**フォロワーさんは身近な友人のような存在なのでしょう。毎回、フォロワーさんの気付きには感服させられます。**ソーシャルチェンジでしょうか、**私も含め本人の思いに対する職員の感度が上がったように思います。**

（生活基盤サービス事業者）

フォロワーは月2回程度、本人への定期訪問をしますが、本人の同意や意思があれば、一緒に外出したり、買い物したりすることもできます。地元で開催されるお祭りに一緒に参加したり、一緒にコンビニに行って店員さんとスムーズなやり取りができたという動的で親密な関係づくりが増えています。

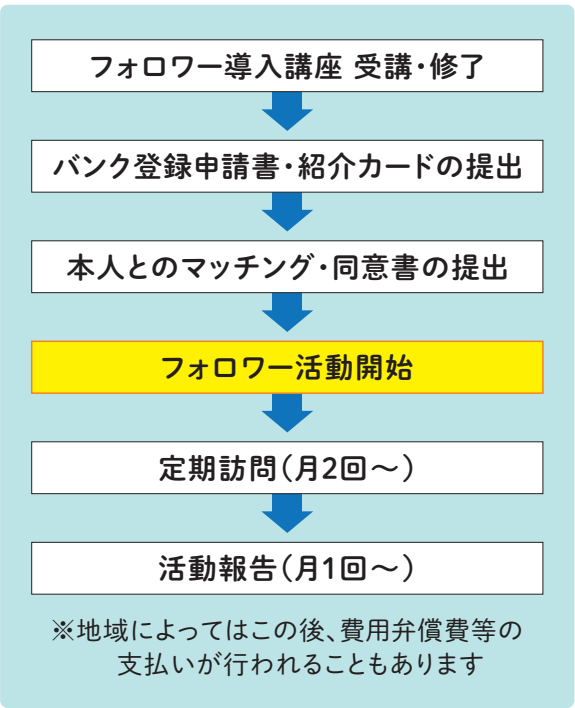


フォロワーを始めるにはどうすればいいの？

フォロワーは同じ生活者として本人とお付き合いする役割。
でも、意思決定支援の基本的な姿勢は必要です！

フォロワーとして活動していく流れ

フォロワーとしてどのように本人と向き合うのか、その姿勢や考え方、コミュニケーション手法などの基本を研修で学んだ方が、フォロワー登録した後、利用希望者とのマッチングを経て、活動が始まります。
活動開始後は、定期訪問・活動報告をはじめ、同じ地域に暮らす市民として、本人との絆を深めていく行動が期待されます。



フォロワー導入講座

まず、フォロワーとして活動するための、意思決定支援の基礎を学ぶ講座を開催しましょう。皆さんの地域の規模や権利擁護支援の取組状況に応じて打ち合わせしながら内容をアレンジして提供します。
受講者には受講後に修了証が渡され、その後、フォロワー利用希望者とのマッチングを経て、実際の活動が始まります。

豊田市のモデル事業で実施したプログラム

本日のプログラム			
開始時間	テーマ	概要	講師
10:00	挨拶、オリエンテーション		豊田市
10:15	演習1：決められた体験	ロールプレイを通じて、他人から一方的に決められてしまうことの体験を行い、その感想を共有します。	大庭英樹氏 (あいちあろく代表) 水島俊彦氏 (SOM-Japan副代表)
10:40	休憩		
10:50	講義1：障がいの理解、すべての人がいさやすく、活きていくためには数字モデルから社会モデルへ	社会モデルという考え方から障がい理解し、これまでと違った見方から、社会や関係性を捉え直す導入とします。	木本光雄氏 (ユートピア若宮理事長)
12:40	昼休み		
13:40	演習2：あなたについて一緒に考える	研修パートナーをお招きして、研修パートナーと一緒に好きなことや将来の夢などを書き出す作業を通じて、相手の意思や希望を尊重しながら活動することを学びます。	研修パートナー 名川謙氏 (SOM-Japan代表理事) 水島俊彦氏
15:40	休憩		
15:50	演習3：振り返り	これまでの講義や演習の振り返りを行い、学んだことの共有を行います。	名川謙氏 水島俊彦氏
16:45	講義2：とよた意思決定フォロワーの活動について	豊田市のモデル事業の紹介をすとともに、とよた意思決定フォロワーとして活動するための流れを紹介します。	豊田市
17:00	終了		

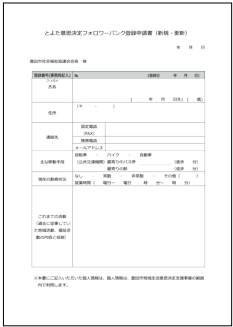


でも、人と人、相性が大事なのは？

本人とフォロワーのお付き合いのスタートライン。
マッチングはもっとも重要なステップです！

マッチング

フォロワー導入講座の修了者は、フォロワーとして活動を希望する場合には登録をします。
連絡先の他、交通手段や勤務状況、これまでの活動内容を記入し、利用者の希望や状況とすり合わせできるようにします。
その後、フォロワー候補者と利用希望者本人とが実際に会う機会をつくり、マッチングを行いましょう。
フォロワーといっても、人と人の関係ですから、相性は重要。直接言葉を交わすことで、この先お互いに心を開いて接していける関係になれるかどうかを見ていきます。
マッチングには利用者本人、フォロワー候補者の他、事業者やコーディネーター(委員会事務局)などが参加します。



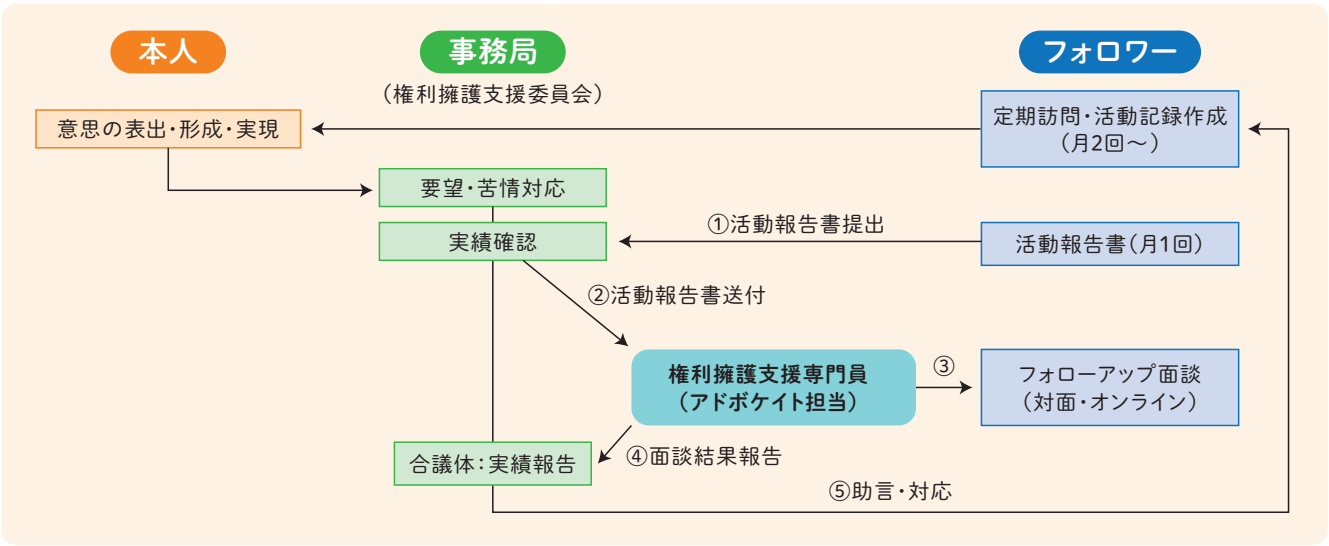
豊田市のモデルプロジェクトで使われているフォロワーバンク登録申請書



マッチングの様子
左から、施設の支援者(事業者)、利用者、フォロワー、コーディネーター(委員会事務局)

フォロワー活動開始後の仕組み

本人を訪問し、活動を始めたフォロワーが不安や疑問を感じたときに、それを受け止めるための役割や手続きはあるか？フォロワーからの報告や記録を共有し、次のステップへ進む助言や支援をする体制はできているか？ということに気をつけながら、皆さんの地域状況に応じた仕組みを整えましょう。
ひとつの例として、豊田市のモデル事業で実施している次のようなフローを構築することもできます。



フォロワーは一人で頑張らなければいけないの？

フォロワーの姿勢を維持するには武器と防具が必要です！

私たちが必要と考える本人とフォロワーのサポート体制(赤・青・緑の相互牽制機能)

- 本人、フォロワー(青)をサポートする役割として、事務局・合議体・専門員で構成される権利擁護支援委員会(緑)を設けます。
- 本人の意思決定支援をより充実させる、及び事業者(赤)による関係性の濫用を抑止するため、必要に応じて権限を持たないフォロワーに代わって委員会が介入します。(本人・フォロワーの武器)
- また、事業者(赤)による、本人の意思決定に対する不当な影響力の行使がなされないよう、フォロワー活動を通じて、日常的な場面から支援者の行動を牽制します。(本人・フォロワーの防具)

※こうした機能をそれぞれの地域の実情や赤の影響力に合わせて組み入れていきましょう。



障害者権利条約の理念を踏まえ、意思決定における本人の自律性と主導権を保障するために

フォロワーが本人の選好や価値観に寄り添い、アドボケートや委員会が独立した立場で見守る仕組みを整え、本人に対する影響力の強い主体による不当な影響や関係性の濫用を防ぐ「相互牽制機能」を備えた持続可能な権利擁護支援の仕組みの構築が求められます。

権利擁護支援委員会

- 事務局(実施主体：自治体、社会福祉法人など)**
 - フォロワーや事業者(赤)からの相談・月次報告の対応
- 合議体(障害当事者、市民、高齢福祉／障害福祉事業者、実施主体、司法専門職、福祉専門職など)**
 - 定例会議(フォロワー活動と支援検討、権利擁護支援専門員による報告など)
 - 本人にとって重要な意思決定・契約等を行う際の対応の助言
- 権利擁護支援専門員(当事者団体構成員、司法専門職、福祉専門職など)**
 - 金銭管理監督担当：四半期ごとの金銭管理の状況確認
 - アドボケート担当：フォロワーとの面談サポート、委員会からの派遣要請による独立調査・代弁活動

フォロワーシステムを体験してみようでしたか？

(本人・フォロワーの皆さん)

知的障害のある古川さんとフォロワーの倉田さん

古川さん：以前は買い物する時も、診察を受けるにも、施設からの引越しを考えた時も、「どうしよう、やっていいのかな、やっちゃいけないのかな」って迷っていました。そんな時に倉田さんは、「古川さんならできるよ、やってみない?」「施設の職員さんに相談してみたら?」って言うてくれて、できるようになりました。職員さんも、「何でも自分で言えるようになったね」って喜んでくれて、「こうしたらいいよ」ってアドバイスもらいました。倉田さんのおかげで、言わなければいけないことは言わないといけなくなるようになりました。



いっしょに買い物を楽しむ古川さんと倉田さん

倉田さん：訪問して何回も何回もお話をさせていただいて、古川さんの話をよく聞いていくうちに、古川さんがどう思われているかということがだんだんわかってきました。そこで、「やはりこれは古川さん自身の言葉で言わないとわからないこともたくさんあるので、お話しをされたらどうですか?」ということをお伝えしたところ、私と一緒に施設の人とお話をしたり、外出したりしながら、自分の言葉でいろいろ発信したりできるようになりました。今後、古川さんとはフォロワーとしての関係だけではなく、いろいろな形で施設にもお世話になりながら、自分にできることを進めていけたらなって思います。

認知症のチエさんとフォロワーの小川さん

チエさん：あちこち行けたらいいなという話をしています。一緒にいろんなところに行ってみたいです。もっとたくさん来てもらって、もっと話をしたいです。

小川さん：チエさんとお会いしてまだ3回目です。最初は緊張もしましたし、好きになってもらえるか不安でしたが、少しずつ笑顔を見せてくれるようになり、緊張だけではない時間になってきています。今日も「また来てね」と言うてくれて、嬉しかったです。これから普通の話がたくさんしたいですね。いろいろなところに出かけられたらいいと思います。プライベートな話にこちらからずけずけと入っていくのは良くないと思いますが、チエさんから話してくれるようになるといいですね。いずれなんとなくでも小さな希望みたいなものが吸収できて、それをチエさんから発信してもらえるように自分がお手伝いできるのであれば、力になりたいと思っています。



少しずつ会話が進むようになったチエさんと小川さん

インタビューの全文を動画で視聴できます
<https://sdm-japan.net/what-we-do/follower-system/follower-system-video>



フォロワーシステムを体験してみてどうでしたか？

(フォロワーを支える皆さん)

木本光宣さん：委員会合議体委員及び権利擁護支援専門員(アドボケイト担当) 特定非営利活動法人 ユートピア若宮理事長



先天性の脳性マヒのある障害当事者として日々起こる権利侵害の経験を生かしてアドボケイト活動をやればいいと考え、権利擁護支援専門員をやらせてもらいました。瞬間的に、差別されているとか、権利を奪われているというところを、嗅覚で判断できる、空気を読まずに言えるというのが、私たちが委員会に入る大事な意義だと思います。フォロワーさんがひょっとしていいと思ってやっていることも、「それ、違うよ」って言える場合もあります。フォロワーさんにとっていいサポートができると思います。

長澤幸祐さん：委員会合議体委員及び権利擁護支援専門員(金銭管理監督・アドボケイト担当) 愛知県弁護士会／長澤幸祐法律事務所 弁護士



成年後見だと、どうしても正解を求めがちになってしまう。身の安全や財産の安全を考えると間違っているわけではないけれども、それが本人の意思を尊重しているのかというと、疑問に思うことも結構あります。この制度は、どの事案もとても悩むと思うんです。みんなで悩んで、それぞれのいろいろな経験や知識、立場からいろいろな意見を出し合う。本人のためにみんなで考えるということができれば、本人がより生きやすい仕組みが出来上がっていくと思います。

阪田征彦さん：委員会合議体委員及び事業者(障害福祉) 障がい者支援施設むもん 施設長



権利擁護支援委員会(緑)の役割は、仕組みのキーパーソンだと思います。本人の「やれる」「やれない」というところにフォーカスしてしまうと、多分何もできません。何のためにこれをやるのか、本人が本人らしく生きるためにしたいならやるべきではないのか、そのために終結のあり方をどう捉えるか、というようなところを戻し戻しやっていく議論がとても大事だと思います。強いアドボケイト機能を発揮するには、委員会のような立ち位置がないと難しいのではないのでしょうか。時間はかかりますけどね。

三井克哉さん：委員会合議体委員及び事業者(高齢福祉) 社会福祉法人旭会 特別養護老人ホームくらがいけ 施設長



フォロワーさんは、必要か不要かという情報の仕分けをしない、本人が話したくなるというような存在。対して赤の事業所は、本人の様々な背景が前提条件にあるために、本人の意思を尊重していないことに気づきにくいんです。しかし、フォロワーさんから報告を聴く緑の委員会はそれに気づくことができます。なので、赤の事業所に対して、緑の委員会が教えてあげる関係ができると思います。気づきを得られると、本当の利用者本位を考え直せるきっかけになりますから、サービスの向上につながります。

このフォロワーシステム事業の強みは？

永田佑さん：同志社大学社会学部教授



市民後見人さんは、権限があるがゆえにいろいろ決めなくてはならない。悩むことも多いと思います。フォロワーさんは権限は持たないので、本人に思いだけを聞く。そこにやりがいとか面白さがあるのではないのでしょうか。

市民が参加することで、専門職にはない視点、関わり方ができるというだけでなく、本人もフォロワーさんも新しい価値観や視点を身につけられる。その先には、施設の人達が変わり、地域社会が変わっていくところまで見通せる。地域福祉のゴールを達成していく可能性のある事業だと思います。

安藤亨さん：豊田市 福祉部 よりそい支援課 地域共生・社会参加担当長



フォロワーとして市民の方が関わるからこそ、行政がイメージできる範疇ではなく、フォロワーとして実際に必要だと思ったことをまず活動してもらうことが重要です。

そのため、その活動を受け止め、認めることや、受け止めた後も地域みんなで考えられるように、豊田市では進めてきました。いろいろな人たちの目線や声があると、フォロワーも助けられますし、結果として私たち行政も助けられます。フォロワーだけではなく、地域福祉や権利擁護に関わるいろいろな人たちが役割を分担し、共有できる形をつくることが重要だと考えています。

大地裕介さん：豊田市社会福祉協議会くらし応援副課長／豊田市成年後見センター長



専門職が関わることも大事ですが、やはり市民によるぬくもり、温かみが、地域を良くすると思っているので、フォロワーさんがそっと横について、後押しをしてくれるこの事業は本当に素晴らしいと感じています。フォロワーさんが入って彩りある暮らしになって楽しいという本人の声、枠にとらわれない気づきや学びがあって楽しいというフォロワーさんの声、いろいろな気づきがあって良かったという事業所の職員の声が聞こえてきます。関わる人たちがみんな楽しくなるこのシステムは、やりがいがあると感じています。

大瀧英樹さん：心の病、生きづらさを抱えた人々の活動団体 あいあらく代表



生きづらさを抱えている方というのは孤立傾向というか、周囲の対応で自ら自分の殻に閉じこもっていることがあるので、趣味嗜好を聞いてくれたり、どうしたいのかに寄り添ってくれたりするフォロワーさんは、とても重要なポジションだと思います。本人の思いは、どうでもいい会話の中からポンと出てきたりします。大事なものは、その言葉に気づけるかどうか。気づけば、そこからまた話が展開します。個人では壁を感じても、行政の事業なので展開が期待できる。さらに独立アドボケイトがつくことで、より本人に焦点をあてられる。このシステムは利用者の大きなメリットになると思います。



私たちと一緒に取り組んでみませんか？

私たちSDM-Japanが、皆さんの地域への
フォロワーシステム導入をサポートします！

連絡手段・連絡先

〒305-8572 茨城県つくば市天王台1-1-1 筑波大学人間系障害科学域 名川勝研究室 気付
一般社団法人 日本意思決定支援ネットワーク(SDM-Japan)
E-mail: info@sdm-japan.net URL: <https://sdm-japan.net/contact>



事業実施までのステップ

1. 定期的に実施する学習会等にご参加いただくことにより、フォロワーシステムの仕組みや魅力について学びます。
2. 個別面談等の機会を通じて、フォロワーシステムを活用して取り組みたいと考えているテーマ等をお伺いします。
3. 事業規模、予算等について具体的に協議の上、必要に応じて、国・自治体による補助、日本財団を含む民間団体助成等の可能性を模索します(助成金等が得られることを確約するものではありません)。
4. 当該地域を担当する SDM-Japan メンバーと共に、事業を実施します。SDM-Japan は主として、フォロワーシステムの実施のために必要な体制構築に係るコンサルテーション並びに各種研修講師派遣、本人・フォロワー支援に係るアドボケイト派遣及び事業評価に係る独立調査員の派遣等を行います。

SDM-Japanができること

■ 各種研修講師派遣

- ① フォロワー(青)養成に係る研修を、障害当事者と専門職の共同チームで担当します。
- ② 事業者(赤)、委員会(緑)向け研修として、意思決定支援の基本から始まり、各種意思決定支援に関するガイドラインのポイント解説、意思決定支援に関する専門スキルを学ぶことのできる研修(P14 参照)まで、実施主体の皆さまのご要望に合わせて調整し、適切な講師を派遣します。

■ 本人、フォロワー支援に係るアドボケイト派遣

緩やかなアドボケイトであるフォロワーは「これでフォロワーとしていいのかな」「本人から／事業者から〇〇と言われた。どうしよう」といった悩みが生じることもあります。そこで、SDM-Japan 所定の研修カリキュラムを終え、SDM-Japan が認定した独立アドボケイト(フォロワー支援専門員等)が、伴走者として一定期間フォロワーとの個別面談(対面／オンライン)を実施したり、フォロワー同士が集う場においてフォローアップを担当したりすることが可能です。また、独立した立場から、委員会からの派遣要請に基づき、本人の意思、選好及び価値観の調査及び代弁活動を行うことも可能です。

■ 事業評価に係る独立調査者派遣

SDM-Japan が豊田市、日本財団の三者協働で構築した評価スキームを基に、独立した調査者を現地に派遣し、フォロワーシステムが適切に機能しているかどうかを調査、報告することが可能です。

私たち SDM-Japan が目指す社会

私たち、日本意思決定支援ネットワーク(SDM-Japan)は、
障害のあるなしにかかわらず、誰もが、自信と誇りをもって、Expressed Wish(表出された意思、心からの希望)に基づく意思決定と可能性を追求できる社会を目指しています。

私たちの活動

1. 国内外における様々な意思決定支援に関する理論と実務を集積し、
2. 日本の文化や価値観になじむよう再構成することにより「日本版意思決定支援(SDM)モデル」を開発し、
3. 支援者のスキルを効果的に高められるよう研修を行い、
4. 国内での実践の場づくりを通じて日本版SDMのコンセプトとスキルを全国各地に普及させる

私たちは、

- ・実践的ファシリテーション(PSF)事業
- ・トーキングマット(TM)事業
- ・リスクの捉え直し(PRT)事業
- ・選好に基づく意思決定支援に関するプログラム開発(PREF)事業

を基盤としつつ、
豊田市・日本財団との意思決定支援モデルプロジェクト、
かながわ共同会意思決定支援プロジェクト等、
自治体や福祉関係団体との協働プロジェクトを行っています。



また私たちは、継続的な交流や情報交換をしながら私たちの活動にご協力いただけるサポーターを募集しています。サポーターの皆さまには、様々な特典をご用意しています。

※SDM-Japanのサポーター登録はこちら
(READYFORの継続寄付の仕組みを利用して受け付けています)
▶ <https://readyfor.jp/projects/expressedwish>



人が人と共に歩むとき「この人は何をしてほしいんだろう、どうしたら求めに応えられるのだろう」と普通に思うことを考えれば、意思決定支援はとても基本的な取り組みだと言えます。それは、支援するというよりむしろ「あなたのことを知りたい」と求める姿勢が先に立つものではないでしょうか。

実際にその人の思いを理解するのは容易ではなく、また意思決定支援という言葉が安易に使われている今だからこそ、その基本を皆さんと確認し、日々関わっていくためのスキルを紹介・普及していく。それが私たちの活動です。

その人の wish をもっと知るために。



日本意思決定支援ネットワーク(SDM-Japan)代表理事 名川 勝